

官報

号外 平成十八年三月二十九日

○第百六十四回 参議院会議録第十一号(その一)

平成十八年三月二十九日(水曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第十一号

平成十八年三月二十九日

午前十時開議

第一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案(第百六十三回国会内閣提出、第百六十四回国会衆議院送付)

第四 独立行政法人消防研究所の解散に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、請暇の件
一、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一、日程第一より第九まで
一、法制局長の辞任に関する件
一、法制局長の任命に関する件

○議長(扇千景君) これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。
魚住汎英君、大野つや子君からいずれも海外渡航のため来る四月六日から八日間の請暇の申出がございました。

いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(扇千景君) 御異議ないと認めます。

よって、いずれも許可することに決しました。

○議長(扇千景君) この際、日程に追加して、

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(扇千景君) 御異議ないと認めます。川崎厚生労働大臣。

〔国務大臣川崎二郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(川崎二郎君) 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

政府においては、平成十八年度予算編成の基本方針を閣議決定し、国と地方に関する三位一体の改革を推進することにより、地方の権限と責任を大幅に拡大し、真に住民に必要な行政サービスを地方が自らの責任で自主的、効率的に選択できる幅を拡大するとともに、国、地方を通じた簡素で効率的な行政システムの構築を図ることとしております。

また、一昨年成立した年金制度改正法においては、平成二十一年度までに基礎年金の国庫負担割合を三分の一から二分の一に引き上げることとし、これに向けて平成十七年度及び平成十八年度

において、所要の税制上の措置を講じた上で、国庫負担割合を適切な水準へ引き上げるものとされたところであります。

この法律案は、かかる政府の方針等を受け、児童手当における国庫負担の割合の見直し及び支給対象年齢の引上げ、基礎年金の国庫負担割合の引上げ、国庫補助金等の廃止等の措置を講じるものであります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一は、児童手当及び児童扶養手当の支給に要する費用について、国、都道府県等の負担の割合を見直すとともに、児童手当においては、給付の支給対象年齢について、現行の小学校第三学年修了前までを、小学校修了前までに引き上げることとしております。

第二は、基礎年金の国庫負担割合について、平成十八年度以降は、三分の一に千分の十一を加えた割合から、三分の一に千分の二十五を加えた割合に引き上げることとしております。

第三は、特別養護老人ホーム等の施設整備に充てる都道府県交付金の一般財源化を行うとともに、介護保険施設等における保険給付費について、国と都道府県の負担の割合を見直すこととしております。

第四は、市町村又は都道府県による知的障害児施設等の施設整備に要する費用等について国庫負担の対象外とすることとしております。

最後に、この法律は平成十八年四月一日から施行することとしております。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(扇千景君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。森ゆうこ君。

〔森ゆうこ君登壇、拍手〕

○森ゆうこ君 私は、民主党・新緑風会を代表し、ただいま議題となりました国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案について、関係閣僚に対して質問をします。

少子化が止まりません。平成十七年国勢調査の人口速報値では、我が国の人口が初めて減少に転じたことが明らかになりました。しかも、政府の予想より二年も早く人口減少社会を迎えることになったのです。超少子高齢の人口減少社会、これが近未来の日本の代名詞になるうとしています。将来的な労働力減少、経済成長の鈍化、社会保障負担の増大等は、我が国の国力の著しい低下を招くことは必至です。

少子化担当大臣は、去る三月六日の予算委員会で、厳しい財政制約の中で十分な少子化対策予算を確保したと色をなしました。しかし、平成十八年度の新たな施策は、出産一時金の若干の引上げ、元々支給水準の低い児童手当支給対象者の若干の拡大といったこれまでの施策の二番せんじのようなものばかりであり、少子化担当特命大臣を設けた割には何も緊迫感が感じられません。

今後の少子化対策については六月をめどに報告書を取りまとめると聞いておりますが、将来の世代が子供を産み育てる意欲がわいてくるような力強いメッセージであることを切に願うものです。それができなければ、わざわざ特命担当大臣として任命された意味がないということをまず申し上げておきます。

昨日、国際政治学者との二足のわらじを深く脱ぎ捨て、日本の政治家としていかに生きていくことを決心された少子化担当大臣、何か見解がありましたら伺います。

本法案の中身は、児童手当の拡充というよりも、実は三位一体に伴う国庫負担金の引下げが中心です。真の地方分権を推進する改革であるならば、地方の裁量、自主性の幅を拡大する中で、地域の実情に応じた施策を地方が競い合えるようなものとすべきではなかったでしょうか。

合計特殊出生率も地域によって数値が違います。平成十六年の合計特殊出生率によると、一・七二の沖縄県に対し、東京都は一・〇一。国が基本的な方向を示しつつも地方の主体的かつ効果的な施策を促進させていくことこそ、取るべき選択であると強く申し上げておきます。

さて、平成十八年度末の国及び地方の長期債務残高は七百七十五兆円に上ると見込まれており、我が国の財政は危機的状況にあります。俗にワニの口とも呼ばれる財政収支のギャップは世界最悪の水準にまで広がっており、正に開いた口がふさがらないような状態に陥っています。あこが外れてしまわないよう、聖域なき歳出の削減を徹底し、プライマリーバランスの正常化を図ることが最重要かつ最優先であります。

プライマリーバランスの正常化に向けて、個々の行政サービス効率化するだけでなく、ナショナルミニマムとしての国が行う必要があるものを整理し、地方の裁量にゆだねた方が効率的なサービスについては地方に税源移譲して効率化を図ることが求められます。このように、国、地方を通

じて効率的な行財政システムを構築することは三位一体改革の目的でもあります。

しかし、実際には四兆円の補助金削減と三兆円の税源移譲という数字ばかりが先行し、国の関与が残る国庫負担率の引下げや交付金を中心とする制度改正を行った結果、地方の裁量の幅は拡大せず、行財政システムの効率化も図られておりません。

そもそも、国、地方を通じた行財政システムの効率化に向けた議論を進める前提として、行政サービスの範囲、国と地方の役割を整理することが必要ではなかったでしょうか。今後、行政が何をやるべきでないのか、民間にゆだねるべきものはないのか、行政の役割を根本から見直した上で国と地方がどう役割分担するか、行政が果たすべき役割についての基本理念をまずもって明確にすべきではないかと考えますが、官房長官の見解をお伺いします。

また、三位一体改革により、行財政システムはどれほど効率化されるのか、どれほどの財政効果が国と地方に見込まれるのか、財務大臣、総務大臣、お題目だけではない、目が覚めるような答弁をお聞かせください。

地方の裁量、自主性の幅が拡大するためには、国庫補助負担金を地方の自主財源として移譲することが前提であり、地方に裁量の余地のない事務について国の負担率を引き下げても、それは単なる負担の付け替えにすぎません。

厚生労働省は、昨年度は地方が望んでいない国民健康保険の国庫負担率を引き下げたのに続き、今度は児童手当、児童扶養手当、介護施設給付費の国庫負担率引下げを図ろうとしております。小

泉総理は地方の声を尊重するとこれまで繰り返し発言してきましたが、これらの補助金削減は地方の意向に従ったものとは到底言えません。しかも、今回の児童手当などの国庫負担率引下げは、国の関与を縮小し、地方の裁量、自主性の幅を拡大するという三位一体改革の本来の趣旨を逸脱しており、四兆円の補助金改革を実現するための単なる数合わせにすぎません。

今回の国庫負担率の引下げが地方の裁量、自主性の拡大にどう寄与するのか、そして三位一体改革の目的と国庫負担率引下げという手法に整合性があるのかないのか、財務大臣、厚生労働大臣の見解をお伺いします。

さて、児童手当の財源は複雑な構成になっております。サラリーマン家庭の場合、支給対象児童がゼロ歳から三歳未満であれば、次世代労働力確保の観点から、受給する児童手当の大部分は事業主からの拠出金で賄われています。一方、支給対象児童が三歳から小学校第三学年修了前の場合、受給する児童手当は全額公費で賄われ、事業主からの拠出金はありません。

財源構成が複雑化している背景には、児童手当の理念、目的が十分詰められないまま発足し、その後の財政事情や政治状況等によって制度が変遷してきたという歴史的な経緯があります。とりわけ近年の児童手当法の改正は、少子化対策への取組姿勢をアピールすることを最優先させた児童手当の拡充が行われ、その結果、児童手当制度は理念、目的を見失い、寄せ木細工のような制度になってしまっております。

民主党は、政府の児童手当法等改正案への対案として子ども手当法案を提出いたしております。

子育てする者を社会全体で支援することの重要性を踏まえ、義務教育修了前の全児童を対象に一人当たり月額一万六千円を支給するものであり、財源構成は、複雑化した現行制度とは異なり、将来的には全額国庫負担で賄うこととしております。

この際、いまだ、制度の理念、目的を整理し、だれがどの程度負担すべきなのか、財源構成の在り方についても、全額国庫負担で賄うことを基本に制度を見直すべきではないかと考えます。

厚生労働大臣の見解をお願いいたします。

ところで、さすがに地方の反発を恐れたのか、政府が強く求めていた生活保護費の国庫負担率引下げは見送られました。しかし、政府・与党は、平成十七年十一月三十日、国と地方が一致した適正化方策について速やかに実施し、生活保護の適正化の効果が上がらない場合には、国と地方が必要なる改革について早急に検討、実施することと合意しております。生活保護は、不正受給の問題がある一方、認定を厳しくしたために保護の必要なる人が保護を受けられないという問題が指摘されています。今後、何をもって適正化したととらえ、どう取り組もうとしているのでしょうか。また、適正化の効果について、今後何を指標に検証しようとしているのか、厚生労働大臣の見解をお伺いします。

平成十六年の年金制度改正において、基礎年金国庫負担割合は平成二十一年度までに段階的に三分の一から二分の一に引き上げることになり、その道筋が法律上明記されました。平成十七年度及び平成十八年度は、所要の税制上の措置を講じた上で国庫負担割合を適切な水準へ引き上げることとされ、これに沿って本法案では、定率減税廃止

に伴う増収分のうち二千二百億円を基礎年金国庫負担に上乗せするとしています。

しかし、本法案が成立しても、国庫負担割合は三分の一に千分の二十五が上乗せされるにすぎず、平成十六年改正以降の三年間で国庫負担引上げ財源の確保はほとんど進んでおりません。平成二十一年度に国庫負担二分の一を完了させるためには、今後の抜本的な税制改革を通じ、新たに二・五兆円もの財源を確保する必要があります。

政府・与党は、年金は百年安心などといまだに声高に叫んでおりますが、肝心の財源手当てについては、年金課税の見直しや定率減税の縮減、廃止による増収分の充当によってわずか三千八百億円が手当てされたにすぎず、正に場当たりの対応に終始しております。しかも、十九年度以降の財源措置を講ずるためのプロセスについては全くの白紙であり、これでは、百年安心どころか一年先、二年先ですら見渡せずお先真っ暗、これこそ正確ではないでしょうか。平成二十一年度までに基礎年金国庫負担を二分の一に引き上げるため、どの財源に求めるのか、そのプロセスも含め、財務大臣、厚生労働大臣の見解をお伺いします。

本来の三位一体改革は、地方に税源と権限を完全に移譲し、地方に自主性と効率性を促すことにより、国と地方の財政構造改革とともに実現していくことにあります。そのためには、国からの補助金を原則廃止し、それに見合った税源を移譲することにより、真の意味での地方分権を実現していくことが不可欠であります。

今や先進各国ともに少子化問題に直面していますが、それは七〇年代以降の年金、医療、介護などの社会保障制度の拡充や子供の養育費の増大に伴って、子供を持つことのメリットが減り、コストが増えたからだとも言われております。でも、子供を持つことは、そうした親子間の扶養・被扶養関係の必要性といった打算的なことだけでは語り尽くせない、何物にも代え難いぬくもり、そして掛け替えのない喜びがあります。これは私自身も三人の子の母親として身をもって経験したことでもあります。

しかし、生まれてくる子供たちに親の世代が負担を残すようなことでは、生まれてくる子供たちがかわいそうでもあり、子供を持つことが罪づくりにさえなりかねません。これでは少子化問題も根本的に解決しないでしょう。生まれてくる子供たちが祖国に誇りを持てるような国にすることこそが、我々、今を生きる者の務めであると申し上げ、質問を終わります。(拍手)

（国務大臣川崎二郎君登壇、拍手）
○国務大臣（川崎二郎君） 森議員にお答え申し上げます。三位一体改革と国庫負担率引下げとの関係についてお尋ねがございました。今回の三位一体改革のうち、介護保険施設等の給付費については、介護施設の整備に係る権限を都道府県にゆだねることと併せて、都道府県の役割の見直し等を一体的に行ったものでございまして、また、児童扶養手当については、母子家庭の自立に向けた総合的な支援において地方自治体が果たす役割が大きいこと、児童手当については地方団体から児童扶養手当との整合性について御意見があったことから、負担割合を見直すこととして、社会保障分野においては、国と地方が重層的な

形で分担、協力していくことが不可欠であることから、今後とも地方との信頼関係を大切にすることを基本に行政を進めてまいりたいと考えております。

児童手当の財源構成の在り方についてお尋ねがありました。

児童を養育する家庭の生活の安定と児童の健全育成に資することを目的とする児童手当については、国のみならず、地域福祉の観点から地方が、将来の労働力の維持、確保の観点から事業主が、ともに応分の負担をし、支え合っているものでございます。

こうした考え方を基に、国、地方の財政事情や企業を取り巻く経済情勢を踏まえつつ、多岐にわたる次世代育成支援の在り方や企業における家族手当の在り方と併せ、少子化対策全体的な検討の中で合意を得ていくべきものと考えております。生活保護についてお尋ねがございました。

三位一体改革に関する政府、与党の合意を踏まえ、厚生労働省においては、生活保護の適正化に向けて、資産調査等に関する関係機関との連携強化や不正受給に関する刑事告訴の強化等に取り組むこととしており、地方自治体において資産調査などが的確に行われ、保護の適用や保護費の支給が適正になされているかどうかを指導監査等を通じて見極めてまいりたいと考えております。

最後に、基礎年金の国庫負担引上げについてお尋ねがございました。基礎年金国庫負担割合の引上げについては、平成十六年度年金改正法において、平成十九年度を目途に、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成二十一年度までに

二分の一に引き上げることとされております。本法案により、平成十八年度以降の国庫負担割合を三分の一に二・五%を加えた三五・八%に引き上げることを予定しており、引き続き、税制の抜本的な改革に係る動向を踏まえつつ、所要の財源を確保しながら、平成二十一年度までの二分の一への引上げに向けて着実に努力していきたいと考えております。(拍手)

(国務大臣猪口邦子君登壇、拍手)

○国務大臣(猪口邦子君) 少子化対策についてお尋ねがありました。

少子化の流れを変えるためには、待機児童ゼロ作戦など保育関係事業を引き続き拡充するほか、子育て家庭への経済的支援、仕事と家庭の両立支援、若者の就労支援、また子供の安全についての取組の強化など、幅広い観点からの施策を総合的に組み合わせしていく必要があります。政府としては、子ども・子育て応援プランの推進のほか、少子化社会対策推進会議及び政府・与党協議会において更なる検討を進めております。

私は、関係省庁との連携はもとより、地方公共団体や民間企業への働き掛けに就任以来奔走し、少子化対策の重要性についての理解と合意を得るために全力を尽くしてきました。六月の推進会議の取りまとめでは、国民に対してメッセージ性の強い施策を打ち出し、少子化対策を更に充実させてまいります。(拍手)

(国務大臣安倍晋三君登壇、拍手)

○国務大臣(安倍晋三君) 森議員にお答えをいたします。

行政が果たすべき役割の基本理念についてお尋ねがありました。

官と民との役割分担については、民間にできることは民間にとの観点から、政府はこれまで、民間の活力を生かし、経済の活性化につなげていくとともに、努力をすれば報われる社会を目指してまいりました。また、国と地方との関係については、地方でできることは地方にとの観点から、国は本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、適切に役割分担することが必要であります。

政府としては、引き続きこのような観点から、簡素で効率的な政府の実現を目指すとともに、活力ある経済社会の構築に向けて全力で取り組んでまいります。(拍手)

(国務大臣谷垣禎一君登壇、拍手)

○国務大臣(谷垣禎一君) 森議員にお答えいたします。

まず、三位一体の改革についてお尋ねがございました。

三位一体の改革の趣旨の一つは、国、地方を通じた行政のスリム化であり、こうした方針の下、不要不急な事業の廃止、縮減を図る補助金のスリム化や地方交付税の見直し等を通じて、国と地方の行財政の効率化を進めてきたところです。

具体的には、国庫補助負担金について約一兆円のスリム化の改革を始め、税源移譲に結び付く改革、交付金化の改革を行い、約四・七兆円の改革を実現したところです。また、地方交付税についても、国、地方を通ずる財政構造改革を推進する観点から、地方財政計画における歳出の内容を徹底的に見直し、総額的大幅な抑制を図るなど改革を実現したところであります。

次に、国庫補助負担金改革についてのお尋ねでございますが、三位一体改革における国庫補助負担金改革に当たっては、地方の権限と責任を拡大するとともに、国、地方を通じた行政のスリム化を図る観点から、国と地方の役割や責任の分担の見直しを行っております。

御指摘の国庫負担率の見直しにおいても、地方の役割や責任が拡大されるとともに、必要な財源の税源移譲により地方の自主財源の拡充が図られたところであり、地方にできることは地方に、地方の方針の下、これらの改革全体を通じて、地方の役割や責任が拡大し地方分権が一層推進されたものと考えており、地方からも評価されていると承知しております。

次に、基礎年金の国庫負担割合の引上げについてのお尋ねでございますが、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げについては、平成十六年度年金改正法附則におきまして、平成十九年度を目途に、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で平成二十一年度までに実施することとなっており、今後、この法律の規定を踏まえ、財源の在り方も含め検討していく必要がございます。

現在、歳入歳入一体改革の議論を行っているとありますが、その中で基礎年金の国庫負担割合の引上げの問題も含めて議論を進めていく必要があると、このように考えております。(拍手)

(国務大臣竹中平蔵君登壇、拍手)

○国務大臣(竹中平蔵君) 森ゆうこ議員から一問、三位一体改革による行財政効果についてお尋ねがありました。

地方にできることは地方にという理念の下、国

の関与を縮小し、地方の権限、責任を拡大するとともに、国、地方を通じた行政のスリム化を推進するために三位一体の改革を進めてきたところでございます。その結果、三兆円の税源移譲、四兆七千億円の補助金改革などを行うことといたしました。

これにより、まず財政面では、平成十六年度から十八年度にかけて、地方交付税総額を臨時財政対策債を含めて五・一兆円抑制いたしました。これは、地方財政計画における歳出を抑制することなどによって、言うまでもなく、地方が行財政改革に懸命に努力してきたことによるものでございます。

また、行政面では、補助金交付の煩雑な手続事務が不要になりまして効率化されます。事務量の削減を数量的に把握するのは困難ではありますが、地域の実情に応じた行政を行うことで無駄がなくなり、効率化が進むと考えております。

いずれにしても、地方団体におかれては、この成果を生かして、自らの創意工夫と責任で、より効率的な行財政を行うことを期待をしております。(拍手)

○議長(扇千景君) 山本保君。

(山本保君登壇、拍手)

○山本保君 私は、公明党を代表しまして、たまたま議題となりました内閣提出の国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案について、川崎厚生労働大臣に質問いたします。

まず、児童手当制度の拡充についてお聞きします。

法案では、昨年の与党合意に基づき、子育て支援の柱である児童手当支給対象年齢が現在の小学校三年修了までから小学六年修了までに拡大されます。所得制限も、夫婦と子供二人のサラリーマン世帯の場合、年収約七百八十万円が八百六十万円に、また、自営業者の場合は約五百九十六万円から七百八十万円へと緩和されます。これにより、八五％の支給率が九〇％に拡大され、支給対象児童数は新たに三百七十万人増え、千三百十万人に達します。

児童手当について公明党は、昨年の衆院選マニフェストの中で、平成十八年度に小学校六年生までの対象年齢引上げと所得制限の緩和を訴えました。今回、与党合意に基づき拡大されることを高く評価いたします。さらに、マニフェストでは次の段階として支給対象を中学三年生まで引き上げ、支給額も第一子と第二子は一万円、第三子以降は二万円へと倍増を目指すことを明らかにしています。

厚生労働大臣、今回の改正の意味、効果と今後の更なる拡充の見通しについて伺いたいと思います。

少し経緯を申し上げますと、児童手当制度は、昭和三十年代から自民党内閣もその必要性を認め、早期実現を与野党一致して決議いたしております。公明党は当時野党でありましたが、昭和四十三年四月に、児童手当制度の新設と早期実現を目指し、児童手当法案要綱をまとめ、議員立法として提案しました。その間、東京都を始めとして、地方議員の尽力により三百以上の自治体で先行実施されていたものです。

ようやく昭和四十七年に制度化され、その後

四十年間、公明党は一貫して拡充を主張、特に連立政権に参加してからは粘り強く政府・自民党を説得してまいりました。その結果、平成十二年度に支給対象を小学校就学前に拡大、翌年に所得制限を大幅に緩和、十六年度には対象を小学校三年修了前までに引き上げ、今回は六年修了前まで拡充いたしました。この約七十年間で支給対象児童数は五・四倍にも拡大されたことになります。

この場をおかりしまして、公明党は今後も児童手当制度の拡充に取り組み決意を申し上げます。

次に、三位一体改革について伺います。

今回の改革に伴い、国と地方公共団体の負担割合の見直しと負担金、補助金の廃止、一般財源化が行われることとなります。そこで、国の重要な責任が地方に移っていくことになるわけですが、社会保障の分野においては質の低下はないだけでは改革にならないと思います。地方と責任を分かち合うことで、これまで以上に細やかなサービスにしなければなりません。厚生労働大臣の覚悟のほどをお聞きます。

今回、最終的には児童扶養手当等の負担率の引下げ等で決着をしたわけですが、その過程におきまして生活保護費ですとか私立保育園運営費などが次々と組上に上がり、何かお金の数字合わせの様相を呈したことは残念に思っております。

五千億円を割り振るということは財政の論理です。それに対し、厚労省としての社会保障改革のプランを明確に示せなかったように感じます。国と地方の責任分担の在り方や、水準維持・向上の責任の在りか、また費用負担などについて、社会保障政策の目指すべき将来計画と工程表のにつとめた対応を示すべきではなかったのでしょうか。

か。内部にいる専門家にとっては改革は難しいという面があります。小泉首相のような方が数値目標だけを示す方法も有効だと思います。ただ、現場の専門家としては、その枠内で将来像と優先順位を普通の方に分かりやすく説明する責任があります。今回について、またこれからの対応について、大臣の所感を伺います。

この際、国民の関心の高い介護保険料の引上げに関連してお聞きしたい。

高齢化の進展による利用者の拡大要因から、介護サービス利用が増え、保険料が上がることは私もやむを得ないとは思いますが、私は現在の介護保険制度の問題点として、何でも金の風潮が定着しつつあるのではないかと心配しています。というのは、無料や低価格のボランティアさんなどが介護の現場から締め出されているように感じるからです。

福祉というものは医療等と異なりまして、専門家による高額のサービスとともに、一方、だれでも助け手になれる制度のほずであります。私は、

六年前、介護保険法創設当時の質疑で、実際のサービス費用とは無関係のそれまで担当していた公務員給料が例えばヘルパー費用の基準とされていることに強く反対し、その結果、介護保険法第四十一条各号などに、サービスの支払は実際に掛かった費用を基本とする、大臣の定める法定単価は支払の上限であると、こういうふうに定めています。ところが、この五年間、どこも法定単価に高止まり、果てはボランティアの締め出しすら行われています。

厚労省は、この法の趣旨を自治体にきちんと周知すべきです。それを受け、自治体はサービス価

格の公開とボランティア等の振興に努めるべきだと主張します。大臣の所感をお聞きします。

最後に、子育て支援の考え方について大臣の考えを伺います。

現在の子育て支援策は、平成二年、一・五七ショックを受けた海部内閣が発表した「健やかに子どもを生み育てる環境づくり」が基本になっています。もつと子供を産んでくださいという人口政策に踏み込むのではなく、若い両親が楽しく豊かに子育てができ、将来の安心を感じられる社会環境をつくらうというものであります。余談ですが、私は、当時、厚生省の担当官として、この政策発表のとき初めて首相官邸に入りまして、海部総理の後ろで緊張して説明員として立っていたことを思い出します。つまり、産めよ増やせよのように、国や社会のために人口を増やそうという政策は一見正しそうですが、実は、これは社会や国のために人口を減らそうという政策と同じ根を持つものであり、国はこの政策を取ってはならないものであります。

この環境づくり政策は、その意味で的を得たものと思いますが、私は何か一つ欠けているように思います。例えば、先日夜、地元のローカル線電車の中で若い御夫婦が小さな男の子を中心に愛情あふれるやり取りをしているのを見ました。決して豊かなような外見ではありませんでした。決してかわいくて仕方がないというその姿に心がじいんといたしました。思わず、この幸せをいつまでもと願いました。また、障害を持った子供さんを持つお母さんが、当初はなぜ自分だけがこんなふうな、そういう気持ちをだんだん乗り越え、力強く本当に豊かな人生を歩んでいる姿に胸を打た

れるわけでありませう。

確かに、多くのアンケート調査の結果は経済的な負担の軽減を求めている人が多いことを示しておりますけれども、例えばそのお金で何をしたいのかまで調査されているのだろうかとかと気掛かりであります。保育所をつくっても子育ての放棄を助長するにすぎないという意見、それにどう反論すればいいのだろうか。子供が生まれたら何百万円あればいいというような施策、意見はどこかおかしいのではないだろうか。

そこで、大臣、子育てのいろいろな理想像や体験などをもっと強力に訴えてみたらどうでしょうかと御提案したいのです。

本来、厚生行政は文教行政と違ひましてお説教はしない役所でございます。お年寄りや大人を相手に、対象とするのですから当然であります。ですから、施策の基本が条件整備であり、イコール環境づくりなわけでありませう。

しかし、私は、子育てについてはもっと発言してよいのではないかと思っております。児童の権利条約にも、子供はより良い家庭環境の中で育つという、その権利を持つと定めております。お説教にならないよう、子育ての奥深さ、献身の美しさ、充実感を訴えるキャンペーンをしようとお考えになりませんか。

私の、子供の福祉への心の思いの一端をお話いたしましたして、質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣川崎二郎君登壇、拍手)

○国務大臣(川崎二郎君) 山本議員から五点、御質問がございました。

まず第一に、児童手当についてお尋ねがありました。

児童手当については、今回の改正を含む累次の改正により、児童を養育する家庭の生活の安定及び児童の資質の向上に資するものと考えております。

今後の見通しについては、子育てに関する負担感が様々であることから、児童手当等の経済的支援のみならず、多岐にわたる次世代育成支援策について、税制や企業の賃金体系との関係も踏まえ、総合的に検討を進めていくことが重要と考えております。いずれにせよ、与党とよく相談しながら進めてまいりたいと考えております。

三位一体改革に関連して、国と地方の役割分担についてお尋ねがございました。

国民の安心と生活の安定を図る社会保障分野においては、国と地方自治体が重層的な形で役割分担、連携をしながら、国は制度の枠組みづくりに加えて地域の多様な取組を支援する一方、地方自治体は自主性、裁量性を発揮し、地域の特性やニーズを的確に踏まえたきめ細やかな施策を推進していくことが重要であると考えております。

こうした観点から、年金制度については主に国の責任として取り組む一方、地域の実情に応じた運営が望ましい介護や福祉などは主に市町村の役割として推進しております。

また、医療制度については、今回の医療制度改革において、都道府県を中心に広域的に改革を進めていく方向性を提案したところであり、今後とも、国と地方が協力しながら社会保障行政を進めてまいりたいと考えております。

三位一体改革の進め方についてお尋ねがございました。

今回の改革においては、地方六団体から提案のあった事業のうち、一昨年度、昨年度の改革で残ったものについて、地方と協議を行い、合意を得られたものから廃止、縮減を行ったものであり、今後とも、地方との信頼関係を大切にすることを基本に置いて、国と地方が協力しながら社会保障行政を進めてまいりたいと考えております。

介護保険法の趣旨とボランティア振興についてお尋ねがございました。

御指摘のように、介護保険制度における法定単価が支払の上限であることについては、保険者等に対し制度の周知に努めてまいりたいと考えます。

介護サービスについては、指定基準を満たせば参加が可能となっており、御指摘のボランティアを活用する場合を含め、地域の多様な主体によるサービス提供を支援してまいりたいと考えます。

高齢者の生活は、介護保険サービスののみならず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動などの多様な社会資源を有機的に結び付けて支えていくことが必要であり、本年四月から市町村において実施される地域支援事業は、ボランティア活動の振興にも一定の役割を果たしていくものと考えております。

最後に、子育て支援の考え方についてお尋ねがございました。

子育てしやすい環境づくりの一環として、子育ての大切さを訴えていくことは重要と考えており、少子化対策大綱においても、子供を産み育てることの意義、子供や家庭の大切さについて理解

を深める取組を推進することなどが盛り込まれております。

孤独な育児は、負担感も強く、つらいことも多いと考えます。すべての市町村において、地域住民や関係者が参加し、子育てについてともに考える機会を持つことを推進し、地域社会全体で子育てを応援する意識がはぐくまれた楽しい子育てを実現してまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(扇千景君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(扇千景君) 日程第一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四條についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長舩添要一君。

舩添要一君

(審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載)

(舩添要一君登壇、拍手)

○舩添要一君 ただいま議題となりました協定につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この協定は、現行の在日米軍駐留経費負担特別協定の有効期間が本年三月三十一日までとなっていることにかんがみ、在日米軍従業員に対する基

本給等の支払に要する経費、在日米軍が公用のため調達する電気、ガス等の支払に要する経費、我が国の要請に基づき、在日米軍の訓練の移転に伴って追加的に必要となる経費を、引き続き我が国が負担することを規定するとともに、合衆国がこれらの経費の節約に努めること等について定めるものでありまして、二〇〇八年三月三十一日まで効力を有するものとされておりまして、

委員会におきましては、特別協定締結の意義と日米安保体制、我が国が駐留経費を負担する理由、在日米軍従業員に係る労働基準法違反への対応、米国による駐留経費節約の努力、在日米軍再編協議の状況等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党の緒方委員より反対、自由民主党及び公明党を代表して自由民主党の浅野理事より賛成、社会民主党・護憲連合の大田委員より反対する旨、それぞれ意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本件は多数をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十四
賛成 二百十八
反対 十六

よつて、本件は承認することに決しました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 日程第二 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。法務委員長弘友和夫君。

(審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載)

(弘友和夫君登壇、拍手)

○弘友和夫君 た、だいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所職員の定員を改め、裁判官のうち、判事の員数を四十人、判事補の員数を三十五人、また、裁判官以外の裁判所職員の員数を三人、それぞれ増加しようとするものであります。

委員会におきましては、裁判所職員の定員を法定する意義、官民を含めた司法の担い手の役割、将来の裁判所の全体像を把握する必要性、裁判所職員の役割と繁忙の実態等について質疑が行われ

ましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十六
賛成 二百三十六
反対 〇

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 日程第三 独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案(第百六十三回国会内閣提出、第百六十四回国会衆議院送付)

日程第四 独立行政法人消防研究所の解散に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長世耕弘成君。

(審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載)

(世耕弘成君登壇、拍手)

○世耕弘成君 た、だいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案は、情報通信技術分野の中核的研究機関である独立行政法人情報通信研究機構について、より一層効率的かつ効果的に業務遂行ができるよう、その組織形態をいわゆる非公務員型の独立行政法人にしようとするものであります。

次に、独立行政法人消防研究所の解散に関する法律案は、国の消防機能の強化を図るため、独立行政法人消防研究所を解散し、その事務を国が引き継ぐとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、非公務員型の独立行政法人とする意義、日本標準時の新システム導入と機構職員の非公務員化との関連、国の消防機能の強化目的と職員半減との整合性、非公務員化に伴う職員の雇用確保、ファイル共有ソフトに係る暴露ウイルス対策、基盤技術円滑化法に基づく研究委託の実績と評価等について質疑が行われました。

質疑を終局し、情報通信研究機構法の一部を改正する法律案について討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して藤本祐司委員より、日本共産党を代表して吉川春子委員より、社会民主党・護憲連合を代表して又市征治委員より、そ

れぞれ反対する旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案は多数をもって、独立行政法人消防研究所の解散に関する法律案は全会一致をもって、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。まず、独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕
○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕
○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十四
賛成 百三十二
反対 百二
よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 次に、独立行政法人消防研究所の解散に関する法律案の採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕
○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕
○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十三
賛成 二百三十三
反対 ○
よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第五 関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。財政金融委員長池口修次君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

○池口修次君 登壇、拍手
た、だいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、暫定関税率等の適用期限の延長、税関における水際取締りの強化、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府

との間の協定に伴う関税の緊急措置の導入等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、知的財産侵害物品等の水際取締りの必要性、今後の経済連携協定の方向性、日本の農業と関税政策との関係等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕
○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕
○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十四
賛成 二百三十四
反対 ○
よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第六 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。農林水産委員長岩城光英君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

○岩城光英君 登壇、拍手
た、だいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、農林水産省所管の独立行政法人に係る改革を推進するため、平成十七年度末に中期目標期間が終了する農業・生物系特定産業技術研究機構等四法人を統合するとともに、水産総合研究センター等二法人を統合するほか、統合後の法人を含む十法人の役職員の身分を非公務員化する等のために必要な措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、政策課題に的確に対応できる試験研究体制の在り方と国の責任、多様な地域農業に活用できる技術の開発と普及の必要性、民間との研究交流の在り方、役職員の非公務員化の理由、農業者大学校を廃止する理由等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して紙委員より、本法律案に反対である旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十五

賛成

百三十三

反対

百二

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第七 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長山下英利君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔山下英利君登壇、拍手〕

○山下英利君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、厚生労働省所管の独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人産業医学総合研究所を解散し、その業務を独立行政法人労働安全衛生総合研究所に承継させるとともに、独立行政法人労働安全衛生総合研究所及び独立行政法人国立健康・栄養研究所を特定独立行政法人以外の独立行政法人とする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、各研究所の業務を効率化する必要性、役職員を非公務員化する意義とその影響、調査研究業務及び人事交流の今後の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して津田弥太郎委員、日本共産党を代表して小池晃委員及び社会民主党・護憲連合を代表して福島みずほ委員より、それぞれ反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。

す。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十五

賛成

百三十三

反対

百二

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第八 運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長長羽田雄一郎君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔羽田雄一郎君登壇、拍手〕

○羽田雄一郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近の運輸分野における事故等の発生状況にかんがみ、運輸の安全性の向上を図るため、運輸事業者に対する安全管理規程の作成及び届出の義務付け、航空・鉄道事故調査委員会の所掌事務の追加を行うとともに、踏切道の改良に係る補助の期間を延長する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、経済的規制緩和が公共交通の安全に及ぼす影響、安全統括管理者の職務遂行に向けた体制整備、航空等のトラブルに係る情報公開の推進策、連続立体交差事業の促進、航空・鉄道事故調査委員会の業務及び組織の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十五

賛成

二百三十五

反対

〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第九 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教科学委員長中島啓雄君。

(審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載)

(中島啓雄君登壇、拍手)

○中島啓雄君 たいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の結果を御報告申し上げます。

本法律案は、義務教育費国庫負担金の国庫負担率を二分の一から三分の一に改めるとともに、公立義務教育諸学校等の設置者に対し、施設整備に充てるための一括交付金を交付する制度を創設するほか、現在、構造改革特区において認められている市町村費負担教職員任用事業を全国展開しようとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、国庫負担率引下げの経緯と地方財政に及ぼす影響、引下げ後の地方公共団体における教職員配置や給与水準の見通し、耐震化の推進を始めとした今後の学校施設整備の方策、市町村費負担教職員の処遇や人事の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して林委員より、日本共産党を代表して井上委員より、それぞれ反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十五
賛成 百三十三
反対 百二

よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) この際、お諮りいたします。

本院法制局長河野久君から法制局長を辞任したいとの申出がございました。

同君の辞任を承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(扇千景君) 御異議ないと認めます。よって、承認することに決しました。

○議長(扇千景君) つきましては、この際、法制局長の任命に関する件についてお諮りをいたします。

法制局長に大島稔彦君を任命したいと存じます。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(扇千景君) 御異議ないと認めます。

よって、本件は承認されました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十四分散会

出席者は左のとおり。

議長 扇 千景君
副議長 角田 義一君

議員
近藤 正道君 遠山 清彦君
鰐淵 洋子君 又市 征治君
谷合 正明君 西田 実仁君
坂本由紀子君 大田 昌秀君
澤 雄二君 浮島とも子君
浜田 昌良君 小泉 昭男君
山本 貞雄君 渡辺 孝男君
山本 香苗君 高野 博師君
福本 潤一君 木村 仁君
佐藤 昭郎君 福島みずほ君
加藤 修一君 山本 保君
松 あきら君 弘友 和夫君
加納 時男君 岩城 光英君
山下 栄一君 荒木 清寛君
魚住裕一郎君 太田 豊秋君

浅野 勝人君 山崎 力君
金田 勝年君 浜四津敏子君
風間 昶君 白浜 一良君
草川 昭三君 木庭健太郎君
狩野 安君 魚住 汎英君
山崎 正昭君 竹中 平蔵君
杵掛 哲男君 山谷えり子君
愛知 治郎君 野上浩太郎君
岡田 広君 有村 治子君
末松 信介君 中川 雅治君
中村 博彦君 二之湯 智君
西島 英利君 野村 哲郎君
小池 正勝君 北川イツセイ君
岸 信夫君 河合 常則君
荻原 健司君 椎名 一保君
中川 義雄君 山内 俊夫君
世耕 弘成君 山下 英利君
関口 昌一君 藤野 公孝君
小泉 顕雄君 段本 幸男君
常田 享詳君 田村 公平君
田浦 直君 大野つや子君
伊達 忠一君 国井 正幸君
阿部 正俊君 林 芳正君
鈴木 政二君 三浦 一水君
松村 龍二君 岸 宏一君
中原 爽君 泉 信也君
景山俊太郎君 溝手 顕正君
松田 岩夫君 吉村剛太郎君
佐藤 泰三君 尾辻 秀久君
清水嘉与子君 小野 清子君
鴻池 祥肇君 田中 直紀君

若林 正俊君	片山虎之助君	小林 正夫君	柳澤 光美君	高橋 千秋君	谷 博之君	議長の報告事項
小斉平敏文君	小林 温君	喜納 昌吉君	加藤 敏幸君	神本美恵子君	緒方 靖夫君	一昨二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
長谷川憲正君	亀井 郁夫君	主濱 了君	芝 博一君	小池 晃君	大江 康弘君	内閣委員
松村 祥史君	水落 敏栄君	山根 隆治君	池口 修次君	榑葉賀津也君	朝日 俊弘君	内閣委員
山本 順三君	田村 秀昭君	若林 秀樹君	平野 達男君	小川 勝也君	家西 悟君	秋元 司君
荒井 広幸君	田村耕太郎君	森 ゆうこ君	辻 泰弘君	工藤堅太郎君	吉川 春子君	外交防衛委員
岡田 直樹君	秋元 司君	大塚 耕平君	松井 孝治君	市田 忠義君	奥石 東君	富岡由紀夫君
柏村 武昭君	松山 政司君	広野ただし君	高嶋 良充君	江田 五月君	前田 武志君	財政金融委員
舩添 要一君	加治屋義人君	佐藤 雄平君	小川 敏夫君	北澤 俊美君	円より子君	片山虎之助君
藤井 基之君	西銘順志郎君	櫻井 充君	福山 哲郎君	岡崎トミ子君	佐藤 泰介君	白 眞勲君
川口 順子君	中島 啓雄君	内藤 正光君	藤原 正司君	築瀬 進君	柳田 稔君	山口那津男君
荒井 正吾君	大仁田 厚君	直嶋 正行君	山本 孝史君	峰崎 直樹君		山口那津男君
後藤 博子君	脇 雅史君	小林 元君	佐藤 道夫君			補欠
鶴保 庸介君	森元 恒雄君	和田ひろ子君	今泉 昭君	総務大臣	竹中 平蔵君	補欠
岩永 浩美君	山本 一太君	伊藤 基隆君	郡司 彰君	法務大臣	杉浦 正健君	補欠
中島 眞人君	橋本 聖子君	田名部匡省君	渡辺 秀央君	外務大臣	麻生 太郎君	補欠
矢野 哲朗君	保坂 三蔵君	西岡 武夫君	広中和歌子君	財務大臣	谷垣 禎一君	補欠
武見 敏三君	市川 一朗君	千葉 景子君	山下八洲夫君	文部科学大臣	小坂 憲次君	補欠
南野知恵子君	岩井 國臣君	大石 正光君	平田 健二君	厚生労働大臣	川崎 二郎君	補欠
北岡 秀二君	谷川 秀善君	蓮 舫君	林 久美子君	農林水産大臣	中川 昭一君	補欠
青木 幹雄君	西田 吉宏君	広田 一君	仁比 聡平君	国土交通大臣	北側 一雄君	補欠
陣内 孝雄君	中曽根弘文君	島田智哉子君	大久保 勉君	国務大臣	安倍 晋三君	補欠
真鍋 賢二君	山東 昭子君	前川 清成君	小林美恵子君	(内閣官房長官)		補欠
竹山 裕君	櫻井 新君	松岡 徹君	津田弥太郎君	国務大臣	猪口 邦子君	補欠
関谷 勝嗣君	倉田 寛之君	犬塚 直史君	水岡 俊一君	(内閣府特命担当大臣)		補欠
鈴木 陽悦君	尾立 源幸君	紙 智子君	鈴木 寛君	文化・男女共同参画)		補欠
藤末 健三君	松下 新平君	岩本 司君	岩本 寛君	厚生労働副大臣	中野 清君	補欠
糸数 慶子君	木俣 佳丈君	黒岩 宇洋君	下田 敦子君			補欠
藤本 祐司君	足立 信也君	大門実紀史君	井上 哲士君			補欠
那谷屋正義君	白 眞勲君	浅尾慶一郎君	羽田雄一郎君			補欠

官 報 (号 外)

決算委員	辞任	補欠	坂本由紀子君	大仁田 厚君	行政監視委員	辞任	補欠	蓮 舫君	小川 勝也君	福島みずほ君	近藤 正道君	議院運営委員	辞任	補欠	浅尾慶一郎君	白 眞勲君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 沖縄及び北方問題に関する特別委員	辞任	補欠	谷合 正明君	弘友 和夫君	同日議長は、次の衆議院提出案を法務委員会に付託した。 執行猶予者保護観察法の一部を改正する法律案 (衆第一〇号)	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。 通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案(閣法第二五号) 総務委員会に付託 犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案(閣法第二六号) 法務委員会に付託 独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律案(閣法第三五号)	財政金融委員会に付託 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律案(閣法第一五号)	文教科学委員会に付託 独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律案(閣法第七号)	経済産業委員会に付託 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案(閣法第一〇号)	国土交通委員会に付託 独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号) 環境委員会に付託 同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。 地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関し承認を求めるの件	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 平成十八年度一般会計予算 平成十八年度特別会計予算 平成十八年度政府関係機関予算 平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案 所得税法等の一部を改正する等の法律案 国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案	地方税法等の一部を改正する法律案 地方交付税法等の一部を改正する法律案 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 普天間飛行場における国連軍地位協定の位置付けと在日米軍基地再編に関する質問主意書(白眞勲君提出(第四一号))	同日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。 平成十八年度一般会計予算 平成十八年度特別会計予算 平成十八年度政府関係機関予算 同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。 平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律 所得税法等の一部を改正する等の法律 国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律 地方税法等の一部を改正する法律 地方交付税法等の一部を改正する法律 昨二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員	辞任	補欠	片山虎之助君	秋元 司君	総務委員	辞任	補欠	那谷屋正義君	神本美恵子君	法務委員	辞任	補欠	前川 清成君	家西 悟君	財政金融委員	辞任	補欠	秋元 司君	片山虎之助君	富岡由紀夫君	山根 隆治君	浜田 昌良君	山口那津男君	文教科学委員	辞任	補欠	神本美恵子君	那谷屋正義君	厚生労働委員	辞任	補欠	阿部 正俊君	松村 祥史君	家西 悟君	前川 清成君	経済産業委員	辞任	補欠	松村 祥史君	阿部 正俊君	山根 隆治君	富岡由紀夫君	山口那津男君	浜田 昌良君	予算委員	辞任	補欠	坂本由紀子君	大仁田 厚君	決算委員	辞任	補欠	大仁田 厚君	坂本由紀子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 災害対策特別委員	辞任	補欠	那谷屋正義君	神本美恵子君	同日議長は、次の衆議院提出案を災害対策特別委員会に付託した。 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆第二二号) 同日委員長から次の報告書が提出された。 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第一三三号) 審査報告書 独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案(第六十三回国会閣法第九号) 審査報告書 独立行政法人消防研究所の解散に関する法律案(閣法第二四号) 審査報告書
------	----	----	--------	--------	--------	----	----	------	--------	--------	--------	--------	----	----	--------	-------	--	----	----	--------	--------	--	---	--	--	--	---	--	--	--	----	----	--------	-------	------	----	----	--------	--------	------	----	----	--------	-------	--------	----	----	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	----	----	--------	--------	--------	----	----	--------	--------	-------	--------	--------	----	----	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------	----	----	--------	--------	------	----	----	--------	--------	--	----	----	--------	--------	---

関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第二七号)審査報告書

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案(閣法第一九号)審査報告書

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案(閣法第一八号)審査報告書

運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律案(閣法第一号)審査報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣法第一号)審査報告書

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律案(閣法第一六号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。
沖繩に関する特別行動委員会合意に基づく米海兵隊普天間航空基地の代替基地建設計画頓挫に関する質問主意書(喜納昌吉君提出)(第四二号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。
女川原子力発電所の耐震安全性に関する質問主意書(近藤正道君提出)(第四三三号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員喜納昌吉君提出国内駐在大使の任務と必要性に関する質問に対する答弁書(第四〇号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員喜納昌吉君提出国内駐在大使の任務と必要性に関する質問に対する答弁書(第四〇号)

投票者氏名

日程第一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

賛成者氏名

二二八名

阿部 正俊君	愛知 治郎君	佐藤 泰三君	脇 雅史君	足立 信也君
青木 幹雄君	秋元 司君	櫻井 新君	浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君
浅野 勝人君	荒井 正吾君	清水嘉与子君	伊藤 基隆君	家西 悟君
有村 治子君	泉 信也君	陣内 孝雄君	池口 修次君	犬塚 直史君
市川 一朗君	岩井 國臣君	鈴木 政二君	今泉 昭君	岩本 司君
岩城 光英君	岩永 浩美君	関口 昌一君	江田 五月君	小川 勝也君
魚住 汎英君	小野 清子君	田浦 直君	小川 敏夫君	尾立 源幸君
尾辻 秀久君	大仁田 厚君	田村 公平君	大石 正光君	大江 康弘君
大野つや子君	太田 豊秋君	伊達 忠一君	大久保 勉君	大塚 耕平君
岡田 直樹君	岡田 広君	竹山 裕君	武見 敬三君	岡崎トミ子君
荻原 健司君	加治屋義人君	谷川 秀善君	段本 幸男君	神本美恵子君
加納 時男君	狩野 安君	常田 享詳君	鶴保 庸介君	北澤 俊美君
景山俊太郎君	柏村 武昭君	中川 雅治君	中川 義雄君	黒岩 宇洋君
片山虎之助君	金田 勝年君	中島 啓雄君	中島 眞人君	小林 正夫君
川口 順子君	河合 常則君	中曾根弘文君	中原 爽君	奥石 東君
木村 仁君	岸 宏一君	中村 博彦君	二之湯 智君	佐藤 道夫君
岸 信夫君	北岡 秀二君	西島 英利君	西田 吉宏君	櫻井 充君
北川イッセイ君	杓掛 哲男君	西銘順志郎君	野上浩太郎君	島田智哉子君
国井 正幸君	倉田 寛之君	野村 哲郎君	南野知恵子君	榛葉賀津也君
小池 正勝君	小泉 昭男君	橋本 聖子君	林 芳正君	田名部匡省君
小泉 顕雄君	小齊平敏文君	藤井 基之君	藤野 公孝君	高橋 千秋君
小林 温君	後藤 博子君	保坂 三蔵君	真鍋 賢二君	千葉 景子君
鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君	舩添 要一君	松村 祥史君	津田弥太郎君
		三浦 一水君	水落 敏栄君	那谷屋正義君
		溝手 顕正君	森元 恒雄君	直嶋 正行君
		矢野 哲朗君	山内 俊夫君	羽田雄一郎君
		山崎 力君	山崎 正昭君	林 久美子君
		山下 英利君	山谷えり子君	平野 達男君
		山本 一太君	山本 順三君	広中和歌子君
		吉村剛太郎君	若林 正俊君	福山 哲郎君
				藤本 祐司君

坂本由紀子君	脇 雅史君	足立 信也君
山東 昭子君	浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君
椎名 一保君	伊藤 基隆君	家西 悟君
末松 信介君	池口 修次君	犬塚 直史君
世耕 弘成君	今泉 昭君	岩本 司君
関谷 勝嗣君	江田 五月君	小川 勝也君
田中 直紀君	小川 敏夫君	尾立 源幸君
田村耕太郎君	大石 正光君	大江 康弘君
竹中 平蔵君	大久保 勉君	大塚 耕平君
武見 敬三君	岡崎トミ子君	加藤 敏幸君
段本 幸男君	神本美恵子君	喜納 昌吉君
鶴保 庸介君	北澤 俊美君	工藤堅太郎君
中川 義雄君	黒岩 宇洋君	郡司 彰君
中島 眞人君	小林 正夫君	小林 元君
中原 爽君	奥石 東君	佐藤 泰介君
二之湯 智君	佐藤 道夫君	佐藤 雄平君
西田 吉宏君	櫻井 充君	芝 博一君
野上浩太郎君	島田智哉子君	主濱 了君
南野知恵子君	榛葉賀津也君	鈴木 寛君
林 芳正君	田名部匡省君	高嶋 良充君
藤野 公孝君	高橋 千秋君	谷 博之君
真鍋 賢二君	千葉 景子君	ヅルキンメルテ君
松村 祥史君	津田弥太郎君	辻 泰弘君
松山 政司君	那谷屋正義君	内藤 正光君
水落 敏栄君	直嶋 正行君	西岡 武夫君
森元 恒雄君	羽田雄一郎君	白 眞勲君
山内 俊夫君	林 久美子君	平田 健二君
山崎 正昭君	平野 達男君	広田 一君
山谷えり子君	広中和歌子君	広野ただし君
山本 順三君	福山 哲郎君	藤末 健三君
若林 正俊君	藤本 祐司君	藤原 正司君

前川 清成君	前田 武志君	仁比 聡平君	吉川 春子君	鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君	山谷えり子君	山本 一太君
松井 孝治君	松岡 徹君	大田 昌秀君	近藤 正道君	佐藤 泰三君	坂本由紀子君	山本 順三君	吉村剛太郎君
松下 新平君	円 より子君	福島みずほ君	洲上 貞雄君	櫻井 新君	山東 昭子君	若林 正俊君	脇 雅史君
峰崎 直樹君	森 ゆうこ君	又市 征治君	糸数 慶子君	清水嘉与子君	椎名 一保君	足立 信也君	浅尾慶一郎君
築瀬 進君	柳澤 光美君			陣内 孝雄君	末松 信介君	朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
柳田 稔君	山下八洲夫君			鈴木 政二君	世耕 弘成君	家西 悟君	池口 修次君
山根 隆治君	山本 孝史君			関口 昌一君	関谷 勝嗣君	犬塚 直史君	今泉 昭君
蓮 舫君	和田ひろ子君			田浦 直君	田中 直紀君	岩本 司君	江田 五月君
若林 秀樹君	渡辺 秀央君	阿部 正俊君	愛知 治郎君	田村 公平君	田村耕太郎君	小川 勝也君	小川 敏夫君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君	青木 幹雄君	秋元 司君	伊達 忠一君	竹中 平蔵君	尾立 源幸君	大石 正光君
浮島とも子君	加藤 修一君	浅野 勝人君	荒井 正吾君	竹山 裕君	武見 敬三君	大江 康弘君	大久保 勉君
風間 昶君	草川 昭三君	有村 治子君	泉 信也君	谷川 秀善君	段本 幸男君	大塚 耕平君	岡崎トミ子君
木庭健太郎君	澤 雄二君	市川 一朗君	岩井 國臣君	常田 享詳君	鶴保 庸介君	加藤 敏幸君	神本美恵子君
白浜 一良君	高野 博師君	岩城 光英君	岩永 浩美君	中川 雅治君	中川 義雄君	喜納 昌吉君	北澤 俊美君
谷合 正明君	遠山 清彦君	魚住 汎英君	小野 清子君	中島 啓雄君	中島 眞人君	工藤堅太郎君	黒岩 宇洋君
西田 実仁君	浜田 昌良君	尾辻 秀久君	大仁田 厚君	中曾根弘文君	中原 爽君	郡司 彰君	小林 正夫君
浜四津敏子君	弘友 和夫君	大野つや子君	太田 豊秋君	西島 英利君	二之湯 智君	小林 元君	奥石 東君
福本 潤一君	松 あきら君	岡田 直樹君	岡田 広君	中村 博彦君	西田 吉宏君	佐藤 泰介君	佐藤 道夫君
山下 栄一君	山本 香苗君	荻原 健司君	加治屋義人君	西銘順志郎君	野上浩太郎君	佐藤 雄平君	櫻井 充君
山本 保君	渡辺 孝男君	加納 時男君	狩野 安君	野村 哲郎君	南野知恵子君	芝 博一君	島田智哉子君
鰐淵 洋子君	荒井 広幸君	景山俊太郎君	柏村 武昭君	橋本 聖子君	林 芳正君	下田 敦子君	主濱 了君
亀井 郁夫君	田村 秀昭君	片山虎之助君	金田 勝年君	藤井 基之君	藤野 公孝君	榛葉賀津也君	鈴木 寛君
長谷川憲正君	木俣 佳丈君	川口 順子君	河合 常則君	保坂 三蔵君	真鍋 賢二君	田名部匡省君	高嶋 良充君
鈴木 陽悦君	角田 義一君	木村 仁君	岸 宏一君	舛添 要一君	松田 岩夫君	高橋 千秋君	谷 博之君
		岸 信夫君	北岡 秀二君	松村 祥史君	松村 龍二君	千葉 景子君	ツルシマルテ君
		北川イッセイ君	香掛 哲男君	松山 政司君	三浦 一水君	津田弥太郎君	辻 泰弘君
		国井 正幸君	倉田 寛之君	水落 敏栄君	溝手 顕正君	那谷屋正義君	内藤 正光君
		小池 正勝君	小泉 昭男君	森元 恒雄君	矢野 哲朗君	直嶋 正行君	西岡 武夫君
		小泉 顕雄君	小斉平敏文君	山内 俊夫君	山崎 力君	羽田雄一郎君	白 眞勲君
		小林 温君	後藤 博子君	山崎 正昭君	山下 英利君	林 久美子君	平田 健二君

反対者氏名

一六名

水岡 俊一君
市田 忠義君
紙 智子君
小林美恵子君

井上 哲士君
緒方 靖夫君
小池 晃君
大門実紀史君

日程第二 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二二六名

阿部 正俊君
青木 幹雄君
浅野 勝人君
有村 治子君
市川 一朗君
岩城 光英君
魚住 汎英君
尾辻 秀久君
大野つや子君
岡田 直樹君
荻原 健司君
加納 時男君
景山俊太郎君
片山虎之助君
川口 順子君
木村 仁君
岸 信夫君
北川イッセイ君
国井 正幸君
小池 正勝君
小泉 顕雄君
小林 温君

愛知 治郎君
秋元 司君
荒井 正吾君
泉 信也君
岩井 國臣君
岩永 浩美君
小野 清子君
大仁田 厚君
太田 豊秋君
岡田 広君
加治屋義人君
狩野 安君
柏村 武昭君
金田 勝年君
河合 常則君
岸 宏一君
北岡 秀二君
香掛 哲男君
倉田 寛之君
小泉 昭男君
小斉平敏文君
後藤 博子君

鴻池 祥肇君
佐藤 昭郎君
山谷えり子君
山本 順三君
若林 正俊君
足立 信也君
朝日 俊弘君
家西 悟君
犬塚 直史君
岩本 司君
小川 勝也君
尾立 源幸君
大江 康弘君
大塚 耕平君
加藤 敏幸君
喜納 昌吉君
工藤堅太郎君
郡司 彰君
小林 元君
佐藤 泰介君
佐藤 雄平君
芝 博一君
下田 敦子君
榛葉賀津也君
田名部匡省君
高橋 千秋君
千葉 景子君
津田弥太郎君
那谷屋正義君
直嶋 正行君
羽田雄一郎君
林 久美子君

平野 達男君	広田 一君	近藤 正道君	福島みずほ君	北川イツセイ君	杵掛 哲男君	三浦 一水君	水落 敏栄君
広中和歌子君	広野ただし君	淵上 貞雄君	又市 征治君	国井 正幸君	倉田 寛之君	溝手 顕正君	森元 恒雄君
福山 哲郎君	藤末 健三君	荒井 広幸君	亀井 郁夫君	小池 正勝君	小泉 昭男君	矢野 哲朗君	山内 俊夫君
藤本 祐司君	藤原 正司君	田村 秀昭君	長谷川憲正君	小泉 顕雄君	小斉平敏文君	山崎 力君	山崎 正昭君
前川 清成君	前田 武志君	糸数 慶子君	木俣 佳丈君	小林 温君	後藤 博子君	山下 英利君	山谷えり子君
松井 孝治君	松岡 徹君	鈴木 陽悦君	角田 義一君	鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君	山本 一太君	山本 順三君
松下 新平君	円より子君			佐藤 泰三君	坂本由紀子君	吉村剛太郎君	若林 正俊君
水岡 俊一君	峰崎 直樹君			櫻井 新君	山東 昭子君	脇 雅史君	荒木 清寛君
森 ゆうこ君	築瀬 進君			清水嘉与子君	椎名 一保君	魚住裕一郎君	浮島とも子君
柳澤 光美君	柳田 稔君			陣内 孝雄君	末松 信介君	加藤 修一君	風間 昶君
山下八洲夫君	山根 隆治君			鈴木 政二君	世耕 弘成君	草川 昭三君	木庭健太郎君
山本 孝史君	蓮 舫君			関口 昌一君	関谷 勝嗣君	澤 雄二君	白浜 一良君
和田ひろ子君	若林 秀樹君			田浦 直君	田中 直紀君	高野 博師君	谷合 正明君
渡辺 秀央君	荒木 清寛君			田村 公平君	田村耕太郎君	遠山 清彦君	西田 実仁君
魚住裕一郎君	浮島とも子君			伊達 忠一君	竹山 裕君	浜田 昌良君	浜四津敏子君
加藤 修一君	風間 昶君			武見 敬三君	谷川 秀善君	弘友 和夫君	福本 潤一君
草川 昭三君	木庭健太郎君			段本 幸男君	常田 享詳君	松 あきら君	山下 栄一君
澤 雄二君	白浜 一良君			中川 義雄君	中川 雅治君	山本 香苗君	山本 保君
高野 博師君	谷合 正明君			中島 眞人君	中曾根弘文君	渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君
遠山 清彦君	西田 実仁君			中原 爽君	中村 博彦君		
浜田 昌良君	浜四津敏子君			二之湯 智君	西島 英利君		
弘友 和夫君	福本 潤一君			西田 吉宏君	西銘順志郎君		
松 あきら君	山下 栄一君			野上浩太郎君	野村 哲郎君		
山本 香苗君	山本 保君			南野知恵子君	橋本 聖子君		
渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君			林 芳正君	藤井 基之君		
井上 哲士君	市田 忠義君			藤野 公孝君	保坂 三蔵君		
緒方 靖夫君	紙 智子君			真鍋 賢二君	舩添 要一君		
小池 晃君	小林美恵子君			松田 岩夫君	松村 祥史君		
大門実紀史君	仁比 聡平君			松村 龍二君	松山 政司君		
吉川 春子君	大田 昌秀君						

日程第三 独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案(第百六十三回国会内閣提出、第百六十四回国会衆議院送付)

賛成者氏名

一三二名

反対者氏名

〇名

反対者氏名

一〇二名

加藤 敏幸君	神本美恵子君	若林 秀樹君	渡辺 秀央君	川口 順子君	河合 常則君	舛添 要一君	松田 岩夫君
喜納 昌吉君	北澤 俊美君	井上 哲士君	市田 忠義君	木村 仁君	岸 宏一君	松村 祥史君	松村 龍二君
工藤堅太郎君	黒岩 宇洋君	緒方 靖夫君	紙 智子君	岸 信夫君	北岡 秀二君	松山 政司君	三浦 一水君
郡司 彰君	小林 正夫君	小池 晃君	小林美恵子君	北川イツセイ君	杵掛 哲男君	水落 敏栄君	溝手 顕正君
小林 元君	奥石 東君	大門実紀史君	仁比 聡平君	国井 正幸君	倉田 寛之君	森元 恒雄君	矢野 哲朗君
佐藤 泰介君	佐藤 道夫君	吉川 春子君	大田 昌秀君	小池 正勝君	小泉 昭男君	山内 俊夫君	山崎 力君
佐藤 雄平君	櫻井 充君	近藤 正道君	福島みずほ君	小泉 顕雄君	小齊平敏文君	山崎 正昭君	山下 英利君
芝 博一君	島田智哉子君	瀨上 貞雄君	又市 征治君	小林 温君	後藤 博子君	山谷えり子君	山本 一太君
下田 敦子君	主濱 了君	荒井 広幸君	亀井 郁夫君	鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君	山本 順三君	吉村剛太郎君
榛葉賀津也君	鈴木 寛君	田村 秀昭君	長谷川憲正君	佐藤 泰三君	坂本由紀子君	若林 正俊君	脇 雅史君
田名部匡省君	高嶋 良充君	糸数 慶子君	木俣 佳丈君	櫻井 新君	山東 昭子君	足立 信也君	浅尾慶一郎君
高橋 千秋君	谷 博之君	鈴木 陽悦君	角田 義一君	清水嘉与子君	椎名 一保君	朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
千葉 景子君	ツルギ マルイ君			陣内 孝雄君	末松 信介君	家西 悟君	池口 修次君
津田弥太郎君	辻 泰弘君			鈴木 政二君	世耕 弘成君	犬塚 直史君	今泉 昭君
那谷屋正義君	内藤 正光君			関口 昌一君	関谷 勝嗣君	岩本 司君	江田 五月君
直嶋 正行君	西岡 武夫君			田浦 直君	田中 直紀君	小川 勝也君	小川 敏夫君
羽田雄一郎君	白 眞勲君			田村 公平君	田村耕太郎君	尾立 源幸君	大石 正光君
林 久美子君	平田 健二君			竹山 裕君	武見 敬三君	大江 康弘君	大久保 勉君
平野 達男君	広田 一君			谷川 秀善君	段本 幸男君	大塚 耕平君	岡崎トミ子君
広野ただし君	福山 哲郎君			常田 享詳君	鶴保 庸介君	加藤 敏幸君	神本美恵子君
藤末 健三君	藤本 祐司君			中川 雅治君	中川 義雄君	喜納 昌吉君	北澤 俊美君
藤原 正司君	前川 清成君			中島 啓雄君	中島 眞人君	工藤堅太郎君	黒岩 宇洋君
前田 武志君	松井 孝治君			中曽根弘文君	中原 爽君	郡司 彰君	小林 正夫君
松岡 徹君	松下 新平君			中村 博彦君	二之湯 智君	小林 元君	奥石 東君
円 より子君	水岡 俊一君			西島 英利君	西田 吉宏君	佐藤 泰介君	佐藤 道夫君
峰崎 直樹君	森 ゆうこ君			西銘順志郎君	野上浩太郎君	佐藤 雄平君	櫻井 充君
築瀬 進君	柳澤 光美君			野村 哲郎君	南野知恵子君	芝 博一君	島田智哉子君
柳田 稔君	山下八洲夫君			橋本 聖子君	林 芳正君	下田 敦子君	主濱 了君
山根 隆治君	山本 孝史君			藤井 基之君	藤野 公孝君	榛葉賀津也君	鈴木 寛君
蓮 舫君	和田ひろ子君			保坂 三蔵君	真鍋 賢二君	田名部匡省君	高嶋 良充君

高橋 千秋君	谷 博之君	山本 保君	渡辺 孝男君	加納 時男君	狩野 安君	野村 哲郎君	南野知恵子君
千葉 景子君	シムン マルテ君	鰐淵 洋子君	井上 哲士君	景山俊太郎君	柏村 武昭君	橋本 聖子君	林 芳正君
津田弥太郎君	辻 泰弘君	市田 忠義君	緒方 靖夫君	片山虎之助君	金田 勝年君	藤井 基之君	藤野 公孝君
那谷屋正義君	内藤 正光君	紙 智子君	小池 晃君	川口 順子君	河合 常則君	保坂 三蔵君	真鍋 賢二君
直嶋 正行君	西岡 武夫君	小林美恵子君	大門実紀史君	木村 仁君	岸 宏一君	舩添 要一君	松田 岩夫君
羽田雄一郎君	白 眞勲君	仁比 聡平君	吉川 春子君	岸 信夫君	北岡 秀二君	松村 祥史君	松村 龍二君
林 久美子君	平田 健二君	大田 昌秀君	近藤 正道君	北川イツセイ君	杳掛 哲男君	松山 政司君	三浦 一水君
平野 達男君	広田 一君	福島みずほ君	淵上 貞雄君	国井 正幸君	倉田 寛之君	水落 敏栄君	溝手 顕正君
広野ただし君	福山 哲郎君	又市 征治君	荒井 広幸君	小池 正勝君	小泉 昭男君	森元 恒雄君	矢野 哲朗君
藤末 健三君	藤本 祐司君	亀井 郁夫君	田村 秀昭君	小泉 顕雄君	小斉平敏文君	山内 俊夫君	山崎 力君
藤原 正司君	前川 清成君	長谷川憲正君	糸数 慶子君	小藤 泰三君	後藤 博子君	山崎 正昭君	山下 英利君
前田 武志君	松井 孝治君	木俣 佳丈君	鈴木 陽悦君	佐藤 泰三君	坂本由紀子君	山谷えり子君	山本 一太君
松岡 徹君	松下 新平君	角田 義一君		櫻井 新君	山東 昭子君	山本 順三君	吉村剛太郎君
円 より子君	水岡 俊一君			清水嘉与子君	椎名 一保君	若林 正俊君	脇 雅史君
峰崎 直樹君	森 ゆうこ君		○名	陣内 孝雄君	末松 信介君	足立 信也君	浅尾慶一郎君
築瀬 進君	柳澤 光美君			鈴木 政二君	世耕 弘成君	朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
柳田 稔君	山下八洲夫君			関口 昌一君	関谷 勝嗣君	家西 悟君	池口 修次君
山根 隆治君	山本 孝史君			田浦 直君	田中 直紀君	犬塚 直史君	今泉 昭君
蓮 舩君	和田ひろ子君			田村 公平君	田村耕太郎君	岩本 司君	江田 五月君
若林 秀樹君	渡辺 秀央君			伊達 忠一君	竹中 平蔵君	小川 勝也君	小川 敏夫君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君			竹山 裕君	武見 敬三君	尾立 源幸君	大石 正光君
浮島とも子君	加藤 修一君			谷川 秀善君	段本 幸男君	大江 康弘君	大久保 勉君
風間 昶君	草川 昭三君			常田 享詳君	鶴保 庸介君	大塚 耕平君	岡崎トミ子君
木庭健太郎君	澤 雄二君			中川 雅治君	中川 義雄君	加藤 敏幸君	神本美恵子君
白浜 一良君	高野 博師君			中島 啓雄君	中島 眞人君	喜納 昌吉君	北澤 俊美君
谷合 正明君	遠山 清彦君			中曾根弘文君	中原 爽君	工藤堅太郎君	黒岩 宇洋君
西田 実仁君	浜田 昌良君			中村 博彦君	二之湯 智君	郡司 彰君	小林 正夫君
浜四津敏子君	弘友 和夫君			西島 英利君	西田 吉宏君	小林 元君	奥石 東君
福本 潤一君	松 あきら君			西銘順志郎君	野上浩太郎君	佐藤 泰介君	佐藤 道夫君
山下 栄一君	山本 香苗君					佐藤 雄平君	櫻井 充君

日程第五 関稅定率法等の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二三四名

反対者氏名

○名

芝 博一君	島田智哉子君	浜田 昌良君	浜四津敏子君	尾辻 秀久君	大仁田 厚君	中曾根弘文君	中原 爽君
下田 敦子君	主濱 了君	弘友 和夫君	福本 潤一君	大野つや子君	太田 豊秋君	中村 博彦君	二之湯 智君
榎葉賀津也君	鈴木 寛君	松 あきら君	山下 栄一君	岡田 直樹君	岡田 広君	西島 英利君	西田 吉宏君
高嶋 良充君	高橋 千秋君	山本 香苗君	山本 保君	荻原 健司君	加治屋義人君	西銘順志郎君	野上浩太郎君
谷 博之君	千葉 景子君	渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君	加納 時男君	狩野 安君	野村 哲郎君	南野知恵子君
シムシマルテ君	津田弥太郎君	井上 哲士君	市田 忠義君	景山俊太郎君	柏村 武昭君	橋本 聖子君	林 芳正君
辻 泰弘君	那谷屋正義君	緒方 靖夫君	紙 智子君	片山虎之助君	金田 勝年君	藤井 基之君	藤野 公孝君
内藤 正光君	直嶋 正行君	小池 晃君	小林美恵子君	川口 順子君	河合 常則君	保坂 三蔵君	真鍋 賢二君
西岡 武夫君	羽田雄一郎君	大門美紀史君	仁比 聡平君	木村 仁君	岸 宏一君	舩添 要一君	松田 岩夫君
白 眞勲君	林 久美子君	吉川 春子君	大田 昌秀君	岸 信夫君	北岡 秀二君	松村 祥史君	松村 龍二君
平田 健二君	平野 達男君	近藤 正道君	福島みづほ君	北川イツセイ君	沓掛 哲男君	松山 政司君	三浦 一水君
広田 一君	広野ただし君	淵上 貞雄君	又市 征治君	国井 正幸君	倉田 寛之君	水落 敏栄君	溝手 顕正君
福山 哲郎君	藤末 健三君	荒井 広幸君	亀井 郁夫君	小池 正勝君	小泉 昭男君	森元 恒雄君	矢野 哲朗君
藤本 祐司君	藤原 正司君	田村 秀昭君	長谷川憲正君	小泉 顕雄君	小斉平敏文君	山内 俊夫君	山崎 力君
前川 清成君	前田 武志君	糸数 慶子君	木俣 佳丈君	小林 温君	後藤 博子君	山崎 正昭君	山下 英利君
松井 孝治君	松岡 徹君	鈴木 陽悦君	角田 義一君	鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君	山谷えり子君	山本 一太君
松下 新平君	円 より子君			佐藤 泰三君	坂本由紀子君	山本 順三君	吉村剛太郎君
水岡 俊一君	峰崎 直樹君			櫻井 新君	山東 昭子君	若林 正俊君	脇 雅史君
森 ゆうこ君	築瀬 進君			清水嘉与子君	椎名 一保君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君
柳澤 光美君	柳田 稔君			陣内 孝雄君	末松 信介君	浮島とも子君	加藤 修一君
山下八洲夫君	山根 隆治君			鈴木 政二君	世耕 弘成君	風間 昶君	草川 昭三君
山本 孝史君	蓮 舫君			関口 昌一君	関谷 勝嗣君	木庭健太郎君	澤 雄二君
和田ひろ子君	若林 秀樹君			田浦 直君	田中 直紀君	白浜 一良君	高野 博師君
渡辺 秀央君	荒木 清寛君			田村 公平君	田村耕太郎君	谷合 正明君	遠山 清彦君
魚住裕一郎君	浮島とも子君			伊達 忠一君	竹中 平蔵君	西田 実仁君	浜田 昌良君
加藤 修一君	風間 昶君			竹山 裕君	武見 敬三君	福本 潤一君	弘友 和夫君
草川 昭三君	木庭健太郎君			谷川 秀善君	段本 幸男君	山下 栄一君	松 あきら君
澤 雄二君	白浜 一良君			常田 享詳君	鶴保 庸介君	山本 保君	山本 香苗君
高野 博師君	谷合 正明君			中川 雅治君	中川 義雄君	鰐淵 洋子君	渡辺 孝男君
遠山 清彦君	西田 実仁君			中島 啓雄君	中島 眞人君		

反对者氏名

足立 信也君	一〇二名
朝日 俊弘君	浅尾慶一郎君
家西 悟君	伊藤 基隆君
大塚 直史君	池口 修次君
岩本 司君	今泉 昭君
小川 勝也君	江田 五月君
尾立 源幸君	小川 敏夫君
大江 康弘君	大石 正光君
大塚 耕平君	大久保 勉君
加藤 敏幸君	岡崎トミ子君
喜納 昌吉君	神本美恵子君
工藤堅太郎君	北澤 俊美君
郡司 彰君	黒岩 宇洋君
小林 元君	小林 正夫君
佐藤 泰介君	奥石 東君
佐藤 雄平君	佐藤 道夫君
芝 博一君	櫻井 充君
下田 敦子君	島田智哉子君
榛葉賀津也君	主濱 了君
田名部匡省君	鈴木 寛君
高橋 千秋君	高嶋 良充君
千葉 景子君	谷 博之君
津田弥太郎君	シラシラ君
那谷屋正義君	辻 泰弘君
直嶋 正行君	内藤 正光君
羽田雄一郎君	西岡 武夫君
林 久美子君	白 眞勲君
平野 達男君	平田 健三君
広野ただし君	広田 一君
藤末 健三君	福山 哲郎君
	藤本 祐司君

日程第七 独立行政法人に係る改革を推進するた
めの厚生労働省関係法律の整備に関する法律案
(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名

藤原 正司君	前川 清成君
前田 武志君	松井 孝治君
松岡 徹君	松下 新平君
円より子君	水岡 俊一君
峰崎 直樹君	森 ゆうこ君
築瀬 進君	柳澤 光美君
柳田 稔君	山下八洲夫君
山根 隆治君	山本 孝史君
蓮 舫君	和田ひろ子君
若林 秀樹君	渡辺 秀央君
井上 哲士君	市田 忠義君
緒方 靖夫君	紙 智子君
小池 晃君	小林美恵子君
大門実紀史君	仁比 聡平君
吉川 春子君	大田 昌秀君
近藤 正道君	福島みずほ君
淵上 貞雄君	又市 征治君
荒井 広幸君	亀井 郁夫君
田村 秀昭君	長谷川憲正君
糸数 慶子君	木俣 佳文君
鈴木 陽悦君	角田 義一君
阿部 正俊君	愛知 治郎君
青木 幹雄君	秋元 司君
浅野 勝人君	荒井 正吾君
有村 治子君	泉 信也君
市川 一朗君	岩井 國臣君

岩城 光英君	岩永 浩美君
魚住 汎英君	小野 清子君
尾辻 秀久君	大仁田 厚君
大野つや子君	太田 豊秋君
岡田 直樹君	岡田 広君
荻原 健司君	加治屋義人君
加納 時男君	狩野 安君
景山俊太郎君	柏村 武昭君
片山虎之助君	金田 勝年君
川口 順子君	河合 常則君
木村 仁君	岸 宏一君
岸 信夫君	北岡 秀二君
北川イツセイ君	沓掛 哲男君
国井 正幸君	倉田 寛之君
小池 正勝君	小泉 昭男君
小泉 顕雄君	小齊平敏文君
小林 温君	後藤 博子君
鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君
佐藤 泰三君	坂本由紀子君
櫻井 新君	山東 昭子君
清水嘉与子君	椎名 一保君
陣内 孝雄君	末松 信介君
鈴木 政二君	世耕 弘成君
関口 昌一君	関谷 勝嗣君
田浦 直君	田中 直紀君
田村 公平君	田村耕太郎君
伊達 忠一君	竹中 平蔵君
竹山 裕君	武見 敬三君
谷川 秀善君	段本 幸男君
常田 享詳君	鶴保 庸介君
中川 雅治君	中川 義雄君

中島 啓雄君	中島 真人君
中曾根弘文君	中原 爽君
中村 博彦君	二之湯 智君
西島 英利君	西田 吉宏君
西銘順志郎君	野上浩太郎君
野村 哲郎君	南野知恵子君
橋本 聖子君	林 芳正君
藤井 基之君	藤野 公孝君
保坂 三蔵君	真鍋 賢二君
舩添 要一君	松田 岩夫君
松村 祥史君	松村 龍二君
松山 政司君	三浦 一水君
水落 敏栄君	溝手 顕正君
森元 恒雄君	矢野 哲朗君
山内 俊夫君	山崎 力君
山崎 正昭君	山下 英利君
山谷えり子君	山本 一太君
山本 順三君	吉村剛太郎君
若林 正俊君	脇 雅史君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君
浮島とも子君	加藤 修一君
風間 昶君	草川 昭三君
木庭健太郎君	澤 雄二君
白浜 一良君	高野 博師君
谷合 正明君	遠山 清彦君
西田 実仁君	浜田 昌良君
浜四津敏子君	弘友 和夫君
福本 潤一君	松 あきら君
山下 栄一君	山本 香苗君
山本 保君	渡辺 孝男君
鰐淵 洋子君	

反対者氏名

足立 信也君	一〇二名
朝日 俊弘君	浅尾慶一郎君
家西 悟君	伊藤 基隆君
犬塚 直史君	池口 修次君
岩本 司君	今泉 昭君
小川 勝也君	江田 五月君
尾立 源幸君	小川 敏夫君
大江 康弘君	大石 正光君
大塚 耕平君	大久保 勉君
加藤 敏幸君	岡崎トミ子君
喜納 昌吉君	神本美恵子君
工藤堅太郎君	北澤 俊美君
郡司 彰君	黒岩 宇洋君
小林 元君	小林 正夫君
佐藤 泰介君	奥石 東君
佐藤 雄平君	佐藤 道夫君
芝 博一君	櫻井 充君
下田 敦子君	島田智哉子君
榛葉賀津也君	主濱 了君
田名部匡省君	鈴木 寛君
高橋 千秋君	高嶋 良充君
千葉 景子君	谷 博之君
津田弥太郎君	シムズ マルチ君
那谷屋正義君	辻 泰弘君
直嶋 正行君	内藤 正光君
羽田雄一郎君	西岡 武夫君
林 久美子君	白 眞勲君
平野 達男君	平田 健二君
広野ただし君	広田 一君
藤末 健三君	福山 哲郎君
	藤本 祐司君

賛成者氏名

藤原 正司君	前川 清成君
前田 武志君	松井 孝治君
松岡 徹君	松下 新平君
円 より子君	水岡 俊一君
峰崎 直樹君	森 ゆうこ君
築瀬 進君	柳澤 光美君
柳田 稔君	山下八洲夫君
山根 隆治君	山本 孝史君
蓮 舫君	和田ひろ子君
若林 秀樹君	渡辺 秀史君
井上 哲士君	市田 忠義君
緒方 靖夫君	紙 智子君
小池 晃君	小林美恵子君
大門実紀史君	仁比 聡平君
吉川 春子君	大田 昌秀君
近藤 正道君	福島みずほ君
淵上 貞雄君	又市 征治君
荒井 広幸君	亀井 郁夫君
田村 秀昭君	長谷川憲正君
糸数 慶子君	木俣 佳文君
鈴木 陽悦君	角田 義一君

日程第八 運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

阿部 正俊君	愛知 治郎君
青木 幹雄君	秋元 司君
浅野 勝人君	荒井 正吾君
有村 治子君	泉 信也君
市川 一朗君	岩井 國臣君

中島 啓雄君	中島 眞人君
中曾根弘文君	中原 爽君
中村 博彦君	二之湯 智君
西島 英利君	西田 吉宏君
西銘順志郎君	野上浩太郎君
野村 哲郎君	南野知恵子君
橋本 聖子君	林 芳正君
藤井 基之君	藤野 公孝君
保坂 三蔵君	真鍋 賢二君
舩添 要一君	松田 岩夫君
松村 祥史君	松村 龍二君
松山 政司君	三浦 一水君
水落 敏栄君	溝手 顕正君
森元 恒雄君	矢野 哲朗君
山内 俊夫君	山崎 力君
山崎 正昭君	山下 英利君
山谷えり子君	山本 一太君
山本 順三君	吉村剛太郎君
若林 正俊君	脇 雅史君
足立 信也君	浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
家西 悟君	池口 修次君
犬塚 直史君	今泉 昭君
岩本 司君	江田 五月君
小川 勝也君	小川 敏夫君
尾立 源幸君	大石 正光君
大江 康弘君	大久保 勉君
大塚 耕平君	岡崎トミ子君
加藤 敏幸君	神本美恵子君
喜納 昌吉君	北澤 俊美君
工藤堅太郎君	黒岩 宇洋君

郡司 彰君	小林 正夫君	風間 昶君	草川 昭三君	浅野 勝人君	荒井 正吾君	竹山 裕君	武見 敬三君
小林 元君	奥石 東君	木庭健太郎君	澤 雄二君	有村 治子君	泉 信也君	谷川 秀善君	段本 幸男君
佐藤 泰介君	佐藤 道夫君	白浜 一良君	高野 博師君	市川 一朗君	岩井 國臣君	常田 享詳君	鶴保 庸介君
佐藤 雄平君	櫻井 充君	谷合 正明君	遠山 清彦君	岩城 光英君	岩永 浩美君	中川 雅治君	中川 義雄君
芝 博一君	島田智哉子君	西田 実仁君	浜田 昌良君	魚住 汎英君	小野 清子君	中島 啓雄君	中島 眞人君
下田 敦子君	主濱 了君	浜四津敏子君	弘友 和夫君	尾辻 秀久君	大仁田 厚君	中曾根弘文君	中原 爽君
榛葉賀津也君	鈴木 寛君	福本 潤一君	松 あきら君	大野つや子君	太田 豊秋君	中村 博彦君	二之湯 智君
田名部匡省君	高嶋 良充君	山下 栄一君	山本 香苗君	岡田 直樹君	岡田 広君	西島 英利君	西田 吉宏君
高橋 千秋君	谷 博之君	山本 保君	渡辺 孝男君	荻原 健司君	加治屋義人君	西銘順志郎君	野上浩太郎君
千葉 景子君	ヅルキン マルイ君	鰐淵 洋子君	井上 哲士君	加納 時男君	狩野 安君	野村 哲郎君	南野知恵子君
津田弥太郎君	辻 泰弘君	市田 忠義君	緒方 靖夫君	景山俊太郎君	柏村 武昭君	橋本 聖子君	林 芳正君
那谷屋正義君	内藤 正光君	紙 智子君	小池 晃君	片山虎之助君	金田 勝年君	藤井 基之君	藤野 公孝君
直嶋 正行君	西岡 武夫君	小林美恵子君	大門実紀史君	川口 順子君	河合 常則君	保坂 三蔵君	真鍋 賢二君
羽田雄一郎君	白 眞敷君	仁比 聡平君	吉川 春子君	木村 仁君	岸 宏一君	舩添 要一君	松田 岩夫君
林 久美子君	平田 健二君	大田 昌秀君	近藤 正道君	岸 信夫君	北岡 秀二君	松村 祥史君	松村 龍二君
平野 達男君	広田 一君	福島みずほ君	淵上 貞雄君	北川イッセイ君	倉掛 哲男君	松山 政司君	三浦 一水君
広野ただし君	福山 哲郎君	又市 征治君	荒井 広幸君	国井 正幸君	小泉 昭男君	水落 敏栄君	溝手 顕正君
藤末 健三君	藤本 祐司君	亀井 郁夫君	田村 秀昭君	小池 正勝君	小泉 昭文君	森元 恒雄君	矢野 哲朗君
藤原 正司君	前川 清成君	長谷川憲正君	糸数 慶子君	小泉 顕雄君	後藤 博子君	山内 俊夫君	山崎 力君
前田 武志君	松井 孝治君	木俣 佳丈君	鈴木 陽悦君	小林 温君	佐藤 昭郎君	山崎 正昭君	山下 英利君
松岡 徹君	松下 新平君	角田 義一君		鴻池 洋肇君	坂本由紀子君	山谷えり子君	山本 一太君
円 より子君	水岡 俊一君			佐藤 泰三君	山東 昭子君	山本 順三君	吉村剛太郎君
峰崎 直樹君	森 ゆうこ君			櫻井 新君	椎名 一保君	若林 正俊君	脇 雅史君
築瀬 進君	柳澤 光美君			清水嘉与子君	末松 信介君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君
柳田 稔君	山下八洲夫君			陣内 孝雄君	世耕 弘成君	浮島とも子君	加藤 修一君
山根 隆治君	山本 孝史君			鈴木 政二君	関谷 勝嗣君	風間 昶君	草川 昭三君
蓮 舫君	和田ひろ子君			関口 昌一君	田中 直紀君	木庭健太郎君	澤 雄二君
若林 秀樹君	渡辺 秀央君			田浦 直君	田村耕太郎君	白浜 一良君	高野 博師君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君			田村 公平君	竹中 平蔵君	谷合 正明君	遠山 清彦君
浮島とも子君	加藤 修一君			伊達 忠一君		西田 実仁君	浜田 昌良君

反対者氏名

日程第九 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

阿部 正俊君 愛知 治郎君 一三三名

青木 幹雄君 秋元 司君

〇名

浜四津敏子君 弘友 和夫君
福本 潤一君 松 あきら君
山下 栄一君 山本 香苗君
山本 保君 渡辺 孝男君
鰐淵 洋子君

反対者氏名

一〇二名

足立 信也君 浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君 伊藤 基隆君
家西 悟君 池口 修次君
大塚 直史君 今泉 昭君
岩本 司君 江田 五月君
小川 勝也君 小川 敏夫君
尾立 源幸君 大石 正光君
大江 康弘君 大久保 勉君
大塚 耕平君 岡崎トミ子君
加藤 敏幸君 神本美恵子君
喜納 昌吉君 北澤 俊美君
工藤堅太郎君 黒岩 宇洋君
郡司 彰君 小林 正夫君
小林 元君 奥石 東君
佐藤 泰介君 佐藤 道夫君
佐藤 雄平君 櫻井 充君
芝 博一君 島田智哉子君
下田 敦子君 主濱 了君
榎葉賀津也君 鈴木 寛君
田名部匡省君 高嶋 良充君
高橋 千秋君 谷 博之君
千葉 景子君 ツルシマルテ君
津田弥太郎君 辻 泰弘君

那谷屋正義君 内藤 正光君
直嶋 正行君 西岡 武夫君
羽田雄一郎君 白 眞勲君
林 久美子君 平田 健二君
平野 達男君 広田 一君
広野ただし君 福山 哲郎君
藤末 健三君 藤本 祐司君
藤原 正司君 前川 清成君
前田 武志君 松井 孝治君
松岡 徹君 松下 新平君
円 より子君 水岡 俊一君
峰崎 直樹君 森 ゆうこ君
築瀬 進君 柳澤 光美君
柳田 稔君 山下八洲夫君
山根 隆治君 山本 孝史君
蓮 舫君 和田ひろ子君
若林 秀樹君 渡辺 秀央君
井上 哲士君 市田 忠義君
緒方 靖夫君 紙 智子君
小池 晃君 小林美恵子君
大門美紀史君 仁比 聡平君
吉川 春子君 大田 昌秀君
近藤 正道君 福島みずほ君
瀨上 貞雄君 又市 征治君
荒井 広幸君 亀井 郁夫君
田村 秀昭君 長谷川憲正君
糸数 慶子君 木俣 佳丈君
鈴木 陽悦君 角田 義一君

国内駐在大使の任務と必要性に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
平成十八年三月十七日
喜納 昌吉

参議院議長 扇 千景殿

国内駐在大使の任務と必要性に関する質問主意書

国内には、沖縄や関西などに駐在する国内駐在大使がいる。公務員削減が大きな課題となつている今、国内駐在大使の任務を踏まえた上でその必要性を検討することは、公務員削減の観点から有権者・国民にとつて極めて有意義なことである。そこで、以下質問する。

一 国内駐在大使の制度は、どのような理由で、いつ導入されたのか、明らかにされたい。

二 国内駐在大使の任務を詳細に示されたい。また、この任務が他の国内機関の任務と重複することはないか、明らかにされたい。

三 現在の国内駐在大使の駐在地及び大使数を明らかにされたい。

四 国内駐在大使を任命しその職務に当たらせるために、どの程度の経費を要するのか、また、その経費が外務省予算に占める割合はどの程度か、明らかにされたい。

五 国内駐在大使になる資格を明らかにされたい。また、その資格を持つ者で、国内駐在大使の就任を待つ者は現在何名いるのか、明らかにされたい。

六 国内駐在大使は、外国駐在大使になるまでの待機ポストとして設けられたシステムであり、外務省の特権的制度とする見方がある。これについて政府の見解を明らかにされたい。

七 国内駐在大使制度は必要不可欠なものか、見解を明らかにされたい。制度の廃止を含む見直しを考えたことはないか、また、今後それを検討する見通しはないか明らかにされたい。
右質問する。

平成十八年三月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員喜納昌吉君提出国内駐在大使の任務と必要性に関する質問に対する答弁書

参議院議員喜納昌吉君提出国内駐在大使の任務と必要性に関する質問に対する答弁書
一から三までについて
御指摘の「国内駐在大使」の意味が必ずしも明らかではないが、外務省においては、現在、関西担当大使(平成十七年十一月に大阪担当大使から名称変更)一名及び沖縄担当大使一名を任命し、外務省本省の事務に臨時に従事させている。関西担当大使については、昭和五十六年から任命されており、関西方面における外国公館、地方公共団体等の関係者との連絡、関西方面における国賓、公賓、その他外国要人の接遇等の事務に従事している。沖縄担当大使については、平成九年二月から任命されており、沖縄

に駐留するアメリカ合衆国軍隊(以下「合衆国軍隊」という。)にかかわる事項等についての沖縄県民の意見及び要望を聴取し、これを外務省本省に伝えるとともに、必要に応じ、合衆国軍隊等との連絡・調整を行う等の事務に従事している。これらの事務は、外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)第四条の事務として行われているものである。

四について

お尋ねの経費の範囲が必ずしも明らかではないため、その具体的な金額等をお答えすることは困難である。

五について

関西担当大使及び沖縄担当大使については、地方公共団体、外国公館、合衆国軍隊等の関係機関の代表者と適切に連絡をとりつつ、その事務を遂行することから、その選任に当たっては、外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)第十二条第三項の規定に基づき、待命の大使のうちから適当な者を任命している。

六及び七について

御指摘の「待機ポスト」の意味が必ずしも明らかではないが、関西担当大使及び沖縄担当大使が従事している事務は、一から三までについて述べたとおりであり、外務省としては、現時点において、これらの大使の任命を取りやめることは考えていない。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

号外
平成十八年三月二十九日

○第百六十四回 参議院會議録第十一号(その二)

(本号(その一)参照)

審査報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めめるの件
右は多数をもって承認すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成十八年三月二十八日

外交防衛委員長 舩添 要一

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、日本国が、日本国に雇用されて合衆国軍隊等のために労務に服する労働者に対する一定の給与の支払及び合衆国軍隊等が公用のため調達する電気等の支払に要する経費を負担すること、日本国政府の要請に基づき、合衆国が合衆国軍隊の行う訓練を他の施設及び区域を使用するよう変更する場合に、その変更に伴つて追加的に必要となる経費を負担するこ

と、合衆国がこれらの経費の節約に努めること等について規定しており、二〇〇八年三月三十一日まで効力を有する。我が国がこの協定を締結することは、日米安保条約の目的達成のため日本国に維持されている合衆国軍隊の効果的な活動に資すると考えられるので、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

この協定の規定を実施するため、平成十八年度一般会計予算(内閣府所管)に、千三百九十八億円が計上されている。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めめるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十八年三月十四日

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 扇 千景殿

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めめるの件

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めめる。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

日本国及びアメリカ合衆国は、
共に千九百六十年一月十九日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(以下「条約」という。)及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下「地位協定」という。)に基づき日本国に維持されている合衆国軍隊(以下「合衆国軍隊」という。)は、日本国の安全並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与していることを確認し、

合衆国軍隊又は地位協定第十五条1(a)に定める諸機関のために労務に服する労働者で日本国が雇用するもの(以下「労働者」という。)の安定的な雇用を維持し、合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、これまで講じられてきた諸措置、特に、二千年九月十一日にニューヨークで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定において、合衆国軍隊を維持することに伴う経費の負担の原則を定める地位協定第二十四条についての特別の措置が定められたことを想起し、

両国を取り巻く諸情勢に留意し、
合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、地位協定第二十四条についての新たな特別の措置を講ずることが必要であることを認めて、
次のとおり協定した。

第一条

日本国は、二千六年及び二千七年の日本国の会計年度において、労働者に対する次の給与の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。

(a) 基本給、日雇従業員の日給、特殊期間従業員の給与、時給制臨時従業員の時給及び劇場従業員の給与

(b) 地域手当、解雇手当、扶養手当、隔遠地手当、特殊作業手当、夏季手当、年末手当、寒冷地手当、退職手当(人員整理のため合衆国軍隊又は地位協定第十五条1(a)に定める諸機関により解職される労働者及び業務上の就労不能又は業務上の傷病による死亡により雇

用が終了する労働者に対する退職手当を含む。)、人員整理退職手当、人員整理あん分手当、通勤手当、転換手当、職位転換手当、夜間勤務手当、住居手当、単身赴任手当、時間調整給、時間外勤務給、時給制臨時従業員の割増給、祝日給、夜勤給、休業手当及び時給制臨時従業員の業務上の傷病に対して認められる日給

(c) 船員の有給休暇未付与手当、危険貨物手当、乗船手当、機関部手当、機関作業手当、消火手当、外国船手当、外国航路手当、労務手当、出勤手当、小型船手当、油送船手当、引き船手当及び船長・機関長手当

第二条

日本国は、二千六年及び二千七年の日本国の会計年度において、合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が適当な証明書を付して日本国で公用のため調達する次のものに係る料金又は代金の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。

- (a) 公益事業によって使用に供される電気、ガス、水道及び下水道
- (b) (a)に規定するものを除くほか、暖房用、調理用又は給湯用の燃料

第三条

日本国は、条約第六条の規定に基づいてアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域(以下「施設及び区域」という。)のうちいずれか特定の施設及び区域を使用して合衆国軍隊が実施する訓練に關し、地位協定第二十五条1に定める合同委員会(以下「合同委員会」という。)における日本国政府の要請に基づき、アメリカ合衆国がその全部又は一部を当該特定の施設及び区域に代えて他の施設

及び区域を使用するよう変更する場合には、その変更に伴って追加的に必要となる経費の全部又は一部を負担する。もつとも、日本国政府が、当該要請に当たり、日本国がこの条の規定に従って経費を負担するとの通告をアメリカ合衆国政府に対して行う場合に限る。

第四条

アメリカ合衆国は、前三条に規定する経費の節約に努める。

第五条

日本国は、同国の会計年度ごとに、それぞれ第一条、第二条及び第三条の規定に基づいて負担する経費の具体的金額を決定し、当該決定をアメリカ合衆国に対し速やかに通報する。

第六条

日本国及びアメリカ合衆国は、この協定の実施に關するすべての事項につき、合同委員会を通じて協議することができる。

第七条

この協定は、日本国及びアメリカ合衆国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、二千八年三月三十一日まで効力を有する。

以上の証拠として、下名は、署名のために正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千六年一月二十三日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

麻生太郎

アメリカ合衆国のために

ロバート・B・ゼーリック

審査報告書

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十八年三月二十八日

参議院議長 扇 千景殿
法務委員長 弘友 和夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の定員を改め、その員数を増加しようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に伴う経費として、平成十八年度一般会計予算に六億三千二百二十六万八千円が計上されている。

附帯決議

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 司法制度改革の成果が国民に実感できるものとなるよう、裁判員制度など新たな制度の円滑な導入、司法サービスの充実等に必要となる人的・

物的体制の整備を着実に進めるとともに、関係機関との連携の強化に一層努めること。特に、人的体制の整備に当たっては、中長期的な展望のもとに計画的に行うよう努めること。

二 社会の変容に伴い、司法の役割がますます重要になっていくことにかんがみ、国民の期待に応える裁判を実現するため、研修の充実等を図り、裁判官及びその他の裁判所職員の専門性、資質・能力の一層の向上に努めること。右決議する。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十八年三月十四日

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 扇 千景殿

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法の一部を改正する法律
裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号の一部を次のように改正する。

第一条の表中「二、五五七人」を「二、五九七人」に、「八八〇人」を「九一五人」に改める。

第二条中「二万二千八十三人」を「二万二千八十六人」に改める。

附則

この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

審査報告書

独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十八年三月二十八日

総務委員長 世耕 弘成

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、独立行政法人情報通信研究機構を、より自主性・自律性の高い業務・組織運営が確保される特定独立行政法人以外の独立行政法人、いわゆる非公務員型の独立行政法人とするものであり、おおむね妥当な措置と認める。なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び独立行政法人情報通信研究機構は、本法施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。

一、非公務員型の独立行政法人への移行に当たり、機構は、周波数標準値の設定、標準時の通報等の業務が停滞し、国民生活・社会経済に著しい支障を及ぼすことがないように万全な体制を整備すること。

二、政府は、機構の業務の評価を適切に行うとともに、機構は、情報通信技術の研究開発の国のセンター機能としての役割を果たし、国の政策と密接に連携すること。

三、機構は、独立行政法人通信総合研究所と認可法人通信・放送機構を統合し、発足した法人であることを踏まえ、統合による業務運営や管理部門等の合理化、効率化に一層努めること。

四、機構は、非公務員型の独立行政法人となることとのメリットを生かし、内外から広く優秀な人材を集め、さらに研究開発を充実させ、情報通信分野の発展、国際競争力の強化に寄与すること。

五、機構は、業務の一層の効率化を図り、研究開発予算の費用対効果の最大化に努めること。

六、情報通信は国民の重要な社会基盤となつていくことから、機構は、その公的な役割を認識し、研究開発を通じて、安心、安全で豊かな国民生活の実現に貢献すること。

右決議する。

独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案(第百六十三回国会内閣提出、本院継続審査)

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつてこれを送付する。

平成十八年三月十七日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案

独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案

独立行政法人情報通信研究機構法(平成十一年

法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 役員及び職員(第九条―第十三条)

第三章 業務等(第十四条―第二十条)

第四章 雑則(第二十一条―第二十三条)

第五章 罰則(第二十四条―第二十六条)

附則

第四条中「第十三条第二項」を「第十四条第一項」に改める。

第五条を削り、第六条を第五条とする。

第七条第二項中「第十五条第一号」を「第十六条第一号」に、「又は第十七条第一項」を「又は第十八条第一項」に、「(第十七条第一項)」を「(同項)」に改め、同条第三項中「第十五条第一号」を「第十六条第一号」に、「第十七条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条第四項中「第十七条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条を第六条とし、第八条を第七条とする。

第九条中「第二十条第二項各号」を「第二十一条第二項各号」に改め、同条を第八条とする。

「第二章 役員」を「第二章 役員及び職員」に改める。

第二十四条第一号中「第十三条」を「第十四条」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十三条中「第十九条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同条を第二十五条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

第二十四条 第十二条の規定に違反して秘密を漏

らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四章中第二十二條を第二十三條とする。

第二十一条第一号中「第十三条第二項第四号」を「第十四条第二項第四号」に改め、同項第二号から第五号までの規定中「第十三条第二項第一号」を「第十四条第二項第一号」に改め、同項第六号中「第十三条第二項第四号」を「第十四条第二項第四号」に改め、同項第七号中「第十三条」を「第十四条」に改め、同条を第二十二條とし、第二十条を第二十一條とする。

第三章中第十九條を第二十條とする。

第十八条中「第十三条第一項第九号」を「第十四条第一項第九号並びに」に改め、同条を第十九條とする。

第十七条第一項中「第十三条第二項第四号」を「第十四条第二項第四号」に、「第七条第二項」を「第六条第二項」に改め、同条第三項中「第十三条第二項第四号」を「第十四条第二項第四号」に改め、同条を第十八條とする。

第十六条第一項中「第十三条」を「第十四条」に改め、同条を第十七條とする。

第十五条第一号中「第十三条第二項第二号」を「第十四条第二項第二号」に改め、同条第二号及び第三号中「第十三条第二項第四号」を「第十四条第二項第四号」に改め、同条を第十六條とする。

第十四条第三項中「刑法(明治四十年法律第四十五号)」を「刑法」に改め、同条を第十五條とし、第十三条を第十四條とする。

第二章中第十條を第九條とし、第十一條を第十條とし、第十二條を第十一條とし、同条の次に次

の二条を加える。

(秘密保持義務)

第十二条 機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(役員及び職員の地位)

第十三条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

附則第九条第一項中「第十三条」を「第十四条」に、「放送法第二条第二号の五」を「同法第二条第二号の五」に改め、「衛星放送」の下に「テレビジョン放送であつて、放送衛星(同法第二条第一号に規定する放送を行うための無線設備及びこれに附属する設備のみを搭載する人工衛星をいう。)(以下「衛星」とをいう。)(を削り、同法第二項から第六項までの規定中「第十三条」を「第十四条」に改める。

附則第十四条第一項中「第七条第三項」を「第六条第三項」に改め、同条第二項中「第十三条第二項第五号」を「第十四条第二項第五号」に改める。

附則第十六条中「第七条第二項」を「第六条第二項」に、「第十七条第一項」を「第十八条第一項」に、「第十四条第一項中」を「第十五条第一項中」に、「第十五条第二号並びに第二十一条第一項

第一号及び第六号」を「第十六条第二号並びに第二十二号第一項第一号及び第六号」に、「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に、「第十三条」を「第十四条」に、「第十三条及び」を「第十四条及び」に、「第十七条第一項中」を「第十八条第一項中」に、「第十八条」を「第十九条」に、「第十九条第一項及び第二十三条」を「第二十条第一項及び第二十五号」に、「第二十条第二項」を「第二十一条第二項」に、「第二十一条第一項第七号中「第十三条」を「第二十二条第一項第七号中「第十四条」に、「第二十四号第一号中「第十三条」を「第二十六号第一号中「第十四条」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

(職員の引継ぎ等)

第二条 この法律の施行の際現に従前の独立行政法人情報通信研究機構(以下「従前の機構」という。)(の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)(において、独立行政法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)(の職員となるものとする。

第三条 前条の規定により機構の職員となつた者に対する国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第八十二条第二項の規定の適用については、機構の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ

同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

第四条 附則第二条の規定により機構の職員となる者に対しては、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)に基づく退職手当は、支給しない。

2 機構は、前項の規定の適用を受けた機構の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)(としての引き続いた在職期間を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 施行日の前日に従前の機構の職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続いて機構の職員となり、かつ、引き続き機構の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が機構を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)(の支給を受けているときは、この限りでない。

4 機構は、施行日の前日に従前の機構の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続いて機構の職員となつた者のうち施行日から雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に機構

を退職したものであつて、その退職した日まで従前の機構の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

(国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前に従前の機構を退職した者に関する国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、機構の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

(労働組合についての経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に存する特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号。次条において「特労法」という。)(第四条第二項に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が附則第二条の規定により機構に引き継がれる者であるものは、この法律の施行の際労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、施行日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受

け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合法の適用を受ける労働組合となったものについては、施行日から起算して六十日を経過する日までは、同法第二条ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(不当労働行為の申立て等についての経過措置)
第七条 この法律の施行前に特労法第十八条の規定に基づき従前の機構がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係

属している従前の機構とその職員に係る特労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する特労法第三章(第十二条から第十六条までの規定を除く。)及び第六章に規定する事項については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)
第九条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

別表第三に次のように加える。

独立行政法人情報通信研究機構

独立行政法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第六十二号)

(印紙税法の一部改正)

第十条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三中「第十三条第一項第一号から第七号まで」を「第十四条第一項第一号から第七号まで」に改める。

審査報告書

独立行政法人消防研究所の解散に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十八年三月二十八日

総務委員長 世耕 弘成

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国の消防機能の強化を図るため、独立行政法人消防研究所を解散し、その事務を国が引き継ぐとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成十八年度一般会計予算(総務省所管)に七億七千三百万円が計上されている。

附帯決議

政府は、独立行政法人消防研究所を解散し、その事務を国が引き継ぐに当たっては、次の事項について十分配慮すべきである。

一、新しい災害や被災の様相の変化に対応する消防防災の科学技術の向上が急務とされていることを踏まえ、独立行政法人消防研究所が果たしてきた機能を損なうことのないよう、今後においても、その充実・強化を図るとともに、行政評価制度の活用等により、業務の継続的向上が図られるよう、特に留意すること。

二、安心・安全に暮らせる社会を目指し、消防防災科学技術の振興を図るため、消防本部の研究部門や大学との共同研究などの連携を推進すること。

右決議する。

独立行政法人消防研究所の解散に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十八年三月十七日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

独立行政法人消防研究所の解散に関する法律案

独立行政法人消防研究所の解散に関する法律

1 独立行政法人消防研究所(以下「研究所」という)は、この法律の施行の時に解散するものとし、その資産及び債務は、その時ににおいて国が承継し、一般会計に帰属する。

2 研究所の平成十七年四月一日に始まる事業年度に係る独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百三十三号。以下「通則法」という。)第三十八条に規定する財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成等については、総務大臣が従前の例により行うものとする。

3 研究所の平成十七年四月一日に始まる事業年度における業務の実績及び通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間における業務の実績については、総務大臣が評価を受けるものとする。

4 第一項の規定により研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

5 前各項に定めるもののほか、研究所の解散に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(独立行政法人消防研究所法の廃止)
2 独立行政法人消防研究所法(平成十一年法律第六十三号)は、廃止する。

(職員の引継ぎ)

3 この法律の施行の際現に研究所の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行の日において、消防庁の相当の職員となるものとする。

(独立行政法人消防研究所法の廃止に伴う経過措置)

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(消防法の一部改正)

5 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の二第四項及び第二十一条の四第一項中「又は第四項」を削る。

第二十一条の十一第一項後段を削り、同条第二項を次のように改める。

総務大臣は、前項の規定により試験又は個別検定を行う場合は、あらかじめ、当該試験又は個別検定を行う検定対象機械器具等の種類及び当該試験又は個別検定を行う期間を公示しなければならない。

第二十一条の十一第三項中「第三項の規定は第一項前段」を「第三項の規定は第一項」に、「第二十一条の九の規定は第一項前段」を「第二十一条の九の規定は同項」に、「同項前段」を「同項」に改め、同条第四項を削る。

第二十一条の十二中「又は第四項」を削る。
第二十一条の十五第一項中「第二十一条の十一第一項前段」を「第二十一条の十一第一項」に、「若しくは個別検定又は同項後段の規定に

より研究所の行う試験若しくは個別検定」を「又は個別検定」に改め、同条第二項中「研究所の行う試験又は個別検定に係るものについては研究所の」を削る。

第二十一条の十六中「協会、」を「協会又は」に改め、「又は研究所」を削る。

第三十五条の三の三から第三十五条の三の五まで及び第四十三条の六を削る。

第四十四条第二号中「第三十五条の三の二第二項又は第三十五条の三の三第二項」を「又は第三十五条の三の二第二項」に改め、同条第三号中「又は第四項」を削る。

第四十六条の四を削り、第四十六条の五を第四十六条の四とし、第四十六条の六を第四十六条の五とする。

審査報告書

関税定率法等の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十八年三月二十八日

財政金融委員長 池口 修次

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、石油製品及び製品アルコール等の関税率の引下げ、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間

の協定に基づく関税の緊急措置等の導入、暫定関税率の適用期限の延長、麻薬類及び知的財産侵害物品等を輸出してはならないこととする制度の導入、輸入してはならない貨物への生物テロに使用されるおそれのある病原体等の追加、外国貿易船等に係る積荷及び旅客氏名等に関する事項の入港前の報告の義務化並びに関税率表の品目分類の調整等について、所要の改正を行うものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に伴う平成十八年度一般会計の関税增收見込額は約五十四億六千万円である。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

なお、関税の執行に当たっては、より一層適正・公平な課税の確保に努めること。

一 急速な高度情報化の進展により、経済取引の国際化及び電子商取引等の拡大が進む状況にかんがみ、税関の執行体制の整備及び事務の一層の情報化、機械化の促進に特段の努力を払うこと。

一 最近における国際化の進展等に伴い税関業務が増大し、複雑化する中で、その適正かつ迅速な処理の重要性に加え、麻薬・覚せい剤を始め、銃砲、知的財産侵害物品、ワシントン条約該当物品等の水際における取締りの強化に対する国際的・社会的要請の高まりに加え、FTA(自由貿易協定)の進展による貿易形態の一層の複雑化の様相にかんがみ、税関業務の特殊性、国際郵便物の通関手続を含めた今後の国際物流の在り方等を考慮し、税関職員の定員確保はもとより、その処遇改善及び機構、職場環境の整備・充実、更には、より高度な専門性を有する人材の育成等に特段の努力を払うこと。

特に、国民の安心・安全の確保を目的とするテロ・治安維持対策の遂行や、知的財産侵害物品、偽造通貨・偽造カード等不正商品の水際取締り、更には、通関手続の適正化・迅速化を一層図っていく観点での所要の措置の実行に当たっては、その重要性に十分配慮した業務処理体制の実現に努めること。

右決議する。

関税定率法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十八年三月九日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

関税定率法等の一部を改正する法律案

関税定率法等の一部を改正する法律

(関税定率法の一部改正)

第一条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「一定の期間」とに「の下に「段階的に」を加え、同条第四項中「経過していない場合には」を「経過していない場合は」に改め、同条第十三項中「場合には」を「場合は」に改める。

第二十一条第一項第六号中「構成部分とするカード」の下に「(その原料となるべきカードを含む。)」を加える。

第二十一条の二の次に次の一条を加える。
(輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め)

第二十一条の二の二 税関長は、前条第一項の規定による申立てがあつた場合において必要があるとき、知財財産権(知的財産基本法(平成十四年法律第百二十二号)第二十一条(定義)に規定する知的財産権をいう。以下同じ。))に關し、學識経験を有する者であつてその申立てに係る事業の当事者と特別の利害關係を有しないものを専門委員として委嘱し、政令で定めるところにより、当該専門委員に対し、前条第一項の規定により提出された証拠が当該申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りると認められるか否かについて、意見を求めることができる。ただし、同項後段の規定により経済産業大臣の意見を求めるべき事項については、この限りでない。
第二十一条の三第一項中「前条第一項」を「第二十一条の二第一項」に改める。
第二十一条の四第一項中「第二十一条の二第

一項の規定による申立てが受理された特許権者、実用新案権者又は意匠権者(以下「申立特許権者等」という。)は、当該申立てに係る貨物について第二十一条第四項の規定が執られたときを「特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続が執られたときは、当該貨物に係る特許権者等(特許権者、実用新案権者又は意匠権者)をいう。以下この条において同じ。又は輸入者(当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者をいう。以下この条において同じ。))に、「同項」を「第二十一条第四項」に、「申立特許権者等及び当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者」を「特許権者等及び当該輸入者」に、「自己」を「当該特許権者等」に改め、「否かに関し、」の下に「技術的範囲等(を、」規定する範囲」の下に「をいう。第九項及び第二十一条の四の三において同じ。))を加え、同条第三項中「申立特許権者等」を「特許権者等又は輸入者」に改め、同条第五項中「申立特許権者等及びその求めに係る貨物を輸入しようとする者」を「特許権者等及び輸入者」に改め、同条第六項中「第一項の規定による求めをした申立特許権者等及びその意見に係る貨物を輸入しようとする者」を「特許権者等及び輸入者」に改め、同条第七項中「その求めに係る貨物が第二十一条第一項第九号に掲げる貨物に該当しない」を「第一項の求めをした者が特許権者等である場合に於てはその求めに係る貨物が第二十一条第一項第九号に掲げる貨物に該当しないことの認定を、第一項の求めをした者が輸入者である場合に於てはその求めに係る貨物が同号に掲げる貨物に該当する」に改め、同条第八項中「前に」の下に「第一項の求めをした者が特許権者等である場合に於て

は」を、「認定したとき」の下に「若しくは第一項の求めをした者が輸入者である場合に於てはその求めに係る貨物が同号に掲げる貨物に該当しないと認定したとき」を加え、同条に次の二項を加える。

9 税関長は、特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続において、第二十一条第四項の規定による認定をする必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、特許庁長官に対し、当該認定手続に係る貨物が特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かに関し、技術的範囲等について意見を求めることができる。

10 第四項から第六項まで及び次条第五項の規定は、前項の規定により意見を求める場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
第二十一条の四の二の次に次の一条を加える。

(認定手続における専門委員への意見の求め)
第二十一条の四の三 税関長は、第二十一条第一項第九号に掲げる貨物(育成者権を侵害する貨物を除く。))に該当するか否かについての認定手続において、同条第四項の規定による認定をするために必要があると認めるとき

は、知的財産権に關し、學識経験を有する者であつてその認定手続に係る事業の当事者と特別の利害關係を有しないものを専門委員として委嘱し、政令で定めるところにより、当該専門委員に対し、当該認定のための参考となるべき意見を求めることができる。ただし、技術的範囲等については、この限りでない。
第二十一条の五第一項中「申立特許権者等」を「第二十一条の二第一項の規定による申立てが受理された特許権者、実用新案権者又は意匠権者(以下「申立特許権者等」という。))に改め、同項第一号中「同条第五項」及び「同条第六項」の下に「(同条第十項において準用する場合を含む。次号において同じ。))」を加える。
第二十一条を次のように改める。

(専門委員)

第二十一条 第二十一条の二の二及び第二十一条の四の三の規定により税関長から意見を求められた専門委員は、その意見を求められた事案に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。専門委員でなくなつた後においても、同様とする。

2 専門委員の委嘱その他専門委員に關し必要な事項は、政令で定める。

別表第二二〇七・一〇号中「三二%」を「一〇%」に改める。

別表第二二一〇・一一号中

C その他のもの	
(a)	航空機用のもの(アンチノック剤を加えてないものを含む。)
(b)	その他のもの
一キロリツ トルにつき	
三、〇二〇	
一キロリツ トルにつき	
一、八三〇	
を	

C その他のもの

「一キロリットルにつき
九三四円」に、「一キロリットルにつき

一、七六〇円」を「一キロリットルにつき三四六円」に、「一キロリットルにつき一、六四〇円」を「一
キロリットルにつき七五〇円」に改める。

別表第二七・一〇・一九号中「一キロリットルにつき一、七六〇円」を「一キロリットルにつき三四

六円」に、「一キロリットルにつき一、六四〇円」を「一キロリットルにつき七五〇円」に、

A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの

B 温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの

「一キロリットルにつき
六〇〇円」を
「一キロリットルにつき
三九〇円」に改める。

A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの

(a) 製油の原料として使用するもの(関稅法第五六条第一項
(保稅工場)の許可)に規定する保稅作業による製品で、
これらの物品を原料とする製油により得たものを含む。以
下この号において同じ。

(b) その他のもの

B 温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの

(a) 製油の原料として使用するもの
(b) その他のもの

「一キロリットルにつき
四五九円」を
「一キロリットルにつき
二四九円」に改める。

別表第三六・〇三項を次のように改める。

三六・〇三

導火線、導爆線、火管、イグナイター及び雷管

「電氣により点火し、外部のガス発生剤に着火する構
造の点火具のうち、電極を含めた長さが一・四セン
チメートル以上二・六センチメートル以下のもの
で、点火部の直径が〇・七センチメートル以上一・
二センチメートル以下のもの(点火部が複数あるも
のを含む)。

二 その他のもの

六・四 %
無稅

別表第七二・二・九三号中「三 %」を「無稅」に改める。

第二条 関稅定率法の一部を次のように改正する。

第二十一条から第二十三条までを削り、第二十三条を第二十一条とする。

第三条 関稅定率法の一部を次のように改正する。

別表の目次中「第五四類 人造纖維の長纖維及びその織物」を「第五四類 人造纖維の長纖維並び
に人造纖維の織物及びストリップその他これに類する人造纖維製品」に改める。

〇一〇五・九二

別表第一〇一・〇五項中

「鶏(ガルルス・ドメスティク
ス。羽の重量が二〇〇
グラム以下のものに限る)。
鶏(ガルルス・ドメスティク
ス。羽の重量が二〇〇
グラムを超えるものに限る)。

無稅
を

〇一〇五・九四

「鶏(ガルルス・ドメスティク
ス) 無稅」に改める。

別表第二〇二・八・二〇号を削る。

別表第三〇三・一・九三号の次に次の二号を加える。

〇三〇一・九四

一 養魚用の稚魚

二 その他のもの

みなみまぐろ(トウヌス・マッコイ)

一 養魚用の稚魚

二 その他のもの

別表第三〇三・二・六六号の次に次の二号を加える。

〇三〇二・六七

めかじき(クスイフィアス・グラディウス)

〇三〇二・六八

める(ディソステイクス属のもの)

別表第三〇三・〇三項中

〇三〇三・六〇

にしん(クルベア・ハレングス
及びクルベア・パラスイイ。肝
臓、卵及びしらを除く)。
コッド(ガドウス・モルア、ガ
ドウス・オガク及びガドウス・
マクロケファルス。肝臓、卵及
びしらを除く)。

一〇 %
を

三三三三三

〇六〇三・一一 〇六〇三・一二 〇六〇三・一三 〇六〇三・一四 〇六〇三・一九		生鮮のもの ばら カーネーション らん 菊 その他のもの		無税 無税 無税 無税 無税	に改める。
別表第〇七〇九・一〇号、第〇七〇九・五二号及び第〇七一一・三〇号を削る。 別表第〇八〇二・五〇号の次に次の一号を加える。		〇八〇二・六〇		マカダミアナット	五%
別表第〇八〇二・九〇号中		二 マカダミアナット		三 ペカン	五%
二 ペカン		四 その他のもの		五%	を
三 その他のもの		二〇% に改める。		五%	を
別表第〇八〇五・四〇号中「グレープフルーツ」の下に「ボメロを含む。」を加える。 別表第〇八一〇・三〇号を削る。 別表第〇八一二・九〇号中「グレープフルーツ」の下に「ボメロを含む。」を加える。 別表第〇八一三・五〇号中「及びマカダミアナット」を削る。 別表第〇九・〇六項中		〇九〇六・一〇		破碎及び粉碎のいずれもしてないもの	無税
〇九〇六・一一 〇九〇六・一九		破碎及び粉碎のいずれもしてないもの けい皮(キナモム・ゼラニカム・ブルーメ) その他のもの		無税 無税 無税	に改める。
別表第〇九一〇・四〇号及び第〇九一〇・五〇号を削り、同表第〇九一〇・九九号を次のように改める。		〇九一〇・九九		その他のもの 一 カレー 二 その他のもの 三 小売用の容器入りにしたもの 四 その他のもの	一二% 四・二% 無税
別表第一〇類の注1中(a)を(A)とし、(b)を(B)とする。 別表第一一〇二・三〇号を削り、同表第一一〇二・九〇号中		三 米粉 四 その他のもの		一キログラムにつき四四二円 二五%	に改める。
別表第二二〇七・一〇号、第二二〇七・三〇号、第二二〇七・六〇号及び第二二〇九・二六号を削る。 別表第二二一一・一〇号を削り、同表第二二一一・九〇号中「及び大黄」を、「大黄及び甘草」に改める。 別表第二二一二・一〇号及び第二二一二・三〇号を削り、同表第二二一二・九九号中「さとうきび」を「ローカストビーン(種を含む)及びさとうきび」に改める。 別表第二三〇一・一〇号を削り、同表第二三〇一・九〇号を次のように改める。		一三〇一・九〇		その他のもの	二〇%
別表第二三〇二・一四号を削り、同表第二三〇二・一九号を次のように改める。		一三〇二・一九		その他のもの	無税
一 飲料のもと 二 植物性の一種類の原料から得たもの 三 除虫菊のもの及びロテノンを含む植物の根のもの 四 除虫菊エキス 五 その他のもの 六 生漆 七 大麻エキス、大麻チンキ及び粗製コカイン 八 その他のもの 九 アルコール分が五〇%以上のもの 十 その他のもの		二 セラックその他の精製ラック 三 その他のもの 四 除虫菊エキス 五 その他のもの 六 生漆 七 大麻エキス、大麻チンキ及び粗製コカイン 八 その他のもの 九 アルコール分が五〇%以上のもの 十 その他のもの		無税 無税 七% 無税 無税 無税 一〇% 無税	

別表第一九類の注3中「調製食品で」の下に「完全に」を加える。
別表第二〇類の注1中(c)を(d)とし、(b)の次に次のように加える。

三五

二〇〇五・九九		その他のもの	
一 砂糖を加えたもの			
(一) 豆(さや付きのものを除く。)			
A 気密容器入りのもの(豚の肉又はラードその他の油脂及びトマトピューレーその他のトマトの調製品を含むものに限る。)			
B その他のもの			
(二) その他のもの		二二・四%	
二 その他のもの		に改める。	
(一) ヤングコーンコブ		二五%	
(二) 豆(さや付きのものを除く。)		二〇%	
(三) サワークラウト		一一・八%	
四 その他のもの			
A 気密容器入りのもの(容器とも一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。)		一六%	
(a) にんにくの粉		一一・八%	
(b) その他のもの		九・六%	
B その他のもの			
(a) にんにくの粉		一一・二%	
(b) その他のもの		九・六%	
別表第二〇・〇九項中「グレープフルーツ」の下に「ボメロを含む。」を加える。			
別表第二二類の注1(c)中「第二八・五一項」を「第二八・五三項」に改める。			
別表第二二〇八・四〇号中「ラム及びタフィア」を「ラムその他これに類する発酵したさとうきびの製品から得た蒸留酒」に改める。			
別表第二三〇二・二〇号及び第二三〇六・七〇号を削る。			
別表第二五・〇六項中		けい岩	
二五〇六・二一		粗のもの及び粗削りしたもの	
二五〇六・二九		その他のもの	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	
		を	
		無税	

別表第二八二一・二三号を削り、同表第二八二一・二九号中「四酸化二窒素」の下に「及び二酸化硫黄」を加える。

別表第二八二四・二〇号を削り、同表第二八二四・九〇号を次のように改める。

二八二四・九〇

その他のもの

一 鉛丹及びオレンジ鉛

二 その他のもの

五・六%

無税

別表第二八二五・九〇号を次のように改める。

二八二五・九〇

その他のもの

一 酸化第一すず及び酸化第二すず

二 酸化ベリリウム

三 その他のもの

三・九%

無税

四・六%

別表第二八二六・一一号及び第二八二六・二〇号を削り、同表第二八二六・九〇号を次のように改める。

二八二六・九〇

その他のもの

一 ナトリウム又はカリウムのフルオロけい酸塩

二 その他のもの

三・九%

無税

別表第二八二七・三三三号、第二八二七・三四号及び第二八二七・三六号を削り、同表第二八二七・三九号中

七・三九号中

一 水銀の塩化物

五・八%

一 亜鉛のもの

四・六%に改める。

別表第二八三〇・二〇号及び第二八三〇・三〇号を削り、同表第二八三〇・九〇号を次のように改める。

二八三〇・九〇

その他のもの

無税

別表第二八三三・二三三三号及び第二八三三・二六号を削り、同表第二八三三・二九号を次のように改める。

二八三三・二九

その他のもの

一 亜鉛のもの

二 その他のもの

四・六%

無税

別表第二八三五・二三三三号、第二八三六・一〇号及び第二八三六・七〇号を削る。

別表第二八・三八項を削る。

別表第二八三九・二〇号、第二八四一・一〇号及び第二八四一・二〇号を削る。

別表第二八・五一項を削り、同表第二八・五〇項の次に次の二項を加える。

二八・五二

二八五二・〇〇

水銀の無機又は有機の化合物（アマルガムを除く。）

一 認証標準物質

二 無機化合物及びその製品

（一）硫酸塩

（二）写真用の化学調製品（ワニス、膠着剤、接着剤その他これらに類する調製品を除く。）及び写真用の物品で混合してないもの（使用量にしたもの及び小売用にしたもの直ちに使用可能な形状のものに限る。）

（三）その他のもの

三 有機化合物及びその製品

（一）植物性なめしエクス並びにタンニン及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体

A タンニン及びその誘導体

B その他のもの

（二）たんばく質系物質及びその誘導体（アルブミン、トその他のアルブミン誘導体を除く。）

（三）その他のもの

（四）その他のもの

（五）その他のもの

（六）その他のもの

（七）その他のもの

（八）その他のもの

（九）その他のもの

（十）その他のもの

（十一）その他のもの

（十二）その他のもの

（十三）その他のもの

（十四）その他のもの

（十五）その他のもの

（十六）その他のもの

（十七）その他のもの

（十八）その他のもの

（十九）その他のもの

（二十）その他のもの

（二十一）その他のもの

（二十二）その他のもの

別表第二九類の注5中(a)を(A)とし、(b)を(B)とし、同類の注5(c)に次のように加える。

二八五三・〇〇

(3) 配位化合物は、第一節又は第二九・四一項に属するものを除き、金属と炭素との結合を除くすべての金属の結合の開裂により生じる断片が属する項のうち、第二九類の数字上の配列において最後となる項に属する。

別表第二九類の注5中(c)を(C)とし、(d)を(D)とし、(e)を(E)とし、同類の注6中「水銀」を削る。

別表第二九類の注に次のように加える。

2 第二九類の注3の規定は、この類の号には適用しない。

別表第二九〇三・一五号中「二・ニジクロロエタン（二塩化エチレン）」を「二塩化エチレン（IS

〇）（二・ニジクロロエタン）」に改める。

別表第二九・〇三項中 二九〇三・三〇 非環式炭化水素のふつ素化誘導体、臭素化誘導体及びよう素化誘導体 四・六%	二九〇三・三一 二臭化エチレン(ISO) (二・二)ジプロモエタン 四・六%	二九〇三・三九 その他のもの に改め、同表第二九〇三・五一号中「二・三・四・五・六」ヘキサクロロシクロヘキサン」の下に「(HCH(ISO)(リンデン(ISO、INN)を含む。))を加え、同号の次に次の一号を加える。	二九〇三・五二 アルドリン(ISO)、クロルデン(ISO)及びヘプタクロル(ISO) 一 クロルデン 二 アルドリン及びヘプタクロル 四・六%	別表第二九〇三・五九号を次のように改める。 二九〇三・五九 その他のもの 四・六%	別表第二九〇三・六二号中「ヘキサクロロベンゼン及びDDT(一・一・一トリクロロ二・二・ビス(パラクロロフェニル)エタン)」を「ヘキサクロロベンゼン(ISO)及びDDT(ISO)(クロフェノタン(INN)、一・一・一トリクロロ二・二・ビス(パラクロロフェニル)エタン)」に改める。 別表第二九〇五・一五号を削る。 別表第二九〇六・一四号を削り、同表第二九〇六・一九号中「ボルネオール」の下に「及びテルピネオール」を加える。 別表第二九〇七・一四号を削り、同表第二九〇七・一九号を次のように改める。 二九〇七・一九 その他のもの 一 キシレノール及びその塩 二 その他のもの 無税 四・六%	別表第二九・〇八項を次のように改める。 二九・〇八 フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 ハロゲン置換基のみを有する誘導体及びその塩 ペンタクロロフェノール(ISO) 四・六%
二九〇八・一九 その他のもの 一 臭素化誘導体 二 その他のもの 無税	二九〇八・九一 二九〇八・九九 ジノセブ(ISO)及びその塩 その他のもの 四・六%	別表第二九〇九・四二号を削る。 別表第二九一〇・三〇号の次に次の一号を加える。 二九一〇・四〇 ディルドリン(ISO、INN) 削る。 五・六%	別表第二九一二・一三号を削る。 別表第二九一五・二三号を削る。 二九一五・三四 二九一五・三五 二九一五・三九 酢酸イソブチル 酢酸ジノセブ(ISO) その他のもの 四・六%	二九一五・三六 二九一五・三九 その他のもの 一 酢酸イソブチル 二 その他のもの 五・六% に改める。 四・六%	別表第二九一六・三五号の次に次の一号を加える。 二九一六・三六 ビナパクリル(ISO) 削る。 六・四%	別表第二九一七・三二号を削る。 別表第二九一八・一六号の次に次の一号を加える。 二九一八・一八 クロロベンジレート(ISO) 削る。 四・六% 別表第二九・一八項中 二九一八・九〇 その他のもの 二・四・五-T(ISO) (二・四・五)トリクロロフェノキシ酢酸並びにその塩及びエステル その他のもの 四・六% に改める。 四・六%

別表第二九・一九項を次のように改める。

二九・一九	りん酸エステル及びその塩(ラクトホスフェートを含む)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
二九一九・一〇	トリス(二・三・ジプロモプロピル)ホスフェート	四・六%
二九一九・九〇	その他のもの	四・六%

別表第二九・二〇項中

二九二〇・一〇	チオリン酸エステル(ホスホチオエート)及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六%
---------	--	------

二九二〇・一一

二九二〇・一一	チオリン酸エステル(ホスホチオエート)及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	に改める。
二九二〇・一九	パラチオン(ISO)及びパラチオンメチル(ISO)(メチルパラチオン)	四・六%
	その他のもの	四・六%

別表第二九二・一二号及び第二九二・二二号を削る。

別表第二九二・二四・一一号の次に次の一号を加える。

二九二四・一二	フルオロアセトアミド(ISO)、モノクロトホス(ISO)及びホスファミド(ISO)	四・六%
---------	---	------

別表第二九・二五項中

二九二五・二〇	イミン及びその誘導体並びにこれらの塩	四・六%
	一 クロルヘキシジン及びその塩	無税
	二 その他のもの	三・七%

二九二五・二二

二九二五・二二	イミン及びその誘導体並びにこれらの塩	三・七%
二九二五・二九	クロルジメホルム(ISO)	三・七%
	その他のもの	に改める。
	一 クロルヘキシジン及びその塩	無税
	二 その他のもの	三・七%

別表第二九三〇・一〇号を削り、同表第二九三〇・四〇号の次に次の一号を加える。

二九三〇・五〇	カプタホール(ISO)及びメタミドホス(ISO)	四・六%
---------	--------------------------	------

別表第二九三〇・九〇号を次のように改める。

二九三〇・九〇

二九三〇・九〇	その他のもの	無税
	一 ジチオカルボナート(キサントゲン酸塩)	
	二 その他のもの	四・六%

別表第二九三六・一〇号を削る。

別表第二九・三九項中

二九三九・二二	キナアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩	無税
二九三九・二九	キニネ及びその塩	無税
	その他のもの	無税

別表第三〇〇類の注4(a)中「縫合材の下に(外科用又は歯科用の吸収性糸を含むものとし、殺菌したものに限る。)」を加え、同類の注4(c)中「限る。」の下に「並びに外科用又は歯科用の癒着防止材(殺菌したものに限るものとし、吸収性であるかないかを問わない。)」を加え、同類の注4に次のように加える。

(1) 瘻造設術用と認められるもの(例えば、結腸造瘻用、回腸造瘻用又は人工尿路開設術用の特定の形状に裁断したパウチ並びにこれらの接着性のウエハー及び面板)

別表第三〇〇・一〇号を削る。

別表第三〇〇・四・三三号中「並びに」を「及び」を「若しくは」に改める。

別表第三〇〇・六・一〇号を次のように改める。

三〇〇六・一〇

三〇〇六・一〇	外科用のカッタガットその他これに類する縫合材(外科用又は歯科用の吸収性糸を含む。)、切開創縫合用の接着剤、止血材、止血材及び外科用又は歯科用の癒着防止材(吸収性があるかないかを問わない。)(殺菌したものに限る。)	無税
	一 外科用のカッタガットその他これに類する縫合材、切開創縫合用の接着剤、止血材、止血材及び外科用又は歯科用の癒着防止材	無税
	二 その他のもの	四・六%
	(一) プラスチック製の板、シート、フィルム、はく及びストリップ	四・六%
	(二) メリヤス編み又はクロセ編みのもの	五・六%

別表第三〇・〇六項中

三〇〇六・八〇	薬剤廃棄物(当初に意図した使用に適用しない薬剤。例えば、使用期限を過ぎたもの)	無税
---------	---	----

三〇〇六・九一	瘻造設術用と認められるもの	五・八%
三〇〇六・九二	薬剤廃棄物(当初に意図した使用に適用しない薬剤。例えば、使用期限を過ぎたもの)	無税

別表第三一類の注1(b)中「2(A)、3(A)、4(A)」を「2(a)、3(a)、4(a)」に改め、同類の注2中(A)を(a)とし、同類の注2(B)中(A)の物品を(a)の物品に改め、同類の注2(B)を(b)とし、同類の注2(C)中「(A)若しくは(B)」を「(a)若しくは(b)」に改め、同類の注2(C)を(c)とし、同類の注2(D)中「(A)の(ii)」を「(a)の(ii)」に改め、同類の注2(D)を(d)とし、同類の注3中(A)を(a)とし、同類の注3(B)中「(A)の(ii)」を「(a)の(ii)」に改め、同類の注3(B)を(b)とし、同類の注3(C)中「(A)又は(B)」を「(a)又は(b)」に改め、同類の注3(C)を(c)とし、同類の注4中(A)を(a)とし、同類の注4(B)中「(A)の物品」を「(a)の物品」に改め、同類の注4(B)を(b)とする。

別表第三二〇二・七〇号、第三二〇三・二〇号及び第三二〇四・一〇号を削る。

別表第三二〇六・三〇号及び第三二〇六・四三号を削り、同表第三二〇六・四九号を次のように改める。

三二〇六・四九	その他のもの	三・九%
	一 ヘキサシアノ鉄酸塩(フェロシアン酸塩及びフェリシアン酸塩)をもととした顔料及び調製品	三%
	二 その他のもの	三・九%

別表第三三・〇一項を次のように改める。

三三・〇一	精油(コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない)、レジン、オレオレジン抽出物、精油のコンセンレート(冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、その他のこれらに類する物品を煤質としているものに限る)、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキユアスチレート及びアキユアスソリュション	無税
三三・〇一・二二	精油(かんきつ類の果実のものに限る。)	無税
三三・〇一・二三	オレンジのもの	無税
三三・〇一・二四	レモンのもの	無税
三三・〇一・二五	その他のもの	無税
	一 ベルガモットのもの	無税
	二 その他のもの	三・二%
	精油(かんきつ類の果実のものを除く。)	三・二%
	ペパーミント(メンタ・ピペリタ)のもの	三・二%
	その他のミントのもの	無税
	一 ペパーミント油(メンタ・アルヴェンシスから採取したものに限る。)	無税
	(一) 政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の六五%を超えるもの	三%

三三・〇一・二九	その他のもの	九・六%
	二 その他のペパーミント油	三・二%
	三 その他のもの	三%
	その他のもの	
	一 ベイ葉油、カンナガ油、けい皮油、シダー油、シトロネラ油、丁子油、ユーカリ油、小ういきよう油、大ういきよう油、プチグレン油、ローズマリー油、ローズウッド油、びやくたん油、イランイラン油、けい葉油、ジンジャグラス油、パルマローザ油、タイム油、牛樟油、レモン格拉斯油及びバチユリ油	無税
	二 芳油	二・五%
	三 ゼラニウム又はベチベルのもの	無税
	四 ラベンダー又はラバンジンのもの	三%
	五 その他のもの	三・二%
三三・〇一・三〇	レジンノイド	無税
三三・〇一・九〇	その他のもの	無税

別表第三四類の注5中(A)を(a)とし、(B)を(b)とし、(C)を(c)とする。

別表第三四〇四・一〇号、第三七〇二・二〇号及び第三七〇五・二〇号を削る。

別表第三八類の注1(c)中「含有する」の下に「スラグ、」を加える。

別表第三八類の号注中1を2とし、同類の号注に1として次のように加える。

1 第三八〇八・五〇号には、次の物品を含有する第三八・〇八項の物品のみを含む。		
アルドリン(I・S・O)、ピナクリル(I・S・O)、カンフェキロール(I・S・O)(トキサフェン)、カブタホル(I・S・O)、クロロデン(I・S・O)、クロルジメホルム(I・S・O)、クロロベンジレート(I・S・O)、DDT(I・S・O)(クロフェノタン)、一・一・一・トリクロロロロニ・二・二・ビスパラクロロフェニルエタン、デイルドリン(I・S・O)、INN、ジノセブ(I・S・O)並びにその塩及びエステル、二臭化エチレン(I・S・O)(一・二・ジプロモエタン)、二塩化エチレン(I・S・O)、ヘキサクロロベンゼン(I・S・O)、一・二・三・四・五・六・ヘキサクロロシクロヘキサン(HCH(I・S・O))(リンデン(I・S・O)、オキシラン(エチレンオキシド)、パラチオン(I・S・O)、モノクロトホス(I・S・O)、オキシラン(エチレンオキシド)、パラチオン(I・S・O)、ホスファミド(I・S・O)並びに二・四・五・T(I・S・O)(二・四・五・トリクロロフェノキシ酢酸)並びにその塩及びエステル		
別表第三八〇五・二〇号を削り、同表第三八〇五・九〇号を次のように改める。		
三八〇五・九〇	その他のもの	無税
	一 パイン油	無税
	二 その他のもの	三%

別表第三八・〇八項を次のように改める。

三八・〇八	殺虫剤、殺菌剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品（小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたものの（例えば、硫酸を含ませた帯、しん及びびろうそく並びにはえ取り紙に限る。）	
三八〇八・五〇	この類の号注一の物品	四・九%
	その他のもの	
三八〇八・九一	殺虫剤	四・九%
三八〇八・九二	殺菌剤	四・九%
三八〇八・九三	除草剤、発芽抑制剤及び植物生長調整剤	四・九%
三八〇八・九四	消毒剤	四・九%
三八〇八・九九	その他のもの	四・九%

別表第三八二一・〇〇号中「微生物用の調製培養剤」を「微生物（ウイルス及びこれに類するものを含む）用又は植物、人若しくは動物の細胞用の調製培養剤（保存用のものを含む。）」に改める。

別表第三八・二四項を次のように改める。

三八・二四	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学製品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	三%
三八二四・一〇	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤	
三八二四・三〇	金属炭化物の混合物及び金属炭化物と金属粘結剤との混合物（凝結させてないものに限り。）	三・二%
	一 金属炭化物の混合物	三・二%
	二 その他のもの	三・八%
三八二四・四〇	セメント用、モルタル用又はコンクリート用の調製添加剤	三・八%
三八二四・五〇	非耐火性のモルタル及びコンクリート	三・八%
三八二四・六〇	ソルビトール（第二九〇五・四四号のものを除く。）	三・八%
	メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物	
三八二四・七一	クロロフルオロカーボン（CFC）を含有するもの（ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、ペルフルオロカーボン（PFC）又はハイドロフルオロカーボン（HFC）を含有するものではないものを問わない。）	三・八%
三八二四・七二	ブロモクロロフルオロカーボン、ブロモトリフルオロメタン又はジブロモトリフルオロエタンを含有するもの	三・八%

平成十八年三月二十九日 参議院会議録第十一号（その二） 関税定率法等の一部を改正する法律案

三八二四・七三
ハイドロプロモフルオロカーボン（HBF₃）を含有するもの

三八二四・七四
ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）を含有するもの（クロロフルオロカーボン（CFC）を含有しないものに限り。）

三八二四・七五
ハイドロフルオロカーボン（HFC）を含有するもの（ペルフルオロカーボン（PFC）を含有するものではないものを問わない。）

三八二四・七六
四塩化炭素を含有するもの

三八二四・七七
一・一・一・トリクロロエタン（メチルクロロホルム）を含有するもの

三八二四・七八
ブロモメタン（メチルブロマイド）又はプロモクロロメタンを含有するもの

三八二四・七九
ペルフルオロカーボン（PFC）又はハイドロフルオロカーボン（HFC）を含有するもの（クロロフルオロカーボン（CFC）又はハイドロフルオロカーボン（HFC）を含有しないものに限り。）

三八二四・八〇
その他のもの

三八二四・八一
オキシラン（エチレンオキシド）、ポリ臭化ビフェニル（PBB）、ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）又はトリス（二・三・ジプロモプロピル）ホスフェイトを含有する混合物及び調製品

三八二四・八二
オキシラン（エチレンオキシド）を含有するもの

三八二四・八三
ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）又はポリ臭化ビフェニル（PBB）を含有するもの

三八二四・八四
トリス（二・三・ジプロモプロピル）ホスフェイトを含有するもの

三八二四・八五
その他のもの

一 チューインガムベース（砂糖その他の甘味料又は香料を含有するものを除く。）

二 脂肪酸混合物の誘導体

三 ナフテン酸並びにその塩（水溶性のものを除く。）及びエステル

四 その他のもの

別表第三九類の注2中(w)を(z)とし、(v)を(y)とし、(u)を(x)とし、(t)を(w)とし、(s)を(v)とし、(r)を(u)とし、(q)を(t)とし、(p)を(s)とし、(o)を(r)とし、(n)を(q)とし、(m)を(p)とし、(l)を(o)とし、(k)を(n)とし、(j)を(m)とし、(h)を(l)とし、(g)を(k)とし、(f)を(g)とし、(e)の次に次のように加える。

(h) 鉱物油（ガソリンを含む。）用又は鉱物油と同じ目的に使用するその他の液体用の調製添加剤（第三八・一一項参照）

(ij) ポリグリコール、シリコンその他の第三九類の重合体をもとした調製液圧液（第三八・一九項参照）

三・八%

三・八%

別表第三九類の注2中(e)を(f)とし、(d)を(e)とし、(c)を(d)とし、(b)を(c)とし、(a)を(b)とし、同類の注2に(a)として次のように加える。

(a) 第二七・一〇項又は第三四・〇三項の調製潤滑剤

別表第三九〇七・六〇号の次に次の一号を加える。

三九〇七・七〇 ポリ乳酸

別表第三九〇九・三〇号を次のように改める。

三九〇九・三〇

その他のアミノ樹脂

- 一 ポリメチレンポリフェニルポリイソシアナート
- 二 その他のもの

四・一%
四・六%

別表第三九二〇・七二号を削る。

別表第四〇類の注4(a)中「5(b)」を「5(b)」に改め、同類の注5(a)(iii)中「(b)」を「(B)」に改め、同類の注5中(a)を(A)とし、(b)を(B)とする。

別表第四〇一〇・一三号を削る。

別表第四一類の注1(c)中「ガゼルの下に「らくだ(ヒトコブラクダを含む)」を加える。

別表第四一〇三・一〇号を削る。

別表第四二・〇四項を削る。

別表第四二・〇五項及び第四二・〇六項を次のように改める。

四二・〇五

その他の革製品及びコンポジションレザー製品

一 機械用その他の技術的用途に供する種類のもの

- (一) ベルト、ベルチング、コーミングレザー及びビーン
- (二) ターギルレザー

二 その他のもの

二五%
三・九%

四二・〇六

腸

ゴールドビーターズスキン、ぼうこう又は臍の製品

三・九%

別表第四三〇一・七〇号及び第四三〇二・一三三号を削る。

別表第四四類の号注1中「第四四〇七・二四号」を「第四四〇七・二二二号」に、「第四四二一・一三三号から第四四二一・九九号まで」を「第四四二一・三二一」に改める。

別表第四四・〇二項を次のように改める。

四四・〇二

木炭植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。

竹製のもの

その他のもの

別表第四四・〇七項を次のように改める。

四四・〇七

木材(縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもの、厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものではないかを問わない。)

針葉樹のもの

一 まつ属、もみ属(カリフォルニアレッドファー、グラントファー、ノールファー及びバシファイ、クシルバーファーを除く。又はとうひ属(シトカスブルースを除く。のもの(厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。))

(一) かんながけし又はやすりがけしたもの

(二) その他のもの

A まつ属のもの

B その他のもの

二 からまつ属のもの(厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。)

(一) かんながけし又はやすりがけしたもの

(二) その他のもの

三 その他のもの

熱帯産木材(この類の号注1のものに限る。のもの

マホガニー(スウィエテニア属のもの)

バイロラ、インブイア及びバルサ

ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメ

ランチバカウ

ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラ

ヤ、イエローメランチ及びアラン

サベリ

イロコ

その他のもの

一 ふたばがき科のもの

二 その他のもの

無税

一〇%

無税

無税

無税

無税

四四〇七・九一
四四〇七・九二
四四〇七・九三
四四〇七・九四
四四〇七・九五
四四〇七・九六
四四〇七・九七

その他のもの

オーク(コナラ属のもの)のもの
ビーチ(フナ属のもの)のもの
かえで(カエデ属のもの)のもの
桜(サクラ属のもの)のもの
とねりこ(トネリコ属のもの)のもの
その他のもの

一 ふたばがき科のもの
二 その他のもの

針葉樹以外のもの

無税
一〇％

別表第四四・〇九項中

四四〇九・二一

針葉樹以外のもの
竹製のもの

四四〇九・二九

一 引抜材
二 玉縁及び縁形
三 その他のもの
その他のもの

(一) ふたばがき科のもの
(二) その他のもの

無税

に改める。

別表第四四・一〇項から第四四・一二項までを次のように改める。

四四・一〇
パテイクルボード、オリエンテッドストランドボード(OSB)その他これに類するボード(例えば、ウエファードボード)木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。
木材のもの

一 引抜材
二 玉縁及び縁形
三 その他のもの
(一) ふたばがき科のもの
(二) その他のもの

七・五％
四・八％
一〇％
無税

を

四四一〇・一一

パテイクルボード

一 板状のもの
二 その他のもの

オリエンテッドストランドボード(OSB)

一 板状のもの
二 その他のもの

その他のもの
一 板状のもの
二 その他のもの

その他のもの

一 板状のもの
二 その他のもの

繊維板(木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。)
ミディアムデンシティファイバーボード(MDF)

厚さが五ミリメートル以下のもの
一 密度が一立方センチメートルにつき〇・八グラムを超えるもの
二 密度が一立方センチメートルにつき〇・八グラム以下のもの

厚さが五ミリメートルを超える九ミリメートル以下のもの
一 密度が一立方センチメートルにつき〇・八グラムを超えるもの
二 密度が一立方センチメートルにつき〇・八グラム以下のもの

厚さが九ミリメートルを超えるもの
一 密度が一立方センチメートルにつき〇・八グラムを超えるもの
二 密度が一立方センチメートルにつき〇・八グラム以下のもの

その他のもの
密度が一立方センチメートルにつき〇・八グラムを超えるもの

密度が一立方センチメートルにつき〇・八グラムを超えるもの
密度が一立方センチメートルにつき〇・八グラム以下のもの

密度が一立方センチメートルにつき〇・八グラムを超えるもの
密度が一立方センチメートルにつき〇・八グラム以下のもの

密度が一立方センチメートルにつき〇・八グラムを超えるもの
密度が一立方センチメートルにつき〇・八グラム以下のもの

密度が一立方センチメートルにつき〇・八グラムを超えるもの
密度が一立方センチメートルにつき〇・八グラム以下のもの

密度が一立方センチメートルにつき〇・八グラムを超えるもの
密度が一立方センチメートルにつき〇・八グラム以下のもの

八％
一〇％
八％
一〇％
八％
一〇％
八％
一〇％
五・二％
三・五％
五・二％
三・五％
五・二％
三・五％
五・二％
三・五％
五・二％
三・五％

四四二一・九三	密度が一立方センチメートルにつき〇・五グラムを超え〇・八グラム以下のもの	三・五%
四四二一・九四	密度が一立方センチメートルにつき〇・五グラム以下のもの	三・五%
四四・一二	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材	
四四二一・一〇	竹製のもの	
	一 合板(木材の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限り、 (一) 少なくとも一の外面の単板がダークレッドメラニチ、ライトレッドメラニチ、ホワイトラワン、シボ、リンバ、オクメ、オベチエ、アカジョアフリカ、サベリ、バイロラ、マホガニー(スウイニエニア属のもの)、パリスサンドルロラ、パリスサンドルリオ又はパリスサンドルロゼのもの A ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたものに類する加工をしたもの (a) 側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの (b) その他のもの B その他のもの (a) 厚さが六ミリメートル未満のもの (b) その他のもの (二) その他のもの A ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたものに類する加工をしたもの (a) 側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの (b) その他のもの B その他のもの (a) 厚さが六ミリメートル未満のもの (b) その他のもの	一〇% 一五% 一五% 一〇% 一五% 一〇% 一五% 一〇% 一五% 一〇% 一五% 一〇% 一五% 一〇% 一五%
	二 その他のもの (一) 集成材 (二) その他のもの その他の合板(木材(竹製のものを除く)の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限り、 (一) 集成材 (二) その他のもの	一五% 一五% 二〇%
四四二一・三一	少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材(この類の号注1のものに限る)のもの 一 ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたものに類する加工をしたもの (一) 側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの (二) その他のもの 二 その他のもの (一) 厚さが六ミリメートル未満のもの (二) その他のもの その他のもの(少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限り、 一 ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたものに類する加工をしたもの (一) 側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの (二) その他のもの 二 その他のもの (一) 厚さが六ミリメートル未満のもの (二) その他のもの その他のもの ブロックボード、ラミンボード及びバツテンボード 一 集成材 二 その他のもの その他のもの 一 集成材 二 その他のもの	一〇% 一五% 一五% 一〇% 一五% 一〇% 一五% 一〇% 一五% 一〇% 一五% 一〇% 一五% 一〇% 一五% 一〇% 一五% 一〇% 一五%
四四二一・三二		
四四二一・三九		
四四二一・九四		
四四二一・九九		

別表第四四・一八項中「組み合わせた寄せ木パネルを」を組み合わせた床用パネル」に改め、同表第四四一八・三〇号を削り、同表第四四一八・五〇号の次に次のように加える。

四四一八・六〇	くい及びはり	三・九%
四四一八・七一	組み合わせた床用パネル	三・九%
四四一八・七二	モザイク状の床用のもの	三・九%
四四一八・七九	その他のもの(多層のものに限る。)	三・九%
	その他のもの	三・九%

別表第四六類の注「竹」の下に「とう」を加える。

別表第四六・〇一項及び第四六・〇二項を次のように改める。

四六・〇一	さなだその他これに類する組物材料から成る物品(ストリップ状であるかないかを問わない)並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行に(敷物、壁掛等)であるかないかを問わない。)	三・九%
	敷物及びすだれ(植物性材料製のものに限る。)	三・九%
四六・〇一・二一	竹製のもの	三・九%
四六・〇一・二二	とう製のもの	三・九%
四六・〇一・二九	その他のもの	三・九%
	一 いぐさ製又は七島い製のもの	六%
	二 その他のもの	三・九%
	その他のもの	三・九%
四六・〇一・九二	竹製のもの	三・九%
四六・〇一・九三	とう製のもの	三・九%
四六・〇一・九四	その他の植物性材料製のもの	三・九%
	一 むしろ、こも及びアンペラ	無税
	二 さなだその他これに類する組物材料から成る物品(ストリップ状であるかないかを問わない。)	三%
	三 その他のもの	三%
	(一) いぐさ製又は七島い製のもの	六%
	(二) その他のもの	三・九%
	その他のもの	三・九%
四六・〇一・九九	一 さなだその他これに類する組物材料から成る物品(ストリップ状であるかないかを問わない。)	三%
	二 その他のもの	四・六%

かご細工物、枝条細工物その他の製品(組物材料から直接造形したもの及び第四六・〇一項の物品から製造したものに限る。及びへちま製品)

四六・〇二	植物性材料製のもの	四・一%
四六・〇二・一一	竹製のもの	四・一%
	一 扇子及びうちわ並びにこれらの部分品	九・六%
	二 その他のもの	九・六%
四六・〇二・一二	とう製のもの	九・六%
四六・〇二・一九	その他のもの	三・九%
	一 瓶用のわらづと	九・六%
	二 その他のもの	三・九%
四六・〇二・九〇	その他のもの	二・五%
	一 扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品	二・五%
	二 その他のもの	二・八%

別表第四七〇六・二〇号の次に次の一号を加える。

四七〇六・三〇 その他のもの(竹製のものに限る。)

別表第四八類の注2(a)中「第一五部参照」を「主として第一四部又は第一五部に属する。」に改め、同類の注4中「六五%」を「五〇%」に改め、同類の注9中「第四八・一五項」を「第四八・二三項」に改める。

別表第四八〇二・三〇号を削り、同表第四八〇二・六一号から第四八〇二・六九号までを次のように改める。

四八〇二・六一	ロール状のもの	二・二%
	一 カーボン原紙	無税
	二 その他のもの	二・二%
四八〇二・六二	折り畳んでない状態において一辺の長さが四三・五ミリメートル以下で、その他の辺の長さが二九・七ミリメートル以下のシート状のもの	二・二%
	一 カーボン原紙	無税
	二 その他のもの	二・二%
四八〇二・六九	その他のもの	二・二%
	一 カーボン原紙	無税
	二 その他のもの	二・二%

四七

	別表第五四・〇六項を次のように改める。	
五四・〇六	人造繊維の長繊維の糸（小売用にしたものに限るものと縫糸を除く。）	
五四〇六・〇〇	一 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二 その他のもの	六％
	(一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの (二) その他のもの	七％ 四・二％
	別表第五五〇一・三〇号の次に次の一号を加える。	
五五〇一・四〇	ポリプロピレンのもの	八％
	別表第五五・〇三項中「五五〇三・一〇」ナイロンその他のポリアミドのもの	八％を
五五〇三・一一	ナイロンその他のポリアミドのもの	
五五〇三・一九	アラミドのもの	八％に改める。
	その他のもの	八％
	別表第五五一三・一二号、第五五一三・三二号及び第五五一三・三三号を削り、同表第五五一三・三九号を次のように改める。	
五五一三・三九	その他の織物	一〇％
	一 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二 その他のもの	
	(一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	
	A ポリエステルの短繊維のもの B その他のもの (二) その他のもの	八％ 一六％ 八％
	別表第五五一三・四二号及び第五五一三・四三号を削り、同表第五五一三・四九号を次のように改める。	

五五・一三・四九	一 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二 その他のもの	一〇％
別表第五一四・一三号を削り、同表第五一四・一九号を次のように改める。	(一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうち一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうち一方がこれらの繊維のものを除く。） A ポリエステルの短繊維のもの B その他のもの (二) その他のもの	一 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二 その他のもの 一〇％
五五・一四・一九	(一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうち一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうち一方がこれらの繊維のものを除く。） A ポリエステルの短繊維のもの B その他のもの (二) その他のもの	一 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二 その他のもの 一〇％
五五・一四・三二	異なる色の糸から成るもの ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。） 一 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二 その他のもの ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む）のものに限る。） 一 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二 その他のもの	一〇％ 八％
五五・一四・三三	異なる色の糸から成るもの ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。） 一 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二 その他のもの ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む）のものに限る。） 一 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二 その他のもの	一〇％ 八％
五五・一四・三〇	異なる色の糸から成るもの 一 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二 その他のもの (一) ポリエステルの短繊維のもの A 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうち一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうち一方がこれらの繊維のものを除く。） B その他のもの	一〇％ 八％
五五・一四・三九	異なる色の糸から成るもの 一 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二 その他のもの (一) ポリエステルの短繊維のもの A 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうち一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうち一方がこれらの繊維のものを除く。） B その他のもの	一〇％ 八％
五五・一四・三三	異なる色の糸から成るもの 一 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二 その他のもの (一) ポリエステルの短繊維のもの A 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうち一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうち一方がこれらの繊維のものを除く。） B その他のもの	一〇％ 八％

別表第五一五・九二号を削る。
別表第五六類の注1(e)中「第一五部参照」を「主として第一四部又は第一五部に属する。」に改める。

別表第五六〇四・二〇号を削り、同表第五六〇四・九〇号を次のように改める。

五六〇四・九〇

その他のもの

一 強力糸(ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨン)のもので、染み込ませ又は塗布したものに限り。

(一) アラミド繊維のもの

(二) その他のもの

A ゴムを染み込ませ又は塗布したもの

B その他のもの

二 ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの

三 その他のもの

(一) 綿製のもの

二・八%
(その率が
一キログラ
ムにつき二
〇円の従量
税率より低
いときは、
当該従量税
率)

四・二%

(二) その他のもの

別表第五六〇七・一〇号を削り、同表第五六〇七・九〇号を次のように改める。

五六〇七・九〇

その他のもの

一 第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮纖維製のもの

二 その他のもの

無税

その他のもの(パイル織物の
の及び製品にしたものを除く。)

羊毛製又は織獣毛製のもの

人造纖維材料製のもの

その他の紡織用纖維製のもの

一 綿製のもの

二 その他のもの

九・六%
九・六%
九・六%
一三・四%
九・六%

を

五七〇二・五〇

その他のもの(パイル織物の
の及び製品にしたものを除く。)

一 綿製のもの

二 その他のもの

一三・四%
九・六%

に改める。

別表第五八・〇三項を次のように改める。

五八・〇三

五八〇三・〇〇

もじり織物(第五八・〇六項の細幅織物類を除く。)

一 綿製のもの

(一) 経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの

(二) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの纖維を合わせたものの重量が全重量の二〇%を超えるもの(経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。)

(三) その他のもの

二 絹製のもの

(一) 絹ノイル製のもの

A 経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの

B その他のもの

(二) その他のもの

A 経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの

B その他のもの

三 その他のもの

A 経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの

B その他のもの

三 その他のもの

スーツ

羊毛製又は織獣毛製のもの

一 ししゅうしたものの、
レースを使用したもの
及び模様編みの組織を
有するもの

二 その他のもの

六二〇三・一一

スーツ

羊毛製又は織獣毛製のもの

一 ししゅうしたものの、
レースを使用したもの
及び模様編みの組織を
有するもの

二 その他のもの

一六・八%
一四%

別表第五九類の注5(h)中「第一五部参照」を「主として第一四部又は第一五部に属する。」に改める。

別表第六〇〇五・一〇号及び第六一〇一・一〇号を削る。

スーツ

羊毛製又は織獣毛製のもの

一 ししゅうしたものの、
レースを使用したもの
及び模様編みの組織を
有するもの

二 その他のもの

羊毛製又は織獣毛製のもの

一 ししゅうしたものの、
レースを使用したもの
及び模様編みの組織を
有するもの

一六・八%
一四%

別表第六一・〇三項中		合成繊維製のものを	
六〇三・一二	一 ししゅうしたものの、 レリスを使用したもの、 及び模様編みの組織を 有するもの	一六・八％	を
六〇三・一九	二 その他のもの	一四％	
六〇三・一九	その他の紡織用繊維製のものを 一 ししゅうしたものの、 レリスを使用したもの、 及び模様編みの組織を 有するもの	一六・八％	
六〇三・一〇	二 その他のもの	一四％	
六〇三・一〇	スーツ	に改め、同表第六一〇三・ 一六・八％ 一四％	
六〇三・一〇	一 ししゅうしたものの、 レリスを使用したもの、 及び模様編みの組織を 有するもの	一六・八％	
六〇三・一〇	二 その他のもの	一四％	
別表第六一〇四・一二号、第六一〇四・二二号及び第六一〇七・九二号を 削る。			
別表第六一一・一〇号を削り、同表第六一一・九〇号中			
一四％を			
〔二〕 その他のもの			
A 羊毛製又は織獣毛製のものを			
B その他のものを			
一三％に改める。			
一四％			
〔二〕 その他のもの			
その他の紡織用繊維製のものを			
一 ししゅうしたものの、レリスを使用したもの及び模 様編みの組織を有するもの			
二 羊毛製又は織獣毛製のものを			
三 その他のものを			
一六・五％			
一四％			
二 羊毛製又は織獣毛製のものを			
三 その他のものを			
一三・五％			
二 羊毛製又は織獣毛製のものを			
三 その他のものを			
一二・六％			
別表第六一・一五項を次のように改める。			
六二・一五			
六二・一五・一〇			
六二・一五・二二			
六二・一五・二九			
六二・一五・三〇			
六二・一五・九四			
六二・一五・九五			
六二・一五・九六			
六二・一五・九九			
パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックス その他の靴下類(段階的圧縮靴下(例えば、静脈瘤症用のス トッキング)及び履物として使用するもの(更に別の底を取 り付けてないものに限り)を含むものとし、メリヤス編み 又はクロセ編みのものに限り。)			
一 パンティストッキング及びタイツ			
二 その他のもの			
〔一〕 綿製のものを			
〔二〕 合成繊維製のものを			
A 女子用の長靴下(構成する単糸が六七デシ テックス未満のものに限る。)			
B その他のものを			
〔三〕 羊毛製又は織獣毛製のものを			
〔四〕 その他の紡織用繊維製のものを			
その他のパンティストッキング及びタイツ			
合成繊維製のものを構成する単糸が六七デシテックス 未満のものに限る。)			
合成繊維製のものを構成する単糸が六七デシテックス 以上のものに限り。)			
その他の紡織用繊維製のものを			
その他の女子用の長靴下(構成する単糸が六七デシテッ クス未満のものに限る。)			
一 合成繊維製のものを			
二 綿製のものを			
三 その他のものを			
その他のものを			
羊毛製又は織獣毛製のものを			
綿製のものを			
合成繊維製のものを			
その他の紡織用繊維製のものを			
九・六％			
九％			
六・四％			
六・四％			
九％			
八％			
六％			

別表第六一七・二〇号、第六二〇三・二二号、第六二〇五・一〇号及び第六二〇七・九二号を削る。

別表第六二〇九・一〇号を削り、同表第六二〇九・九〇号中

B その他のもの

「一一・二%」を
B その他のもの
(a) 羊毛製又は織獣毛製のもの
(b) その他のもの
九% に改める。
一一・二%」

別表第六二一一・三二号及び第六二一三・一〇号を削る。

別表第六三〇二・五二号を削り、同表第六三〇二・五九号中「ラミー製を「亜麻製又はラミー製」に改め、同表第六三〇二・九二号を削り、同表第六三〇二・九九号を次のように改める。

六三〇二・九九
一 亜麻製のもの
二 その他のもの
九・六%
六・四%

別表第六三〇三・一一号を削る。

別表第六三〇六・一二号を削り、同表第六三〇六・一九号を次のように改める。

六三〇六・一九
一 綿製のもの
二 その他のもの
六・七%
四・八%

別表第六三〇六・二二号を削り、同表第六三〇六・二九号を次のように改める。

六三〇六・二九
一 綿製のもの
二 その他のもの
六・七%
四・八%

別表第六三・〇六項中

六三〇六・三一
六三〇六・三九
六三〇六・四一
六三〇六・四九
帆
合成繊維製のもの
その他の紡織用繊維製のもの
空気マツトレス
綿製のもの
その他の紡織用繊維製のもの
四・八%
六・七%
四・八%」

六三〇六・三〇
六三〇六・四〇
帆
空気マツトレス
綿製のもの
その他の紡織用繊維製のもの
四・八%
六・七%
四・八%」

別表第六四〇一・九一号、第六四〇二・三〇号及び第六四〇三・三〇号を削る。
別表第六五・〇三項を削る。

別表第六五〇六・九二号を削り、同表第六五〇六・九九号中

二 その他のもの

「五・三%」を
二 毛皮製のもの
三 その他のもの
六・六% に改める。
五・三%」

別表第六六〇三・一〇号及び第六八〇二・二二号を削る。

別表第六八・一一項から第六八・一三項までを次のように改める。
六八・一一
石綿セメント製品、セルロースファイバーセメント製品その他これらに類する製品

六八・一二・四〇
石綿を含有するもの
六八・一二・八一
波板
六八・一二・八二
その他のシート、パネル、タイルその他これらに類する製品
六八・一二・八三
管及び管用継手
六八・一二・八九
その他の製品
六八・一二

石綿繊維（加工したものに限る）、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物並びにこれらの混合物又は石綿の製品（例えば、糸、織物、衣類、帽子、履物及びガセット。補強してあるか否かを問わないものとし、第六八・一一項又は第六八・一三項の物品を除く。）
六八・一二・八〇
クロシドライト製のもの
その他のもの
六八・一二・九一
衣類、衣類附属品、履物及び帽子
六八・一二・九二
紙、厚紙及びフェルト
六八・一二・九三
ジョイント用の圧縮した石綿繊維（シート状又はロール状のものに限る。）
六八・一二・九九
その他のもの
六八・一三

ブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に供する摩擦材料及びその製品（例えば、シート、ロールストリップ、セグメント、ディスク、ワッシャー及びパッド。取り付けてないもので、石綿その他の鉱物性材料又は繊維素をもととしたものに限るものとし、紡織用繊維その他の材料と組み合わせるものではないかを問わない。）
三・九%
三・九%
三・九%
三・九%
三・九%
三・九%
三・九%

六八・一三・二〇	石綿を含有するもの	無税
	一 自動車の部分品	
	二 その他のもの	三・四%
	石綿を含有しないもの	
六八・一三・八一	ブレーキライニング及びブレーキパッド	無税
	一 自動車の部分品	
	二 その他のもの	三・四%
	その他のもの	無税
六八・一三・八九	一 自動車の部分品	無税
	二 その他のもの	三・四%
別表第七〇類の号注1中「第七〇・一三・二二号、第七〇・一三・三二号」を「第七〇・一三・二二号、第七〇・一三・三三号、第七〇・一三・四一」に改める。		
別表第七〇・一二項を削り、同表第七〇・一二項を次のように改める。		
七〇・一三	ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第七〇・一〇項又は第七〇・一八項のものを除く。）	四・六%
七〇・一三・一〇	ガラスセラミックス製のもの	四・六%
	脚付きガラス類（ガラスセラミックス製のものを除く。）	四・六%
七〇・一三・二二	鉛ガラス製のもの	四・六%
七〇・一三・二八	その他のもの	四・六%
	その他のコップ類（ガラスセラミックス製のものを除く。）	四・六%
七〇・一三・三三	鉛ガラス製のもの	四・六%
七〇・一三・三七	その他のもの	四・六%
	食卓用又は台所用に供する種類のガラス製品（コップ類及びガラスセラミックス製のものを除く。）	五・八%
七〇・一三・四一	鉛ガラス製のもの	五・八%
七〇・一三・四二	線膨脹係数が温度〇度から三〇〇度までの範囲において一ケルビンにつき一、〇〇〇、〇〇〇分の五以下のもの	五・八%
七〇・一三・四九	その他のもの	五・八%
	その他のガラス製品	無税

七〇・一三・九一	鉛ガラス製のもの	五・八%	
七〇・一三・九九	その他のもの	五・八%	
別表第七二類の注1中「注1(a)」を「注1(A)」に改め、同類の注2中(a)を(A)とし、(b)を(B)とし、同類の注4中(a)を(A)とし、(b)を(B)とし、(c)を(C)とし、同類の注8中「注1(a)」を「注1(A)」に改め、同類の注9(a)中「宝石を取り付けてあるかないかを問わない。」を削り、同類の注9(b)中「シガレットケース、おしろい入れ、鎖入れ及び口中剤入れ」を「シガーケース、シガレットケース、喫ぎたばこ入れ、口中香料入れ、錠剤入れ、おしろい入れ、鎖入れ及び数珠」に改め、同類の注9に次のように加える。			
これらの物品は、組み合わせてあるかを問わない（例えば、天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、合成若しくは再生した貴石又は半貴石、べつ甲、真珠層、象牙、天然又は再生させたこはく、黒玉及びさんご）。			
別表第七二類の号注2中「注4(b)」を「注4(B)」に改める。			
別表第七二五・二〇号を削り、同表第七二五・三〇号から第七二五・五〇号までの規定中			
二 その他のもの	四・六%	二 高速度鋼のもの	六・六%
	を	三 その他のもの	四・六%
七二五・九一から第七二五・九九号までの規定中		三 その他のもの	四・六%
三 高速度鋼のもの	六・六%		
四 その他のもの	四・六%		
	に改める。		
別表第七二六・九三号及び第七二六・九四号を削る。			
別表第七二九・一〇号を削り、同表第七二九・九〇号を次のように改める。			
七二九・九〇	その他のもの	五・八%	
	一 合金工具鋼のもの	六・六%	
	二 高速度鋼のもの	四・六%	
	三 その他のもの	五・八%	
七三〇・四・一〇	油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ	五・二%	
	一 合金鋼製のもの	三・九%	
	二 その他のもの	を	
別表第七三・〇四項中			
七三〇・四・二一	油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング、チュービング及びドリルパイプ	無税	
	ドリルパイプ		

七三〇四・一一	油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ	五・二%
七三〇四・一九	ステンレス鋼製のもの	五・二%
	その他のもの	五・二%
	一 合金鋼製のもの	五・二%
	二 その他のもの	三・九%
七三〇四・二二	油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング、チュービング及びドリルパイプ	に改める。
七三〇四・二三	ドリルパイプ（ステンレス鋼製のもの）	無税
七三〇四・二四	その他のドリルパイプ	無税
七三〇四・二五	その他のもの（ステンレス鋼製のもの）	五・二%

別表第七三・〇六項を次のように改める。

七三・〇六	鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの）	五・二%
七三〇六・一一	油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ	五・二%
七三〇六・一九	溶接管（ステンレス鋼製のものに限る。）	五・二%
	その他のもの	五・二%
	一 合金鋼製のもの	五・二%
	二 その他のもの	三・九%
七三〇六・二二	油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング及びチュービング	五・二%
七三〇六・二九	溶接管（ステンレス鋼製のものに限る。）	五・二%
	その他のもの	五・二%
	一 合金鋼製のもの	五・二%
	二 その他のもの	三・九%
七三〇六・三〇	その他の溶接管（鉄鋼又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）	三・九%
七三〇六・四〇	その他の溶接管（ステンレス鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）	五・二%
七三〇六・五〇	その他の溶接管（その他の合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）	五・二%

七三〇六・六一	その他の溶接管（横断面が円形のものを除く。）	五・二%
	横断面が正方形又は長方形のもの	五・二%
	一 合金鋼製のもの	三・九%
	二 その他のもの	三・九%
七三〇六・六九	その他のもの（横断面が円形のものを除く。）	五・二%
	一 合金鋼製のもの	五・二%
	二 その他のもの	三・九%
七三〇六・九〇	その他のもの	三・九%
	一 合金鋼製のもの	五・二%
	二 その他のもの	三・九%

別表第七三・二四・一三号及び第七三・一九・一〇号を削る。

別表第七三・二二項中 七三・二一・一三 固体燃料用のもの

七三・二一・一九	その他のもの（固体燃料用のものを含む）	無税
	無税	七三・二一・八三

固体燃料用のもの 無税

燃料用の 無税

別表第七四類の注1(f)中「もつとも、第七四・一四項の線には、横断面の最大寸法が六ミリメートル以下のもの（横断面の形状及び巻いてあるかないかを問わない。）のみを含む。」を削る。

別表第七四・〇一を次のように改める。

七四・〇一 銅のマット及びセメントカッパー（沈殿銅）

別表第七四・〇三・二三号を削る。

別表第七四・〇七・二三号を削り、同表第七四・〇七・二九号を次のように改める。

七四・〇七・二九	その他のもの	無税
	一 銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの	四・六%
	二 その他のもの	五・八%

別表第七四・一四項、第七四・一六項及び第七四・一七項を削る。

別表第七八・〇三項及び第七八・〇五項を削り、同表第七八・〇六項を次のように改める。

七八・〇六	その他の鉛製品	
七八〇六・〇〇	一 鉛製の管及び管用継手(例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ)	五・八%
	二 その他のもの	四・六%
別表第七九・〇六項を削り、同表第七九・〇七項を次のように改める。		
七九・〇七	その他の亜鉛製品	
七九〇七・〇〇	一 亜鉛製の管及び管用継手(例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ)	三・八%
	二 その他のもの	四・六%
別表第八〇類の注1(d)中「第八〇・〇四項又は第八〇・〇五項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様(例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びびし形)を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。」を削る。		
別表第八〇・〇四項から第八〇・〇六項までを削り、同表第八〇・〇七項を次のように改める。		
八〇・〇七	その他のすず製品	
八〇〇七・〇〇	一 すずの板、シート及びストリップ(厚さが〇・二ミリメートルを超えるものに限り、)	三%
	二 すずのはく(厚さ(補強材の厚さを除く)が〇・二ミリメートル以下のもに限り、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない)、粉及びフレーク)	三・九%
	三 すず製の管及び管用継手(例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ)	三・九%
	四 その他のもの	四・六%
別表第八一〇一・九五号を削る。		
別表第八一二・三〇号及び第八一二・四〇号を削り、同表第八一二・九二号及び第八一二・九九号を次のように改める。		
八一二・九二	塊、くず及び粉	
	一 インジウムのもの	三%
	二 バナジウムのもの	五・二%
	三 その他のもの	無税

八一二・九九	その他のもの	
	一 ニオブ・チタン合金のもの	無税
	二 ゲルマニウムのもの	無税
	三 その他のもの	五・二%
別表第八三二・九〇号中「(部分品を含む。)」を削る。		
別表第一六部の注1(b)中「第四二・〇四項」を「第四二・〇五項」に改め、同部の注2(a)中「第八四・八五項」を「第八四・八七項」に改め、同部の注2(c)中「第八四・八五項」を「第八四・八七項」に改める。		
別表第八四類の注1中(f)を(g)とし、同類の注1(e)中「デジタルカメラ」を「デジタルカメラ」に改め、同類の注1中(e)を(f)とし、(d)の次に次のように加える。		
(e) 第八五・〇八項の真空式掃除機		
別表第八四類の注2中「第八四・二四項まで」の下に「又は第八四・八六項」を、「注3」の下に「及びこの類の注9」を加え、「及び第八四・七一項」を削り、同類の注5を次のように改める。		
5(A) 第八四・七一項において「自動データ処理機械」とは、次の能力を有する物品をいう。		
(i) 処理用プログラム及びその実行に直接必要なデータを記憶すること。		
(ii) 使用者の必要に応じて異なるプログラムを受け入れることができること。		
(iii) 使用者が特定する算術計算を実行すること。		
(iv) 人の介入なしに、処理用プログラム(処理の進行中において論理判断によりその実行の変更を命令するもの)を実行すること。		
(B) 自動データ処理機械は、異なるユニットによりシステムを構成するものであるかないかを問わない。		
(C) 自動データ処理システムに従うことを条件として、ユニットは、次の要件を満たす場合には、自動データ処理システムの一部とみなす。		
(i) 自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のものであること。		
(ii) 中央処理装置に直接又は一以上の他のユニットを介して接続することができること。		
(iii) 当該システムにおいて使用する形式の符号又は信号によるデータを受け入れ又は送り出すことができること。		
自動データ処理機械を構成するユニットは、単独で提示する場合にも、第八四・七一項に属する。		
また、(C)(ii)及び(C)(iii)の要件を満たすキーボード、X-Y座標入力装置及びディスク記憶装置は、自動データ処理機械を構成するユニットとして第八四・七一項に属する。		
(D) 5(C)の条件を満たす場合であっても、第八四・七一項には、単独で提示する場合には、次の物品を含まない。		

- (i) プリンター、複写機及びファクシミリ(結合してあるかないかを問わない。)
- (ii) 音声、画像その他のデータを送受信するための機器(有線又は無線回線網(例えば、ローカルエリアネットワーク(LAN)又はワイドエリアネットワーク(WAN))において通信するための機器を含む。)
- (iii) 拡声器及びマイクホン
- (iv) テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー
- (v) モニター及びプロジェクター(テレビジョン受像機を除く。)
- (E) 自動データ処理機械を自蔵する機械及び自動データ処理機械と連係して作動する機械で、データ処理以外の特定の機能を有するものは、当該特定の機能に基づいてその所属を決定する。この場合において、該当する項がない場合には、その他のものの項に属する。

別表第四類の注に次のように加える。

- 9 (A) 第八五類の注8(a)及び8(b)は、この注及び第八四・八六項の「半導体デバイス」及び「集積回路」についても適用する。ただし、この注及び第八四・八六項の「半導体デバイス」には、光電性半導体デバイス及び発光ダイオードを含む。
- (B) この注及び第八四・八六項の「フラットパネルディスプレイの製造」には、絶縁基板のフラットパネルへの組立てを含む。ガラスの製造又は印刷回路基板その他の電子部品のフラットパネル上への組立ては含まない。「フラットパネルディスプレイ」は、陰極線管技術を含まない。
- (C) 第八四・八六項は、専ら又は主として次に使用する機器を含む。
- (i) マスク又はレチクルの製造又は修理
- (ii) 半導体デバイス又は集積回路の組立て
- (iii) ボール(ball)、ウェハー、半導体デバイス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの持上げ、荷扱い、積込み又は荷卸し
- (D) 第一六部の注1及び第八四類の注1のものを除くほか、第八四・八六項に該当する機器は、この項に属するものとし、この表の他の項には属しない。

別表第八四一八・二二五号を削り、同表第八四一八・五〇号中「その他のチェスト、キャビネット、展示用のカウンター、ショーケースその他これらに類する備付品(冷蔵又は冷凍の機能を有するものに限る。)」を「貯蔵及び展示用のその他の備付品(チェスト、キャビネット、展示用のカウンター、ショーケースその他これらに類するもので、冷蔵用又は冷凍用の機器を自蔵するものに限る。)」に改め、同表第八四一八・六一号中「圧縮式のもの(凝縮器が熱交換器であるものに限る。)」を「ヒートポンプ(第八四・二五項のエアコンディショナーを除く。)」に改める。

別表第八四・二五項中

八四二五・二〇	ウインチ(地下で使用するために特に設計したものに限り)及び坑口巻上装置	無税
	その他のウインチ及びキャプスタン	に改める。

別表第八四二八・五〇号を削る。

別表第八四・四二項及び第八四・四三項を次のように改める。

八四四二・三〇	印刷用コンボートネットの調製又は製造用の機器	無税
八四四二・四〇	印刷用コンボートネットの調製又は製造用の機器	無税
八四四二・五〇	印刷用コンボートネットの調製又は製造用の機器	無税
八四・四三	印刷機(第八四・四二項のプレート、シリンドラーその他の印刷用コンボートネットの調製又は製造用の機器(第八四・五五項から第八四・六五項までの加工機械を除く。))及び印刷用コンボートネットの調製又は製造用の機器	無税
八四四三・一一	オフセット印刷機(巻紙式のものに限る。)	無税
八四四三・一二	オフセット印刷機(巻紙式のものに限る。)	無税
八四四三・一三	オフセット印刷機(巻紙式のものに限る。)	無税
八四四三・一四	オフセット印刷機(巻紙式のものに限る。)	無税
八四四三・一五	凸版印刷機(巻紙式のものに限るものとし、フレキソ印刷機を除く。)	無税
八四四三・一六	凸版印刷機(巻紙式のものに限るものとし、フレキソ印刷機を除く。)	無税
八四四三・一七	凸版印刷機(巻紙式のものに限るものとし、フレキソ印刷機を除く。)	無税
八四四三・一九	フレキソ印刷機	無税
	グラビア印刷機	無税
	その他のもの	無税
八四四三・三一	印刷、複写又はファクシミリ送信のうち二以上の機能を有する機械(自動データ処理機械又はネットワークに接続することができるものに限る。)	無税
八四四三・三二	印刷、複写又はファクシミリ送信のうち二以上の機能を有する機械(自動データ処理機械又はネットワークに接続することができるものに限る。)	無税
八四四三・三九	その他のもの	無税

部分品及び附屬品	
八四四三・九一	印刷機の部分品及び附屬品(第八四・四二項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するものに限る。)
八四四三・九九	その他のもの
別表第八四四八・四一号を削る。	
無税	無税
その他のもの	
八四五六・九一	半導体材料上にパターンをドライエッチングする機械
八四五六・九九	その他のもの
無税	無税
その他のもの	
八四五六・九〇	その他のもの
別表第八四・六九項を次のように改める。	
無税	に改める。
八四・六九	
八四六九・〇〇	タイプライター(第八四・四三項のプリンターを除く。)及びワードプロセッサ
別表第八四七〇・四〇号を削る。	
無税	
アナログ式又はハイブリッド式の自動データ処理機械	
八四七一・一〇	携帯用の自動データ処理機械(重量が一〇キログラム以下で、少なくとも中央処理装置、キーボード及びディスプレイから成るものに限る。)
八四七一・三〇	その他のデジタル式自動データ処理機械
別表第八四・七二項中	
無税	を
携帯用の自動データ処理機械(重量が一〇キログラム以下で、少なくとも中央処理装置、キーボード及びディスプレイから成るものに限る。)	
八四七一・三〇	その他のデジタル式自動データ処理機械
別表第八四・七二項中	
無税	に改め、同表第八四七一・
五〇号中「デジタル式」を削る。	
別表第八四七二・二〇号を削る。	
別表第八四・八五項を削り、同表第八四・八四項の次に次の二項を加える。	
八四・八六	半導体ボール、半導体ウエハー、半導体デバイス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの製造に専ら又は主として使用する機器 第八四類の注9(C)の機器並びに部分品及び附屬品
無税	

八四八六・一〇	半導体ボール又は半導体ウエハー製造用の機器	無税
八四八六・二〇	半導体デバイス又は集積回路製造用の機器	無税
八四八六・三〇	フラットパネルディスプレイ製造用の機器	無税
八四八六・四〇	第八四類の注9(C)の機器	無税
八四八六・九〇	部分品及び附屬品	無税
八四・八七	機械類の部分品(接続子、絶縁体、コイル、接触子その他の電気用物品を有するもの及びこの類の他の項に該当するものを除く。)	無税
八四八七・一〇	船舶のプロペラ及びその羽根	無税
八四八七・九〇	その他のもの	無税
別表第八五類の注1中(c)を(e)とし、(b)の次に次のように加える。		
(c) 第八四・八六項の機器		
(d) 内科用、外科用、歯科用又は獣医科用に使用する種類の真空装置(第九〇類参照)		
別表第八五類の注3(a)中「真空式掃除機(ドライアンドウェット式のものを含む。)」を削り、同類の注中7を9とし、6を削り、同類の注5中(A)を(a)とし、同類の注5(B)中「及び超小形組立」を削り、同類の注5(B)(a)中「半導体材料」の下に「又は化合物半導体材料」を、「けい素の下に「ガリウム-砒素、シリコン-ゲルマニウム、インジウム-りん等」を加え、「相互接続子」を「インダクター」に改め、同類の注5(B)(a)を(i)とし、同類の注5(B)(b)中「相互接続子」を「インダクター」に改め、「モノリシック集積回路等」とを「の下に相互接続子又は接続ケーブルによつて」を加え、同類の注5(B)(b)を(ii)とし、(c)を削り、同類の注5(B)(ii)の次に次のように加える。		
(iii) マルチチップ集積回路(二以上の相互に接続したモノリシック集積回路が、実用上不可分の状態に組み合わされた回路。絶縁基板が一以上であるかないか、また、リードフレームがあるかないかを問わないものとし、その他の能動又は受動回路素子を含むもの。)		
別表第八五類の注5中(B)を(b)とし、同類の注5中「この注5」を「この注8」に改め、「第八五・四二項は」の下に「第八五・二三項を除き」を加え、同類の注中5を8とし、4を5とし、5の次に次のように加える。		
6 第八五・三六項において、「光ファイバー(束にしたものを含む。)」用又は光ファイバーケーブル用の接続子とは、デジタル回線システムにおいて、光ファイバーの端と端を単に機械的に接合させる接続子を用いる。これらは、その他の機能(例えば、信号の増幅、再生又は変調)を有しない。		
7 第八五・三七項は、テレビジョン受像機その他の電気機器の遠隔操作作用のコードレス赤外線装置を含まない(第八五・四三項参照)。		
別表第八五類の注中3の次に次のように加える。		
4 第八五・二三項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。		

五九

別表第五・二七項及び第五・二八項を次のように改める。

八五・二七	ラジオ放送用の受信機器(同一のハウジングにおいて音声の記録用若しくは再生用の機器又は時計と結合してあるかないかを問わない。)	無税
八五二七・一二	ラジオ放送用受信機(外部電源によらずに作動するものに限る。)	無税
八五二七・一三	ポケットサイズのカセットプレーヤー(ラジオを自蔵するものに限る。)	無税
八五二七・一九	その他の機器(音声の記録用又は再生用の機器と結合してあるものに限る。)	無税
八五二七・二一	自動車に使用する種類のラジオ放送用受信機(外部電源によらなければ作動しないものに限る。)	無税
八五二七・二九	音声の記録用又は再生用の機器と結合してあるもの	無税
八五二七・九一	その他のもの	無税
八五二七・九二	音声の記録用又は再生用の機器と結合してあるもの	無税
八五二七・九九	時計と結合してあるもの(音声の記録用又は再生用の機器と結合してあるものを除く。)	無税
八五・二八	その他のもの	無税
	モニター及びプロジェクター(テレビジョン受像機器を有しないものに限る。並びにテレビジョン受像機器(ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかないかを問わない。)	無税
	陰極線管モニター	無税
八五二八・四一	第八四・七一項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの	無税
八五二八・四九	その他のもの	無税
八五二八・五一	その他のモニター	無税
八五二八・五九	第八四・七一項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの	無税
八五二八・六一	その他のもの	無税
八五二八・六九	プロジェクター	無税
	第八四・七一項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの	無税
	その他のもの	無税
	テレビジョン受像機器(ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかないかを問わない。)	無税

八五二八・七一	ビデオディスプレイ又はスクリーンを自蔵するよう設計されていないもの	無税
八五二八・七二	その他のもの(カラーのものに限る。)	無税
八五二八・七三	その他のもの(白黒その他のモノクロームのものに限る。)	無税
別表第五・三五項中「ブラグ」の下に「その他の接続子」を加える。		
別表第五・三六項中「ランプホルダー及び」を「ランプホルダーその他の接続子及び」に改め、「限る。」の下に「並びに光ファイバー(束にしたものを含む。用又は光ファイバーケーブル用の接続子)を加え、同表第五三六・六九号の次に次の一号を加える。		
八五三六・七〇	光ファイバー(束にしたものを含む。用又は光ファイバーケーブル用の接続子	無税
別表第五・四二項及び第五・四三項を次のように改める。		
八五・四二	集積回路	
八五四二・三一	集積回路	
八五四二・三二	プロセッサ及びコントローラー(記憶素子、コンパクター、論理回路、増幅器、クロック回路、タイミング回路その他の回路と結合しているかないかを問わない。)	無税
八五四二・三三	記憶素子	無税
八五四二・三九	増幅器	無税
八五四二・九〇	その他のもの	無税
八五四二・九〇	部分品	無税
八五四三・一〇	電気機器(固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。)	無税
八五四三・二〇	粒子加速器	無税
八五四三・三〇	信号発生器	無税
八五四三・七〇	電気めつき用、電気分解用又は電気泳動用の機器	無税
八五四三・九〇	その他の機器	無税
部分品		
八五四四・四一	その他の電気導体(使用電圧が八〇ボルト以下のものに限る。)	五・八%
八五四四・四九	接続子を取り付けてあるもの	五・八%
八五四四・五一	その他の電気導体(使用電圧が八〇ボルトを超え一、〇〇〇ボルト以下のものに限る。)	五・八%
八五四四・五九	接続子を取り付けてあるもの	五・八%
その他のもの		
別表第五・四四項中		

を

八五四四・四二	その他の電気導体(使用電圧が一、〇〇〇ボルト以下のものに 限る。)	
八五四四・四九	接続子を取り付けてあるもの その他のもの	五・八% に改める。 五・八%

別表第一七部の注1中「九五・〇一項」を削る。

別表第八六〇六・二〇号を削り、同表第八六〇六・三〇号中「又は第八六〇六・二〇号」を削る。

別表第八七類の注4中「九五・〇一項」を「九五・〇三項」に改める。

別表第八七・〇八項中	八七〇八・三一 八七〇八・三九	ブレーキ及びサーボブレーキ並 びにこれらの部分品 ブレーキライニング(取り付 けたものに限る。)	無税 無税	を
------------	--------------------	---	----------	---

「八七〇八・三〇」に改め、同表第八七〇八・
びにこれらの部分品 無税」に改め、同表第八七〇八・

四〇号中「ギヤボックス」の下に「及びその部分品」を加え、同表第八七〇八・五〇号中「問わない。」
の下に「及び非駆動軸並びにこれらの部分品」を加え、同表第八七〇八・六〇号を削り、同表第八七
〇八・八〇号中「懸架装置用ショックアブソーバー」を「懸架装置及びその部分品(ショックアブソー
バーを含む。)」に改め、同表第八七〇八・九一号中「ラジエーター」の下に「及びその部分品」を加
え、同表第八七〇八・九二号中「消音装置及び排気管」を「消音装置(マフラー)及び排気管並びにこ
れらの部分品」に改め、同表第八七〇八・九四号中「ステアリングボックス」の下に「並びにこれらの
部分品」を加え、同号の次に次の一号を加える。

八七〇八・九五	安全エアバッグ(インフレーターシステムを有するも のに限る。)	及びその部分品	無税
---------	------------------------------------	---------	----

別表第八八・〇一項を次のように改める。

八八・〇一	気球及び飛行船並びにグライダー、ハンググライダーその 他の原動機を有しない航空機	無税
-------	---	----

別表第九〇類の注1(a)中「第四二・〇四項」を「第四二・〇五項」に改め、同類の注1(g)中「並びに
第八四・八一項の弁その他の物品」を「第八四・八一項の弁その他の物品並びに第八四・八六項の
機器(感光面を有する半導体材料に回路図を投影又は描画するための機器を含む。)」に改め、同類の
注1(h)中「及び第八五・二〇項」を削り、「スチルビデオカメラその他のビデオカメラレコーダー」に改
め、「デジタルカメラ」を「テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー」に改
め、「第八五・二六項参照」の下に「光ファイバー(束にしたものを含む。)

ケーブル用の接続子(第八五・三六項参照)を加え、同類の注2(a)中「第八四・八五項」を「第八四・
八七項」に改め、同類の注3中「第一六部の」の下に「注3及び」を加える。
別表第九〇〇六・二〇号及び第九〇〇六・六二号を削る。
別表第九〇・〇九項を削る。

別表第九〇・一〇項中「感光性の表面を有する半導体材料に回路図を投影し又は描画する装置 を含むものとし、」及び	九〇一〇・四一 九〇一〇・四二 九〇一〇・四九	感光性の表面を有する半導体材 料に回路図を投影し又は描画す る装置 直接描画方式のもの ステップアンドドリフト方式 のもの その他のもの	無税 無税 無税	を削
---	-------------------------------	--	----------------	----

別表第九〇二七・四〇号を削る。

別表第九〇・三〇項中	九〇三〇・二〇	陰極線オシロスコープ及び陰極 線オシログラフ 電圧、電流、抵抗又は電力の測 定用又は検査用のその他の機器 (記録装置を有しないものに限 る。)	無税	を
------------	---------	--	----	---

「九〇三〇・二〇」に改め、同表第九〇三〇・
フオシロスコープ及びオシログラ
電圧、電流、抵抗又は電力の測
定用又は検査用のその他の機器
に改め、同表第九〇三〇・
三二号中「マルチメーター」の下に「(記録装置を有しないもの)」を加え、同号の次に次の二号を加え
る。

九〇三〇・三二	マルチメーター(記録装置を有するもの)	無税
九〇三〇・三三	その他のもの(記録装置を有しないもの)	無税

別表第九〇三〇・三九号中「その他のもの」の下に「(記録装置を有するもの)」を加え、同表第九〇
三〇・八三号を削り、同表第九〇三〇・八二号の次に次の一号を加える。

九〇三〇・八四	その他のもの(記録装置を有するものに限る。)	無税
---------	------------------------	----

別表第九〇三一・三〇号、第九一〇一・一二号及び第九一〇六・二〇号を削る。
別表第九二・〇三項及び第九二・〇四項を削る。
別表第九二〇九・一〇号、第九二〇九・二〇号及び第九二〇九・九三号を削る。

別表第九七類の注4中(a)を(A)とし、(b)を(B)とする。

(関税法の一部改正)

第四条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第百十三条の三の次に次の一条を加える。

第百十三条の四 関税定率法第二十二條第一項(専門委員)の規定に違反して秘密を漏らした者は、

六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五条 関税法の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 通関(第六十七條―第七十八條の二)」を

「第六章 通関
第一節 総則(第六十七條・第六十七條第一項)
第二節 輸出申告の特例(第六十七條第二項)
第三節 輸出申告の特例(第六十七條第三項)
第四節 輸出申告の特例(第六十七條第四項)
第五節 輸出申告の特例(第六十七條第五項)
第六節 輸出申告の特例(第六十七條第六項)
第七節 輸出申告の特例(第六十七條第七項)
第八節 輸出申告の特例(第六十七條第八項)

条の二)
の三―第六十七條の十二
十八條・第六十九條
ない貨物
(第六十九條の二―第六十九條の七)
(第六十九條の八―第六十九條の十七)
八)
等(第七十條・第七十一條)
引取り等(第七十二條―第七十四條)
十六條―第七十八條の二)

に、「第百九條」を「第百八條の四」に改める。

第十條第二項中「次條」を「第十一條(関税の徴収)」に改める。

第十條の次に次の一条を加える。
(徴収の引継ぎ)
第十條の二 税関長は、必要があると認めるときは、その徴収する関税について、他の税関長に徴収の引継ぎをすることができ、
2 前項の規定により徴収の引継ぎがあつたときは、その引継ぎを受けた税関長は、遅滞なく、その旨をその関税の納税義務者に通知するものとする。

第十二條の二 第一項中「次條第一項ただし書」の下に「又は第五項」を加え、「関税の納付」を「関税等の納付」に改め、同条第六項中「申告納税方式による関税の納付」を削る。
第十二條の三 第一項第一号中「決定」を「更正及び決定」に改め、同条第四項を第六項とし、第三項を第四項とし、同項の次に次の一項

を加える。

5 第一項の規定は、前項の規定に該当する期限後特例申告書の提出があつた場合において、その提出が期限内特例申告書を提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当してされたものであり、かつ、当該期限後特例申告書の提出がその提出期限から二週間を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

第十二條の三 第二項中「前項第二号」を「第一項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、同項に規定する納付すべき税額(同項第二号の修正申告又は更正がされたときは、その関税に係る累積納付税額を加算した金額)が五十万円を超えるときは、同項の無申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する税額(同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する税額に満たないときは、当該納付すべき税額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第十二條の三に次の一項を加える。

7 第二項に規定する累積納付税額とは、第一項第二号の修正申告又は更正前にされたその関税についての次に掲げる納付すべき税額の合計額(当該関税について、当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときはこれらにより減少した部分の税額に相当する

金額を控除した金額とし、第三項において準用する前条第三項の規定の適用があつたときは同項の規定により控除すべきであつた金額を控除した金額とする。)をいう。

一 期限後特例申告書の提出又は第七條の十六第二項の規定による決定に基づき第九條第二項の規定により納付すべき税額

二 修正申告又は更正に基づき第九條第二項の規定により納付すべき税額

第十五條第五項を削り、同条第四項中「当該報告をしなければ」を「第三項の船用物品目録を税関に提出しなければ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「又は機長」を削り、「前二項に規定する書類(入港届及び船舶国籍証書又はこれに代わる書類を除く。)」を「前項の船用物品目録に、損壊又は故障その他のやむを得ない理由がある」を「故障その他の政令で定める」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を削り、同条第一項中「積荷目録、船用物品目録、旅客氏名表(当該外国貿易船に旅客が乗船する場合に限る。)」及び乗組員氏名表」を「及び船用物品目録」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

開港に入港しようとする外国貿易船の船長は、通信設備の故障その他政令で定める場合を除き、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該外国貿易船の名称及び国籍のほ

か、当該外国貿易船の積荷、旅客(当該外国貿易船に旅客が乗船する場合に限る。)及び乗組員に関する事項で政令で定めるものをその入港しようとする開港の所在地を所轄する税関に報告しなければならない。

2 外国貿易船が前項の報告をしないで開港に入港したときは、船長は、当該外国貿易船の入港後直ちに、同項の規定により報告すべき事項を記載した書面を税関に提出しなければならない。

第十五条に次の四項を加える。

6 第四項の報告をした船長は、第三項の規定にかかわらず、同項の船用品目録の提出を要しない。

7 税関空港に入港しようとする外国貿易機の機長は、通信設備の故障その他政令で定める場合を除き、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該外国貿易機の登録記号及び国籍のほか、当該外国貿易機の積荷、旅客(当該外国貿易機に旅客が搭乗する場合に限る。)及び乗組員に関する事項で政令で定めるものをその入港しようとする税関空港の所在地を所轄する税関に報告しなければならない。

8 外国貿易機が前項の報告をしないで税関空港に入港したときは、機長は、当該外国貿易機の入港後直ちに、同項の規定により報告すべき事項を記載した書面を税関に提出しなければならない。

9 外国貿易機が税関空港に入港したときは、機長は、直ちに政令で定める事項を記載した入港届を税関に提出しなければならない。

(特殊船舶等の入港手続)

第十五条の二 開港又は税関空港に入港しようとする特殊船舶等(本邦と外国との間を往來する船舶又は航空機で外国貿易船又は外国貿易機以外のもの(公用船、公用機その他の船舶又は航空機のうち政令で定めるものを除く。)をいう。以下同じ。)の船長又は機長は、通信設備の故障その他政令で定める場合を除き、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該特殊船舶等の名称又は登録記号及び国籍のほか、当該特殊船舶等の旅客(当該特殊船舶等に旅客が乗船し、又は搭乗する場合に限る。)及び乗組員に関する事項で政令で定めるものをその入港しようとする開港又は税関空港の所在地を所轄する税関に報告しなければならない。

2 特殊船舶等が前項の報告をしないで開港又は税関空港に入港したときは、船長又は機長は、当該特殊船舶等の入港後直ちに、同項の規定により報告すべき事項を記載した書面を税関に提出しなければならない。

3 特殊船舶等が開港又は税関空港に入港したときは、船長又は機長は、直ちに政令で定める事項を記載した入港届を税関に提出しなければならない。

第十六条の見出しを「(貨物の積卸し)」に改め、同条第一項中「あらかじめ税関長の承認を受けた場合を除くほか、積荷目録の提出前に」を「第十五条第一項又は第七項(入港手続)の規定による積荷に関する事項についての報告がない場合(同条第二項若しくは第八項又は第十八条第二項若しくは第四項(入出港の簡易手続)の

規定による積荷に関する事項を記載した書面を提出した場合を除く。)には、」に改め、同項ただし書中「(入出港の簡易手続)」を削り、「(貨物の授受を目的とする船舶等への交通)」を「船舶又は航空機と陸地との交通等)」に改める。

第十七条第一項中「政令で定める事項を記載した積荷目録、旅客氏名表又は乗組員氏名表」を「積荷、旅客(当該外国貿易船又は外国貿易機に旅客が乗船し、又は搭乗する場合に限る。)及び乗組員に関する事項で政令で定めるものを記載した書面に改める。

第十八条を次のように改める。

(入出港の簡易手続)

第十八条 外国貿易船が開港に入港する場合において、乗組員の携帯品、郵便物及び船用品以外の貨物の積卸しをしないで入港の時から二十四時間以内に出港するときその他政令で定めるとき(次項において「短期出港等の場合」という。)は、第十五条第一項から第五項まで(入港手続)の規定は、適用しない。ただし、乗組員に関する事項については、船長は、政令で定める場合を除き、同条第一項の規定による報告又は同条第二項の規定による書面の提出をしなければならない。

2 前項の場合において、同項の外国貿易船の船長は、政令で定める事項を記載した入港届を出港の時までに税関に提出しなければならない。また、入港後、短期出港等の場合に該当しないこととなるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、第十五条第一項の規定により報告すべき事項(前項ただし書の規定により報告し、又は提出した書面に記載し

た事項を除く。)を記載した書面を税関に提出しなければならない。

3 外国貿易機が税関空港に入港する場合において、乗組員の携帯品、郵便物及び機用品以外の貨物の積卸しをしないで出港するときその他政令で定めるとき(次項において「短期出港等の場合」という。)は、第十五条第七項から第九項まで及び前条の規定は、適用しない。ただし、乗組員に関する事項については、機長は、政令で定める場合を除き、第十五条第七項の規定による報告又は同条第八項の規定による書面の提出をしなければならない。

4 前項の場合において、同項の外国貿易機の機長は、短期出港等の場合である旨を出港の時までに税関に届け出なければならない。また、入港後、短期出港等の場合に該当しないこととなるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、第十五条第七項の規定により報告すべき事項(前項ただし書の規定により報告し、又は提出した書面に記載した事項を除く。)を記載した書面を税関に提出しなければならない。

第十八条の次に次の一条を加える。

(特殊船舶等の入出港の簡易手続)

第十八条の二 特殊船舶等のうち船舶であるもの(次項において「特殊船舶」という。)が開港に入港する場合において、旅客の携帯品の積卸しをしないで入港の時から二十四時間以内に出港するときその他政令で定めるとき(次項において「短期出港等の場合」という。)は、第十五条の二(特殊船舶等の入港手続)の規定

は、適用しない。ただし、乗組員に関する事項については、船長は、政令で定める場合を除き、同条第一項の規定による報告又は同条第二項の規定による書面の提出をしなければならない。

2 前項の場合において、同項の特殊船舶の船長は、政令で定める事項を記載した入港届を出港の時までに税関に提出しなければならない。また、入港後、短期出港等の場合に該当しないこととなるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、第十五条の二第一項の規定により報告すべき事項(前項ただし書の規定により報告し、又は提出した書面に記載した事項を除く。)を記載した書面を税関に提出しなければならない。

3 特殊船舶等のうち航空機であるもの(次項において「特殊航空機」という。)が税関空港に入港する場合において、旅客の携帯品の積卸しをしないで出港するときその他政令で定めるとき(次項において「短期出港等の場合」という。)は、第十五条の二の規定は、適用しない。ただし、乗組員に関する事項については、船長は、政令で定める場合を除き、同条第一項の規定による報告又は同条第二項の規定による書面の提出をしなければならない。

4 前項の場合において、同項の特殊航空機の機長は、短期出港等の場合である旨を出港の時までに税関に届け出なければならない。また、入港後、短期出港等の場合に該当しないこととなるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、第十五条の二第一項の規定により報告すべき事項(前項ただし書の規定により報告し、又は提出した書面に記載した

事項を除く。)を記載した書面を税関に提出しなければならない。

第二十条第三項を削る。
第二十条の次に次の一条を加える。
(特殊船舶等の不開港への出入)

第二十条の二 不開港に入港しようとする特殊船舶等の船長又は機長は、通信設備の故障その他政令で定める場合を除き、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該特殊船舶等の名称又は登録記号及び国籍のほか、当該特殊船舶等の旅客(当該特殊船舶等に旅客が乗船し、又は搭乗する場合に限る。)及び乗組員に関する事項で政令で定めるものをその入港しようとする不開港の所在地を所轄する税関に報告しなければならない。

2 特殊船舶等が前項の報告をしないで不開港に入港したときは、船長又は機長は、当該特殊船舶等の入港後直ちに、同項の規定により報告すべき事項を記載した書面を税関に提出しなければならない。

3 特殊船舶等が不開港に入港したときは、船長又は機長は、直ちに政令で定める事項を記載した入港届を税関に提出しなければならない。

第二十六条中「入港手続」の下に、「第十五条の二(特殊船舶等の入港手続)」を、「簡易手続」の下に、「第十八条の二(特殊船舶等の入出港の簡易手続)」を、「不開港への出入」の下に、「第二十条の二(特殊船舶等の不開港への出入)」を加え、「なすべき」を「行うべき」に改め、「航空機」の下に「所有者等」を、「代理人」の下に「をいう。」を加える。

第三十条第二項中「関稅定率法第二十一条第

一項第一号」を「第六十九条の八第一項第一号」に、「輸入禁制品」を「輸入してはならない貨物」に改める。

第六十五条の二中「関稅定率法第二十一条第一項第一号」を「第六十九条の八第一項第一号」に、「輸入禁制品」を「輸入してはならない貨物」に、「禁制品」を「輸入してはならない貨物」に改める。

第六章中第六十七条の前に次の節名を付する。

第一節 総則

第六十七条の二第一項中「許可を受けて保税地域外に置く外国貨物」を「(外国貨物を置く場所の制限)」に改め、同条第二項中「又は第二項(入港手続)の積荷目録」を「若しくは第七項(入港手続)の規定による積荷に関する事項が税関に報告され、又は同条第二項若しくは第八項若しくは第十八条第二項若しくは第四項(入出港の簡易手続)の規定による積荷に関する事項を記載した書面」に改める。

第六十七条の二の次に次の節名を付する。

第二節 輸出申告の特例

第六十七条の二の次に次の節名を付する。

第三節 提出書類及び検査手続

第六十九条の次に次の二節及び節名を加える。

第四節 輸出又は輸入をしてはならない貨物

第一款 輸出してはならない貨物
(輸出してはならない貨物)

第六十九条の二 次に掲げる貨物は、輸出してはならない。

一 麻薬及び向精神薬、大麻、あへん及びけしがら並びに覚せい剤(覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)にいう覚せい剤原料を含む。)。ただし、政府が輸出するもの及び他の法令の規定により輸出することができるとされてる者が当該他の法令の定めるところにより輸出するものを除く。

二 児童ポルノ(児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第二条第三項(定義に規定する児童ポルノをいう。))
三 育成者権を侵害する物品

2 税関長は、前項第一号又は第三号に掲げる貨物で輸出されようとするものを没収して廃棄することができる。

3 税関長は、この章に定めるところに従い輸出されようとする貨物のうちに第一項第二号に掲げる貨物に該当すると認めるのに相当の理由がある貨物があるときは、当該貨物を輸出しようとする者に対し、その旨を通知しなければならない。

(輸出してはならない貨物に係る認定手続)

第六十九条の三 税関長は、この章に定めるところに従い輸出されようとする貨物のうちに前条第一項第三号に掲げる貨物に該当する貨物があるとき、政令で定めるところにより、当該貨物が同号に掲げる貨物に該当するか否かを認定するための手続(以下この条から第六十九条の七までにおいて「認定手続」という。)を執らなければならない。この場合において、税関長は、政令で定める

ところにより、当該貨物に係る育成者権者及び当該貨物を輸出しようとする者に対し、当該貨物について認定手続を執る旨並びに当該貨物が同号に掲げる貨物に該当するか否かについてこれらの者が証拠を提出し、及び意見を述べる事ができる旨その他の政令で定める事項を通知しなければならない。

2 税関長は、前項の規定による通知を行う場合には、当該貨物に係る育成者権者に対しては当該貨物を輸出しようとする者及び当該貨物の仕向人の氏名又は名称及び住所を、当該貨物を輸出しようとする者に対しては当該育成者権者の氏名又は名称及び住所を、併せて通知するものとする。

3 税関長は、認定手続が執られる貨物の輸出に係る第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規定に基づく輸出申告書その他の税関長に提出された書類、当該認定手続において税関長に提出された書類又は当該貨物における表示から、当該貨物を生産した者の氏名若しくは名称又は住所が明らかであると認める場合には、第一項の通知と併せて、又は当該通知の後で当該認定手続が執られている間、その氏名若しくは名称又は住所を当該貨物に係る育成者権者に通知するものとする。

4 税関長は、認定手続を経た後でなければ、この章に定めるところに従い輸出されようとする貨物について前条第二項の措置をとることができない。

5 税関長は、認定手続が執られた貨物(次項において「疑義貨物」という。)が前条第一項第三号に掲げる貨物に該当すると認定したと

き、又は該当しないと認定したときは、それぞれその旨及びその理由を当該認定がされた貨物に係る育成者権者及び当該認定がされた貨物を輸出しようとする者に通知しなければならない。ただし、次項の規定による通知をした場合は、この限りでない。

6 税関長は、前項本文の規定による疑義貨物に係る認定の通知をする前に当該疑義貨物が輸出されないこととなつた場合には、当該疑義貨物に係る育成者権者に対し、その旨を通知するとともに、認定手続を取りやめるものとする。この場合において、当該疑義貨物の輸出を取りやめようとする者は、あらかじめその旨を税関長に届け出なければならない。

7 第二項又は第三項の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた事項を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(輸出してはならない貨物に係る申立て手続等)

第六十九条の四 育成者権者は、自己の育成者権を侵害すると認める貨物に関し、政令で定めるところにより、税関長に対し、その侵害の事実を疎明するために必要な証拠を提出し、当該貨物がこの章に定めるところに従い輸出されようとする場合は当該貨物について認定手続を執るべきことを申し立てることができる。

2 税関長は、前項の規定による申立てがあつた場合において、当該申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りる証拠がないと認めるときは、当該申立てを受理しないことができる。

る。

3 税関長は、第一項の規定による申立てがあつた場合において、当該申立てを受理したときはその旨及び当該申立てが効力を有する期間(税関長がその期間中にこの章に定めるところに従い輸出されようとする貨物のうちに当該申立てに係る貨物があると認めるときは、その都度、当該申立てに基づき認定手続を執ることとなる期間をいう。)を、前項の規定により当該申立てを受理しなかつたときはその旨及びその理由を当該申立てをした者に通知しなければならない。

4 税関長は、第一項の規定による申立てを受理した場合において、当該申立てに係る貨物について認定手続を執つたときは、政令で定めるところにより、当該申立てをした者又は当該貨物を輸出しようとする者に対し、それぞれその申請により、当該貨物を点検する機会を与えなければならない。ただし、前条第六項の規定により当該認定手続を取りやめたときは、この限りでない。

員に対し、前条第一項の規定により提出された証拠が当該申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りると認められるか否かについて、意見を求めることができる。

(輸出差止申立てに係る供託等)

第六十九条の六 税関長は、第六十九条の四第一項(輸出してはならない貨物に係る申立て手続等)の規定による申立てを受理した場合において、当該申立てに係る貨物についての認定手続が終了するまでの間当該貨物が輸出されないことにより当該貨物を輸出しようとする者が被るおそれがある損害の賠償を担保するため必要があると認めるときは、当該申立てをした者(以下この条において「申立人」という。)に対し、期限を定めて、相当と認める額の金銭をその指定する供託所に供託すべき旨を命ずることができる。

2 税関長は、前項の規定により供託された金銭の額が同項に規定する損害の賠償を担保するのに不足すると認めるときは、申立人に対し、期限を定めて、その不足すると認める額の金銭を供託すべき旨を命ずることができる。

3 前二項の規定により供託する金銭は、国債、地方債その他の有価証券(社債等の振替に関する法律 平成十三年法律第七十五号)第二百二十九条第一項(振替社債等の供託)に規定する振替社債等を含む。以下この条において同じ。で税関長が確実と認めるものをもつてこれに代えることができる。

4 第一項又は第二項の規定による命令によりされた供託に係る税関長に対する手続に関し

第六十九条の五 税関長は、前条第一項の規定による申立てがあつた場合において必要があると認めるときは、知的財産権(知的財産基本法(平成十四年法律第二百二十二号)第二条第二項(定義)に規定する知的財産権をいう。以下同じ。)に関し学識経験を有する者であつてその申立てに係る事実の当事者と特別の利害関係を有しないものを専門委員として委嘱し、政令で定めるところにより、当該専門委

必要な事項は、政令で定める。

5 申立人は、政令で定めるところにより、第一項に規定する損害の賠償に充てるものとして所要の金銭が当該申立人のために支払われる旨の契約を締結し、同項又は第二項の規定により定められた期限までにその旨を税関長に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、第一項又は第二項の金銭の全部又は一部の供託をしないことができる。

6 第一項の貨物の輸出者は、申立人に対する同項に規定する損害に係る賠償請求権に関し、同項及び第二項の規定により供託された金銭(第三項の規定による有価証券を含む。第八項から第十項までにおいて同じ。)について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

7 前項の権利の実行に関し必要な事項は、政令で定める。

8 第一項又は第二項の規定により金銭を供託した申立人は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、その供託した金銭を取り戻すことができる。

- 一 供託の原因となつた貨物が第六十九条の二第一項第三号(輸出してはならない貨物)に掲げる貨物に該当する旨の第六十九条の三第五項本文(輸出してはならない貨物に係る認定手続)の規定による通知を受けた場合
- 二 供託の原因となつた貨物について第六十九条の三第六項の規定による通知を受けた場合

三 第一項の貨物の輸出者が当該供託した金銭の取戻しに同意したこと、同項に規定する損害に係る賠償請求権が時効により消滅したことその他同項に規定する損害の賠償を担保する必要がなくなつたことを税関長に証明し、その確認を受けた場合

四 第五項の契約を締結して、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合

五 供託した有価証券が償還を受けることとなつたことその他の事由により現に供託されている供託物に代えて他の供託物を供託することについて、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合

9 前項の規定による供託した金銭の取戻しに関し必要な事項は、法務省令・財務省令で定める。

10 税関長は、第一項又は第二項の規定により供託すべき旨を命じられた者が、これらの規定により定められた期限までにその供託を命じられた金銭の全部について、供託をせず、かつ、第五項の規定による契約の締結の届出をしないときは、その供託を命じられる原因となつた貨物について認定手続を取りやめることができる。

11 税関長は、前項の規定により認定手続を取りやめたときは、当該認定手続に係る申立てをした者及び当該認定手続に係る貨物を輸出しようとする者に対し、その旨を通知しなければならない。

(輸出してはならない貨物に係る認定手続における農林水産大臣への意見の求め)
第六十九条の七 税関長は、育成者権を侵害する

る貨物に該当するか否かについての認定手続において、第六十九条の三第一項(輸出してはならない貨物に係る認定手続)の規定による認定をするために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、農林水産大臣に対し、当該認定のための参考となるべき意見を求めることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定により税関長から意見を求められたときは、その求めがあつた日から起算して三十日以内に、書面により意見を述べなければならない。

3 税関長は、第一項の規定により意見を求めたときは、認定手続に係る育成者権者及び当該認定手続に係る貨物を輸出しようとする者に対し、その旨を通知しなければならない。

4 税関長は、第二項の規定による意見が述べられたときは、前項の育成者権者及び当該認定手続に係る貨物を輸出しようとする者に対し、その旨及びその内容を通知しなければならない。

5 税関長は、第一項の規定により農林水産大臣の意見を求めた場合において、その求めに係る第二項の規定による意見が述べられる前にその求めに係る貨物が育成者権を侵害する貨物に該当すると認定したとき若しくは該当しないと認定したとき、又は第六十九条の三第六項若しくは前条第十項の規定により当該貨物について認定手続を取りやめたときは、その旨を農林水産大臣に通知するものとする。この場合においては、農林水産大臣は、第二項の規定による意見を述べることを要しない。

第二款 輸入してはならない貨物

(輸入してはならない貨物)
第六十九条の八 次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

一 麻薬及び向精神薬、大麻、あへん及びけしがら並びに覚せい剤(覚せい剤取締法にいう覚せい剤原料を含む。)並びにあへん吸煙具。ただし、政府が輸入するもの及び他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。

二 けん銃、小銃、機関銃及び砲並びにこれらの銃砲弾並びにけん銃部品。ただし、他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。

三 爆発物(爆発物取締罰則(明治十七年太政官布告第三十二号)第一条(爆発物の使用)に規定する爆発物をいい、前号及び次号に掲げる貨物に該当するものを除く。)。ただし、他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。

四 火薬類(火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百四十九号)第二条第一項(定義)に規定する火薬類をいい、第二号に掲げる貨物に該当するものを除く。)。ただし、他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。

五 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に

関する法律(平成七年法律第六十五号)第二
条第三項(定義等)に規定する特定物質。た
だし、条約又は他の法令の規定により輸入
することができることとされている者が当
該条約又は他の法令の定めるところにより
輸入するものを除く。

六 貨幣、紙幣若しくは銀行券又は有価証券
の偽造品、変造品及び模造品並びに不正に
作られた代金若しくは料金の支払用又は預
貯金の引出用のカードを構成する電磁的記
録(電子的方式、磁氣的方式その他の人の知
覚によつては認識することができない方式
で作られる記録であつて、電子計算機によ
る情報処理の用に供されるものをいう。)を
その構成部分とするカード(その原料とな
るべきカードを含む)。

七 公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫
刻物その他の物品(次号に掲げる貨物に該
当するものを除く)。

八 児童ポルノ(児童買春、児童ポルノに係
る行為等の処罰及び児童の保護等に関する
法律第二条第三項(定義)に規定する児童ポ
ルノをいう)。

九 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、
著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は
育成者権を侵害する物品

十 不正競争防止法(平成五年法律第四十七
号)第二条第一項第一号から第三号まで(定
義)に掲げる行為(これらの号に掲げる不正
競争の区分に応じて同法第十九条第一項第
一号から第五号まで(適用除外等)に定める

行為を除く。)を組成する物品

2 税関長は、前項第一号から第六号まで、第
九号又は第十号に掲げる貨物で輸入されよう
とするものを没収して廃棄し、又は当該貨物
を輸入しようとする者にその積戻しを命ずる
ことができる。

3 税関長は、この章に定めるところに従い輸
入されようとする貨物のうちに第一項第七号
又は第八号に掲げる貨物に該当すると認める
のに相当の理由がある貨物があるときは、当
該貨物を輸入しようとする者に対し、その旨
を通知しなければならない。

(輸入してはならない貨物に係る認定手続)
第六十九条の九 税関長は、この章に定めると
ころに従い輸入されようとする貨物のうちに
前条第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に
該当する貨物があると思料するときは、政令
で定めるところにより、当該貨物がこれらの
号に掲げる貨物に該当するか否かを認定する
ための手続(以下この条から第六十九条の十
七までにおいて「認定手続」という。)を執らな
ければならない。この場合において、税関長
は、政令で定めるところにより、当該貨物に
係る特許権者等(特許権者、実用新案権者、
意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権
者、回路配置利用権者若しくは育成者権者又
は不正競争差止請求権者(前条第一項第十号
に掲げる貨物に係る同号に規定する行為によ
る営業上の利益の侵害について不正競争防止
法第三条第一項(差止請求権)の規定により停
止又は予防を請求することができる者をい

う。次条から第六十九条の十五までにおいて
同じ。)をいう。以下この条において同じ。)及
び当該貨物を輸入しようとする者に対し、当
該貨物について認定手続を執る旨並びに当該
貨物が前条第一項第九号又は第十号に掲げる
貨物に該当するか否かについてこれらの者が
証拠を提出し、及び意見を述べることができ
る旨その他の政令で定める事項を通知しなけ
ればならない。

2 税関長は、前項の規定による通知を行う場
合には、当該貨物に係る特許権者等に対して
は当該貨物を輸入しようとする者及び当該貨
物の仕出人の氏名又は名称及び住所を、当該
貨物を輸入しようとする者に対しては当該特
許権者等の氏名又は名称及び住所を、併せて
通知するものとする。

3 税関長は、認定手続が執られる貨物の輸入
に係る第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規
定に基づく輸入申告書その他の税関長に提出
された書類、当該認定手続において税関長に
提出された書類又は当該貨物における表示か
ら、当該貨物を生産した者の氏名若しくは名
称又は住所が明らかであると認める場合に
は、第一項の通知と併せて、又は当該通知の
後で当該認定手続が執られている間、その氏
名若しくは名称又は住所を当該貨物に係る特
許権者等に通知するものとする。

4 税関長は、認定手続を経た後でなければ、
この章に定めるところに従い輸入されようと
する貨物について前条第二項の措置をとるこ
とができない。

5 税関長は、認定手続が執られた貨物(以下
この条及び第六十九条の十三(申請者による
疑義貨物に係る見本の検査)において「疑義貨
物」という。)が前条第一項第九号又は第十号
に掲げる貨物に該当すると認定したとき、又
は該当しないと認定したときは、それぞれそ
の旨及びその理由を当該認定がされた貨物に
係る特許権者等及び当該認定がされた貨物を
輸入しようとする者に通知しなければならない
。ただし、次項の規定による通知をした場
合は、この限りでない。

6 税関長は、前項本文の規定による疑義貨物
に係る認定の通知をする前に次の各号に掲げ
る場合のいずれかに該当することとなつたと
きは、当該疑義貨物に係る特許権者等に対
し、その旨を通知するとともに、認定手続を
取りやめるものとする。

一 第三十四条(外国貨物の廃棄の規定によ
り当該疑義貨物が廃棄された場合)
二 第四十五条第一項ただし書(許可を受け
た者の関税の納付義務等(第三十六条(保
税地域についての規定の準用等)、第四十
一条の三、第六十二条(保税蔵置場につい
ての規定の準用)、第六十二条の七(保税蔵
置場及び保税工場についての規定の準用)
及び第六十二条の十五(保税蔵置場、保税
工場及び保税展示場についての規定の準
用)において準用する場合を含む。)の規定
により当該疑義貨物が減却された場合)
三 第七十五条(外国貨物の積戻し)の規定に
より当該疑義貨物が積み戻された場合

四 前三号に掲げる場合のほか、当該疑義貨物が輸入されないこととなつた場合

7 第二項若しくは第三項の規定による通知を受けた者又は第六十九条の十三第二項の規定により承認を受けた同項に規定する申請者は、当該通知を受けた事項又は当該申請に係る見本の検査(分解を含む。同条において同じ。)その他当該見本の取扱ひにおいて知り得た事項を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(輸入してはならない貨物に係る申立て手続等)

第六十九条の十 特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者は、自己の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権若しくは育成者権又は営業上の利益を侵害すると認める貨物に關し、政令で定めるところにより、税関長に對し、その侵害の事実を疎明するために必要な証拠を提出し、当該貨物がこの章に定めるところに従い輸入されようとする場合は当該貨物について認定手続を執るべきことを申し立てることができる。この場合において、不正競争差止請求権者は、不正競争防止法第二条第一項第一号(定義)に規定する商品等表示であつて当該不正競争差止請求権者に係るものが需要者の間に広く認識されているものであることその他の経済産業省令で定める事項について、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の意見を求め、その意見

が記載された書面を税関長に提出しなければならない。

2 税関長は、前項の規定による申立てがあつた場合において、当該申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りる証拠がないと認めるときは、当該申立てを受理しないことができる。

3 税関長は、第一項の規定による申立てがあつた場合において、当該申立てを受理したときはその旨及び当該申立てが効力を有する期間(税関長がその期間中にこの章に定めるところに従い輸入されようとする貨物のうちに当該申立てに係る貨物があると認めるときは、その都度、当該申立てに基づき認定手続を執ることとなる期間をいう。)を、前項の規定により当該申立てを受理しなかつたときはその旨及びその理由を当該申立てをした者に通知しなければならない。

4 税関長は、第一項の規定による申立てを受理した場合において、当該申立てに係る貨物について認定手続を執つたときは、政令で定めるところにより、当該申立てをした者又は当該貨物を輸入しようとする者に對し、それぞれその申請により、当該貨物を点検する機会を与えなければならない。ただし、前条第六項の規定により当該認定手続を取りやめたときは、この限りでない。

(輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め)

第六十九条の十一 税関長は、前条第一項の規定による申立てがあつた場合において必要が

あると認めるときは、知的財産権に關し学識経験を有する者であつてその申立てに係る事案の当事者と特別の利害關係を有しないものを専門委員として委嘱し、政令で定めるところにより、当該専門委員に對し、同項の規定により提出された証拠が当該申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りると認められるか否かについて、意見を求めることができる。ただし、同項後段の規定により経済産業大臣の意見を求めるべき事項については、この限りでない。

(輸入差止申立てに係る供託等)

第六十九条の十二 税関長は、第六十九条の十第一項(輸入してはならない貨物に係る申立て手続等)の規定による申立てを受理した場合において、当該申立てに係る貨物についての認定手続が終了するまでの間当該貨物が輸入されないことにより当該貨物を輸入しようとする者が被るおそれがある損害の賠償を担保するため必要があると認めるときは、当該申立てをした者(以下この条において「申立人」という。)に對し、期限を定めて、相当と認める額の金銭をその指定する供託所に供託すべき旨を命ずることができる。

2 税関長は、前項の規定により供託された金銭の額が同項に規定する損害の賠償を担保するのに不足すると認めるときは、申立人に対し、期限を定めて、その不足すると認める額の金銭を供託すべき旨を命ずることができる。

3 前二項の規定により供託する金銭は、国

債、地方債その他の有価証券(社債等の振替に關する法律第二百九条第一項(振替社債等の供託)に規定する振替社債等を含む。以下この条及び第六十九条の十七(輸入してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることとの求め等)において同じ。)で税関長が確実と認めるものをもつてこれに代えることができる。

4 第一項又は第二項の規定による命令によりされた供託に係る税関長に對する手続に關し必要な事項は、政令で定める。

5 申立人は、政令で定めるところにより、第一項に規定する損害の賠償に充てるものとして所要の金銭が当該申立人のために支払われる旨の契約を締結し、同項又は第二項の規定により定められた期限までにその旨を税関長に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、第一項又は第二項の金銭の全部又は一部の供託をしないことができる。

6 第一項の貨物の輸入者は、申立人に対する同項に規定する損害に係る賠償請求權に關し、同項及び第二項の規定により供託された金銭(第三項の規定による有価証券を含む。第八項から第十項までにおいて同じ。)について、他の債權者に先立ち弁済を受ける權利を有する。

7 前項の權利の實行に關し必要な事項は、政令で定める。

8 第一項又は第二項の規定により金銭を供託した申立人は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該當することとなつたときは、その供

託した金銭を取り戻すことができる。

一 供託の原因となつた貨物が第六十九条の八第一項第九号又は第十号(輸入してはならない貨物)に掲げる貨物に該当する旨の第六十九条の九第五項本文(輸入してはならない貨物に係る認定手続)の規定による通知を受けた場合

二 供託の原因となつた貨物について第六十九条の九第六項の規定による通知を受けた場合

三 第一項の貨物の輸入者が当該供託した金銭の取戻しに同意したこと、同項に規定する損害に係る賠償請求権が時効により消滅したことその他同項に規定する損害の賠償を担保する必要がなくなつたことを税関長に証明し、その確認を受けた場合

四 第五項の契約を締結して、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合

五 供託した有価証券が償還を受けることとなつたことその他の事由により現に供託されている供託物に代えて他の供託物を供託することについて、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合

9 前項の規定による供託した金銭の取戻しに關し必要な事項は、法務省令・財務省令で定める。

10 税関長は、第一項又は第二項の規定により供託すべき旨を命じられた者が、これらの規定により定められた期限までにその供託を命じられた金銭の全部について、供託をせず、かつ、第五項の規定による契約の締結の届出をしないときは、その供託を命じられる原因

となつた貨物について認定手続を取りやめることができる。

11 税関長は、前項の規定により認定手続を取りやめたときは、当該認定手続に係る申立てをした者及び当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者に対し、その旨を通知しなければならない。

(申請者による疑義貨物に係る見本の検査)

第六十九条の十三 第六十九条の十第一項(輸入してはならない貨物に係る申立て手続等)の規定による申立てが受理された特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者は、当該申立てに係る貨物について認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続に係る疑義貨物について、これらの者がその見本の検査をすることを承認するよう申請することができる。この場合において、当該申請を受けた税関長は、その旨を当該疑義貨物を輸入しようとする者に通知しなければならない。

2 税関長は、次の各号のいずれの要件にも該当するときは、前項の申請に応じて、当該申請を行った者(その委託を受けた者を含む。以下この条(第五項を除く。)において「申請者」という。)が当該認定手続に係る疑義貨物の見本の検査をすることを承認するものとする。ただし、当該申請に係る貨物が第六十九条の八第一項第九号(輸入してはならない貨物)に掲げる貨物(回路配置利用権を侵害する貨物を除く。以下この項及び第五項において同じ。)又は同条第一項第十号に掲げる貨物に

該当するか否かが明らかであるとき、その他当該見本の検査をすることを承認する必要があると認めるときは、この限りでない。

一 当該見本に係る疑義貨物が第六十九条の八第一項第九号に掲げる貨物又は同項第十号に掲げる貨物に該当するものであることについて税関長に証拠を提出し、又は意見を述べるために、当該見本の検査をすることが必要であると認められること。

二 当該見本に係る疑義貨物を輸入しようとする者の利益が不当に侵害されるおそれがないと認められること。

三 前号に掲げるもののほか、当該見本が不当な目的に用いられるおそれがないと認められること。

四 申請者が当該見本の運搬、保管又は検査その他当該見本の取扱いを適正に行う能力

及び資力を有していると認められること。

3 税関長は、前項の規定により申請者が見本の検査をすることを承認する場合には、その旨を当該申請者(その委託を受けた者を除く。)及び当該見本に係る疑義貨物を輸入しようとする者に通知しなければならない。

4 第二項の規定により税関長が承認した場合に、申請者は、当該見本の検査に必要な限度において、当該見本の運搬、保管又は検査の費用その他必要な費用を負担しなければならない。

5 前条(第十一項を除く。)の規定は、税関長が第二項の規定により承認する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

読み替へる規定	読み替へられる字句	読み替へる字句
第六十九条の十二第一項	当該申立てに係る貨物についての認定手続が終了するまでの間当該貨物が輸入されないことにより	当該見本に係る疑義貨物が第六十九条の八第一項第九号に掲げる貨物又は同項第十号に掲げる貨物に該当する貨物と認定されなかつた場合に
第六十九条の十二第二項、第五項、第六項及び第八項	申立てをした者(以下この条において「申立人」)	承認の申請をした者(以下この条において「申請者」)
第六十九条の十二第十項	認定手続を取りやめる	次条第二項の承認をしない

6 第二項の規定により承認を受けた申請者が見本の検査をする場合には、税関職員が立ち会うものとする。この場合において、当該見本に係る疑義貨物を輸入しようとする者は、税関長に申請し、これに立ち会うことができる。

7 前各項に定めるもののほか、第一項の申請の手続、第四項の費用の負担その他申請者による見本の検査に関し必要な事項は、政令で定める。

(輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等)

第六十九条の十四 特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続が執られたときは、当該貨物に係る特許権者等(特許権者、実用新案権者又は意匠権者をいう。以下この条において同じ。)又は輸入者(当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者をいう。以下この条において同じ。)は、政令で定めるところにより、第六十九条の九第一項(輸入してはならない貨物に係る認定手続)の規定による通知を受けた日(以下この項及び第六十九条の十七第二項(輸入してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等)において「通知日」という。)から起算して十日(行政機関の休日の日数は、算入しない。)を経過する日(第六十九条の十七第一項において「二十日経過日」という。)までの期間内は、当該認定手続が執行されている間に限り、税関長に対し、当該認定手続に係る貨物が当該特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かに関し、技術的範囲等(特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第七十条第一項(特許発明の技術的範囲)(実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)第二十六条(特許法の準用)において準用する場合を含む。)に規定する技術的範囲又は意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)第二十五条第一項(登録意匠の範囲)に規定する範囲をいう。第九項及び第六十九条の十六(輸入してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め)において同じ。)について特許庁長官の意見を聴くことを求めることができる。

権者等及び当該輸入者に通知したときは、通知日から起算して二十日(行政機関の休日の日数は、算入しない。)を経過する日(第六十九条の十七第一項において「二十日経過日」という。)までの期間内は、当該認定手続が執行されている間に限り、税関長に対し、当該認定手続に係る貨物が当該特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かに関し、技術的範囲等(特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第七十条第一項(特許発明の技術的範囲)(実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)第二十六条(特許法の準用)において準用する場合を含む。)に規定する技術的範囲又は意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)第二十五条第一項(登録意匠の範囲)に規定する範囲をいう。第九項及び第六十九条の十六(輸入してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め)において同じ。)について特許庁長官の意見を聴くことを求めることができる。

3 税関長は、第一項の規定による求めがあつた場合において、前項ただし書の規定により

特許庁長官の意見を求めなかつたときは、第一項の規定による求めをした特許権者等又は輸入者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

4 特許庁長官は、第二項本文の規定により税関長から意見を求められたときは、その求めがあつた日から起算して三十日以内に、書面により意見を述べなければならない。

5 税関長は、第二項本文の規定により特許庁長官の意見を求めたときは、その求めに係る特許権者等及び輸入者に対し、その旨を通知しなければならない。

6 税関長は、第四項の規定による意見が述べられたときは、その意見に係る特許権者等及び輸入者に対し、その旨及びその内容を通知しなければならない。

7 税関長は、第二項本文の規定により特許庁長官の意見を求めたときは、その求めに係る第四項の規定による意見が述べられる前に、第一項の求めをした者が特許権者等である場合にあってはその求めに係る貨物が第六十九条の八第一項第九号に掲げる貨物に該当しないことの認定を、第一項の求めをした者が輸入者である場合にあってはその求めに係る貨物が同号に掲げる貨物に該当することの認定をしてはならない。

8 税関長は、第二項本文の規定により特許庁長官の意見を求めた場合において、その求めに係る第四項の規定による意見が述べられる前に、第一項の求めをした者が特許権者等である場合にあってはその求めに係る貨物が第六十九条の八第一項第九号に掲げる貨物に該

当すると認定したとき、若しくは第一項の求めをした者が輸入者である場合にあってはその求めに係る貨物が同号に掲げる貨物に該当しないと認定したとき、又は第六十九条の九第六項若しくは第六十九条の第十二項輸入差止申立てに係る供託等)の規定により当該貨物について認定手続を取りやめたときは、その旨を特許庁長官に通知するものとする。この場合においては、特許庁長官は、第四項の規定による意見を述べることを要しない。

9 税関長は、特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続において、第六十九条の九第一項の規定による認定をするために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、特許庁長官に対し、当該認定手続に係る貨物が特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かに関し、技術的範囲等について意見を求めることができる。

10 第四項から第六項まで及び次条第五項の規定は、前項の規定により意見を求める場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

(輸入してはならない貨物に係る認定手続における農林水産大臣等への意見の求め)
第六十九条の十五 税関長は、育成者権を侵害する貨物又は第六十九条の八第一項第十号(輸入してはならない貨物)に掲げる貨物に該当するか否かについての認定手続において、第六十九条の九第一項(輸入してはならない

貨物に係る認定手続)の規定による認定をするために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、育成者権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続にあつては農林水産大臣に、同号に掲げる貨物に該当するか否かについての認定手続にあつては経済産業大臣に対し、当該認定のための参考となるべき意見を求めることができる。

2 農林水産大臣又は経済産業大臣は、前項の規定により税関長から意見を求められたときは、その求めがあつた日から起算して三十日以内に、書面により意見を述べなければならない。

3 税関長は、第一項の規定により意見を求めたときは、認定手続に係る育成者権者又は不正競争差止請求権者及び当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者に対し、その旨を通知しなければならない。

4 税関長は、第二項の規定による意見が述べられたときは、前項の育成者権者又は不正競争差止請求権者及び当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者に対し、その旨及びその内容を通知しなければならない。

5 税関長は、第一項の規定により農林水産大臣又は経済産業大臣の意見を求めた場合において、その求めに係る第二項の規定による意見が述べられる前にその求めに係る貨物が育成者権を侵害する貨物若しくは第六十九条の八第一項第十号に掲げる貨物に該当すると認定したとき若しくは該当しないと認定したとき、又は第六十九条の九第六項若しくは第六十九条の十二第十項(輸入差止申立てに係る供託等)の規定により当該貨物について認定

手続を取りやめたときは、その旨を農林水産大臣又は経済産業大臣に通知するものとする。この場合においては、農林水産大臣又は経済産業大臣は、第二項の規定による意見を述べることを要しない。

(輸入してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め)

第六十九条の十六 税関長は、第六十九条の八第一項第九号(輸入してはならない貨物)に掲げる貨物(育成者権を侵害する貨物を除く。)に該当するか否かについての認定手続において、第六十九条の九第一項(輸入してはならない貨物に係る認定手続)の規定による認定をするために必要があると認めるときは、知的財産権に関し学識経験を有する者であつてその認定手続に係る事案の当事者と特別の利害関係を有しないものを専門委員として委嘱し、政令で定めるところにより、当該専門委員に対し、当該認定のための参考となるべき意見を求めることができる。ただし、技術的範囲等については、この限りでない。

(輸入してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等)

第六十九条の十七 第六十九条の十第一項(輸入してはならない貨物に係る申立て手続等)の規定による申立てが受理された特許権者、実用新案権者又は意匠権者(以下この条において「申立特許権者等」という。)の申立てに係る貨物について認定手続が執られたときは、当該貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日後は、当該認定手続が執られている間に限り、

税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることができる。

一 第六十九条の十四第一項(輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等)の規定により十日経過日までの期間を延長する旨の通知を受けた場合 二十日経過日(同条第五項(同条第十項において準用する場合を含む。次号において同じ。))の規定により特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けたときは、二十日経過日とその求めに係る同条第六項(同条第十項において準用する場合を含む。次号において同じ。))の規定による通知を受けた日から起算して十日を経過する日とのいずれか遅い日)

二 前号に掲げる場合以外の場合 十日経過日(第六十九条の十四第五項の規定により特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けたときは、二十日経過日とそれを受けたときは、十日経過日とその求めに係る同条第六項の規定による通知を受けた日から起算して十日を経過する日とのいずれか遅い日)

2 税関長は、申立特許権者等の申立てに係る貨物について認定手続を執つたときは、十日経過日前に、当該貨物を輸入しようとする者に対し、通知日を知なければならない。

3 税関長は、第一項の規定により認定手続を取りやめることの求めがあつたときは、当該認定手続に係る申立てをした申立特許権者等に対し、その旨を通知するとともに、当該求めをした者(以下この条において「請求者」という。)に対し、期限を定めて、当該認定手続に係る貨物が輸入されることにより当該申立特許権者等が被るおそれがある損害の賠償を

担保するために相当と認める額の金銭をその指定する供託所に供託すべき旨を命じなければならない。

4 前項の規定により供託する金銭は、国債、地方債その他の有価証券で税関長が確実と認めるものをもつてこれに代えることができる。

5 第三項の規定による命令によりされた供託に係る税関長に対する手続に必要事項は、政令で定める。

6 請求者は、政令で定めるところにより、第三項に規定する損害の賠償に充てるものとして所要の金銭が当該請求者のために支払われる旨の契約を締結し、同項の規定により定められた期限までにその旨を税関長に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、同項の金銭の全部又は一部の供託をしないことができる。

7 第三項の申立特許権者等は、請求者に対する同項に規定する損害に係る賠償請求権に関し、同項の規定により供託された金銭(第四項の規定による有価証券を含む。第九項から第十一項までにおいて同じ。)について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

8 前項の権利の実行に関し必要な事項は、政令で定める。

9 第三項の規定により金銭を供託した請求者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、その供託した金銭を取り戻すことができる。

一 第十二項の申立特許権者等が当該供託した金銭の取戻しに同意したこと、第三項に規定する損害に係る賠償請求権が時効によ

り消滅したことその他同項に規定する損害の賠償を担保する必要がなくなつたことを税関長に証明し、その確認を受けた場合

二 第六項の契約を締結して、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合

三 供託した有価証券が償還を受けることとなつたことその他の事由により現に供託されている供託物に代えて他の供託物を供託することについて、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合

四 前三号に掲げるもののほか、第十二項の申立特許権者等が同項の規定による通知を受けた日から起算して三十日以内に第三項に規定する損害の賠償を求める訴えの提起をしなかつた場合

10 前項の規定による供託した金銭の取戻しに關し必要な事項は、法務省令・財務省令で定める。

11 税関長は、第三項の規定により供託すべき旨を命じられた者が、同項の規定により定められた期限までにその供託を命じられた金銭の全部について、供託をし、又は第六項の規定による契約の締結の届出をしたときは、その供託を命じられる原因となつた貨物について認定手続を取りやめるものとする。

12 税関長は、前項の規定により認定手続を取りやめたときは、当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者及び当該認定手続に係る申立てをした申立特許権者等に対し、その旨を通知しなければならない。

第三款 専門委員

(専門委員)

第六十九条の十八 第六十九条の五(輸出差止

申立てにおける専門委員への意見の求め)並びに第六十九条の十一(輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め)及び第六十九条の十六(輸入してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め)の規定により税関長から意見を求められた専門委員は、その意見を求められた事案に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。専門委員でなくなつた後においても、同様とする。

2 専門委員の委嘱その他専門委員に關し必要な事項は、政令で定める。

第五節 輸出又は輸入に關する証明等

第七十一条の次に次の節名を付する。

第六節 輸入の許可及び輸入貨物の引取り等

第七十四条中「徴収されたもの」の下に、「第六十九条の二第二項(輸出してはならない貨物)」、第六十九条の八第二項(輸入してはならない貨物)若しくは第百十八条第一項(没収の規定により没収されたもの)を加え、「第百十八条第一項(没収若しくは関稅定率法第二十一条第二項(輸入禁制品の処分)の規定により没収されたもの)を削り、同条の次に次の節名を付する。

第七節 外国貨物の積戻し

第七十五条を次のように改める。

(外国貨物の積戻し)

第七十五条 本邦から外国に向けて行つた外国貨物(仮に陸揚げされた貨物を除く)の積戻しには、第六十七条(輸出又は輸入の許可)、第六十七条の二(輸出申告又は輸入申告の時期)、第六十八条から第六十九条の七まで(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類・貨

物の検査場所・輸出してはならない貨物・輸出してはならない貨物に係る認定手続・輸出してはならない貨物に係る申立て手続等・輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求め・輸出差止申立てに係る供託等・輸出してはならない貨物に係る認定手続における農林水産大臣への意見の求め)及び第七十条(証明又は確認の規定を準用する。この場合において、第六十九条の二第一項中「貨物」とあるのは「貨物(第六十九条の八第二項の規定により積戻しを命じられたものを除く。)」と、同項第三号中「物品」とあるのは「物品(他の法令の規定により積み戻すことができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより積み戻すものを除く。)」とする。

第七十五条の次に次の節名を付する。

第八節 郵便物等に關する特則

第七十六条第一項中「第七十三条」を「第六十九条に、「証明」を」、第七十条から第七十三条まで(証明)に改める。

第九十一条中「関稅の確定若しくは徴収に關する処分若しくは滞納処分(國稅徴収の例により關稅を徴収する場合における滞納処分をいう。又は關稅定率法第二十一条第三項(輸入禁制品に該當する旨の通知)の規定による」を「次に掲げる処分又は」に改め、同条に次の各号を加える。

一 關稅の確定若しくは徴収に關する処分又は滞納処分(國稅徴収の例により關稅を徴収する場合における滞納処分をいう。)

二 第六十九条の二第三項(輸出してはならない貨物)又は第六十九条の八第三項(輸入してはならない貨物)の規定による通知

第九十三条中「第九十一条に規定する処分又は通知」を「第九十一条第一号(審議會等への諮問)に掲げる処分又は同条第二号に掲げる通知」に改める。

第九十七条第一項中「事故に因る不開港への入港(同条第三項において準用する場合を含む。)」を「不開港への出入」に、「第二十三条第二項但書(船用品又は機用品の積込)又は第六十四条第一項但書」を「第二十三条第二項ただし書(船用品又は機用品の積込み等)又は第六十四条第一項ただし書」に改める。

第一百五条第一項第二号中「及び第五号」を「から第六号まで及び次条」に改める。

第一百五条の二中「簿書及び資料」を「帳簿書類その他の物件」に改める。

第十章中第九十九条の前に次の一条を加える。

第九十九条の四 第六十九条の二第一項第一号(輸出してはならない貨物)に掲げる貨物を輸出した者本邦から外国に向けて行つた外国貨物(仮に陸揚げされた貨物を除く)の積戻し(第六十九条の八第二項(輸入してはならない貨物)の規定により命じられて行つたものを除く。をした者を含む)は、五年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第六十九条の二第一項第二号及び第三号に掲げる貨物を輸出した者(本邦から外国に向けて行つた外国貨物(仮に陸揚げされた貨物を除く)の積戻し(同号に掲げる物品であつて他の法令の規定により当該物品を積み戻すことができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより行つたもの及び第六十九条の八第二項の規定により命じられて行つ

ものを除く。)をした者を含む。)は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 前二項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者又はこれらの項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者についても、これらの項の例による。

第九十九条第一項中「関稅定率法第二十一条第一項第一号から第六号まで(輸入禁制品)」を「第六十九條の八第一項第一号から第六号まで(輸入してはならない貨物)」に改め、同条第二項中「関稅定率法第二十一条第一項第七号」を「第六十九條の八第一項第七号」に改める。

第九十九条の二第二項中「関稅定率法第二十一条第一項第一号」を「第六十九條の八第一項第一号」に、「(輸入禁制品)」を「(輸入してはならない貨物)」に改める。

第一百二十二条第一項中「第九十九条第一項」を「第八十八條の四第一項若しくは第二項輸出してはならない貨物を輸出する罪」、第九十九条第一項に、「禁制品を輸入してはならない貨物」に改める。

第一百三十三条中「(不開港出入の許可)の規定に違反した」を「(不開港への出入)の規定に違反して外国貿易船等を不開港に出入させた」に、「第一百十四條第一号、第三号及び第三号の二並びに第一百十五條第一号及び第二号(偽つた書類を提出する等の罪)」を「第一百十四條第一項及び第一百十五條第一項(報告を怠つた等の罪)」に改める。

第一百三十三條の四中「関稅定率法第二十二條第一項」を「第六十九條の十八第一項」に改める。
第一百十四條を次のように改める。

第一百十四條 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十五條第一項、第四項又は第七項(入港手続)の規定による報告をせず、又は偽つた報告をして入港した船長又は機長

二 第十五條第二項、第五項又は第八項の規定による書類を提出せず、又は偽つた書類を提出した船長又は機長

三 第十五條第三項の規定に違反して同項に規定する入港届若しくは船用品目録を提出せず、又は偽つた入港届若しくは船用品目録を提出した船長

四 第十五條第三項の規定に違反して同項に規定する船舶国籍証書又はこれに代わる書類を提示しなかつた船長

五 第十五條第九項の規定に違反して同項に規定する入港届を提出せず、又は偽つた入港届を提出した機長

六 第十七條第一項前段(出港手続)の規定による許可を受けないで開港又は税関空港を出港した船長又は機長

七 第十七條第一項後段の規定による書類の提出の求めに応じず、又は偽つた書類を提出した船長又は機長

八 第十八條第一項ただし書又は第三項ただし書(入出港の簡易手続)の規定による報告をせず、又は偽つた報告をして入港した船長又は機長

九 第十八條第一項ただし書、第二項、第三項ただし書又は第四項の規定による書類の提出をせず、又は偽つた書類を提出した船長又は機長

十 第十八條第二項の規定に違反して同項に

規定する入港届を提出せず出港し、若しくは偽つた入港届を提出した船長又は同条第四項の規定に違反して同項の規定による届出をせず出港し、若しくは偽つた届出をした機長

十一 第二十条第二項(不開港への出入)の規定による届出をしなかつた船長又は機長

十二 第二十一条(外国貨物の仮陸揚)の規定による届出をせず、又は偽つた届出をした船長又は機長

十三 第二十二條(沿海通航船等の外国寄港の届出等)の規定による届出をせず、又は同条に規定する目録を提出しなかつた船長又は機長

十四 第二十五條(船舶又は航空機の資格の変更)の規定に違反して届出をせず、又は偽つた届出をして、外国貿易船等以外の船舶若しくは航空機を外国貿易船等として使用し、若しくは外国貿易船等を外国貿易船等以外の船舶若しくは航空機として使用した船長又は機長

2 第二十六條(船長又は機長の行為の代行)の規定に基づき、外国貿易船等の船長又は機長が行うべき行為を当該外国貿易船等の所有者等(同条に規定する所有者等をいう。)が行つた場合における当該所有者等であつて次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十五條第一項、第四項又は第七項の規定による報告について偽つた報告をした者(当該報告に係る外国貿易船等が開港又は税関空港に入港した場合に限る。)

二 第十五條第二項、第五項又は第八項の規

定による書類について偽つた書類を提出した者

三 第十五條第三項に規定する入港届又は船用品目録について偽つた入港届又は船用品目録を提出した者

四 第十五條第九項に規定する入港届について偽つた入港届を提出した者

五 第十七條第一項後段の規定による書類について偽つた書類を提出した者

六 第十八條第一項ただし書又は第三項ただし書の規定による報告について偽つた報告をした者(当該報告に係る外国貿易船等が開港又は税関空港に入港した場合に限る。)

七 第十八條第一項ただし書、第二項、第三項ただし書又は第四項の規定による書類について偽つた書類を提出した者

八 第十八條第二項に規定する入港届について偽つた入港届を提出した者又は同条第四項の規定による届出について偽つた届出をした者

九 第二十一条の規定による届出について偽つた届出をした者

十 第二十五條の規定による届出について偽つた届出をした者(当該届出に係る外国貿易船等以外の船舶若しくは航空機が外国貿易船等として使用され、又は当該届出に係る外国貿易船等が外国貿易船等以外の船舶若しくは航空機として使用された場合に限る。)

第一百十四條の次に次の一条を加える。
第一百十四條の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十六條第一項(貨物の積卸し)の規定に

よる報告をせず、かつ、書類の提出をせず、若しくは偽つた報告若しくは偽つた書類の提出をして貨物の積卸しをした者又は同条第二項の規定による書類を呈示せず、若しくは偽つた書類を呈示して貨物の積卸しをした者

二 第二十三条第一項又は第二項(船用品又は機用品の積み込み等)の規定に違反して船用品又は機用品を積み込んだ者

三 第二十三条第五項本文の規定による書類を提出せず、又は偽つた書類を提出した者

四 第二十四条第一項、第二項又は第四項(船舶又は航空機と陸地との交通等)の規定に違反して交通又は貨物の積卸しを行つた者

五 第六十三条第一項又は第三項(保税運送)の規定に違反して外国貨物を運送した者

六 第六十三条第五項本文の規定による確認を受けなかつた者

七 第六十四条第一項(難破貨物等の運送)の規定に違反して同項各号に掲げる外国貨物を運送した者又は同条第三項の規定に違反して書類を提出しなかつた者

八 第六十六条第一項(内国貨物の運送)の規定に違反して内国貨物を外国貿易船等に積んで本邦内の場所相互間を運送した者又は同条第二項の規定に違反して書類を提出しなかつた者

九 第七十六条第一項ただし書(郵便物の輸出入の簡易手続)の検査その他郵便物に係る税関の審査に際し、偽つた証明をした者

十 第一百五十一条(税関職員の特権)の規定による税関職員の質問に対して答弁せず、

若しくは偽りの陳述をし、又はその職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十一 第六十六条(特別の場合における税関長の権限)の規定による税関長(第七十七条(税関長の権限の委任)の規定により権限の一部を委任された者を含む。)の処分執行を拒み、妨げ、又は忌避した者

第百十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の二第一項(特殊船舶等の入港手続)の規定による報告をせず、又は偽つた報告をして入港した船長又は機長

二 第十五条の二第二項の規定による書類を提出せず、又は偽つた書類を提出した船長又は機長

三 第十五条の二第三項の規定に違反して同項に規定する入港届を提出せず、又は偽つた入港届を提出した船長又は機長

四 第十八条の二第一項ただし書又は第三項ただし書(特殊船舶等の入出港の簡易手続)の規定による報告をせず、又は偽つた報告をして入港した船長又は機長

五 第十八条の二第二項ただし書、第二項、第三項ただし書又は第四項の規定による書類を提出せず、又は偽つた書類を提出した船長又は機長

六 第十八条の二第二項の規定に違反して同項に規定する入港届を提出せず出港し、若しくは偽つた入港届を提出した船長又は同条第四項の規定に違反して同項の規定による届出をせず出港し、若しくは偽つた届出をした機長

七 第二十条の二第一項(特殊船舶等の不開港への出入)の規定による報告をせず、又は偽つた報告をして入港した船長又は機長

八 第二十条の二第二項の規定による書類を提出せず、又は偽つた書類を提出した船長又は機長

九 第二十条の二第三項の規定に違反して同項に規定する入港届を提出せず、又は偽つた入港届を提出した船長又は機長

二 第二十六条(船長又は機長の行為の代行)の規定に基づき、特殊船舶等の船長又は機長が行うべき行為を当該特殊船舶等の所有者等(同条に規定する所有者等をいう。)が行つた場合における当該所有者等であつて次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の二第一項の規定による報告についで偽つた報告をした者(当該報告に係る特殊船舶等が開港又は税関空港に入港した場合に限る。)

二 第十五条の二第二項の規定による書類についで偽つた書類を提出した者

三 第十五条の二第三項に規定する入港届についで偽つた入港届を提出した者

四 第十八条の二第一項ただし書又は第三項ただし書(特殊船舶等)の規定による報告についで偽つた報告をした者(当該報告に係る特殊船舶等が開港又は税関空港に入港した場合に限る。)

五 第十八条の二第二項ただし書、第二項、第三項ただし書又は第四項の規定による書類についで偽つた書類を提出した者

六 第十八条の二第二項に規定する入港届に

ついで偽つた入港届を提出した者又は同条第四項の規定による届出についで偽つた届出をした者

七 第二十条の二第一項の規定による報告についで偽つた報告をした者(当該報告に係る特殊船舶等が開港又は税関空港に入港した場合に限る。)

八 第二十条の二第二項の規定による書類についで偽つた書類を提出した者

九 第二十条の二第三項に規定する入港届についで偽つた入港届を提出した者

第百十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七條の九第一項、第六十七條の六第一項又は第九十四條第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)(帳簿の備付け等)の規定に違反して帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又は帳簿を隠した者

二 第十九條(執務時間外の貨物の積卸し)の規定に違反して届出をせず、又は偽つた届出をして貨物の積卸しをした者

三 第三十二條(見本の一時持出(第三十六條第一項(保税地域)についての規定の準用等)において準用する場合を含む。)(規定に違反して許可を受けないで外国貨物を見本として一時持ち出した者

四 第三十四條の二又は第六十一條の三(記帳義務)(第六十二條の七(保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用)において準用する場合を含む。)(規定に違反して帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又は帳簿を隠した者

五 第三十六条第二項の規定に違反して内容の点検又は改装、仕分その他の手入ををした者

六 外国貨物又は輸出しようとする貨物につき第四十条第一項又は第二項(貨物の取扱) (第四十九条(指定保税地域)についての規定の準用)において準用する場合を含む。の規定により指定保税地域内又は保税蔵置場において認められる行為以外の行為をした者

七 第六十一条第一項(保税工場外における保税作業) (第六十二条の十五(保税蔵置場、保税工場及び保税展示場)についての規定の準用)において準用する場合を含む。の規定に違反して許可を受けないで外国貨物を保税作業のため保税工場又は総合保税地域から出した者

八 第六十二条(保税蔵置場)についての規定の準用)において準用する第四十三条の三第一項外国貨物を置くことの承認又は第六十二条の十(外国貨物を置くこと等の承認)の規定に違反して承認を受けないで外国貨物を保税作業に使用し、又は第六十二条の八第一項第二号若しくは第三号(総合保税地域の許可)に掲げる行為をした者

九 外国貨物につき第六十二条の二第三項(保税展示場の許可)又は第六十二条の八第一項の規定により保税展示場又は総合保税地域内において認められる行為以外の行為をした者

十 第六十二条の三第一項(保税展示場)に入る外国貨物に係る手続)の規定による申告をせず、若しくは偽った申告をし、又は

同項の税関長の承認を受けないで第六十二条の二第三項の行為(第六十二条の三第四項の規定によりすることができるとされている行為を除く。)をした者

十一 第六十二条の四第一項(販売用貨物等の蔵置場所の制限等) (第六十二条の十五において準用する場合を含む。の規定に違反して制限された場所以外の場所に同項の貨物を蔵置し、又は同項の規定による報告の求めに応じず、若しくは偽った報告をした者

十二 第六十二条の五(保税展示場外における使用の許可) (第六十二条の十五において準用する場合を含む。の規定に違反して許可を受けないで外国貨物を保税展示場又は総合保税地域以外の場所で使用するため保税展示場又は総合保税地域から出した者

十三 第六十二条の十一(販売用貨物等を入れることの届出)の規定による届出をせず、又は偽った届出をして同条に規定する外国貨物を総合保税地域に入れた者

第百十六条中「(偽った書類を提出する等の罪) (第五号を除く。）」又は前条(第五号及び第六号を除く。))を、第百十四条の二(第十号を除く。))、第百十五号(報告を怠った等の罪)又は前条(第一号、第四号及び第十三号を除く。))に改める。

第百十七条第一項中「第百九条を、第百八条の四に、」禁制品を輸入する罪・禁制品を輸出してはならない貨物を輸出する罪・輸入してはならない貨物を輸入する罪・輸入してはならない貨物に、」第百十四条第二号若しくは第四号から第六号まで(郵便物について偽った証明

をする等の罪)、第百十五号第三号から第八号まで(許可を受けないで見本を一時持ち出す等の罪)を「第百十四条の二(報告を怠った等の罪)、第百十五号の二(帳簿の記載を怠った等の罪)に、」第百十四条第一号、第三号及び第三号の二並びに第百十五号第一号及び第二号(偽った書類を提出する等の罪)を「第百十四条及び第百十五号(報告を怠った等の罪)に改める。

第百十八条第一項中「第百九条から第百十一条まで(禁制品を輸入する罪・禁制品)を、第百八条の四から第百十一条まで(輸出してはならない貨物を輸出する罪・輸入してはならない貨物を輸入する罪・輸入してはならない貨物)に、」第百九条の犯罪を「第百八条の四又は第百九条の犯罪」に改め、同項第一号中「第百九条を「第百八条の四」に改める。

第六条 関税法の一部を次のように改正する。

第九十一条に次の一号を加える。

三 第六十九条の三第一項(輸出してはならない貨物に係る認定手続)若しくは第六十条の九第一項(輸入してはならない貨物に係る認定手続)の規定による認定又は第六十九条の四第一項(輸出してはならない貨物に係る申立て手続等)若しくは第六十条の十第一項(輸入してはならない貨物に係る申立て手続等)の規定による申立ての受理若しくは第六十九条の四第二項若しくは第六十条の十第二項の規定により当該受理をしないこと。

第七条 関税法の一部を次のように改正する。
目次中「第六十九条の七」を「第六十九条の十」に、「第六十九条の八―第六十九条の十七」を

「第六十九条の十一―第六十九条の二十」に、「第六十九条の十八」を「第六十九条の二十」に改める。

第三十条第二項及び第六十五条の二中「第六十九条の八第一項第一号」を「第六十九条の十一第一項第一号」に改め、「第四号まで」の下に「第五号の二」を加える。

第六十九条の二第二項第三号中「育成者権を「特許権、実用新案権、意匠権、商標権又は育成者権」に改め、同項に次の一号を加える。

四 不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第一項第一号から第三号まで(定義)に掲げる行為(これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第十九条第一項第一号から第五号まで(適用除外等)に定める行為を除く。)を組成する物品

第六十九条の二第二項中「又は第三号」を「第三号又は第四号」に改める。

第六十九条の三第一項中「前条第一項第三号」の下に「又は第四号」を加え、「当該貨物が同号」を、「当該貨物がこれらの号に、」育成者権者」を「育成者権者等(育成者権者又は不正競争差止請求権者(同項第四号に掲げる貨物に係る同号に規定する行為による営業上の利益の侵害について不正競争防止法第三条第一項(差止請求権)の規定により停止又は予防を請求することができ者等をいう。次条から第六十九条の七までにおいて同じ。))をいう。以下この条において同じ。))に、」並びに当該貨物が同号」を「並びに当該貨物が前条第一項第三号又は第四号」に改め、同条第二項及び第三項中「育成者権者を「育成者権者等」に改め、同条第五項中「前条第一項第三号」の下に「又は第四号」を加え、「育成

第六十九條の四第一項中「育成者権者」の下に「又は不正競争差止請求権者」を、「自己の育成者権」の下に「又は營業上の利益」を加え、同項（後段）として次のように加える。

ただし、同項後段の規定により経済産業大臣の意見を求めるべき事項については、この限りでない。

第六十九條の十八第一項中「並びに第六十九條の十一」を「及び第六十九條の九（輸出してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め）並びに第六十九條の十四」に、「第六十九條の十六」を「第六十九條の十九」に改め、第六章第四節第三款中同條を第六十九條の二十一とする。

平成十八年三月二十九日 参議院会議録第十一号(その二)

第六十九條の十六中、「第六十九條の八第一項第九号」を「第六十九條の十一第一項第九号」に、「第六十九條の九第一項」を「第六十九條の十二第一項」に改め、同条を第六十九條の十九とする。

第六十九條の十四第一項中「第六十九條の九
第一項を」第六十九條の十二第一項に、「第六
十九條の十七第二項を」第六十九條の二十第二
項に、「第六十九條の十七第一項を」第六十九
條の二十第一項に改め、「(昭和三十四年法律
第二百一十一号)」、「(昭和三十四年法律第二百二十

(その二) 関稅定率法等の一部を改正する法律案

第六十九條の十三第三項中「第六十九條の十
第一項」を「第六十九條の十三第一項」に改め、
同条第二項中「第六十九條の八第一項第九号」を
「第六十九條の十二第一項第九号」に改め、同条
第五項の表中「第六十九條の十二第一項」を「第
六十九條の十五第一項」に、「第六十九條の八第
一項第九号」を「第六十九條の十一第一項第九
号」に、「第六十九條の十二第二項」を「第六十九
條の十五第二項」に、「第六十九條の十二第二十
項」を「第六十九條の十五第十項」に改め、同条
を第六十九條の十六とする。

第六十九条の十一を第六十九条の十四とする。

第六十九条の八第一項第五号の次に次の一号を加える。

第六十九条の八第一項第十号中「平成五年法律第四十七号」を削り、第六章第四節第二款中同条を第六十九条の十一とする。

七七

六十九条の六第十項(輸出差止申立てに係る供託等)に改め、第六章第四節第一款中同条を第六十九条の八とし、同条の次に次の二条を加える。

(輸出してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め)

第六十九条の九 税関長は、第六十九条の二第二項第三号(輸出してはならない貨物)に掲げる貨物(育成者権を侵害する貨物を除く。)に該当するか否かについての認定手続において、第六十九条の三第一項(輸出してはならない貨物に係る認定手続)の規定による認定をするために必要があると認めるときは、知的財産権に関し学識経験を有する者であつてその認定手続に係る事案の当事者と特別の利害関係を有しないものを専門委員として委嘱し、政令で定めるところにより、当該専門委員に対し、当該認定のための参考となるべき意見を求めることができる。ただし、技術的範囲等については、この限りでない。

とを求めることができる。

一 第六十九条の七第一項(輸出してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等)の規定により十日経過日までの期間を延長する旨の通知を受けた場合 二十日経過日(同条第五項(同条第十項において準用する場合を含む。次号において同じ。)の規定により特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けたときは、二十日経過日とその求めに係る同条第六項(同条第十項において準用する場合を含む。次号において同じ。)の規定による通知を受けた日から起算して十日を経過する日)といずれか遅い日)

二 前号に掲げる場合以外の場合 十日経過日(第六十九条の七第五項の規定により特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けたときは、十日経過日とその求めに係る同条第六項の規定による通知を受けた日から起算して十日を経過する日)といずれか遅い日)

第六十九条の十 第六十九条の四第一項(輸出してはならない貨物に係る申立て手続等)の規定による申立てが受理された特許権者、実用新案権者又は意匠権者(以下この条において「申立特許権者等」という。)の申立てに係る貨物について認定手続が執られたときは、当該貨物を輸出しようとする者は、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日後は、当該認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続を取りやめるこ

とを求めることができる。

一 第六十九条の七第一項(輸出してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等)の規定により十日経過日までの期間を延長する旨の通知を受けた場合 二十日経過日(同条第五項(同条第十項において準用する場合を含む。次号において同じ。)の規定により特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けたときは、二十日経過日とその求めに係る同条第六項(同条第十項において準用する場合を含む。次号において同じ。)の規定による通知を受けた日から起算して十日を経過する日)といずれか遅い日)

二 前号に掲げる場合以外の場合 十日経過日(第六十九条の七第五項の規定により特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けたときは、十日経過日とその求めに係る同条第六項の規定による通知を受けた日から起算して十日を経過する日)といずれか遅い日)

指定する供託所に供託すべき旨を命じなければならない。

4 前項の規定により供託する金銭は、国債、地方債その他の有価証券で税関長が確実と認めるものをもつてこれに代えることができる。

5 第三項の規定による命令によりされた供託に係る税関長に対する手続に関し必要な事項は、政令で定める。

6 請求者は、政令で定めるところにより、第三項に規定する損害の賠償に充てるものとして所要の金銭が当該請求者のために支払われる旨の契約を締結し、同項の規定により定められた期限までにその旨を税関長に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、同項の金銭の全部又は一部の供託をしないことができる。

7 第三項の申立特許権者等は、請求者に対する同項に規定する損害に係る賠償請求権に関し、同項の規定により供託された金銭(第四項の規定による有価証券を含む。第九項から第十一項までにおいて同じ。)について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

8 前項の権利の実行に関し必要な事項は、政令で定める。

9 第三項の規定により金銭を供託した請求者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、その供託した金銭を取り戻すことができる。

一 第十二項の申立特許権者等が当該供託した金銭の取戻しに同意したこと、第三項に規定する損害に係る賠償請求権が時効により消滅したことその他同項に規定する損害

の賠償を担保する必要がなくなつたことを税関長に証明し、その確認を受けた場合

二 第六項の契約を締結して、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合

三 供託した有価証券が償還を受けることとなつたことその他の事由により現に供託されている供託物に代えて他の供託物を供託することについて、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合

四 前三号に掲げるもののほか、第十二項の申立特許権者等が同項の規定による通知を受けた日から起算して三十日以内に第三項に規定する損害の賠償を求める訴えの提起をしなかつた場合

10 前項の規定による供託した金銭の取戻しに関し必要な事項は、法務省令・財務省令で定める。

11 税関長は、第三項の規定により供託すべき旨を命じられた者が、同項の規定により定められた期限までにその供託を命じられた金銭の全部について、供託をし、又は第六項の規定による契約の締結の届出をしたときは、その供託を命じられる原因となつた貨物について認定手続を取りやめるものとする。

12 税関長は、前項の規定により認定手続を取りやめたときは、当該認定手続に係る貨物を輸出しようとする者及び当該認定手続に係る申立てをした申立特許権者等に対し、その旨を通知しなければならない。

第六十九条の六の次に次の一条を加える。

(輸出してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等)

第六十九条の七 特許権、実用新案権又は意匠

入しない。)を經過する日(第六十九條の十第一項において「二十日經過日」という。)までの期間内は、当該認定手續が執られてゐる間に限り、税関長に対し、当該認定手續に係る貨物が当該特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かに關し、技術的範圍等(特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第七十條第一項(特許発明の技術的範圍)(実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)第二十六條(特許法の準用))において準用する場合を含む。)に規定する技術的範圍又は意匠法(昭和三十四年法律第百

4 特許庁長官は、第二項本文の規定により税関長から意見を求められたときは、その求めがあつた日から起算して三十日以内に、書面により意見を述べなければならない。

5 税関長は、第三項本文の規定により特許庁長官の意見を求めたときは、その求めに係る特許権者等及び輸出者に対し、その旨を通知しなければならない。

6 税関長は、第四項の規定による意見が述べられたときは、その意見に係る特許権者等及び輸出者に対し、その旨及びその内容を通知しなければならない。

9 税関長は、特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当する否かについての認定手続において、第六十九条の第三項の規定による認定をするために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、特許庁長官に対し、当該認定手続に係る貨物が特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権

第百八条の四第一項中「第六十九条の八第二項」を「第六十九条の十一第二項」に改め、同条第二項中「及び第三号」を「から第四号まで」に、「同号」を「同項第三号及び第四号」に、「第六十九条の八第二項」を「第六十九条の十一第二項」に改める。

第百九条第一項中「第六十九条の八第一項第

二 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、次のうちいずれか低い税率の範囲内において関税率を引き上げること。

イ 実行税率

ロ マレーシア協定の効力発生の日の前日における実行税率

- 2 前項の規定による措置をとる場合において、特別の理由により必要があると認められるときは、マレーシア協定第二十三条4(d)の規定に基づき、当該措置につき第十一項の規定により指定された期間と通算して四年を超え五年以内の期間を指定することができる。
- 3 第一項の規定による措置をとる場合において、前二項の規定により指定しようとする期間が第十一項の規定により指定された期間と通算して一年を超えるものであるときは、マレーシア協定第二十三条4(d)の規定に基づき、当該措置は、当該指定しようとする期間内において一定の期間ごとに段階的に緩和されたものでなければならない。
- 4 第一項の規定による措置がとられている場合において、特別の理由により必要があると認められるときは、マレーシア協定第二十三条4(d)の規定に基づき、政令で定めるところにより、同項の規定により指定された期間を第十一項の規定により指定された期間と通算して五年以内に限り延長することができる。
- 5 政府は、前項の規定に基づき、第一項の規定により指定された期間を第十一項の規定により指定された期間と通算して一年を超えて延長する場合には、マレーシア協定第二十三条4(d)の規定に基づき、当該措置を一定の期間ごとに段階的に緩和するものとする。
- 6 特定の貨物につき第一項の規定による措置をとる場合又はとつた場合には、マレーシア協定第二十三条4(c)に規定する協議により、政令で定めるところにより、当該貨物以外の

貨物で譲許がされているものにつきその譲許を修正し、又は譲許がされていないものにつき新たに譲許をし、その修正又は譲許をした後の税率を適用することができる。

- 7 マレーシアにおいてマレーシア協定第二十三条1の規定による措置(この項及び次項において「マレーシアの緊急措置」という。)がとられた場合には、マレーシア協定第二十三条5(b)及び(c)の規定に基づき、政令で定めるところにより、譲許がされている貨物を指定し、その貨物の全部又は一部につき譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課することができる。ただし、マレーシアの緊急措置がマレーシア協定第二十三条1の規定によりマレーシアにおける特定の貨物の輸入数量の増加の事実に基づきとられたものであつて、かつ、マレーシアの緊急措置がとられた日から十八月を経過していない場合は、この限りでない。
- 8 前二項の規定による措置は、それぞれその効果が第一項の規定による措置の補償又はマレーシアの緊急措置に対する対抗措置として必要な限度を超えず、かつ、その国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするような配慮のもとに行わなければならない。
- 9 政府は、マレーシア特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。
- 10 前項の調査は、当該調査を開始した日から一年以内に終了するものとする。

11 政府は、第九項の調査が開始された場合において、その調査の完了前においても、十分な証拠により、マレーシア特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実を推定することができる。

- 国民経済上特に緊急に必要があると認められるときは、マレーシア協定第二十三条9(a)及び(d)の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間(二百日以内に限り。)を指定し、次の措置をとることができる。
- 一 指定された貨物についてマレーシア協定附属書一の日本国の表に基づき更なる関税率の引下げを行うものとされている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、更なる関税率の引下げを行わないものとする。
- 二 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、次のうちいずれか低い税率の範囲内において関税率を引き上げること。
- イ 実行税率
- ロ マレーシア協定の効力発生の日の前日における実行税率
- 12 政府は、第九項の調査が終了したときは、第一項の規定による措置をとる場合を除き、前項の規定により課された関税を速やかに還付しなければならない。同項の規定により課された関税の額が、同項の規定による措置がとられていた期間内に輸入される同項の規定により指定された貨物につき、第一項の規定

により関税が課されるものとした場合に課される関税の額を超える場合における当該超える部分の関税についても、同様とする。

- 13 第一項の規定による措置がとられていた貨物については、これらの措置が終了した日からこれらの措置がとられていた期間に相当する期間又は一年間のいずれか長い期間を経過した日以後でなければ、同項又は第十一項の規定による措置をとることができない。
- 14 政府は、マレーシア協定の効力発生の日から起算して十年を経過する日までの間に限り、第一項又は第十一項の規定による措置をとることができる。
- 15 第八条の八第一項に規定する譲許の便益の適用を受ける物品については、第一項又は第十一項の規定は、適用しない。
- 16 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 第八条の二第三項中「から第八条の五まで」を削る。
- 第八条の四第一項中「第八条の七第四項」を「第八条の六第四項」に改める。
- 第八条の五を削り、第八条の六を第八条の五とし、第八条の七を第八条の六とし、第八条の八を第八条の七とし、同条の次に次の一条を加える。
- (マレーシア協定に基づく関税割当制度)
- 第八条の八 マレーシア協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品については、その譲許の便益は、当該一定の数量の範囲内において、マレーシアが発給する証明書に基づいて

て政府が行う割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で平成二十三年三月三十一日までに輸入するものに適用する。

2 前項の割当ての方法、割当てを受ける手続その他前項の規定の適用に關して必要な事項は、政令で定める。

第十一条第一項中「第六条第一項若しくは第七条第一項の規定により關稅の還付をする場合」、「第六条第一項及び第七条第一項」及び「關稅の還付に係る貨物」を削る。

第十二条の前の見出し及び同条を削り、第十二条の二を第十二条とし、同条の前の見出しとして「罰則」を付する。

第十四条第一項中「前三条」を「前二条」に改め、同条第二項を削る。

第十五条中「前四条」を「前三条」に改める。

別表第一中「第八条の六」を「第八条の五」に改める。

別表第一第二一・〇六項の次に次の一項を加える。

二二・〇七	エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。)及び変性アルコール(アルコール分のいかに問わない。)
二二・〇七・一〇	エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。)
	一 アルコール分が九〇%以上のもの
	(二) その他のもの
	B その他のもの
(1)	平成一九年三月三十一日までに輸入されるもの
(2)	平成一九年四月一日から平成二〇年三月三十一日までに輸入されるもの
(3)	平成二〇年四月一日から平成二一年三月三十一日までに輸入されるもの
(4)	平成二一年四月一日から平成二二年三月三十一日までに輸入されるもの
	輕質油及びその調製品
二二・一〇・一一	一 石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。)
	(一) 揮発油
	C その他のもの
(1)	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの
	無稅

(2)	その他のもの
(i)	平成一九年三月三十一日までに輸入されるもの
	一キロリツ トルにつき 一、二四〇 円
(ii)	平成一九年四月一日から平成二〇年三月三十一日までに輸入されるもの
	一キロリツ トルにつき 一、一七九 円
(iii)	平成二〇年四月一日から平成二一年三月三十一日までに輸入されるもの
	一キロリツ トルにつき 一、一七 円
(iv)	平成二一年四月一日から平成二二年三月三十一日までに輸入されるもの
	一キロリツ トルにつき 一、〇五六 円
(v)	平成二二年四月一日から平成二三年三月三十一日までに輸入されるもの
	一キロリツ トルにつき 九九五 円
(二) 灯油	
B その他のもの	
(1)	ノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限る。)
	無稅
(2)	その他のもの
(i)	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの
	無稅
(ii)	その他のもの
1	平成一九年三月三十一日までに輸入されるもの
	一キロリツ トルにつき 四九三 円
2	平成一九年四月一日から平成二〇年三月三十一日までに輸入されるもの
	一キロリツ トルにつき 四六四 円
3	平成二〇年四月一日から平成二一年三月三十一日までに輸入されるもの
	一キロリツ トルにつき 四三四 円

別表第二 第二七〇・一九号を次のように改める。 二七〇・一九			
その他のもの 一 石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む) (一) 灯油 B その他のもの (1) ノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限る。)	4	平成二一年四月一日から平成二二年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリツ 四〇五円
	5	平成二二年四月一日から平成二三年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリツ 三七五円
	(三) 軽油	(1) 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの (2) その他のもの	無税
	(i)	平成一九年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリツ 一〇九三円
	(ii)	平成一九年四月一日から平成二〇年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリツ 一〇二四円
	(iii)	平成二〇年四月一日から平成二一年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリツ 九五六円
	(iv)	平成二一年四月一日から平成二二年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリツ 八八七円
	(v)	平成二二年四月一日から平成二三年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリツ 八一九円
			無税

(二) 軽油	(2) その他のもの		無税
	(i) 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの		
	(ii) その他のもの		
	1	平成一九年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリツ 四九三円
	2	平成一九年四月一日から平成二〇年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリツ 四六四円
	3	平成二〇年四月一日から平成二一年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリツ 四三四円
	4	平成二一年四月一日から平成二二年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリツ 四〇五円
	5	平成二二年四月一日から平成二三年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリツ 三七五円
	(i)	平成一九年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリツ 一〇九三円
	(ii)	平成一九年四月一日から平成二〇年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリツ 一〇二四円
	(iii)	平成二〇年四月一日から平成二一年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリツ 九五六円
			無税

(iv)	平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロロリツ 八八七円
(v)	平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロロリツ 八九九円
(三) 重油及び粗油		
A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの		
(b)	その他のもの	無税
(1)	温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの(本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品にこれらの性質を有するものと得たものでこれらに農林漁業の用に供するもの)	
(2)	硫黄の含有量が全重量の〇・三%以下のもの	無税
(i)	平成一九年三月三十一日までに輸入されるもの	
(ii)	平成一九年四月一日から平成二〇年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロロリツ 九〇二円
(iii)	平成二〇年四月一日から平成二一年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロロリツ 六一三円
(iv)	平成二一年四月一日から平成二二年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロロリツ 〇三六円
(v)	平成二二年四月一日から平成二三年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロロリツ 七四八円

(3)	その他のもの	一 キ ロ リ ツ 三 八 四
(i)	平成一九年三月三十一日までに輸入されるもの	一 キ ロ リ ツ 三 八 四
(ii)	平成一九年四月一日から平成二〇年三月三十一日までに輸入されるもの	一 キ ロ リ ツ 九 九 九
(iii)	平成二〇年四月一日から平成二一年三月三十一日までに輸入されるもの	一 キ ロ リ ツ 六 一 四
(iv)	平成二一年四月一日から平成二二年三月三十一日までに輸入されるもの	一 キ ロ リ ツ 二 二 九
(v)	平成二二年四月一日から平成二三年三月三十一日までに輸入されるもの	一 キ ロ リ ツ 八 四 四
B 温度一五度における比重が〇・九〇三七を 超えるもの		
(b)	その他のもの	
(1)	硫黄の含有量が全重量の〇・三％以下のもの	
(i)	平成一九年三月三十一日までに輸入されるもの	一 キ ロ リ ツ 六 八 七
(ii)	平成一九年四月一日から平成二〇年三月三十一日までに輸入されるもの	一 キ ロ リ ツ 四 〇 〇
(iii)	平成二〇年四月一日から平成二一年三月三十一日までに輸入されるもの	一 キ ロ リ ツ 一 一 二

(v)	(iv)	(iii)	(ii)	(i)	(2) その他のもの	(v)	(iv)
平成二二年四月一日から平成二三年三月三十一日までに輸入されるもの	平成二二年四月一日から平成二二年三月三十一日までに輸入されるもの	平成二〇年四月一日から平成二一年三月三十一日までに輸入されるもの	平成一九年四月一日から平成二〇年三月三十一日までに輸入されるもの	平成一九年三月三十一日までに輸入されるもの		平成二二年四月一日から平成二三年三月三十一日までに輸入されるもの	平成二二年四月一日から平成二二年三月三十一日までに輸入されるもの
一キロリツ 六四八円	一キロリツ 一〇四八円	一キロリツ 一四四七円	一キロリツ 一八四七円	一キロリツ 二四六円		一キロリツ 五三七円	一キロリツ 八二四円

別表第一の三、別表第一の三の二、別表第一の六及び別表第一の八中「平成一八年三月三十一日」を「平成一九年三月三十一日」に改める。

別表第三中「第八条の五」を削る。

別表第三第六項中「第七二〇二・九二号又は第七二〇二・九三号」を「又は第七二〇二・九二号」に改める。

別表第四第二項中「第二七〇九・〇〇号」を削る。

別表第四第七項中「第八条の六第三項」を「第八条の五第二項」に改める。

第十条 関税暫定措置法の一部を次のように改正する。

第七條の三第二項第三号の二中「第一〇二・三〇号」を「第一〇二・九〇号の三」に改める

別表第一第〇三・〇四項中		〇三〇四・九九	
〇三〇四・九〇		〇三〇四・九九	
その他のもの		その他のもの	
一	にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、メテラ属、シウス属、セウ属、スコム属、オラ属、ベリ属、イワシ属、エトルメ属、サルト属、ノプス属、グプス属、ラウリス属、グリス属、アビスさん属、テリス属、コロラビ属、のうち)	一	にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、メテラ属、シウス属、セウ属、スコム属、オラ属、ベリ属、イワシ属、エトルメ属、サルト属、ノプス属、グプス属、ラウリス属、グリス属、アビスさん属、テリス属、コロラビ属、のうち)
四・二%	を	四・二%	を

別表第一第一一〇二・三〇号を削り、同表第一一〇二・九〇号を次のように改める。

一一〇二・九〇

その他のもの

一 大麦粉及び裸麦粉のうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの及び同法第四五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

二五%

二 ライ小麦粉のうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの及び同法第四五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

二五%

一一〇二・九〇

その他のもの

一 大麦粉及び裸麦粉のうち

別表第一第一一〇二・九〇号の一に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

二 ライ小麦粉のうち

別表第一第一一〇二・九〇号の二に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

三 米粉のうち

別表第一第一一〇二・九〇号の三に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

三 米粉のうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じして輸入されるもの並びに売渡しに係る米穀等として第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

二五%

別表第一第二二〇八・四〇号中「ラム及びタフィア」を「ラムその他これに類する発酵したさきびの製品から得た蒸留酒」に改める。

別表第一第六四〇三・二〇号中「第六四〇三・三〇号の一及び二の二」を削り、同表第六四〇三・三〇号を削る。

別表第一第七四〇三・二三号を削る。

別表第一の三第一一〇二・三〇号を削り、同表第一一〇二・九〇号を次のように改める。

一キログラムにつき三六円	一キログラムにつき五円	一キログラムにつき四円	一キログラムにつき三元	一キログラムにつき二元	一キログラムにつき一元
一キログラムにつき三六円	一キログラムにつき五円	一キログラムにつき四円	一キログラムにつき三元	一キログラムにつき二元	一キログラムにつき一元
一キログラムにつき三六円	一キログラムにつき五円	一キログラムにつき四円	一キログラムにつき三元	一キログラムにつき二元	一キログラムにつき一元
一キログラムにつき三六円	一キログラムにつき五円	一キログラムにつき四円	一キログラムにつき三元	一キログラムにつき二元	一キログラムにつき一元
一キログラムにつき三六円	一キログラムにつき五円	一キログラムにつき四円	一キログラムにつき三元	一キログラムにつき二元	一キログラムにつき一元
一キログラムにつき三六円	一キログラムにつき五円	一キログラムにつき四円	一キログラムにつき三元	一キログラムにつき二元	一キログラムにつき一元

別表第一の六第一四の二項中「第一一〇二・三〇号」を「第一一〇二・九〇号の三」に改める。
別表第一の七第七の二項を削り、同表第四九項の次に次の一項を加える。

四九の二 関稅率表第一一〇二・九〇号の三に掲げる物品

別表第二第二〇五・〇九項を削る。

別表第二第二〇五・一一・九九号を次のように改める。

〇五一一・九九

その他のもの

二 動物性の海綿のうち

課稅價格が一キログラムにつき三、六〇〇円未満のもの

三 その他のもの

別表第二第二〇七〇九・一〇号及び第二〇七〇九・五二号を削り、同表第二〇七〇九・五九号中「まつたけ」の下に「及びトリフ」を加え、同号の次に次の一号を加える。

〇七〇九・九〇

その他のもの

二 その他のもののうち

アーティチョーク

一・五%

別表第二〇七・二二項中 〇七一一・三〇 ケーバー 七・五% を	〇七一一・九〇 その他の野菜及び野菜を混合したもの 二 その他のもの （一） その他のもののうち ケーバー 七・五% に改める。	別表第二〇八〇二・二二号の次に次の一号を加える。 〇八〇二・六〇 マカダミアナット 二・五%	別表第二〇八〇二・九〇号を次のように改める。 〇八〇二・九〇 その他のもの 二 ペカン 無税	別表第二〇八一〇・三〇号を削り、同表第〇八一〇・九〇号を次のように改める。 〇八一〇・九〇 その他のものうち ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びびれんし ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー 二・五% 三%	別表第二〇八一三・五〇号中「及びマカダミアナット」を削る。 別表第二〇九一〇・四〇号及び第〇九一〇・五〇号を削り、同表第〇九一〇・九九号を次のように改める。 〇九一〇・九九 その他のもの 一 カレー 二 その他のもの （一） 小売用の容器入りにしたもの 三・六% 無税	別表第二二二二・三〇号を削る。 別表第二二五・一六項の次に次の一項を加える。 一五・一七 マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。） 一五・一七・九〇 その他のもの
一 動物性油脂又はその分別物の混合物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（精製してあるかないかを問わず、更に調製したもの（精製を除く）を含む）その他の調製をしたものを除く。）完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化したもの	二 植物性油脂又はその分別物の混合物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（精製してあるかないかを問わず、更に調製したもの（精製を除く）を含む）その他の調製をしたものを除く。）完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化したもの	（一） 完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化したもの	二〇〇五・九〇 その他の野菜及び野菜を混合したもの 二 その他のもの （一） ヤングコーンコブのうち 気密容器入りのもの 九%	別表第二二〇・〇五項中 （四） サワークラウト （五） その他のもの A 気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のもに限る。） B その他のもの （a） その他のもの （b） その他のもの 九・六% 八%	二〇〇五・九九 その他の野菜及び野菜を混合したもの 二 その他のもの （一） ヤングコーンコブのうち 気密容器入りのもの 九%	二〇〇五・九九 その他の野菜及び野菜を混合したもの 二 その他のもの （一） ヤングコーンコブのうち 気密容器入りのもの 九%

別表第三第二項を次のように改める。	
四	(三) サワークラウト 九・六％
	(四) その他のもの に改める。
A 気密容器入り のもの(容器 ともの一個の 重量が一〇キ ログラム以下 のものに限 る。)	
(b) その他のもの	九・六％
B その他のもの	八％
(a) にんにくの粉	

二	関税率表第二八四九・一〇号に掲げる物品 関税率表第二八四九・九〇号に掲げる物品のうち 炭化ほう素、炭化ニオブ及び炭化タンタル以外のもの 関税率表第二八五二・〇〇号の二の(三)に掲げる物品のうち 水銀の炭化物	〇・〇
---	---	-----

二七	関税率表第四四〇九・二二号の一又は第四四二一・九〇号の一に掲げる物品	〇・六
----	------------------------------------	-----

別表第三第二九項中「第四四二一・二二号、第四四二一・二三号、第四四二一・二九号、第四四二一・九二号、第四四二一・九三号」を「第四四二一・一〇号の二、第四四二一・九四号」に改める。

別表第三第三三項中「第四四二一・一三三号、第四四二一・一四号及び第四四二一・一九号」を「第四四二一・一〇号の一、第四四二一・三二一、三二二、三二三号及び第四四二一・三九号」に改める。

別表第三第三四項中「第四六〇二・一〇号の一又は二」を「第四六〇二・一一号、第四六〇二・一二号又は第四六〇二・一九号の一」に、「第四六〇二・一〇号の三」を「第四六〇二・一九号の二」に改める。

別表第三第三六項中「第五八〇三・九〇号の一の(一)」を「第五八〇三・〇〇号の二の(一)」に改める。

別表第三第四一項中「第五八〇三・一〇号」を「第五八〇三・〇〇号の一」に改める。

別表第三第四三項を次のように改める。

四三	関税率表第五四〇二・二〇号の二の(一)、第五四〇二・三三三号の二の(一)、第五四〇二・四六四号の二の(一)、第五四〇二・四七号の二の(一)、第五四〇二・五二二号の二の(一)又は第五四〇二・六二二号の二の(一)に掲げる物品 関税率表第五四〇二・四四号の二の(二)に掲げる物品のうち ポリエステルもの	〇・六
----	--	-----

別表第三第四五項中「第五六〇四・二〇号の二の(二)又は第五六〇四・九〇号の二」を「第五六〇四・九〇号の一の(二)のB又は三」に改める。

別表第三第四八項中「第五六〇七・九〇号」を「第五六〇七・九〇号の二」に改める。

別表第三第五〇項中「第五七〇二・五一号、第五七〇二・五二号、第五七〇二・五九号」を「第五七〇二・五〇号」に改める。

別表第三第五二項中「第六〇〇二・九〇号」を「第三〇〇六・一〇号の二の(二)、第六〇〇二・九〇号」に改める。

別表第三第五三項中「第六二〇九・一〇号の一」を削る。

別表第三第五四項中「関税率表第六二〇九・一〇号の二の(二)に掲げる物品のうち
附属品」を削る。

別表第三第五八項中「第六三〇二・五二二号」及び「第六三〇二・九二二号」を削る。

別表第三第七一項中「第七四〇七・二九号」を「第七四〇七・二九号の二」に改める。

別表第三第七七項中「第八一一二・四〇号」を削る。

別表第四第五項中「関税率表第四三〇二・一三三号に掲げる物品」を削る。

別表第四第六項を次のように改める。

六	関税率表第四四二一・一〇号の一、第四四二一・三二一、第四四二一・三二二号又は第四四二一・三九号に掲げる物品	
---	---	--

「関税率表第三〇四・一〇号の二の(二)に掲げる物品のうち
バラクータ(かます科又はくるたちかます科のもの)、キングクリツ
プ、たい及びさめ
関税率表第三〇四・二〇号の二に掲げる物品のうち
まべろ(トウヌス属のもの)、かじき(まかじき科又はめかじき科のもの)及びめろ(ティソステイクス属のもの)以外のもの」を

「関税率表第三〇四・一九号の二の(二)に掲げる物品のうち

バラクータ(かます科又はくるたちかます科のもの)、キングクリツ
ブ、たい及びさめ

に改める。

関税率表第三〇四・二九号の二に掲げる物品のうち

まぐろ(トウナス属のもの)及びかじき(まかじき科のもの)以外のもの

別表第五第一一項目中「第一三〇二・一四号の一、第一三〇二・一九号の一若しくは二の(三)のA」を「第二〇〇五・九号の一、第二〇〇五・九号の二の(一)若しくは二の(四)のA(a)」に改める。

別表第五第二六項目中「第二〇〇五・九号の一の(一)若しくは二の(五)のA(a)」を「第二〇〇五・九号の一、第二〇〇五・九号の二の(一)若しくは二の(四)のA(a)」に改める。

別表第五第二一項目中「第四六〇一・二〇号の一又は第四六〇一・九一號の三の(一)」を「第四六〇一・二九号の一又は第四六〇一・九四号の三の(一)」に改める。

別表第五第三三項目中「第五二一〇・一二号」、「第五二一〇・二二号」及び「第五二一〇・四二号」を削り、「第五二一・一二号、第五二一・二二号、第五二一・二九号」を、「第五二一・二〇号」に改め、「第五二〇八・五三号」及び「第五二一〇・五二号の一、二若しくは三」を削る。

別表第五第二四項目中「第五八〇三・九〇号の一の(一)」を「第五八〇三・〇〇号の二の(一)」に改める。

別表第五第二六項目中「第六二〇九・一〇号の二の(一)」及び「
関税率表第六二〇九・一〇号の二の
附属品以外のもの

「(一)に掲げる物品のうち

を削る。

別表第五第二七項目中「第六三〇三・一一号」
を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定並びに第五条中関税法目次の改正規定、同法第三十条の改正規定、同法第六十五条の二の改正規定、同法第六章中第六十七條の前に節名を付する改正規定、同法第六十七條の二の次に節名を付する改正規定、

の改正規定、同法第六十七條の改正規定(「第百九條を「第百八條の四」に改める部分及び「禁制品を輸入する罪・禁制品」を「輸出してはならない貨物を輸出する罪・輸入してはならない貨物を輸入する罪・輸入してはならない貨物」に改める部分に限る。及び同法第六十八條の改正規定並びに附則第二条の規定、附則第五条の規定、附則第十一条の規定、附則第十二條の規定及び附則第十五條の規定
平成十八年六月一日

二 第六條の規定 平成十八年七月一日

三 第三條の規定、第五條中関税法第十二條の二から第十二條の四までの改正規定、第七條中同法第六十九條の二第一項に一号を加える改正規定、同条第二項の改正規定、同法第六十九條の三の改正規定、同法第六十九條の四の改正規定、同法第六十九條の五の改正規定、同法第六十九條の六第八項第一号の改正規定、同法第六十九條の八第一項第十号の改正規定、同法第六十九條の七の改正規定(「前条第十項」を「第六十九條の六第十項(輸出差止申立てに係る供託等)」に改める部分を除く。)、同法第七十五條の改正規定(「農林水産大臣」を「農林水産大臣等」に改める部分及び「同項第三号」の下に「及び第四号」を加える部分に限る。及び同法第六十八條の四の改正規定(「及び第三号」を「から第四号まで」に改める部分及び「同号」を「同項第三号及び第四号」に改める部分に限る。並びに第十條の規定並びに附則第三條の規定及び附則第十三條の規定
平成十九年一月一日

四 第七條中関税法第三十條及び第六十五條の二の改正規定(「第四号まで」の下に「第五号の二」を加える部分に限る。)、同法第六十九

條の八第一項第五号の次に一号を加える改正規定並びに同法第九條の二の改正規定(「第四号まで」の下に「第五号の二」を加える部分に限る。)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号)の施行の日

五 第七條中関税法目次の改正規定、同法第三十條及び第六十五條の二の改正規定(「第四号まで」の下に「第五号の二」を加える部分を除く。)、同法第六十九條の二第一項第三号の改正規定、同法第六十九條の六第三項の改正規定、同法第六十九條の十八の改正規定、同法第六章第四節第三款中同条を第六十九條の二十一とする改正規定、同法第六十九條の十七の改正規定、同節第二款中同条を第六十九條の二十とする改正規定、同法第六十九條の十六の改正規定、同条を同法第六十九條の十九とする改正規定、同法第六十九條の十五の改正規定、同条を同法第六十九條の十八とする改正規定、同法第六十九條の十四の改正規定、同条を同法第六十九條の十七とする改正規定、同法第六十九條の十三の改正規定、同条を同法第六十九條の十六とする改正規定、同法第六十九條の十二の改正規定、同条を同法第六十九條の十五とする改正規定、同法第六十九條の十一を同法第六十九條の十四とする改正規定、同法第六十九條の十を同法第六十九條の十三とする改正規定、同法第六十九條の九の改正規定、同条を同法第六十九條の十二とする改正規定、同法第六十九條の八を同法第六十九條の十一とする改正規定、同法第六十九條の七の改正規定(「前条第十項」を「第六十九條の六第十項(輸出差止申立てに係る

供託等)に改める部分に限る。)、同節第一款
 中同条を第六十九條の八とする改正規定、同
 條の次に二條を加える改正規定、同法第六
 十九條の六の次に一條を加える改正規定、同
 法第七十四條の改正規定、同法第七十五條の改
 正規定(農林水産大臣)を「農林水産大臣等」
 に改める部分及び「同項第三号」の下に「及び
 第四号」を加える部分を除く。)、同法第九十
 一條の改正規定、同法第九十八條の四の改正規
 定(及び第三号)を「から第四号まで」に改め
 る部分及び「同号」を「同項第三号及び第四号」
 に改める部分を除く。)、同法第九十九條の改正
 規定、同法第九十九條の二の改正規定(第四号
 まで)の下に「第五号の二」を加える部分を
 除く。並びに同法第一百三條の四の改正規定
 並びに第八條の規定並びに附則第十四條の規
 定 意匠法等の一部を改正する法律(平成十
 八年法律第 号)附則第一条第二号に規
 定する日

六 第五條中關稅法第十五條の改正規定、同條
 の次に一條を加える改正規定、同法第十六條
 の改正規定、同法第十七條の改正規定、同法
 第十八條の改正規定、同條の次に一條を加え
 る改正規定、同法第二十條の改正規定、同條
 の次に一條を加える改正規定、同法第二十六
 條の改正規定、同法第六十七條の二の改正規
 定、同法第九十七條の改正規定、同法第一百
 三條の改正規定、同法第一百四條の改正規
 定、同條の次に一條を加える改正規定、同法
 第一百五條の改正規定、同條の次に一條を加
 える改正規定、同法第一百六條の改正規定及
 び同法第一百七條の改正規定(「第九十九條」を

「第九十八條の四」に改める部分及び「禁制品を
 輸入する罪・禁制品を輸出してはならない
 貨物を輸出する罪・輸入してはならない貨物」
 を輸入する罪・輸入してはならない貨物」に
 改める部分を除く。並びに附則第七條の規
 定 公布の日から起算して一年を超えない範
 囲内において政令で定める日

七 第一條中關稅定率法第九條の改正規定、第
 九條中關稅暫定措置法第七條の八の改正規
 定、同法第七條の九の次に一條を加える改正
 規定及び同法第八條の七の次に一條を加える
 改正規定並びに附則第八條の規定 經濟上の
 連携に関する日本国政府とマレーシア政府と
 の間の協定の効力發生の日

(処分等)に関する経過措置

第二條 前條第一号に定める日前にした第二條の
 規定による改正前の關稅定率法第二十一條から
 第二十二條までの規定又はこれらの規定に基
 づく命令による処分、手続その他の行為は、第五
 條の規定による改正後の關稅法第六十九條の八
 から第六十九條の十八までの規定又はこれらの
 規定に基づく命令の相当規定によつてしたもの
 とみなす。

(關稅法の一部改正に伴う経過措置)

第三條 第五條の規定による改正後の關稅法第十
 二條の第三項、第五項及び第七項の規定は、
 次に掲げる貨物に係る關稅については、適用し
 ないものとし、当該關稅に係る無申告加算稅の
 賦課については、なお従前の例による。

一 附則第一条第三号に定める日前に輸入され
 た貨物(次号に掲げる貨物を除く。)
 二 關稅法第七條の二第二項に規定する特例申
 告に係る貨物であつて同項に規定する輸入の

許可の日の属する月の翌月末日が附則第一条
 第三号に定める日前に到来するもの

(關稅暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第四條 この法律の施行前に第九條の規定による
 改正前の關稅暫定措置法(次項において「旧暫定
 法」という。第六條第一項又は第七條第一項の
 規定により關稅の還付を受けることができるこ
 ととなつた場合における關稅の還付について
 は、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧暫定法第八條の九第一
 項の輕減稅率の適用を受けた次に掲げる物品に
 ついては、なお従前の例による。

一 旧暫定法別表第一第二七〇九・〇〇号の(1)
 に掲げる物品

二 旧暫定法別表第一第二二一〇・一九号の一
 の(三)のAの(1)及びBの(1)に掲げる物品

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に
 関する法律の適用に関する経過措置)

第五條 附則第一条第一号に定める日が犯罪の国
 際化及び組織化並びに情報處理の高度化に対処
 するための刑法等の一部を改正する法律(平成
 十八年法律第 号)の施行の日前となる場
 合には、同号に定める日から同法の施行の日の
 前日までの間における組織的犯罪の処罰及び犯
 罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律
 第三十六号)別表第三十号の規定の適用につ
 いては、同号中「「第九十九條 輸入禁制品の輸入」
 又は第九十九條の二(輸入禁制品の保稅地域への
 藏置等)」とあるのは、「「第九十八條の四から第百
 九條の二まで(輸出してはならない貨物の輸
 入、輸入してはならない貨物の輸入、輸入して
 はならない貨物の保稅地域への藏置等)」とす
 る。

(罰則に関する経過措置)

第六條 この法律(附則第一条ただし書に規定す
 る規定については、当該規定の施行前にした
 行為及び附則第四条の規定により従前の例によ
 ることとされる關稅の還付又は物品に係るこの
 法律の施行後にした行為に対する罰則の適用に
 ついては、なお従前の例による。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及
 び安全保障條約第六條に基づく施設及び区域並
 びに日本国における合衆國軍隊の地位に関する
 協定の実施に伴う關稅法等の臨時特例に関する
 法律の一部改正)

第七條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協
 力及び安全保障條約第六條に基づく施設及び区
 域並びに日本国における合衆國軍隊の地位に関
 する協定の実施に伴う關稅法等の臨時特例に関
 する法律(昭和二十七年法律第一百十二号)の一
 部を次のように改正する。

第五條第一項中「第九十九條まで」の下に「第
 二十條の二第一項及び第二項」を加え、「及び第
 二十五條」を「並びに第二十五條」に改め、同項
 ただし書中「第十五條第一項及び第二項に規定
 する入港届及び積荷目録」を「第十五條第三項及
 び第九項に規定する入港届(同條第一項及び第
 七項の規定により報告すべき事項のうち積荷に
 関するものを記載した書面(次項において「積荷
 目録」という。)を含む。」に改め、同條第四項中
 「第二十條」の下に「及び第二十條の二第三項」を
 加える。

(輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する
 法律の一部改正)
 第八條 輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関
 する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を

次のように改正する。

第十四条第一項に次の一号を加える。

六 関税暫定措置法第七条の第十二項(マレーシアの特定の貨物に係る暫定緊急措置に係る関税の還付)

第十四条第二項中「第二号(関税率法第八条第十一項に係る部分に限る。及び第三号から第五号までに係る部分に限る。を」第一号及び第二号(関税率法第八条第三十三項に係る部分に限る。)に係る部分を除く」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第九条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第九十条の四第一項第二号中「第二七・一〇・一〇の(一)のCの(b)の(1)」を「第二七・一〇・一〇の(一)のCの(1)」に改め、同項第四号中「第二七・一〇・一九号の(一)のAの(2)の(i)」を「第二七・一〇・一九号の(一)のAの(b)の(1)」に改める。

(加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部改正)

第十条 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「第八条の六第二項」を「第八条の五第二項」に改める。

(通関業法の一部改正)

第十一条 通関業法(昭和四十二年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第四号イ中「第百九条」を「第百八条の四」に改める。

(弁理士法の一部改正)

第十二条 弁理士法(平成十二年法律第四十九号)

の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「関税率法(明治四十三年法律第五十四号)第二十一条第四項」を「関税率法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十九条の九第一項」に、「第二十一条の二第一項」を「第六十九条の十第一項」に改める。

第八条第三号中「(昭和二十九年法律第六十一号)を削り、」関税率法第二十一条第一項第九号「を」同法第六十九条の八第一項第九号「に、」関税率法第九号第二項「を」同法第九号第二項に改める。

第十三条 弁理士法の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「(昭和二十九年法律第六十一号)の下に」第六十九条の三第一項及び「を、」同法の下に「第六十九条の四第一項及び」を加える。

第八条第三号中「(関税率法)の下に」第六十九条の四第二項(同法第六十九条の二第一項第四号に係る部分に限る。以下この号において同じ。若しくは第三項(同法第六十八条の四第二項に係る部分に限る。))を、「第百十二条第一項(同法)の下に」第六十九条の四第二項及び「を加える。

第十四条 弁理士法の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「第六十九条の九第一項」を「第六十九条の十二第一項」に、「第六十九条の十第一項」を「第六十九条の十三第一項」に改める。

第八条第三号中「第六十九条の二第一項第四号」を「第六十九条の二第一項第三号及び第四号」に、「第六十九条の八第一項第九号」を「第六十九条の十一第一項第九号」に改める。

(株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第十五条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

附則第四十六条を次のように改める。

(関税法の一部改正)

第四十六条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第六十九条の六第三項中「社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百九条第一項(振替社債等の供託に規定する振替社債等)を」社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第三百条第一項(振替債の供託)に規定する振替債」に改める。

第六十九条の十二第三項中「社債等の振替に関する法律第二百九条第一項(振替社債等の供託)に規定する振替社債等」を「社債、株式等の振替に関する法律第三百条第一項(振替債の供託)に規定する振替債」に改める。

(検討)

第十六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第五条の規定による改正後の関税法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、同法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

審査報告書

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成十八年三月二十八日

農林水産委員長 岩城 光英

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、農林水産省所管の独立行政法人に係る改革を推進するため、平成十七年度末に中期目標期間が終了する農業・生物系特定産業技術研究機構等四法人の統合、水産総合研究センター等二法人の統合及び統合後の法人を含む十法人の役職員の身分を非公務員化する等のために必要な措置等を講じようとするものである。一、費用
本法施行のため、特に費用を要しない。

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成十八年三月十七日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案
独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律
(独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法の一部改正)

第一条 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法(平成十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法

目次中「第九条」を「第八条」に、「役員(第十条―第十二条)」を「役員及び職員(第九条―第十三条)」に、「第十三条―第十八条」を「第十四条―第十七条」に、「第十九条―第二十四条」を「第十八条―第二十三条」に、「第二十五条」を「第二十四条・第二十五条」に改める。

第一条及び第三条中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」を「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改める。

第四条第一項を次のように改める。

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「研究機構」という。)は、農業及び食品産業に関する技術上の総合的な試験及び研究等を行うことにより、農業及び食品産業に関する技術の向上に寄与するとともに、民

間等において行われる生物系特定産業技術に関する試験及び研究の促進に関する業務を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化に資するほか、近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うことにより、農業を担う人材の育成を図ることを目的とする。

第五条を削り、第六条を第五条とする。

第七条第三項中「第十四条各号」を「第十五条各号」に改め、同条第四項中「第十四条第二号」を「第十五条第二号」に改め、同条第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

第二章 役員を第二章 役員及び職員に改める。

第二章中第十条を第九条とし、第十一条を第十条とし、第十二条を第十一条とする。

第十六条を削る。

第十五条第一項中「第三号」を「第二号」に、

「第十三条」を「第十四条」に改め、同条第二項中「前条第三号」を「前条第二号」に改め、同条第四

項中「前条第二号」を「前条第三号」に改め、同条第五項中「前条第二号」を「前条第三号」に、前条第三号を「前条第二号」に改め、同条を第十六条とする。

第十四条第一号中「第三号」までに掲げる業務及び「を」第四号まで及び第十号に掲げる業務並びに」に改め、同条第二号中「前条第一項第四号

から第七号まで」を「前条第一項第五号」に改め、同条第三号中「前条第一項第八号」を「前条第一項第六号から第九号まで」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条第一項第一号中「農業」を「農業及び食品産業」に改め、同項第二号中「農業」を「農業生産に関する技術、農業工学に係る技術その他の農業」に、「技術上」を「技術及び食品産業に関する技術について」に、「調査、分析、鑑定並びに」を「並びに調査並びにこれらに関連する分析、鑑定及び」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 試験及び研究のため加工した食品並びにその原料又は材料の配布を行うこと。

第十三条第一項中第九号を第十一号とし、第八号を削り、第七号を第九号とし、同号の次の一号を加える。

十 近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うこと。

第十三条第一項第六号を同項第八号とし、同項第五号中「(政府及び独立行政法人をいう。次号において同じ。)」を削り、同号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加え、同条を第十四条とする。

五 生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を他に委託して行い、その成果を普及すること。

六 生物系特定産業技術に関する試験及び研究を政府等(政府及び独立行政法人をいう。以下この項において同じ。)以外の者に委託して行い、その成果を普及すること(前号に掲げる業務に該当するものを除く。)

第二章に次の二条を加える。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十二条 研究機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十三条 研究機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第十七条を削る。

第十八条中「第十四条第二号」を「第十五条第三号」に改め、同条を第十七条とする。

第十九条第一項を次のように改める。

農林水産大臣は、次に掲げるときは、研究機構に対し、第十四条第一項第一号及び第二号に掲げる業務のうち必要な試験及び研究、調査、分析又は鑑定を実施すべきことを要請することができる。

一 農作物、家畜又は家きんに重大な被害が

生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合において、当該被害の拡大又は発生を防止するため緊急の必要があると認めるとき。

二 品質が適正でない食品が流通し、又は流通するおそれがあり、これを放置しては一般消費者の利益を著しく害すると認められる場合において、一般消費者の利益を保護するため緊急の必要があると認めるとき。

第四章中第十九条を第十八条とし、第二十条第二項中「第十四条第二号」を「第十五条第二号」に改め、同条を第十九条とする。

第二十一条第一項中「第十四条第一号」を「第十五条第一号」に改め、同条第二項中「第十四条第二号」を「第十五条第二号」に改め、同条を第二十条とする。

第二十二条第一項第一号中「第七条第二項、第十六条第一項又は第十七条第一項」を「第十六条第二項」に改め、同項第二号中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条第二項中「第十四条第二号」を「第十五条第二号」に改め、同条を第二十一条とする。

第二十三条第一項第二号中「第十四条第二号」を「第十五条第二号」に改め、同項第三号中「第十四条第一号」を「第十五条第一号」に改め、同項第四号から第六号までの規定中「第十四条第二号」を「第十五条第二号」に改め、同項第七号

中「第十四条第四号」を「第十五条第四号」に改め、同条を第二十二条とする。

第二十四条第一項及び第三項中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法」を「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十五条第二号中「第十三条」を「第十四条」に改め、第五章中同条の前に次の一条を加える。

第二十四条 第十二条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(独立行政法人水産総合研究センター法の一部改正)

第二条 独立行政法人水産総合研究センター法(平成十一年法律第百九十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」を「第五条」に、「役員(第七条―第九条)」を「役員及び職員(第六条―第十条)」に、「第十条―第十三条」を「第十一条―第十四条」に、「第十四条・第十五条」を「第十五条・第十六条」に、「第十六条」を「第十七条・第十八条」に改める。

第三条第一項中「は、水産に関する」の下に「技術の向上に寄与するための」を加え、「ことにより、水産に関する技術の向上に寄与する」を「とともに、さけ類及びます類のふ化及び放

流を行う」に改める。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

「第二章 役員」を「第二章 役員及び職員」に改める。

第二章中第七条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

第十六条第一号中「第十条」を「第十一条」に改め、同条第二号中「第十三条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条を第十八条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

第十七条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四章中第十五条を第十六条とする。

第十四条第一項中「第十条第一項第一号」を「第十一条第一項第一号」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条第一項中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に改め、第三章中同条を第十四条とする。

第十二条第一号中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条第二号中「第十条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同条を第十三条とし、第十一条を第十二条とする。

第十条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同条を同項第五号とし、同項第三号の次

に次の一号を加え、同条を第十一条とする。

四 さけ類及びます類のふ化及び放流(個体群の維持のためのものに限る。)を行うこと。

第二章に次の二条を加える。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九条 センターの役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(独立行政法人種苗管理センター法の一部改正)

第三条 独立行政法人種苗管理センター法(平成十一年法律第百八十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」を「第五条」に、「役員(第七条―第九条)」を「役員及び職員(第六条―第十二条)」に、「第十条・第十一条」を「第十一条・第十二条」に、「第十二条」を「第十三条」に、「第十三条」を「第十四条・第十五条」に改める。

第三条中「その他の農作物」を「及びさとうきび」に改める。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

「第二章 役員」を「第二章 役員及び職員」に改める。

第二章中第七条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

第十三条第一号中「第十条」を「第十一条」に改め、同条第二号中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十五条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

第十四条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四章中第十二条を第十三条とする。

第三章中第十一条を第十二条とし、第十条第一項第三号中「茶樹」を削り、同条を第十一条とする。

第二章に次の二条を加える。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九条 センターの役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(独立行政法人家畜改良センター法の一部改正)
第四条 独立行政法人家畜改良センター法(平成

十一年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」を「第五条」に、「役員(第七条―第九条)」を「役員及び職員(第六条―第十条)」に、「第十条・第十一条」を「第十一条・第十二条」に、「第十二条」を「第十三条」に、「第十三条」を「第十四条・第十五条」に改める。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

「第二章 役員」を「第二章 役員及び職員」に改める。

第二章中第七条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

第十三条第一号中「第十条」を「第十一条」に改め、同条第二号中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十五条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

第十四条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四章中第十二条を第十三条とする。

第三章中第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とする。

第二章に次の二条を加える。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九条 センターの役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用して

はならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(独立行政法人林木育種センター法の一部改正)
第五条 独立行政法人林木育種センター法(平成十一年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」を「第五条」に、「役員(第七条―第九条)」を「役員及び職員(第六条―第十条)」に、「第十条・第十一条」を「第十一条・第十二条」に、「第十二条」を「第十三条」に、「第十三条」を「第十四条・第十五条」に改める。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

「第二章 役員」を「第二章 役員及び職員」に改める。

第二章中第七条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

第十三条第一号中「第十条」を「第十一条」に改め、同条第二号中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十五条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

第十四条 第九条の規定に違反して秘密を漏ら

し、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四章中第十二条を第十三条とする。

第三章中第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とする。

第二章に次の二条を加える。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九条 センターの役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(独立行政法人水産大学校法の一部改正)

第六条 独立行政法人水産大学校法(平成十一年法律第百九十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」を「第五条」に、「役員(第七条―第九条)」を「役員及び職員(第六条―第十条)」に、「第十条・第十一条」を「第十一条・第十二条」に、「第十二条」を「第十三条」に、「第十三条」を「第十四条・第十五条」に改める。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

「第二章 役員」を「第二章 役員及び職員」に改める。

第二章中第七条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

第十三条第一号中「第十条」を「第十一条」に改め、同条第二号中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十五条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

第十四条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四章中第十二条を第十三条とする。

第三章中第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とする。

第二章に次の二条を加える。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九条 大学の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 大学の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(独立行政法人農業生物資源研究所法の一部改正)

第七条 独立行政法人農業生物資源研究所法(平

成十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」を「第五条」に、「役員(第七条―第九条)」を「役員及び職員(第六条―第十二条)」に、「第十条・第十一条」を「第十一条・第十二条」に、「第十二条」を「第十三条」に、「第十三条」を「第十四条・第十五条」に改める。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

「第二章 役員」を「第二章 役員及び職員」に改める。

第二章中第七条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

第十三条第一号中「第十条」を「第十一条」に改め、同条第二号中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十五条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

第十四条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四章中第十二条を第十三条とする。

第三章中第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とする。

第二章に次の二条を加える。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九条 研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用しては

ならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 研究所の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(独立行政法人農業環境技術研究所法の一部改正)

第八条 独立行政法人農業環境技術研究所法(平成十一年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」を「第五条」に、「役員(第七条―第九条)」を「役員及び職員(第六条―第十二条)」に、「第十条・第十一条」を「第十一条・第十二条」に、「第十二条・第十三条」を「第十三条・第十四条」に、「第十四条」を「第十五条・第十六条」に改める。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

「第二章 役員」を「第二章 役員及び職員」に改める。

第二章中第七条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

第十四条第一号中「第十条」を「第十一条」に改め、同条第二号中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十六条とし、第五

章中同条の前に次の一条を加える。

第十五条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四章中第十三条を第十四条とする。

第十二条第一項中「第十条第一号」を「第十一条第一号」に改め、同条を第十三条とする。

第三章中第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とする。

第二章に次の二条を加える。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九条 研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 研究所の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(独立行政法人国際農林水産業研究センター法の一部改正)

第九条 独立行政法人国際農林水産業研究センター法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」を「第五条」に、「役員(第七条―第九条)」を「役員及び職員(第六条―第十

条)に、「第十条・第十一条」を「第十一条・第十二条」に、「第十二条」を「第十三条」に、「第十三条」を「第十四条・第十五条」に改める。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

「第二章 役員」を「第二章 役員及び職員」に改める。

第二章中第七条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

第十三条第一号中「第十条」を「第十一条」に改め、同条第二号中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十五条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

第十四条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四章中第十二条を第十三条とする。

第三章中第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とする。

第二章に次の二条を加える。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九条 センターの役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 センターの役員及び職員は、刑法(明

治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(独立行政法人森林総合研究所法の一部改正)

第十条 独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」を「第五条」に、「役員(第七条―第九条)」を「役員及び職員(第六条―第十条)」に、「第十条・第十一条」を「第十一条・第十二条」に、「第十二条・第十三条」を「第十三条・第十四条」に、「第十四条」を「第十五条・第十六条」に改める。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

「第二章 役員」を「第二章 役員及び職員」に改める。

第二章中第七条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

第十四条第一号中「第十条」を「第十一条」に改め、同条第二号中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十六条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

第十五条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四章中第十三条を第十四条とする。

第十二条第一項中「第十条第一号」を「第十一条第一号」に改め、同条を第十三条とする。

第三章中第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とする。

第二章に次の二条を加える。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九条 研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 研究所の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第九条第二項及び第三項、第十七条第二項並びに第二十三条の規定は、公布の日から施行する。

(職員の引継ぎ等)

第二条 この法律の施行の際現に独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人食品総合研究所及び独立行政法人さけ・ます資源管理センターの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行

の日(以下「施行日」という。)において、それぞれ、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業工学研究所及び独立行政法人食品総合研究所(以下「農業者大学校等」という。)の職員にあつては独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の、独立行政法人さけ・ます資源管理センターの職員にあつては独立行政法人水産総合研究センターの職員となるものとする。

2 この法律の施行の際現に独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター及び独立行政法人森林総合研究所の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、施行日において、引き続きそれぞれの独立行政法人(独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構にあつては、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構)の職員となるものとする。

第三条 前条の規定により独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人水産大

学校、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター及び独立行政法人森林総合研究所（以下「施行日後の研究機構等」という。）の職員となった者に対する国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十二条第二項の規定の適用については、当該施行日後の研究機構等の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

第四条 附則第二条の規定により施行日後の研究機構等の職員となる者に対しては、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。

2 施行日後の研究機構等は、前項の規定の適用を受けた当該施行日後の研究機構等の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続きいた在職期間を当該施行日後の研究機構等の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 施行日の前日の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業者大学

校、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター及び独立行政法人森林総合研究所（以下「施行日前の研究機構等」という。）に職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続き施行日後の研究機構等の職員となり、かつ、引き続き当該施行日後の研究機構等の職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該施行日後の研究機構等の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が当該施行日後の研究機構等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

4 施行日後の研究機構等は、施行日の前日に施行日前の研究機構等の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続き施行日後の研究機構等の職員となった者のうち施行日から雇用

保険法（昭和四十九年法律第十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該施行日後の研究機構等を退職したものであつて、その退職した日まで当該施行日前の研究機構等の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

（国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置）

第五条 施行日前に施行日前の研究機構等を退職した者に関する国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業工学研究所及び独立行政法人食品総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の、独立行政法人水産総合研究センター及び独立行政法人さけ・ます資源管理センターを退職した者にあつては独立行政法人水産総合研究センターの、独立行政法人種苗管理センターを退職した者にあつては独立行政法人種苗管理センターの、独立行政法人家畜改良センターを退職した者にあつては独立行政法人家畜改良センターの、独立行政法人林木育種センターを退職した者に

あつては独立行政法人林木育種センターの、独立行政法人水産大学校を退職した者にあつては独立行政法人水産大学校の、独立行政法人農業生物資源研究所を退職した者にあつては独立行政法人農業生物資源研究所の、独立行政法人農業環境技術研究所を退職した者にあつては独立行政法人農業環境技術研究所の、独立行政法人国際農林水産業研究センターを退職した者にあつては独立行政法人国際農林水産業研究センターの、独立行政法人森林総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人森林総合研究所の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

（労働組合についての経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に存する特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号。次条において「特労法」という。）第四条第二項に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が附則第二条の規定により施行日後の研究機構等の職員となる者であるものは、この法律の施行の際労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、施行日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二

項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。 3 第一項の規定により労働組合法の適用を受ける労働組合となつたものについては、施行日から起算して六十日を経過する日までは、同法第二条ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。 (不当労働行為の申立て等についての経過措置) 第七条 施行日前に特労法第十八条の規定に基づき施行日前の研究機構等がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。	2 この法律の施行の際現に農業者大学校等有する権利のうち、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時にいて国が承継する。 3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に必要事項は、政令で定める。 4 農業者大学校等の平成十八年三月三十一日に終わる事業年度における業務の実績についての独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。)第三十二条第一項の規定による評価及び同日に終わる中期目標の期間(通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下同じ。)における業務の実績についての通則法第三十四条第一項の規定による評価は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が受けるものとする。この場合において、通則法第三十二条第三項(通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定による通知及び勧告は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構に対してなされるものとする。	6 農業者大学校等の平成十八年三月三十一日に終わる事業年度に係る通則法第三十八条及び第三十九条の規定により財務諸表等に関し独立行政法人が行わなければならないとされる行為は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が行うものとする。 7 農業者大学校等の平成十八年三月三十一日に終わる事業年度における通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に係る業務は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が行うものとする。 8 前項の規定による処理において、通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が行うものとする。この場合において、附則第二十一条の規定による廃止前の独立行政法人農業者大学校法(平成十一年法律第百八十八号。以下「旧農業者大学校法」という。)第十一条、附則第二十一条の規定による廃止前の独立行政法人農業工学研究所法(平成十一年法律第百九十五号。以下「旧農業工学研究所法」という。)第十一条及び附則第二十一条の規定による廃止前の独立行政法人食品総合研究所法(平成十一年法律第百九十六号。以下「旧食品総合研究所法」という。)第十一条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、なおその効力を有するものとし、旧農業者	大学校法第十一条第一項、旧農業工学研究所法第十一条第一項及び旧食品総合研究所法第十一条第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の平成十八年四月一日に始まる」と、「次の中期目標の期間における前条」とあるのは「中期目標の期間における独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法(平成十一年法律第百九十二号)第十四条」とする。 9 第一項の規定により農業者大学校等が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。 (独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構への出資) 第九条 前条第一項の規定により独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が農業者大学校等の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が承継する資産の価額(同条第八項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧農業者大学校法第十一条第一項、旧農業工学研究所法第十一条第一項又は旧食品総合研究所法第十一条第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構に対し第一条の規定による改正後の独立行政法人農業・食品産業技術総合
項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。 3 第一項の規定により労働組合法の適用を受ける労働組合となつたものについては、施行日から起算して六十日を経過する日までは、同法第二条ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。 (不当労働行為の申立て等についての経過措置) 第七条 施行日前に特労法第十八条の規定に基づき施行日前の研究機構等がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。 2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している施行日前の研究機構等とその職員に係る特労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する特労法第三章(第十二条から第十六条までの規定を除く。)及び第六章に規定する事項については、なお従前の例による。 (農業者大学校等の解散等) 第八条 農業者大学校等は、この法律の施行の時にいて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時にいて独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が承継する。	2 この法律の施行の際現に農業者大学校等有する権利のうち、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時にいて国が承継する。 3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に必要事項は、政令で定める。 4 農業者大学校等の平成十八年三月三十一日に終わる事業年度における業務の実績についての独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。)第三十二条第一項の規定による評価及び同日に終わる中期目標の期間(通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下同じ。)における業務の実績についての通則法第三十四条第一項の規定による評価は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が受けるものとする。この場合において、通則法第三十二条第三項(通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定による通知及び勧告は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構に対してなされるものとする。 5 農業者大学校等の平成十八年三月三十一日に終わる中期目標の期間に係る通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出及び公表は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が行うものとする。	6 農業者大学校等の平成十八年三月三十一日に終わる事業年度に係る通則法第三十八条及び第三十九条の規定により財務諸表等に関し独立行政法人が行わなければならないとされる行為は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が行うものとする。 7 農業者大学校等の平成十八年三月三十一日に終わる事業年度における通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に係る業務は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が行うものとする。 8 前項の規定による処理において、通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が行うものとする。この場合において、附則第二十一条の規定による廃止前の独立行政法人農業者大学校法(平成十一年法律第百八十八号。以下「旧農業者大学校法」という。)第十一条、附則第二十一条の規定による廃止前の独立行政法人農業工学研究所法(平成十一年法律第百九十五号。以下「旧農業工学研究所法」という。)第十一条及び附則第二十一条の規定による廃止前の独立行政法人食品総合研究所法(平成十一年法律第百九十六号。以下「旧食品総合研究所法」という。)第十一条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、なおその効力を有するものとし、旧農業者	大学校法第十一条第一項、旧農業工学研究所法第十一条第一項及び旧食品総合研究所法第十一条第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の平成十八年四月一日に始まる」と、「次の中期目標の期間における前条」とあるのは「中期目標の期間における独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法(平成十一年法律第百九十二号)第十四条」とする。 9 第一項の規定により農業者大学校等が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。 (独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構への出資) 第九条 前条第一項の規定により独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が農業者大学校等の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が承継する資産の価額(同条第八項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧農業者大学校法第十一条第一項、旧農業工学研究所法第十一条第一項又は旧食品総合研究所法第十一条第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構に対し第一条の規定による改正後の独立行政法人農業・食品産業技術総合

研究機構法(以下「新研究機構法」という。)第十五条第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

この場合において、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構は、新研究機構法第六条第二項の認可を受けることなく、その額により資本金を増加するものとする。

2 前項に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が権利を承継する場合における非課税)

第十条 附則第八条第一項の規定により独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が権利を承継する場合における当該承継に伴う登記又は登録については、登録免許税を課さない。

2 附則第八条第一項の規定により独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

(独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構に対してされた出資に関する経過措置)

第十一条 施行日前に政府及び政府以外の者から独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構に対し第一条の規定による改正前の独立行政

法人農業・生物系特定産業技術研究機構法(以下「旧研究機構法」という。)第十四条第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資された出資金に相当する金額(政府の出資金に相当する金額については、当該金額から附則第十三条第五項に規定する農林水産大臣が財務大臣と協議して定める金額を控除した額に相当する金額)は、それぞれ、政府及び当該政府以外の者から新研究機構法第十五条第三号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとみなす。

(独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の役員に関する特例)

第十二条 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構に、役員として、新研究機構法第九条第二項に定めるもののほか、当分の間、理事二人を置くことができる。この場合において、その理事の任期は、新研究機構法第十一条の規定にかかわらず、一年とすることができる。

(独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務の特例等)

第十三条 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構は、新研究機構法第十四条に規定する業務のほか、政令で指定する日までの間、旧研究機構法第十三条第一項第四号の規定によりされた出資に係る株式の処分業務を行う。

2 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構は、新研究機構法第十四条及び前項に規定す

る業務のほか、旧研究機構法第十三条第一項第四号の規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務を行う。

3 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構は、前二項に規定する業務に附帯する業務を行うことができる。

4 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構は、前三項に規定する業務(以下「特例業務」という。)に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「特例業務勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

5 施行日前に政府から独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構に対し旧研究機構法第十四条第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資された出資金に相当する金額のうち、特例業務に必要な資金に充てるべきものとして農林水産大臣が財務大臣と協議して定める金額は、政府から特例業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとみなす。

6 新研究機構法第十六条第一項から第四項までの規定は、特例業務勘定について準用する。この場合において、同条第一項中「通則法第四十条第一項」とあるのは「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第 号。以下この項において「整備法」という。)附則第十三

条第六項において準用する第四項の規定により読み替えられた通則法第四十条第一項」と、「第十四条」とあるのは「整備法附則第十三条第一項から第三項まで」と、同条第二項中「主務省(前条第二号に掲げる業務に係るものについて、農林水産省、財務省及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省)」とあるのは「農林水産省、財務省及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省」と読み替えるものとする。

7 第一項から第三項までの規定により独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が特例業務を行う場合には、新研究機構法第十六条第六項中「前各項」とあるのは「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第 号。以下「整備法」という。)附則第十三条第六項の規定により読み替えて準用する第一項から第四項まで」と、新研究機構法第二十一条第一項第二号中「同条第五項」とあるのは「同条第五項及び整備法附則第十三条第六項」と、新研究機構法第二十二條第一項第二号及び第四号から第六号までの規定中「又は第三号に掲げる業務」とあるのは「若しくは第三号に掲げる業務又は整備法附則第十三条第四項に規定する特例業務」と、新研究機構法第二十五条第一号中「この法律」とあるのは「この法律及び整備法附則第十三条第六項の規定により読み替えて準用する第十六条

第一項」と、同条第二号中「第十四条」とあるのは「第十四条及び整備法附則第十三条第一項から第三項まで」とする。

第十四条 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構は、特例業務を終えたときは、特例業務勘定を廃止するものとし、その廃止の際特例業務勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、その財産は、国庫に帰属する。

2 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構は、前項の規定により特例業務勘定を廃止したときは、その廃止の際特例業務勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。

(独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構がした長期借入金に関する経過措置)

第十五条 施行日前に旧研究機構法第十六条第一項の規定により独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構がした長期借入金については、旧研究機構法第十七条、第二十二條第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第二十五条(第一号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

(独立行政法人さけ・ます資源管理センターの解散等)

第十六条 独立行政法人さけ・ます資源管理センターは、この法律の施行の時にいて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産

を除き、その一切の権利及び義務は、その時にいて独立行政法人水産総合研究センターが承継する。

2 この法律の施行の際現に独立行政法人さけ・ます資源管理センターが有する権利のうち、独立行政法人水産総合研究センターがその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時にいて国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に關し必要な事項は、政令で定める。

4 独立行政法人さけ・ます資源管理センターの平成十八年三月三十一日に終わる事業年度における業務の実績についての通則法第三十二条第一項の規定による評価及び同日に終わる中期目標の期間における業務の実績についての通則法第三十四条第一項の規定による評価は、独立行政法人水産総合研究センターが受けるものとする。

この場合において、通則法第三十二条第三項(通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定による通知及び勧告は、独立行政法人水産総合研究センターに対してなされるものとする。

5 独立行政法人さけ・ます資源管理センターの平成十八年三月三十一日に終わる中期目標の期間に係る通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出及び公表は、独立行政法人水産総合

研究センターが行うものとする。

6 独立行政法人さけ・ます資源管理センターの平成十八年三月三十一日に終わる事業年度に係る通則法第三十八条及び第三十九条の規定により財務諸表等に関し独立行政法人が行わなければならないとされる行為は、独立行政法人水産総合研究センターが行うものとする。

7 独立行政法人さけ・ます資源管理センターの平成十八年三月三十一日に終わる事業年度における通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に係る業務は、独立行政法人水産総合研究センターが行うものとする。

8 前項の規定による処理において、通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、独立行政法人水産総合研究センターが行うものとする。この場合において、附則第二十一条の規定による廃止前の独立行政法人さけ・ます資源管理センター法(平成十一年法律第九十号。次条第一項において「旧さけ・ます資源管理センター法」という。)第十一条の規定(同条の規定に係る罰則を含む。)は、なおその効力を有するものとし、同条第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「独立行政法人水産総合研究センターの平成十八年四月一日に始まる」と、次の中期目標の期間における前条」とあるのは「中期

目標の期間における独立行政法人水産総合研究センター法平成十一年法律第九十九号)第十九条第一項及び第二項」とする。

9 第一項の規定により独立行政法人さけ・ます資源管理センターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(独立行政法人水産総合研究センターへの出資)

第十七条 前条第一項の規定により独立行政法人水産総合研究センターが独立行政法人さけ・ます資源管理センターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、独立行政法人水産総合研究センターが承継する資産の価額(同条第八項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧さけ・ます資源管理センター法第十一条第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から独立行政法人水産総合研究センターに対し出資されたものとする。この場合において、独立行政法人水産総合研究センターは、その額により資本金を増加するものとする。

2 附則第九条第二項及び第三項の規定は、前項の資産の価額について準用する。

(独立行政法人水産総合研究センターによる国有財産の無償使用)

第十八条 農林水産大臣は、この法律の施行の際現に独立行政法人さけ・ます資源管理センター

に使用されている国有財産(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二条第一項に規定する国有財産をいう。)であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、独立行政法人水産総合研究センターの用に供するため、独立行政法人水産総合研究センターに無償で使用させることができる。

(独立行政法人水産総合研究センターが権利を承継する場合における非課税)

第十九条 附則第十六条第一項の規定により独立行政法人水産総合研究センターが権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

(独立行政法人種苗管理センターの業務の特例)

第二十条 独立行政法人種苗管理センターは、第三条の規定による改正後の独立行政法人種苗管理センター法(次項において「新種苗管理センター法」という。)第十一条に規定する業務のほか、平成十九年三月三十一日までの間、茶樹の増殖に必要な種苗の生産及び配布並びにこれらに附帯する業務を行う。

2 前項の規定により独立行政法人種苗管理センターが同項に規定する業務を行う場合には、新種苗管理センター法第十二条第一項中「前条」とあるのは「前条及び独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第 号。第十五

条第一号において「整備法」という。)附則第二十条第一項」と、新種苗管理センター法第十五条第一号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び整備法附則第二十条第一項」とする。

(独立行政法人農業者大学校法の廃止)

第二十一条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 独立行政法人農業者大学校法

二 独立行政法人農業工学研究所法

三 独立行政法人食品総合研究所法

四 独立行政法人さけ・ます資源管理センター法

法

(罰則に関する経過措置)

第二十二条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(水産資源保護法の一部改正)

第二十四条 水産資源保護法(昭和二十六年法律

第三百十三号)の一部を次のように改正する。

第二十條 第一項中「増殖を図るために独立行政法人さけ・ます資源管理センター」を「個体群

の維持のために独立行政法人水産総合研究センター」に改める。

(農業機械化促進法の一部改正)

第二十五条 農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正す

る。

第五条の二第二項第一号中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」を「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正等)

第二十六条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第四号中「並びに独立行政法人林木育種センター及び独立行政法人森林総合研究所」を削る。

第二百二十四条の三中「第八条第一項中」を「同条第二項第四号中「林野庁」とあるのは「林野庁並びに独立行政法人林木育種センター及び独立行政法人森林総合研究所」と、第八条第一項中」に改める。

別表第三に次のように加える。

独立行政法人種苗管理センター	独立行政法人種苗管理センター法(平成十一年法律第百八十四号)
独立行政法人家畜改良センター	独立行政法人家畜改良センター法(平成十一年法律第百八十五号)
独立行政法人林木育種センター	独立行政法人林木育種センター法(平成十一年法律第百八十九号)
独立行政法人水産大学校	独立行政法人水産大学校法(平成十一年法律第百九十一号)
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法(平成十一年法律第百九十二号)
独立行政法人農業生物資源研究所	独立行政法人農業生物資源研究所法(平成十一年法律第百九十三号)
独立行政法人農業環境技術研究所	独立行政法人農業環境技術研究所法(平成十一年法律第百九十四号)
独立行政法人国際農林水産業研究センター	独立行政法人国際農林水産業研究センター法(平成十一年法律第百九十七号)

独立行政法人森林総合研究所	独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第九十八号)
独立行政法人水産総合研究センター	独立行政法人水産総合研究センター法(平成十一年法律第九十九号)

2 前項の規定による改正後の国家公務員共済組合法第二百二十四条の三の規定により同法第二十条第一項第一号に規定する職員とみなして同法の規定を適用することとされる独立行政法人水産大学校及び独立行政法人水産総合研究センターの職員のうち、同法第十九条に規定する船員組合員である者については、船員保険法、昭和十四年法律第七十三号)第十七条の規定にかかわらず、同条の規定による船員保険の被保険者でないものとみなして、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)及び雇用保険法の規定を適用する。(食品安全基本法の一部改正)

第二十七条 食品安全基本法(平成十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法」を「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法」に、「第十九条第一項」を「第十八条第一項」に、「第十二条第一項、独立行政法人食品総合研究所法(平成十一年法律第九十六号)第十二条第一項」を「第十三条第一項」に、「第十四条第一項」を「第

十五号第一項」に改める。
(印紙税法の一部改正)

第二十八条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法」を「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法」に、「第十三条第一項第一号から第三号まで」を「第十四条第一項第一号から第四号まで及び第十号」に改め、同表の作成者の欄中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」を「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改める。

(農林水産省設置法の一部改正)

第二十九条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条第五号イを次のように改める。

イ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

第十三条第五号中二及びホを削り、へを二とする。

審査報告書

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成十八年三月二十八日

厚生労働委員長 山下 英利
参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、厚生労働省所管の独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人産業医学総合研究所を解散し、その業務を独立行政法人労働安全衛生総合研究所に承継させるとともに、独立行政法人労働安全衛生総合研究所及び独立行政法人国立健康・栄養研究所を特定独立行政法人以外の独立行政法人とする等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行に要する費用として、平成十八年度一般会計予算(厚生労働省所管に運営費交付金十七億六千三百三十九万四千円が、平成十八年度労働保険特別会計予算に運営費交付金十六億七千九百四十二万円及び施設整備費補助金四億九千九百八十四万円が、それぞれ計上されている。

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十八年三月十四日

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 扇 千景殿

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案
独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案
(独立行政法人産業安全研究所法の一部改正)

第一条 独立行政法人産業安全研究所法(平成十一年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人労働安全衛生総合研究所法
目次中「第六条」を「第五条」に、「役員(第七条―第九条)」を「役員及び職員(第六条―第十条)」に、「第十条―第十二条」を「第十一条―第十三条」に、「第十三条―第十四条」を「第十四条―第十五条」に、「第十五条」を「第十六条・第十七条」に改める。

第一条及び第二条中「独立行政法人産業安全研究所」を「独立行政法人労働安全衛生総合研究所」に改める。

第三条中「独立行政法人産業安全研究所」を「独立行政法人労働安全衛生総合研究所」に、「に關する」を「並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に關する総合的な」に改め、「の安全の下に」及び「健康」を加える。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

第二章 役員を第二章 役員及び職員に改める。

第十五条第一号中「第十条」を「第十一条」に改め、同条第二号中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条を第十七条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

第十六条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四章中第十四条を第十五条とする。

第十三条第一項中「昭和四十七年法律第五十七号」及び「労働災害の原因を究明するための調査及び研究その他の」を削り、「第十条」を「第十一条」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条第一項中「第十条」を「第十一条」に改め、第三章中同条を第十三条とし、第十一条を第十二条とする。

第十条第一号中「に關する」を「並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に關する総合的な」に改め、同条に次の一項を加える。

2 研究所は、前項の業務のほか、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第九十六条の二第一項に規定する調査及び同条第二項に規定する立入検査を行う。

第十条を第十一条とする。

第七条第二項中「二人」を「二人以内」に改め、第二章中同条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を第八条とし、同条の次に次の二条を加える。

（役員及び職員の秘密保持義務）
第九条 研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

第十条 研究所の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（労働安全衛生法の一部改正）

第二条 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「第二百二十三条」を「第二百一十三条第一号」に改める。
第九十六条の次に次の二条を加える。

（研究所による労働災害の原因の調査等の実施）
第九十六条の二 厚生労働大臣は、第九十三条第二項又は第三項の規定による労働災害の原因の調査が行われる場合において、当該労働災害の規模その他の状況から判断して必要があると認めるときは、独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）に、当該調査を行わせることができる。

2 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、研究所に、第九十四条第一項の規定による立入検査（前項に規定する調査に係るものに限る。）を行わせることができる。

3 厚生労働大臣は、前項の規定により研究所に立入検査を行わせる場合には、研究所に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

4 研究所は、前項の指示に従つて立入検査を行つたときは、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。

5 第九十一条第三項及び第四項の規定は、第二項の規定による立入検査について準用する。この場合において、同条第三項中「労働基準監督官」とあるのは、「独立行政法人労働安全衛生総合研究所の職員」と読み替へるものとする。

（研究所に対する命令）
第九十六条の三 厚生労働大臣は、前条第一項に規定する調査に係る業務及び同条第二項に規定する立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、研究所に対し、これらの業務に關し必要な命令をすることができる。

第二百二十三条を次のように改める。

第二百二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第五十条第一項（第五十三条の三から第五十四条の二まで及び第七十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第五十条第二項（第五十三条の三から第五十四条の二まで及び第七十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだ者

二 研究所が第九十六条の三の規定による命令に違反した場合におけるその違反行為をした研究所の役員

（独立行政法人国立健康・栄養研究所法の一部改正）

第三条 独立行政法人国立健康・栄養研究所法（平成十一年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」を「第五条」に、「役員(第七
条―第九条)」を「役員及び職員(第六条―第十
条)」に、「第十条・第十一条」を「第十一条・第
十二条」に、「第十二条・第十三条」を「第十三
条・第十四条」に、「第十四条」を「第十五条・第
十六条」に改める。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六
条を第五条とする。

「第二章 役員」を「第二章 役員及び職員」に
改める。

第十四条第一号中「第十条」を「第十一条」に改
め、同条第二号中「第十一条第一項」を「第十二
条第一項」に改め、同条を第十六条とし、第五
章中同条の前に次の一条を加える。

第十五条 第九条の規定に違反して秘密を漏ら
し、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は
五十万円以下の罰金に処する。

第四章中第十三条を第十四条とする。

第十二条第一項中「第十条」を「第十一条」に改
め、同条を第十三条とする。

第三章中第十一条を第十二条とする。

第十条第二項第三号中「及び第三十二条第三
項」を、「第三十二条第三項及び第三十二条の三
第三項」に改め、同条を第十一条とする。

第二章中第七条を第六条とし、第八条を第七
条とし、第九条を第八条とし、同条の次に次の
二条を加える。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九条 研究所の役員及び職員は、職務上知る
ことができた秘密を漏らし、又は盗用しては
ならない。その職を退いた後も、同様とす
る。

(役員及び職員の地位)

第十条 研究所の役員及び職員は、刑法(明治
四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用
については、法令により公務に従事する職員
とみなす。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施
行する。ただし、附則第九条第二項及び第三項
並びに第十二条の規定は、公布の日から施行す
る。

(職員の引継ぎ等)

第二条 この法律の施行の際現に独立行政法人産
業医学総合研究所(以下「産業医学総合研究所」
という。)の職員である者は、別に辞令を発せら
れない限り、この法律の施行の日(以下「施行
日」という。)において、独立行政法人労働安全
衛生総合研究所(以下「労働安全衛生総合研究
所」という。)の職員となるものとする。

2 この法律の施行の際現に独立行政法人産業安
全研究所(以下「産業安全研究所」という。)及び
独立行政法人国立健康・栄養研究所(以下「国
立健康・栄養研究所」という。)の職員である者

は、別に辞令を発せられない限り、施行日にお
いて、引き続き、産業安全研究所の職員である
者にあつては労働安全衛生総合研究所の、国立
健康・栄養研究所の職員である者にあつては国
立健康・栄養研究所の職員となるものとする。

第三条 前条の規定により労働安全衛生総合研究
所及び国立健康・栄養研究所(以下「施行日後の
労働安全衛生総合研究所等」という。)の職員と
なつた者に対する国家公務員法(昭和二十二年
法律第二十号)第八十二条第二項の規定の適
用については、当該施行日後の労働安全衛生総
合研究所等の職員を同項に規定する特別職国家
公務員等と、前条の規定により国家公務員とし
ての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ
同項に規定する特別職国家公務員等となるため
退職したこととみなす。

第四条 附則第二条の規定により施行日後の労働
安全衛生総合研究所等の職員となる者に対して
は、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律
第百八十二号)に基づく退職手当は、支給しな
い。

2 施行日後の労働安全衛生総合研究所等は、前
項の規定の適用を受けた当該施行日後の労働安
全衛生総合研究所等の職員の退職に際し、退職
手当を支給しようとするときは、その者の国家
公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員
(同条第二項の規定により職員とみなされる者
を含む。)としての引き続き在職期間を当該施

行日後の労働安全衛生総合研究所等の職員とし
ての在職期間とみなして取り扱うべきものとす
る。

3 施行日の前日の産業安全研究所、産業医学総
合研究所及び国立健康・栄養研究所(以下「施行
日前の産業安全研究所等」という。)に職員とし
て在職する者が、附則第二条の規定により引き
続いて施行日後の労働安全衛生総合研究所等の
職員となり、かつ、引き続き当該施行日後の労
働安全衛生総合研究所等の職員として在職した
後引き続き国家公務員退職手当法第二条第一
項に規定する職員となつた場合におけるその者
の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基
礎となる勤続期間の計算については、その者の
当該施行日後の労働安全衛生総合研究所等の職
員としての在職期間を同項に規定する職員とし
ての引き続き在職期間とみなす。ただし、そ
の者が当該施行日後の労働安全衛生総合研究所
等を退職したことにより退職手当(これに相当
する給付を含む。)の支給を受けているときは、
この限りでない。

4 施行日後の労働安全衛生総合研究所等は、施
行日の前日に施行日前の産業安全研究所等の職
員として在職し、附則第二条の規定により引き
続いて施行日後の労働安全衛生総合研究所等の
職員となつた者のうち施行日から雇用保険法
(昭和四十九年法律第十六号)による失業等給
付の受給資格を取得するまでの間に当該施行日

後の労働安全衛生総合研究所等を退職したものであつて、その退職した日まで当該施行日前の産業安全研究所等の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

(国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置)

第五条 施行日前に施行日前の産業安全研究所等を退職した者に関する国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、産業安全研究所及び産業医学総合研究所を退職した者にあつては労働安全衛生総合研究所の、国立健康・栄養研究所を退職した者にあつては国立健康・栄養研究所の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

(労働組合についての経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に存する特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号。次条において「特労法」という。)第四条第二項に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が附則第二条の規定により施行日後の労働安全衛生総合研究所等の職員となる者であるものは、この法律の施行の際労働組合法(昭和二十四年法律第七十

四号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、施行日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合法の適用を受ける労働組合となつたものについては、施行日から起算して六十日を経過する日までは、同法第二条ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(不当労働行為の申立て等についての経過措置)

第七条 施行日前に特労法第十八条の規定に基づき施行日前の産業安全研究所等がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している施行日前の産業安全研究所等とその職員に係る特労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する特労法第三章(第十二条から第十六条までの規定を除く。)及び第六章に規定する事

項については、なお従前の例による。

(産業医学総合研究所の解散等)

第八条 産業医学総合研究所は、この法律の施行の時ににおいて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて労働安全衛生総合研究所が承継する。

2 この法律の施行の際現に産業医学総合研究所が有する権利のうち、労働安全衛生総合研究所がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時ににおいて国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に關し必要な事項は、政令で定める。

4 産業医学総合研究所の平成十八年三月三十一日に終わる事業年度における業務の実績についての独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号。以下この条において「通則法」という。)第三十二条第一項の規定による評価及び同日に終わる中期目標の期間(通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。次項において同じ。)における業務の実績についての通則法第三十四条第一項の規定による評価は、労働安全衛生総合研究所が受けるものとする。

この場合において、通則法第三十二条第三項(通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定による通知及び勧告は、労働安全衛生総合研究所に対してなされるものとする。

安全衛生総合研究所に対してなされるものとする。

5 産業医学総合研究所の平成十八年三月三十一日に終わる中期目標の期間に係る通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出及び公表は、労働安全衛生総合研究所が行うものとする。

6 産業医学総合研究所の平成十八年三月三十一日に終わる事業年度に係る通則法第三十八条及び第三十九条の規定により財務諸表等に関し独立行政法人が行わなければならないとされる行為は、労働安全衛生総合研究所が行うものとする。

7 産業医学総合研究所の平成十八年三月三十一日に終わる事業年度における通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に係る業務は、労働安全衛生総合研究所が行うものとする。

8 前項の規定による処理において、通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、労働安全衛生総合研究所が行うものとする。この場合において、附則第十条の規定による廃止前の独立行政法人産業医学総合研究所法(平成十一年法律第百八十二号。次条第一項において「旧産業医学総合研究所法」という。)第十二条の規定(この規定に係る罰則を含む。)は、なおその効力を有す

るものとし、同条第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「独立行政法人労働安全衛生総合研究所の平成十八年四月一日に始まる」と、「次の中期目標の期間における第十条」とあるのは「中期目標の期間における独立行政法人労働安全衛生総合研究所法(平成十一年法律第百八十一号)第十一条第一項」とする。

9 第一項の規定により産業医学総合研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(労働安全衛生総合研究所への出資)

第九条 前条第一項の規定により労働安全衛生総合研究所が産業医学総合研究所の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、労働安全衛生総合研究所が承継する資産の価額(同条第八項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧産業医学総合研究所法第十二条第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から労働安全衛生総合研究所に出資されたものとする。この場合において、労働安全衛生総合研

究所は、その額により資本金を増加するものとする。

2 前項に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(独立行政法人産業医学総合研究所法の廃止)

第十条 独立行政法人産業医学総合研究所法は、廃止する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十一条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第十三条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

別表第三に次のように加える。

独立行政法人労働安全衛生総合研究所	独立行政法人労働安全衛生総合研究所法(平成十一年法律第百八十一号)
独立行政法人国立健康・栄養研究所	独立行政法人国立健康・栄養研究所法(平成十一年法律第百八十号)

(労働保険特別会計法の一部改正)

第十四条 労働保険特別会計法(昭和四十七年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第六号中「独立行政法人産業安全研究所法」を「独立行政法人労働安全衛生総合研究所法」に、「第十二条第三項、独立行政法人産業医学総合研究所法(平成十一年法律第百八十二号)第十二条第三項」を「第十三条第三項」に改め、同条第二項第二号中「独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所」を「独立行政法人労働安全衛生総合研究所」に改める。

(食品安全基本法の一部改正)

第十五条 食品安全基本法(平成十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中「第十二条第一項の」を「第十三条第一項の」に改める。

審査報告書

運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十八年三月二十八日

国土交通委員長 羽田雄一郎
参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の運輸分野における事故等の発生状況にかんがみ、運輸の安全性の向上を図るため、運輸事業者に対する安全管理規程の作成及び届出の義務付け、安全に関する情報の公表の義務付け、航空・鉄道事故調査委員会の所掌事務の追加を行うとともに、踏切道の改良に係る補助の期間の延長、地方公共団体に対する無利子貸付制度の創設等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

二、費用

本法施行に伴い、平成十八年度一般会計予算(国土交通省所管)において、鉄道軌道整備費等補助金約三十五億円のうち踏切保安設備整備費補助金として二億円、また、平成十八年度道路整備特別会計予算において、連続立体交差事業資金貸付金として二億円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、最近の公共交通機関において頻発する事故・トラブルを踏まえ、公共交通の安全対策を総合的に推進し、運輸の安全性の再生・向上を図るため、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、安全管理態勢の構築及び安全風土の確立が早期に図られるよう、運輸事業者に対し実効ある指導・監督・支援を行うこと。

特に、安全運航の欠陥は正に係る指導、監督

あるいは是正命令等の発出にもかかわらず、事態の改善が見られない運輸事業者に対して、その事業運営が改善されるまでの間、国による安全対策の監視を強化することにより、厳正かつ的確な改善策が講じられるよう指導し、その安全性が確保されるよう監督官庁としての責任を果たすこと。

二、国土交通大臣及び運輸事業者が公表する輸送の安全にかかわる情報が、利用者、住民その他公共交通に関わる者に提供されることを通じ、運輸の安全性の向上に向け有効に活用されるよう、環境の整備に努めること。

三、運輸事業分野において実施された規制緩和が運輸の安全性に与えた影響を検証し、必要に応じ安全確保に資する措置が迅速に講じられるようにすること。

四、ヒューマンエラー発生の背景と指摘されているヒューマンマシンシステムを含む労働条件・労働環境の改善、安全に関する技術継承や人材育成のための環境整備、必要な要員の確保などが図られるよう、運輸事業者に対して継続的に指導・監督・支援を行うこと。

五、運輸事業者に対する監査・検査及び事故等の

調査体制に係る国土交通省の予算及び定員については、それらの業務が円滑に実施され、事故の未然防止・再発防止が確実なものとなるよう十分確保すること。

六、運輸事業者の業務の受委託については、委託者と受託者の密接な連携が図られるようにするなど、安全上の支障を及ぼさないよう事業者を指導・監督すること。

七、踏切道改良事業の緊急かつ重点的な推進を図るため、総点検と事業評価を行い、改良箇所の早急な事業化に向けて地方公共団体と鉄道事業者が連携して適切な計画が策定されるよう指導・助言するとともに、その改良見通しを公表すること。

八、航空・鉄道事故調査委員会は、公正中立な立場での確な事故調査を行うとともに、事故の再発防止の観点から、ヒューマンファクター、組織上の問題等幅広く調査を行い、事故調査報告書の作成に反映させること。また、その内容については、国民が有効に活用するために理解しやすいものとなるよう努めること。

九、今後の事故調査体制の在り方について、その対象分野、体制、機能の強化等に関し、諸外国の例を参考にしつつ、今後の課題として検討を加えること。

右決議する。

運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十八年三月十四日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律案
運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律

(鉄道事業法の一部改正)

第一条 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「により」の下に「輸送の安全を確保し」を加える。

第十八条の次に次の二条を加える。

(輸送の安全性の向上)

第十八条の二 鉄道事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。(安全管理規程等)

第十八条の三 鉄道事業者は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 安全管理規程は、輸送の安全を確保するために鉄道事業者が遵守すべきに掲げる事項(第三種鉄道事業者にあつては、第五号に係るものを除く。)に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項

二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項

四 安全統括管理者(鉄道事業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、鉄道事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。)の選任に関する事項

五 運転管理者(鉄道運送事業者が、第二号及び第三号に掲げる事項に関する業務のうち、列車の運行の管理、運転士及び車掌の資質の保持その他の運転に関するものを行わせるため、鉄道事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。)の選任に関する事項

3 国土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、当該鉄道事業者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。	4 鉄道事業者は、安全統括管理者及び運転管理者(第三種鉄道事業者にあつては、安全統括管理者)を選任しなければならない。	5 鉄道事業者は、安全統括管理者又は運転管理者を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。	6 鉄道事業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。	7 国土交通大臣は、安全統括管理者又は運転管理者がその職務を怠つた場合であつて、当該安全統括管理者又は運転管理者が引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、鉄道事業者に対し、当該安全統括管理者又は運転管理者を解任すべきことを命ずることができる。	第十九条の二の次に次の二条を加える。 (国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表)	第十九条の三 国土交通大臣は、毎年度、前二
条の規定による届出に係る事項、第二十三条第一項の規定による命令に係る事項、踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第九十五号)第六条第一項の規定による勧告に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を整理し、これを公表するものとする。						
(鉄道事業者による安全報告書の公表)						
第十九条の四 鉄道事業者は、国土交通省令で定めるところにより、毎事業年度、安全報告書(輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をいう。)を作成し、これを公表しなければならない。						
第二十三条第一項中「について」の下に「輸送の安全、」を加える。						
第二十五条に次の一項を加える。						
3 国土交通大臣は、第一項の業務の管理の委託又は受託が前項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、受託者に対し受託した業務の管理について改善のため必要な措置を講ずべきことを命じ、又は						
第一項の許可を取り消すことができる。						
第三十八条中「第十九条の二」を「第十九条の四」に改め、「ときは」との下に「第十八条の三第二項第五号、第四項、第五項及び第七項中「運転管理者」とあるのは「索道技術管理者」とを加える。						
第五十五条第一項中「索道事業者」の下に「(第二十五条第一項(第三十八条において準用する場合を含む。))の規定による許可を受けた受託者(次項及び次条において「許可受託者」という。)を含む。」を加え、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。						
2 国土交通大臣は、この法律の施行に関し特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、鉄道事業者又は索道事業者から業務の委託を受けた者(許可受託者を除く。)に対し、その委託を受けた業務の状況に関し報告をさせることができる。						
第五十六条第一項中「索道事業者」の下に「(許可受託者を含む。)」を加え、同条第四項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。						
2 国土交通大臣は、前項の規定による立入り、検査又は質問を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、その職員に、鉄道事業者又は索道事業者から業務の委託を受けた者(許可受託者を除く。)の事務所その他の事業場に立ち入り、その委託を受けた業務の状況若しくは当該業務に係る事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。						
第五十六条の次に次の一条を加える。						
(安全管理規程に係る報告の徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針)						
第五十六条の二 国土交通大臣は、第五十五条第一項の規定による報告の徴収又は前条第一項の規定による立入検査のうち安全管理規程(第十八条の三第二項第一号(第三十八条において準用する場合を含む。))に係る部分に限る。)に係るものを適正に実施するための基本的な方針を定めるものとする。						
第六十四条の二中「処分」を「処分等」に改め、同条に次の一号を加える。						
五 第五十六条の二の規定による基本的な方針の策定						
第六十九条中「二」を「いずれかに」に改め、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同条第二号中「による許可を受けないで」を「に違反して、」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。						

二 第二十三条第一項の規定による命令(輸送の安全に関してされたものに限る。)に違反した者 第七十条第四号中「違反して」を「違反して、」に改め、同条第七号を次のように改める。	七 第十八条の三第一項(第三十八条において準用する場合を含む。)の規定による届出をしない、又は届け出た安全管理規程(第十八条の三第二項第二号及び第三号)これらの規定を第三十八条において準用する場合を含む。)に係る部分に限る。)によらないで、事業を行った者 第七十条第十三号中「違反して」を「違反して、」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第十二号中「又は第二項を」から第三項までに改め、同号を同条第十六号とし、同条第十一号中「第五十五条第一項又は第二項を」を「第五十五条」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第十号を第十四号とし、第九号を第十三号とし、第八号を第十二号とし、第七号の次に次の四号を加える。	八 第十八条の三第三項若しくは第七項(これらの規定を第三十八条において準用する場合を含む。)、第二十二條の二第三項、第二十五條第三項(第三十八条において準用する場合を含む。)、又は第三十八條及び第三十九條第二項において準用する第二十三條	第一項の規定による命令に違反した者 九 第十八条の三第四項(第三十八条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、安全統括管理者、運輸管理者又は索道技術管理者を選任しなかつた者 十 第十八条の三第五項(第三十八条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 十一 第二十三條第一項の規定による命令に違反した者(前条第二号に該当する者を除く。) 七十二條中「第六十七條から前条まで」を「次の各号に掲げる規定」に、「又は人に対して」を「に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して」に改め、同条に次の各号を加える。 一 第六十九條(第二号に係る部分に限る。) 二 第六十七條、第六十八條、第六十九條(第二号に係る部分を除く。) 及び前二條各本條の罰金刑 第七十三條を次のように改める。 第七十三條 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。 一 第十九條(第三十八條において準用する場合を含む。) の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
二 第十九條の四(第三十八條において準用する場合を含む。) の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者 (軌道法の一部改正)	第二條 軌道法(大正十年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。	第二十六條中「第二十條、第二十一條を」(昭和六十一年法律第九十二号)第十八條の二、第十八條の三、第十九條の三乃至第二十一條に改め、「並第二項」の下に、「第二十五條第三項」を加え、「並第五十六條第一項を」を「第五十五條第二項、第五十六條第一項及第二項並第五十六條の二」に改め、同条ただし書中「鉄道抵当法」の下に「(明治三十八年法律第五十三号)」を、「明治四十二年法律第二十八号」の下に「(同法第二十五條第三項中第一項トアルハ軌道法第十六條第一項ト業務トアルハ事業又は運輸トが前項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなつたトアルハに關し公益上必要があるト同法第五十五條第二項並第五十六條第一項及第二項中国土交通大臣トアルハ国土交通大臣又は都道府県知事ト同法第五十六條の二中第五十五條第一項トアルハ軌道法第十三條)を加える。 第二十七條ノ二中「処分」を「処分等」に改め、同条第七号中「第二十七條第一項」を「前条第一項」に改め、同号を同条第九号とし、同条第六号の次に次の二号を加える。	七 第二十六條ニ於テ読替ヘテ準用スル鉄道事業法第二十五條第三項ノ規定ニ依ル事業ノ管理ノ委託又ハ受託ノ許可ノ取消 八 第二十六條ニ於テ読替ヘテ準用スル鉄道事業法第五十六條の二ノ規定ニ依ル基本的ナル方針ノ策定 第二十八條中「百円以上二千円」を「二百万円」に改める。 第二十九條中「十円以上千円」を「百万円」に改め、同条第四号中「提出」及び「届出、報告」の下に「公表」を加え、同条に次の二号を加える。 五 第二十六條ニ於テ準用スル鉄道事業法第十八條の三第一項ノ規定ニ依リテ届出タル安全管理規程(同条第二項第二号及第三号ニ係ル部分ニ限ル)ニ依ラズシテ事業ヲ為シタルトキ 六 第二十六條ニ於テ準用スル鉄道事業法第十八條の三第四項ノ規定ニ依リテ為スベキ安全統括管理者又ハ運輸管理者ノ選任ヲ怠リタルトキ 第三十四條中「及第二十四條」を「第二十四條並第二十六條ニ於テ読替ヘテ準用スル鉄道事業法第五十五條第二項並第五十六條第一項及第二項」に改める。 (鉄道営業法の一部改正) 第三條 鉄道営業法(明治三十三年法律第六十五

号)の一部を次のように改正する。

第二十八条ノ二を削る。

(踏切道改良促進法の一部改正)

第四条 踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「平成十三年度」を「平成十八年度」に、「又は構造の改良」を「構造の改良」に改め、「同じ。」の下に「歩行者等立体横断施設(横断歩道橋その他の歩行者又は自転車等安全かつ円滑に鉄道を横断するための立体的な施設であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。)」の整備を加え、同条第二項中「平成十三年度」を「平成十八年度」に改め、「構造の改良」の下に「歩行者等立体横断施設の整備」を加え、同条第三項及び第四項中「又は構造の改良」を「構造の改良又は歩行者等立体横断施設の整備」に改める。

第四条第一項及び第五項中「又は構造の改良」を「構造の改良又は歩行者等立体横断施設の整備」に、「又は構造改良計画」を「構造改良計画又は歩行者等立体横断施設整備計画」に改め、同条第六項及び第七項中「又は構造改良計画」を「構造改良計画又は歩行者等立体横断施設整備計画」に改め、同条第九項中「若しくは構造改良計画」を「構造改良計画若しくは歩行者等立体横断施設整備計画」に改める。

第五条中「若しくは構造改良計画」を「構造

改良計画若しくは歩行者等立体横断施設整備計画」に改め、「保安設備整備計画」の下に「次条第一項において「立体交差化計画等」という。」を加える。

第八条を第十条とし、第七条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(資金の貸付け)

第九条 国は、都道府県又は市町村が立体交差化工事施行者(鉄道事業者及び道路管理者の同意を得て立体交差化計画に係る踏切道の改良の工事(政令で定めるものに限る。))を行おうとする者であつて国土交通大臣が政令で定める要件に適合すると認めるものをいう。に對し当該工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付けの条件が次項の政令で定める基準に適合しているときは、当該貸付けに必要な資金の一部を無利子で当該都道府県又は市町村に貸し付けることができる。

2 前項の国の貸付金及び同項の国の貸付けに係る都道府県又は市町村の貸付金に関する償還方法その他必要な貸付けの条件の基準については、政令で定める。

第六条第一項中「又は構造改良計画」を「構造改良計画又は歩行者等立体横断施設整備計画」に改め、同条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(勧告等)

第六条 国土交通大臣は、鉄道事業者及び国土交通大臣以外の道路管理者又は鉄道事業者が正当な理由がなく立体交差化計画等に従つて当該踏切道の改良を実施していないと認めるときは、当該鉄道事業者及び道路管理者又は鉄道事業者に対して、当該立体交差化計画等に従つて当該踏切道の改良を実施すべきことを勧告することができる。

2 前項の規定による勧告を受けた鉄道事業者及び国土交通大臣以外の道路管理者又は鉄道事業者が正当な理由がなくその勧告に係る踏切道の改良を実施していないときの措置は、鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第二十三条第一項(第三号に係る部分に限る。)(軌道法(大正十年法律第七十六号)第二十六条において準用する場合を含む。)の規定又は道路法第七十五条第一項から第三項までの規定の定めるところによる。

本則に次の一条を加える。

(報告の徴収)

第十一条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、鉄道事業者又は国土交通大臣以外の道路管理者に対し、踏切道の改良の実施の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(道路運送法の一部改正)

第五条 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「により」の下に「輸送の安全を確保し」を加える。

第二十二條を次のように改める。

(輸送の安全性の向上)

第二十二條 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

第二十二條の次に次の一条を加える。

(安全管理規程等)

第二十二條の二 一般旅客自動車運送事業者(その事業の規模が国土交通省令で定める規模未満であるものを除く。以下この条において同じ。)は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 安全管理規程は、輸送の安全を確保するために一般旅客自動車運送事業者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項

- 二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項
- 三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項
- 四 安全統括管理者（一般旅客自動車運送事業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、一般旅客自動車運送事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者という。以下同じ。）の選任に関する事項
- 3 国土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、当該一般旅客自動車運送事業者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。
- 4 一般旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任しなければならない。
- 5 一般旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 6 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。
- 7 国土交通大臣は、安全統括管理者がその職

務を怠つた場合であつて、当該安全統括管理者が引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあるとき、一般旅客自動車運送事業者に対し、当該安全統括管理者を解任すべきことを命ずることができる。

第二十三条の五第四項を削る。

第二十八条を削り、第二十七条を第二十八条とし、第二十六条の次に次の一条を加える。

(輸送の安全等)

第二十七条 一般旅客自動車運送事業者は、事業計画（一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画）の遂行に必要なとなる員数の運転者の確保、事業用自動車の運転者がその休憩又は睡眠のために利用することができる施設の整備、事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び乗務時間の設定その他の運行の管理、事業用自動車の運転者、車掌その他旅客又は公衆に接する従業員（次項において「運転者等」という。）の適切な指導監督、事業用自動車内における当該事業者の氏名又は名称の掲示その他の旅客に対する適切な情報の提供その他の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な事項として国土交通省令で定めるものを遵守しなければならない。

2 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業

者が、第二十二條の二第一項、第四項若しくは第六項、第二十三條第一項、第二十三條の五第二項若しくは第三項若しくは前項の規定又は安全管理規程を遵守していないため輸送の安全又は旅客の利便が確保されていないとき、当該一般旅客自動車運送事業者に対し、運行管理者に対する必要な権限の付与、必要な員数の運転者の確保、施設又は運行の管理若しくは運転者等の指導監督の方法の改善、旅客に対する適切な情報の提供、当該安全管理規程の遵守その他その是正のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員は、運行の安全の確保のために必要な事項として国土交通省令で定めるものを遵守しなければならない。

第二十九条を次のように改める。

(事故の報告)

第二十九条 一般旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車が転覆し、火災を起こし、その他国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしたときは、遅滞なく事故の種類、原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

第二十九条の次に次の二条を加える。

(国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表)

第二十九条の二 国土交通大臣は、毎年度、第二十七條第二項の規定による命令に係る事項、前条の規定による届出に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を整理し、これを公表するものとする。

(一般旅客自動車運送事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表)

第二十九条の三 一般旅客自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。

第四十三條第五項中、「第二十三條」を「から第二十三條まで」に、「第二十七條第一項、第二十八條」を「第二十七條、第二十八條第一項、第二十九條から第二十九條の三まで」に改める。

第八十八條の二中「処分」を「処分等」に改め、同条に次の一号を加える。

七 第九十四條の二の規定による基本的な方針の策定

第九十四條の次に次の一条を加える。

(安全管理規程に係る報告の徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針)

第九十四條の二 国土交通大臣は、前条第一項

の規定による報告の徴収又は同条第三項の規定による立入検査のうち安全管理規程(第二十二條の二第二項第一号(第四十三條第五項において準用する場合を含む。))に係る部分に限る。に係るものを適正に実施するための基本的な方針を定めるものとする。

第九十八條中「二」を「いずれかに」に改め、同条第二号及び第四号中「違反して」を「違反して、」に改め、同条第十一号中「第二十三條の五第四項(第四十三條第五項において準用する場合を含む。)、第二十八條第二項」を「第二十二條の二第三項若しくは第七項(これらの規定を第四十三條第五項において準用する場合を含む。)、第二十七條第二項」に改め、同条中第十七号を第十九号とし、第十三号から第十六号までを二号ずつ繰り下げ、同条第十二号中「第二十三條第三項(を「第二十二條の二第五項又は第二十三條第三項(これらの規定を」に改め、同条を同条第十四号とし、同条第十一号の次に次の二号を加える。

十二 第二十二條の二第一項(第四十三條第五項において準用する場合を含む。))の規定による届出をしないで、又は届け出た安全管理規程(第二十二條の二第二項第二号及び第三号(これらの規定を第四十三條第五項において準用する場合を含む。))に係る部分に限る。))によらないで、事業を行った者

十三 第二十二條の二第四項(第四十三條第五項において準用する場合を含む。))の規定に違反して、安全統括管理者を選任しなかつた者

第百四條中「二」を「いずれかに」に改め、同条第三号中「第二十七條第一項」を「第二十八條第一項」に改める。

第百五條中「二」を「いずれかに」に改め、同条第三号中「第二十二條」を「第二十九條」に改め、同条第四号中「違反して」を「違反して、」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第二十九條の三(第四十三條第五項において準用する場合を含む。))の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者

(貨物自動車運送事業法の一部改正)

第六條 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第一條中「により」の下に、「輸送の安全性を確保するとともに」を加える。

第十二條から第十六條までを次のように改める。

第十二條から第十四條まで 削除

(輸送の安全性の向上)

第十五條 一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全性の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならぬ。

ばならない。
(安全管理規程等)

第十六條 一般貨物自動車運送事業者(その事業の規模が国土交通省令で定める規模未満であるものを除く。以下この条において同じ。))は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 安全管理規程は、輸送の安全性を確保するために一般貨物自動車運送事業者が遵守すべき次に掲げる事項に關し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならぬ。

一 輸送の安全性を確保するための事業の運営の方針に關する事項

二 輸送の安全性を確保するための事業の実施及びその管理の体制に關する事項

三 輸送の安全性を確保するための事業の実施及びその管理の方法に關する事項

四 安全統括管理者(一般貨物自動車運送事業者が、前三号に掲げる事項に關する業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、一般貨物自動車運送事業に關する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者を

いう。以下同じ。))の選任に關する事項

3 国土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、当該一般貨物自動車運送事業者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

4 一般貨物自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任しなければならない。

5 一般貨物自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

6 一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全性の確保に關し、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。

7 国土交通大臣は、安全統括管理者がその職務を怠つた場合であつて、当該安全統括管理者が引き続きその職務を行うことが輸送の安全性の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、一般貨物自動車運送事業者に対し、当該安全統括管理者を解任すべきことを命ずることができる。

第二十二條の二中「と」が「の下に」第十五條、第十六條第一項、第四項若しくは第六項、」を加え、「又は前条第二項」を「若しくは前条第二項」に改め、「規定の下に」又は安全管理規程」を加える。

第二十三条中「一般貨物自動車運送事業者が」の下に、「第十六条第一項、第四項若しくは第六項」を加え、「第三項又は」を「第三項若しくは」に改め、「規定」の下に「又は安全管理規程」を、「停止」の下に、「当該安全管理規程の遵守」を加える。

第二十四条の次に次の二条を加える。

(国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表)

第二十四条の二 国土交通大臣は、毎年度、第二十三条の規定による命令に係る事項、前条の規定による届出に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を整理し、これを公表するものとする。

(一般貨物自動車運送事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表)

第二十四条の三 一般貨物自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。

第三十五条第六項中「第九条」の下に「第十五条、第十六条」を加え、「第二十三条、第二十四条」を「から第二十四条の三まで」に改める。

第三十六条第二項中「第十七条第一項から第

三項まで、第二十三条」を「第十五条、第十七条第一項から第三項まで、第二十三条」に改め、「第二十三条中」の下に「第十六条第一項、第四項若しくは第六項」を加え、「第三項又は」を「第三項若しくは」に改め、「前条の規定」の下に「又は安全管理規程」を加える。

第三十七条第三項中「第十七条第一項」を「第十五条、第十六条、第十七条第一項」に、「第二十三条、第二十四条」を「から第二十四条の三まで」に改める。

第六十条の次に次の一条を加える。

(安全管理規程に係る報告の徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針)

第六十条の二 国土交通大臣は、前条第一項の規定による報告の徴収又は同条第四項の規定による立入検査のうち安全管理規程(第十六条第二項第一号(第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。))に係る部分に限る。に係るものを適正に実施するための基本的な方針を定めるものとする。

第六十七条中「緊急調整区間の指定」の下に「第六十条の二の規定による基本的な方針の策定」を加える。

第七十六条第一号中「第八条第二項」の下に「第十六条第三項若しくは第七項(これらの規定を第三十五条第六項及び第三十七条第三項に

おいて準用する場合を含む。)」を加え、同条中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同条第七号中「違反して」を「違反し、」に改め、同号を同条第九号とし、同条第六号を同条第八号とし、同条第五号中「第十八条第三項」を「第十六条第五項又は第十八条第三項(これらの規定を」に改め、同号を同条第七号とし、同条第四号の次に次の二条を加える。

五 第十六条第一項(第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。))の規定による届出をしない、又は届け出た安全管理規程(第十六条第二項第二号及び第三号(これらの規定を第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。))に係る部分に限る。))によらないで、事業を行った者

六 第十六条第四項(第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。))の規定に違反して、安全統括管理者を選任しなかつた者

第七十九条第一号及び第三号中「違反して」を「違反し、」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第二十四条の三(第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。))の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者

第三十七条第三項において準用する場合を含む。))の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者

(海上運送法の一部改正)
第七条 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「により」の下に、「輸送の安全を確保し」を加える。

第十条の二を次のように改める。

(輸送の安全性の向上)

第十条の二 一般旅客定期航路事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

第十条の二の次に次の一条を加える。

(安全管理規程等)
第十条の三 一般旅客定期航路事業者は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 安全管理規程は、輸送の安全を確保するために一般旅客定期航路事業者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

- 一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項
- 二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項

四 安全統括管理者(一般旅客定期航路事業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、一般旅客定期航路事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。)の選任に関する事項

五 運航管理者(一般旅客定期航路事業者が、第二号及び第三号に掲げる事項に関する業務のうち、船舶の運航の管理に係るものを行わせるため、一般旅客定期航路事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。)の選任に関する事項

3 国土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、当該一般旅客定期航路事業者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

4 一般旅客定期航路事業者は、安全統括管理者及び運航管理者を選任しなければならない。

5 一般旅客定期航路事業者は、安全統括管理者又は運航管理者を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、

遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

6 一般旅客定期航路事業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。

7 国土交通大臣は、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を怠つた場合であつて、当該安全統括管理者又は運航管理者が引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、一般旅客定期航路事業者に対し、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任すべきことを命ずることができる。

第十九条第二項中「運航管理規程」を「安全管理規程」に改める。

第十九条の二の二を第十九条の二の四とし、第十九条の二の次に次の二条を加える。

(国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表)

第十九条の二の二 国土交通大臣は、毎年度、第十九条第二項の規定による命令に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を整理し、これを公表するものとする。

(一般旅客定期航路事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表)

は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。

第十九条の三第三項中「第十一条」を「から第十一条まで」に、「及び第十九条第二項」を「第十九条第二項、第十九条の二の二及び第十九条の二の三」に改める。

第十九条の四第一項中「第十九条の二の二から前条まで」を「前二条」に改める。

第十九条の六の二中「次条第一項」を「次条第二項」に改める。

第十九条の六の三第二項中「第十条の二及び第十九条第二項」を「第十条の三、第十九条第二項、第十九条の二の二及び第十九条の二の三」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第十条の二」を「第十条の三」に改め、「第十九条の二の下に」から第十九条の二の三まで」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第十条の二の規定は、貨物定期航路事業について準用する。

第二十条の二第二項中「第十条の二及び第十九条第二項」を「第十条の三、第十九条第二項、第十九条の二の二及び第十九条の二の三」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第

十条の二」を「第十条の三」に改め、「第十九条の二」の下に「から第十九条の二の三まで」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第十条の二の規定は、不定期航路事業について準用する。

第二十三条中「第十九条の二」の下に「から第十九条の二の三まで」を加える。

第二十五条の次に次の一条を加える。

(安全管理規程に係る報告の徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針)

第二十五条の二 国土交通大臣は、第二十四条第一項の規定による報告の徴収又は前条第一項の規定による立入検査のうち安全管理規程(第十条の三第二項第一号第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十三条において準用する場合を含む。)に係る部分に限る。)に係るものを適正に実施するための基本的な方針を定めるものとする。

第四十五条の三「処分」を「処分等」に改め、同条に次の一号を加える。

五 第二十五条の二の規定による基本的な方針の策定

第五十条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第三号中「違反して」を「違反して」に改め、同条第六号を次のように改める。

六 第十条の三第一項(第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十條の二第二項及び第三項並びに第二十三條において準用する場合を含む。)の規定による届出をしないで、又は届出をした安全管理規程(第十条の三第二項第二号及び第三号(これらの規定を第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十條の二第二項及び第三項並びに第二十三條において準用する場合を含む。))に係る部分に限る。)によらないで、事業を行つた者

第五十條第七号中「第十条の二第三項を」第十条の三第三項に、「第五項(を)を」第七項(これらの規定を)に、「第十九条の六の三、第二十條の二及び」を「第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十條の二第二項及び第三項並びに」に改め、「これらの規定を」を削り、「第十九条の六の三第一項、第二十條の二第一項」を「第十九条の六の三第二項、第二十條の二第二項」に改め、同条中第二十三号を第二十四号とし、第十九号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十八号中「第二十條の二第一項」を「第二十條の二第二項」に改め、同号を同条第十九号とし、同条中第十七号を第十八号とし、第十三号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十二号中「第十九条の六の三第一項、第二十

条の二第一項」を「第十九条の六の三第二項、第二十條の二第二項」に改め、同号を同条第十三号とし、同条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、同条第八号中「第十条の二第四項」を「第十条の三第五項」に、「第十九条の六の三、第二十條の二及び」を「第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十條の二第二項及び第三項並びに」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。

八 第十条の三第四項(第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十條の二第二項及び第三項並びに第二十三條において準用する場合を含む。)の規定に違反して、安全統括管理者又は運輸管理者を選任しなかつた者

第五十四條中「二」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第三十三條においてこれらの規定を」を「これらの規定を第三十三條において」に改め、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第十九条の二の三(第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十條の二第二項及び第三項並びに第二十三條において準用する場合を含む。)の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者

(内航海運業法の一部改正)

第八条 内航海運業法(昭和二十七年法律第五百十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「により」の下に、「輸送の安全を確保するとともに」を加える。

第八条第一項中「及び次条」を「から第九条まで及び第二十五条の三」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(輸送の安全性の向上)

第八条の二 内航海運業者及び第三条第二項の届出をした者(船舶の貸渡しをする事業のみを行う者を除く。)は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

第九条を次のように改める。

(安全管理規程等)

第九条 内航海運業者は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 安全管理規程は、輸送の安全を確保するために内航海運業者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項

二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制に関する事項

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項

四 安全統括管理者(内航海運業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、内航海運業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。)の選任に関する事項

五 運輸管理者(内航海運業者が、第二号及び第三号に掲げる事項に関する業務のうち、船舶の運輸の管理に係るものを行わせるため、内航海運業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。)の選任に関する事項

3 国土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、当該内航海運業者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

4 内航海運業者は、安全統括管理者及び運輸管理者を選任しなければならない。

5 内航海運業者は、安全統括管理者又は運輸管理者を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、

その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

6 内航海運業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。

7 国土交通大臣は、安全統括管理者又は運輸管理者がその職務を怠つた場合であつて、当該安全統括管理者又は運輸管理者が引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、内航海運業者に対し、当該安全統括管理者又は運輸管理者を解任すべきことを命ずることができる。

第二十五条第一項中「運輸管理規程」を「安全管理規程」に改める。

第二十五条の三を第二十五条の五とし、第二十五条の二を第二十五条の四とし、第二十五条の次に次の二条を加える。

(国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表)

第二十五条の二 国土交通大臣は、毎年度、前条第一項の規定による命令に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を整理し、これを公表するものとする。

(内航海運業者による輸送の安全にかかわる情報の公表)

第二十五条の三 内航海運業者は、国土交通省

令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。

第二十六条の次に次の一条を加える。

(安全管理規程に係る報告の徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針)

第二十六条の二 国土交通大臣は、前条第一項の規定による報告の徴収又は立入検査のうち安全管理規程(第九条第二項第一号(次条において準用する場合を含む。))に係る部分に限る。に係るものを適正に実施するための基本的な方針を定めるものとする。

2 国土交通大臣は、前項の基本的な方針の策定をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。

第三十二条第三号中「第五項」を「第七項」に改め、同条第四号中「運輸管理規程」を「安全管理規程(第九条第二項第二号及び第三号(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。))に係る部分に限る。」に、

「船舶を運航した」を「事業を行つた」に改め、同条第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同条第五号中「第九条第四項」を「第九条第五項」に改め、同

号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 第九条第四項(第二十七条において準用

する場合を含む。)の規定に違反して、安全統括管理者又は運輸管理者を選任しなかつた者

第三十四条第一号中「第二十五条の二」を「第二十五条の四」に改め、同条に次の一号を加える。

四 第二十五条の三(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者

(航空法の一部改正)

第九条 航空法昭和二十七年法律第二百三十一号の一部を次のように改正する。

第一条中「確保して」の下に「輸送の安全を確保するとともに」を加える。

第二条第二項中「第十九条第一項」を「第十九条第二項」に改める。

第十六条第二項中「供してもよい」を「供することができる」に改める。

第十九条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「耐空証明のある航空機」を「前項の航空機以外の航空機であつて、耐空証明のあるもの」に改め、

「国土交通省令で定める軽微な保守を除く。次条において同じ。」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

航空運送事業の用に供する国土交通省令で定める航空機であつて、耐空証明のあるもの

の使用者は、当該航空機について整備(国土交通省令で定める軽微な保守を除く。次項及び次条において同じ。)又は改造をする場合(第十六条第一項の修理又は改造をする場合を除く。)には、第二十条第一項第四号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る整備又は改造をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、当該航空機について第十条第四項各号の基準に適合することを確認するのなければ、これを航空の用に供してはならない。

第十九条の二中「場合」の下に「(前条第一項の規定により次条第一項第四号の能力について同項の認定を受けた者が当該認定に係る整備又は改造をしなければならない場合を除く。)」を加え、

「前条第一項」を「前条第二項」に、「供してもよい」を「供することができる」に改める。

第二百三条を次のように改める。

(輸送の安全性の向上)

第二百三条 本邦航空運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

第二百三条の次に次の一条を加える。

(安全管理規程等)

第二百三条の二 本邦航空運送事業者(その事業の規模が国土交通省令で定める規模未満であ

るもの)

るものを除く。以下この条において同じ。）は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 安全管理規程は、輸送の安全を確保するために本邦航空運送事業者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項

二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項

四 安全統括管理者（本邦航空運送事業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、航空運送事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。）の選任に関する事項

3 国土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、当該本邦航空運送事業者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

4 本邦航空運送事業者は、安全統括管理者を選任しなければならない。

5 本邦航空運送事業者は、安全統括管理者を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

6 本邦航空運送事業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。

7 国土交通大臣は、安全統括管理者がその職務を怠つた場合であつて、当該安全統括管理者が引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、本邦航空運送事業者に対し、当該安全統括管理者を解任すべきことを命ずることができる。

第百十一条の三の次に次の三条を加える。

（安全上の支障を及ぼす事態の報告）

第百十一条の四 本邦航空運送事業者は、国土交通省令で定める航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態が発生したときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣にその旨を報告しなければならない。

（国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表）

第百十一条の五 国土交通大臣は、毎年度、前

条の規定による報告に係る事項、第百十二条の規定による命令に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を整理し、これを公表するものとする。

（本邦航空運送事業者による安全報告書の公表）

第百十一条の六 本邦航空運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、毎事業年度、安全報告書（輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。）を作成し、これを公表しなければならない。

第百十二条中「の各号」を削り、同条第二号中「運輸規程又は」を「安全管理規程又は運輸規程若しくは」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第一号、第二号及び前号に掲げるもののほか、輸送の安全を確保するため必要な措置を講ずること。

第百十三条の二に次の一項を加える。

3 国土交通大臣は、第一項の業務の管理の委

託又は受託が前項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、受託者に対し受託した運輸又は整備に関する業務の管理について改善のため必要な措置をとるべきことを命じ、又は第一項の許可を取り消すことができる。

第百二十四条中「第百二条」の下に、「第百三条」を、「第百九条」の下に、「第百十一条の四」を加える。

第百三十四条の次に次の一条を加える。

（安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針）

第百三十四条の二 国土交通大臣は、前条第一項の規定による報告徴収又は同条第二項の規定による立入検査のうち安全管理規程（第百三条の二第二項第一号に係る部分に限る。）に係るものを適正に実施するための基本的な方針を定めるものとする。

第百三十六条中「処分」を「処分等」に改め、同条に次の一号を加える。

四 第百三十四条の二の規定による基本的な方針の策定

第百四十三条中「二」を「いずれかに」に改め、同条第三号中「第十九条第一項」を「第十九条第二項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第十九条第一項の規定に違反して、第二

十 条 第一項第四号の能力について同項の認定を受けた者が第十九条第一項の整備又は改造をせず、又は同項の確認をしないで、当該航空機を航空の用に供したとき。

第百五十六條第一項中「二」を「いずれかに」に改め、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第百二十二條の規定による命令(輸送の安全に関してされたものに限る。)に違反したとき。

第百五十七條中「一」を「いずれかに」に改め、第六号を第十七号とし、第五号の二を第十六号とし、第五号を第十五号とし、第四号を削り、第三号の六を第十四号とし、第三号の五を第十三号とし、第三号の四を第十二号とし、第三号の三を第十一号とし、第三号の二を第十号とし、第三号を第九号とし、第二号を第八号とし、第一号の三を第七号とし、第一号の二を第六号とし、第一号を第五号とし、同条に第一号から第四号までとして次の四号を加える。

一 第百三條の二第一項の規定による届出をしない、又は届出をした安全管理規程(同条第二項第二号及び第三号に係る部分に限る。)によらないで、事業を行つたとき。

二 第百三條の二第三項若しくは第七項、第百八條第二項若しくは第百二十二條(これらの規定を第百二十四条において準用する場合を含む。)又は第百十一條の二の規定による命令に違反したとき(前条第一項第二号に該当する場合を除く。)

合を含む。)又は第百十一條の二の規定による命令に違反したとき(前条第一項第二号に該当する場合を除く。)

三 第百三條の二第四項の規定に違反して、安全統括管理者を選任しなかつたとき。

四 第百三條の二第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第百五十七條に次の一項を加える。

2 第百十三條の二第一項の許可を受けた受託者が、同条第三項の規定による命令に違反したときは、百万円以下の罰金に処する。

第百五十八條中「一」を「いずれかに」に、「三十万円」を「百万円」に改める。

第百五十九條中「第百四十三條、第百四十四條から第百四十八條の二まで、第百五十條及び第百五十五條から前条まで」を「次の各号に掲げる規定」に、「外、その法人又は人に対しても」を「ほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第百五十六條第一項(第二号に係る部分に限る。)一億円以下の罰金刑

二 第百四十三條、第百四十四條から第百四十八條の二まで、第百五十條、第百五十五條、第百五十六條(第一項第二号に係る部分を除く。)及び第百五十七條から前条まで 各本条の罰金刑

第百六十條第一号中「第百二十四条において

これらの規定を」を「これらの規定を第百二十四条において」に改め、同条に次の二号を加える。

三 第百十一條の四(第百二十四条において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第百十一條の六の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者

別表中「第十九條第一項」を「第十九條第二項」に改める。

(国土交通省設置法の一部改正)

第十條 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第四條第七十五号中「原因」の下に「並びにこれらの事故に伴い発生した被害の原因」を加え、同条第百十一号中「原因」の下に「及び航空事故に伴い発生した被害の原因」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第十五條第一項中「(昭和二十四年法律第百八十七号)の下に、内航海運業法(昭和二十七年法律第百五十一号)を加え、」を「処分等」に改め、同条第三項中「処分及び」を「処分等及び」に改め、同条第四項中「処分」を「処分等」に改める。

第二十六條中「運輸審議會の」の下に「組織、委員その他の」を加える。

第三十八條中「及び第二号」を「から第三号まで」に改める。

(海難審判法の一部改正)

第十一條 海難審判法(昭和二十二年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第三十三條第一項本文中「申立て」を「申立て」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「申立て」を「申立て」に改め、同条第二項中「申立て」を「申立て」に改め、同条に次の二項を加える。

理事官は、事件について第一項の申立てをしなかつたときは、国土交通省令で定めるところにより、調査の結果を記載した報告書を作成し、海難審判理事所に提出しなければならない。

海難審判理事所は、前項の報告書を高等海難審判庁に送付しなければならない。

第六十三條中「勧告を受けた」を「裁決による勧告を受けた」に改め、同条に次の一項を加える。

理事官は、必要があると認めるときは、前項の勧告を受けた者に対し、その勧告に基づいて執つた措置について報告を求めることができる。

第九章中第六十四條の前に次の一條を加える。

第六十三條の二 高等海難審判庁は、国土交通大臣又は関係行政機関の長に対し、その所掌事務の遂行を通じて得られた海難の発生の防止のため講ずべき施策についての意見を述べることができる。

(航空・鉄道事故調査委員会設置法の一部改正)
第十二条 航空・鉄道事故調査委員会設置法(昭和四十八年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「原因」の下に「並びにこれらの事故に伴い発生した被害の原因」を、「防止」の下に「並びにこれらの事故が発生した場合における被害の軽減を加える」。

第三条第七号を同条第九号とし、同条第六号中「防止」の下に「並びにこれらの事故が発生した場合における被害の軽減」を加え、同条第八号とし、同条第五号中「防止」の下に「並びにこれらの事故が発生した場合における被害の軽減」を加え、同条を同条第七号とし、同条第四号を第六号とし、第三号を第四号とし、同条の次に次の一号を加える。

五 鉄道事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査を行うこと。
第三条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 航空事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査を行うこと。

第十三条第一項中「原因」の下に「(航空事故又は鉄道事故については、これらの事故に伴い発生した被害の原因を含む。以下同じ。)」を加える。

第十五条第一項中「及び第二号」を「から第三号まで」に改め、同条第二項第三号中「現場」の

下に、「航空機の使用者、鉄道事業者又は軌道経営者の事務所」を、「鉄道施設」の下に、「帳簿、書類」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(調査等の委託)

第十五条の二 委員会は、事故等調査を行うため必要があると認めるときは、調査又は研究の実施に関する事務の一部を、独立行政法人

(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第十八条において同じ。)、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人、事業者その他の民間の団体又は学識経験を有する者に委託することができ。

2 前項の規定により事務の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該委託事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により事務の委託を受けた者又はその役員若しくは職員であつて当該委託事務に従事するものは、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第十八条中「(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)」を削る。

第二十一条第一項及び第二十二条中「又は鉄道事故の防止」を「若しくは鉄道事故の防止又はこれらの事故が発生した場合における被害の軽減」に改める。

第二十六条を第二十七条とし、第二十五条の前の見出しを削り、同条を第二十六条とし、第二十四条の次に次の見出し及び一条を加える。

(罰則)

第二十五条 第十五条の二第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条、第十条(国土交通省設置法第十五条の改正規定を除く。)、第十一条及び第十二条並びに次条、附則第三条、第五条から第八条まで、第十条、第十一条及び第十三条の規定 平成十八年四月一日

二 第九条中航空法第二条第二項、第十六条第二項、第十九条、第十九条の二、第四百四十三条及び別表の改正規定並びに附則第四条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(運輸審議会への諮問に関する経過措置)

第二条 国土交通大臣は、第一条、第二条及び第五条から第九条までの規定の施行の日前においても、第一条の規定による改正後の鉄道事業法第五十六条の二(第二条の規定による改正後の軌道法第二十六条において準用する場合を含む。)、第五条の規定による改正後の道路運送法第九十四条の二、第六条の規定による改正後の貨物自動車運送事業法第六十条の二、第七条の規定による改正後の海上運送法第二十五条の二、第八条の規定による改正後の内航海運業法第二十六条の二第一項及び第九条の規定による改正後の航空法(以下「新航空法」という。、第百三十四条の二に規定する基本的な方針の策定のために、運輸審議会に諮ることができる。

2 前項の基本的な方針の策定に係る事項については、運輸審議会は、第十条中国土交通省設置法第十五条第一項の改正規定の施行前においても処理することができる。

(踏切道改良促進法の一部改正に伴う経過措置)
第三条 第四条の規定の施行前にした同条の規定による改正前の踏切道改良促進法第三条第一項の規定による踏切道の指定は、第四条の規定による改正後の同項の規定に基づいてしたもののみならず。

(航空法の一部改正に伴う経過措置)
第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前

に整備又は改造に着手された新航空法第十九条

第一項の航空機の整備又は改造については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(航空・鉄道事故調査委員会設置法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第十二条の規定による改正後の航空・鉄道事故調査委員会設置法の規定は、同条の規定の施行の日前に発生した事故等で同日においてまだ当該事故等に関する報告書が国土交通大臣に提出されていないものについても適用する。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第九条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一軌道法(大正十年法律第七十六号)の項中「及び第二十四条」を、「第二十四条並びに第二十六条において読み替えて準用する鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第五十五条第二項並びに第五十六条第一項及び第二項」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第十条 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第七百七条第八項中「防止」の下に「又は航空事故が発生した場合における被害の軽減を加える。

(道路整備特別会計法の一部改正)

第十一条 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「第二十條第一項」の下に、「踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第九十五号)第九條第一項」を加える。

附則第二十七項中「道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第二十条第一項」を「踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第九十五号)第九條第一項」に改める。

第十二条 タクシー業務適正化特別措置法(昭和四十五年法律第七十五号)の一部を次のように

改正する。

第七條第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「第二十八條第一項」を「第二十七條第一項」に改める。

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正)

第十三條 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第十二條第二項第二号中「第七條第三項」を「第八條第三項」に改める。

審査報告書

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十八年三月二十八日

文教科学委員長 中島 啓雄

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国の補助金等の整理及び合理化等に伴い、公立の義務教育諸学校の教職員の給与等に要する経費の国庫負担率を改め、都道府県が給与等を負担する教職員の範囲を定めると

ともに、公立の義務教育諸学校等の施設の整備に関する事業に充てるための交付金制度の創設等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う公立の義務教育諸学校の教職員の給与等に要する経費の国庫負担率の変更に

よる平成十八年度一般会計の歳出節減額は、八千四百六十七億円と見込まれている。

法律案

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十八年三月十六日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律案

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律

(義務教育費国庫負担法の一部改正)

第一条 義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法

律第三百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「及び聾学校の」を、「聾学校及び養護学校の」に、「二分の一」を「三分の一」に改め、同条第二号中「及び聾学校に」を、「聾学校及び養護学校に」に改める。

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

第二条 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和三十三年法律第百十六号」の下に、「以下「義務教育諸学校標準法」という。」を、「者をいう。以下同じ。」の下に「のうち次に掲げる職員であるものを」、「旅費」の下に「都道府県が定める支給に関する基準に適合するものに限る。」を加え、「同法を(義務教育諸学校標準法)」に改め、同条に次の各号を加える。

一 義務教育諸学校標準法第六条の規定に基づき都道府県が定める小中学校等教職員定数及び義務教育諸学校標準法第十条の規定に基づき都道府県が定める特殊教育諸学校教職員定数に基づき配置される職員(義務教育諸学校標準法第十八条各号に掲げる者を含む)。

二 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号。以下「高等学校標準法」とい

う)第十五条の規定に基づき都道府県が定める特殊教育諸学校高等部教職員定数に基づき配置される職員(盲学校、聾学校及び養護学校の高等部に係る高等学校標準法第二十四条各号に掲げる者を含む)。

三 盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部に置くべき職員の数として都道府県が定める数に基づき配置される職員

第二条中「者に限る。」の下に「のうち高等学校標準法第七条の規定に基づき都道府県が定める高等学校等教職員定数に基づき配置される職員(高等学校標準法第二十四条各号に掲げる者を含む)であるものを」を加え、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)」を「高等学校標準法」に改める。

(義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正)
第三条 義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律

第一条中「公立の義務教育諸学校」を「公立の義務教育諸学校等」に、「これらの学校」を「公立の義務教育諸学校」に、「とし、もつて義務教育諸学校」を「を定めるとともに、文部科学大臣に

よる施設整備基本方針の策定及び地方公共団体による施設整備計画に基づく事業に充てるための交付金の交付等について定め、もつて義務教育諸学校等」に改める。

第二条第一項中「及び聾学校」を、「聾学校及び養護学校」に改め、同条第三項ただし書中「行なう」を「行う」に、「は、文部科学大臣」を、「並びに第五条の第三第一項の規定により、養護学校の校舎又は屋内運動場の新築又は増築に係る工事費の算定を行うときは、文部科学大臣」に改める。

第三条第一項第三号中「及び聾学校」を、「聾学校及び養護学校」に改め、同項第五号を削り、同条第二項中、「同項第四号の適正な規模の条件及び同項第五号の構造上危険な状態にある建物の範囲の決定に関し必要な危険度の判定基準その他の事項」を「及び同項第四号の適正な規模の条件」に改める。

第五条第三項及び第四項を削る。
第五条の二第三項を削る。

第五条の三の見出し中「及び聾学校」を、「聾学校及び養護学校」に改め、同条第一項中「行なう」を「行う」に改め、「五月一日」の下に「(養護学校の場合にあつては、新築又は増築を行う年度の翌年度の五月一日その翌日から起算して一年以内に当該学校を設置した場合、又は当該学校に就学させる児童若しくは生徒の数が増加

することが明らかな場合には、新築又は増築を行う年度の翌々年度の五月一日)」を加え、同条第二項中「行なう」を「行う」に改め、「五月一日」の下に「(養護学校の場合にあつては、新築又は増築を行う年度の翌年度の五月一日その翌日から起算して一年以内に当該学校に寄宿舎を設けた場合、又は当該学校の寄宿舎に収容する児童若しくは生徒の数が増加することが明らかな場合には、新築又は増築を行う年度の翌々年度の五月一日)」を加え、同条第三項を削る。

第六条第一項中「から第三項まで(第五条の二第三項又は前条第三項において第五条第三項の規定を準用する場合を含む。)」を「若しくは第二項に、「又は聾学校」を、「聾学校又は養護学校」に改め、同条第二項中「第五条第四項第五條の二第三項又は前条第三項において準用する場合を含む。」、及び「小学校、中学校、」を削り、「又は聾学校」を、「聾学校又は養護学校」に改め、「小学校、中学校若しくは」及び「児童若しくは」を削り、「若しくは聾学校」を、「聾学校若しくは養護学校」に改める。
第七条中、「増築又は改築」を「又は増築に改める。
第八条第二項を次のように改める。
2 第五条の三第二項の規定により養護学校の寄宿舎に係る工事費を算定する場合におい

て、政令で定める特別の理由があるため、児童及び生徒一人当たりの基準面積に基づく新築又は増築後の寄宿舎が児童及び生徒の教育を行うのに著しく不適当であると認められるときは、当該基準面積に当該学校の寄宿舎に収容する児童及び生徒の数を乗じて得た面積に政令で定める面積を加えた面積を児童及び生徒一人当たりの基準面積に当該学校の寄宿舎に収容する児童及び生徒の数を乗じて得た面積とみなして、工事費を算定するものとする。

第九条中「増築又は改築」を「又は増築」に改める。

第十一条を第十三条とし、第十条の次に次の二条を加える。

(施設整備基本方針等)

第十一条 文部科学大臣は、公立の義務教育諸学校等施設(義務教育諸学校、高等学校等(学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部をいう。)及び幼稚園等(同法に規定する幼稚園並びに盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部をいう。))の施設、共同調理場(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第五条の二に規定する施設をいう。)、教員及び職員のための住宅、スポーツ施設その他学校の教育活動に資する施設で文部科学省令で

定めるものをいう。以下同じ。の整備の目標に関する事項その他公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する重要事項を定めた施設整備基本方針を作成するとともに、当該施設整備基本方針に基づき公立の義務教育諸学校等施設に係る安全性の向上等を図るために必要な改築、改造その他文部科学省令で定める事業(次条において「改築等事業」という。)について定めた施設整備基本計画を作成しなければならない。

2 文部科学大臣は、施設整備基本方針及び施設整備基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(交付金の交付等)

第十二条 国は、地方公共団体に対し、公立の義務教育諸学校等施設に係る改築等事業の実施に要する経費に充てるため、その整備の状況その他の事項を勘案して文部科学省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2 地方公共団体は、前項の交付金の交付を受けようとするときは、施設整備基本計画に即して、当該地方公共団体が設置する義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備計画を作成しなければならない。

3 施設整備計画においては、次に掲げる事項

を記載しなければならない。

一 施設整備計画の目標

二 前号の目標を達成するために必要な改築等事業に関する事項

三 計画期間

四 その他文部科学省令で定める事項

4 地方公共団体は、施設整備計画を作成し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、文部科学大臣(市町村(特別区を含む。以下この項において同じ。))にあつては、当該市町村の属する都道府県(教育委員会を経由して文部科学大臣)に提出しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、交付金の交付に關し必要な事項は、文部科学省令で定める。

附則第三項を次のように改める。

(養護学校の小学部及び中学部に係る国の負担割合の特例)

3 第三条第一項第三号の規定にかかわらず、国は、当分の間、都道府県が設置する養護学校のうち政令で定めるものの小学部及び中学部に係る建物について当該都道府県が新築又は増築を行う場合にあつては、当該新築又は増築に要する経費の十分の五・五を負担するものとする。

附則第四項中「増築又は改築」を「又は増築」

に改める。

附則第五項中「学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)附則第二項及び第三項の規定並びにスポーツ振興法(昭和三十六年法律第四百十一号)附則第四項及び第五項の規定を削り、「義務教育諸学校の施設」を「義務教育諸学校等施設」に改め、「離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第九条第四項の規定により国がその費用について補助する同項第二号に規定する施設の設置、へき地教育振興法(昭和二十九年法律第四百三十三号)第六条第一項の規定により国がその経費について補助する同法第三条第三号に規定する施設の設置、豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第十五条第二項の規定により国がその経費について補助する同項第一号に規定する寄宿舎の新築又は増築及び」を削る。

附則第九項中「増築又は改築」を「又は増築」に改める。

附則第十項中「義務教育諸学校の施設」を「義務教育諸学校等施設」に改める。

(産業教育振興法の一部改正)

第四条 産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号中「高等学校」を「中学校」に改め、「施設」の下に「又は設備」を加え、同項第三号中「産業教育のための実験実習及び」を削る。

第十九条第一項中「第十五条第一項第一号及び」を「第十五条第一項第一号中「中学校」とあるのは「中学校又は高等学校」と、同項」に改める。

(学校給食法の一部改正)

第五条 学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「公立又は」を削る。

附則第二項の前の見出し及び同項から附則第九項までを削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

(夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律の一部改正)

第六条 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律(昭和三十一年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第六条中「公立又は」を削る。

附則第二項の前の見出し及び同項から附則第八項までを削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

(スポーツ振興法の一部改正)

第七条 スポーツ振興法(昭和三十六年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第二十一条中「から第三項まで」を「及び第二

項」に改める。

第二十三条中「第二十条第四項」を「第二十条第三項」に改める。

附則第三項から第十四項までを削る。

(へき地教育振興法の一部改正)

第八条 へき地教育振興法(昭和二十九年法律百四十三号)の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「補助」を「補助等」に改め、

同条第一項中「第三条各号」を「第三条第一号、第二号、第四号若しくは第五号」に、「及び」を「へき地学校に勤務する教員及び職員のための住宅の建築に係る部分並びに」に改め、同条に次の一項を加える。

4 国は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)第十二条第一項の規定により地方公共団体に對して交付金を交付する場合において、当該地方公共団体が同条第二項の規定により作成した施設整備計画に記載された改築等事業(同法第十一条第一項に規定する「改築等事業」をいう。)として、へき地学校の設置者が行う第三条第二号に規定する住宅の建築及び同条第三号に規定する施設の設置に係る事業がある場合においては、当該事業に要する経費の二分の一を下回らない額の交付金が充当されるように算定するものとする。

附則第二項の前の見出し及び同項から附則第

七項までを削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

(離島振興法の一部改正)

第九条 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第七条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、同条に次の一項を加える。

8 国は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)第十二条第一項の規定により地方公共団体に對して交付金を交付する場合において、当該地方公共団体が同条第二項の規定により作成した施設整備計画に記載された改築等事業(同法第十一条第一項に規定する「改築等事業」をいう。)として、離島振興計画に基づく次に掲げる事業がある場合においては、当該事業に要する費用の十分の五・五を下回らない額の交付金が充当されるように算定するものとする。

一 公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は公立の盲学校若しくは聾学校の小学部若しくは中学部に勤務する教員又は職員のための住宅の建築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。)をすること。

二 体育、音楽等の学校教育及び社会教育の

用に供するための施設を公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程に設けること。

附則第三項から第七項までを削る。

別表(五)中「義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号)第三条第一項に規定する経費について」を「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第二条第一項に規定する義務教育諸学校に係る同条第二項に規定する建物について」に改める。

(豪雪地帯対策特別措置法の一部改正)

第十条 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条の見出し中「特例」を「特例等」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「国は、」の下に「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)第十二条第一項の規定により地方公共団体に對して交付金を交付する場合において、当該」を、「地方公共団体が」の下に「同条第二項の規定により作成した施設整備計画に記載された改築等事業(同法第十一条第一項に規定する「改築等事業」をいう。)として、」を加え、附則第二項及び第五項において「同じ」を削り、「要する経費については、昭和四十七年度から平成四年度までの各年度にあつてはその三分の二(昭和六

十年度にあつては十分の六、昭和六十一年度から平成四年度までの各年度にあつては十分の五・五を、平成五年度から平成二十三年度までの各年度にあつては十分の五・五を補助を「係る事業がある場合においては、平成十八年度から平成二十三年度までの各年度において、当該事業に要する経費の十分の五・五を下回らない額の交付金が充当されるように算定」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国は、前項各号に掲げるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について同項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

附則第二項の前の見出し及び同項から附則第六項までを削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

(過疎地域自立促進特別措置法の一部改正)

第十一条 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第十条の見出し中「特例」を「特例等」に改める。

第十一条の見出し中「補助の特例」を「補助等」

に改め、同条中第一項を削り、第二項を第一項とし、同条に次の一項を加える。

2 国は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)第十二条第一項の規定により地方公共団体に対して交付金を交付する場合において、当該地方公共団体が同条第二項の規定により作成した施設整備計画に記載された改築等事業(同法第十一条第一項に規定する「改築等事業」をいう。)として、市町村計画に基づいて行う公立の小学校又は中学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となった公立の小学校又は中学校に勤務する教員又は職員のための住宅の建築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。)に係る事業がある場合においては、当該事業に要する経費の十分の五・五を下回らない額の交付金が充当されるように算定するものとする。

附則第七条の二を削る。

別表教育施設の項中「義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号)」を「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」に改める。

(成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第十二条 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十五年法

律第七号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「特例」を「特例等」に改め、同条第一項中「指定するもの」の下に「(次項において「特定事業」という。)を加え、次項及び第三項を「第三項及び第四項」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 国は、特定事業に要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

第五条中「第三条第四項」を「第三条第五項」に改める。

附則第二項ただし書中「又は補助金」を「補助金又は交付金」に改める。

附則第四項を削る。

附則第五項中「前二項」を「前項」に改め、同項を附則第四項とする。

附則第六項を削る。

別表教育施設の項中「義務教育諸学校施設費国庫負担法」を「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)」に改める。

(公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第十三条 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「特例」を「割合の特例等」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 国は、地方公共団体が公害防止計画に基づいて実施する公害防止対策事業に係る経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について第一項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

附則第一条第二項ただし書中「第三条第三項」を「第三条第四項」に改める。

(原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部改正)

第十四条 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法(平成十二年法律第四百十八号)の一部を次のように改正する。

第七条の見出し中「特例」を「特例等」に改め、同条中「定めるもの」の下に「(次項において「特定事業」という。)を加え、同条に次の一項を加える。

2 国は、特定事業に要する経費に充てるため

政令で定める交付金を交付する場合において
は、政令で定めるところにより、当該経費に
ついて前項の規定を適用したとするならば国
が負担し、又は補助することとなる割合を参
酌して、当該交付金の額を算定するものとす
る。

附則第三条ただし書中「又は補助金」を、「補
助金又は交付金」に改める。

別表義務教育施設の項中「義務教育諸学校施
設費国庫負担法」を「義務教育諸学校等の施設費
の国庫負担等に関する法律」に改める。

(公立養護学校整備特別措置法及び公立高等学
校危険建物改築促進臨時措置法の廃止)

第十五条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年
法律第百五十二号)

二 公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法
(昭和二十八年法律第二百四十八号)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施
行する。

(義務教育費国庫負担法の一部改正等に伴う経
過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の義務教育費
国庫負担法の規定は、平成十八年度以降の年度
の予算に係る国の負担について適用し、平成十
七年度以前の年度に係る経費につき平成十八年

度以降の年度に支出される国の負担(第十五条
第一号の規定による廃止前の公立養護学校整備
特別措置法第五条及び附則第十四項の規定に基
づく国の負担を含む。)については、なお従前の
例による。

(義務教育諸学校施設費国庫負担法等の一部改
正等に伴う経過措置)

第三条 第三条から第十四条まで及び附則第五条
から第七条までの規定による改正後の次に掲げ
る法律の規定は、平成十八年度以降の年度の予
算に係る国の負担若しくは補助(平成十七年度
以前の年度における事務又は事業の実施により
平成十八年度以降の年度に支出される国の負担
又は補助(第十五条第一号の規定による廃止前
の公立養護学校整備特別措置法第二条第一項及
び第三条第一項並びに附則第四項並びに第十五
条第二号の規定による廃止前の公立高等学校危
険建物改築促進臨時措置法第三条第一項の規定
に基づく国の負担又は補助を含む。以下この条
において同じ。)及び平成十七年度以前の年度の
国庫債務負担行為に基づき平成十八年度以降の
年度に支出すべきものとされた国の負担又は補
助を除く。)又は交付金の交付について適用し、
平成十七年度以前の年度における事務又は事業
の実施により平成十八年度以降の年度に支出さ
れる国の負担又は補助、平成十七年度以前の年
度の国庫債務負担行為に基づき平成十八年度以
降の年度に支出すべきものとされた国の負担又

は補助及び平成十七年度以前の年度の歳出予算
に係る国の負担又は補助で平成十八年度以降の
年度に繰り越されたものについては、なお従前
の例による。

一 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に
関する法律

二 産業教育振興法

三 学校給食法

四 夜間課程を置く高等学校における学校給食
に関する法律

五 スポーツ振興法

六 へき地教育振興法

七 離島振興法

八 豪雪地帯対策特別措置法

九 過疎地域自立促進特別措置法

十 成田国際空港周辺整備のための国の財政上
の特別措置に関する法律

十一 公害の防止に関する事業に係る国の財政
上の特別措置に関する法律

十二 原子力発電施設等立地地域の振興に関す
る特別措置法

十三 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十
九年法律第百八十九号)

十四 水源地域対策特別措置法(昭和四十八年
法律第百十八号)

十五 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第
十四号)

(構造改革特別区域法の一部改正)

第四条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第

百八十九号)の一部を次のように改正する。
第二条第四項中、「第十七条第一項」を削る。
第十五条から第十七条までを次のように改め
る。

第十五条から第十七条まで 削除

第十九条第一項中、「第十七条第一項に規定
する周辺の地域に比して教育上特に配慮が必要
な事情」を削り、同項第三号中「第十七条第一項
(同条第二項において準用する場合を含む。)の
規定により内閣総理大臣の認定を受けているこ
とその他」を削り、「市町村立学校職員給与負担
法」の下に「昭和二十三年法律第百三十五号」
を加える。

別表第七号中「市町村費負担教職員任用事業」
を「削除」に改める。

(奄美群島振興開発特別措置法の一部改正)

第五条 奄美群島振興開発特別措置法の一部を次
のように改正する。

別表義務教育施設の項中「義務教育諸学校施
設費国庫負担法」を「義務教育諸学校等の施設費
の国庫負担等に関する法律」に改める。

(水源地域対策特別措置法の一部改正)

第六条 水源地域対策特別措置法の一部を次のよ
うに改正する。

附則第三項の表中「義務教育諸学校施設費国
庫負担法」を「義務教育諸学校等の施設費の国庫
負担等に関する法律」に改める。

附則第六項の表豪雪地帯対策特別措置法第十
五条第二項の項を次のように改める。

豪雪地帯対策特別措置法第十五条第三項

十分の五・五

三分の二

十分の六

附則第六項の表過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第十一条第一項並びに別表教育施設の項及び消防施設の項の項中

「第十一条第一項」を「第十一条第二項」に改め、

同表公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第五十二号)附則第五項の項中「公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第五十二号)附則第五項」を「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律附則第三項」に改め、同表義務教育諸学校施設費国庫負担法附則第三項の項を削る。

別表第一中「義務教育諸学校施設費国庫負担法」を「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」に改める。

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第七条 沖縄振興特別措置法の一部を次のように改正する。

附則第六条第四項を削り、同条中第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「から第四項まで」を「及び第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同

条第十一項中「第五項」を「第四項」に、「第六項及び第七項」を「第五項及び第六項」に改め、同項を同条第十項とする。

別表二十三の項中「義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号)第二条第二項に規定する建物、公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第五十二号)第二条第一項に規定する小学校及び中学部に係る建物、産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)第二条に規定する公立の中学校中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。以下同じ。」に係る「を「公立の義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)第二条第一項に規定する義務教育諸学校に係る建物(同条第二項に規定する建物をいう。次項において同じ。)及び水泳プール、公立の中学校(中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。以下この項において同じ。)に係る産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)第二条に規定する」に改め、「産業教育のための設備、」の下に「公立の小学校(盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む。以下この項において同じ。)及び

中学校に係る」を加え、「公立の小学校(盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む。以下同じ。)及び公立の中学校に係る」を削り、「学校給食法」を「並びに公立の小学校及び中学校に係る学校給食法」に、「公立の小学校及び中学校に係る学校給食の開設に必要な施設並びにスポーツ振興法(昭和三十六年法律第四十一号)

第二十条第一項第一号に規定する小学校及び中学校に係る」を「学校給食の開設に必要な」に改め、同表二十四の項中「公立高等学校危険建物

改築促進臨時措置法(昭和二十八年法律第二百四十八号)第二条第二項に規定する」を「公立の義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第十一条第一項に規定する高等学校等(以下この項において「高等学校等」という)に係る」に、「公立養護学校整備特別措置法第二条第一項に規定する建物で高等部に係るもの、」を

「公立の高等学校等に係る」に改め、「公立の高等学校(中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。)に係る」を削り、「設備及び」の下に「公立の高等学校等に係る」を加え、「公立の高等学校に係る」を削る。

(日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の一部改正)

第八条 日本電信電話株式会社の株式の売払収入

の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第二項第二号を次のように改め

二 削除

(放送大学学園法の一部改正)

第九条 放送大学学園法(平成十四年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第四号中「第二十条第三項」を「第二十条第二項」に改める。

(後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部改正)

第十条 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和三十六年法律第一百二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改める。

(首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第十一条 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十一年法律第一百四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「第三条第二項又は第三項」を

「第三条第三項又は第四項」に改める。
(地方財政法の一部改正)

第十二条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「事務に要する次に掲げる」を「引揚者への援護に要する」に改め、同項各号を削る。

(港湾法の一部改正)

第十三条 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二十五項及び第二十六項中「附則第六条第八項」を「附則第六条第七項」に改める。

(道路整備特別会計法の一部改正)

第十四条 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十八項、第十九項及び第二十一項中「附則第六条第九項」を「附則第六条第八項」に改める。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
(本体	本号一部
四四〇円	四六〇円